



ナマステ・インド

インドに投資する専門家のための
総合ガイド

#PositiveImpact

免責事項

- 本免責事項は、本文書の使用について規律するものです。本文書を使用することにより、本免責事項を完全に承諾することになります
- 本文書は、インドで利用可能な投資選択肢、規制遵守、およびその他の関連情報に関する一般的概要を提供することを目的とするものであり、いかなる方法であれ、投資に関する財務アドバイスを提供するものではありません。本文書に記載されている情報に依拠する前に、ご自身の顧問弁護士や財務アドバイザーにご相談ください
- ドイツ銀行(当行)は、なんらかの事業の損失に関して、お客様に責任を負いません。事業の損失には、利益、収益、売上高、使用、生産、予定された預金、事業、契約、商業機会または暖簾の損失や損害が含まれますが、これらに限定されません
- 本文書に記載されている情報は、お客様の私的使用だけを目的としたものであり、当行も、当行の職員も責任を負わないと理解して頂いていることを信頼したうえで提供されております
- 本文書に記載されている情報は、2020年7月時点の最新情報です。それ以降の更新につきましては、読者ご自身で、投資アドバイザー／税務コンサルタントにご相談されるか、規制機関のウェブサイトをご覧ください

आनन्द मोहन बजाज
अपर सचिव

Anand Mohan Bajaj
Additional Secretary



भारत सरकार
वित्त मंत्रालय
आर्थिक कार्य विभाग
नॉर्थ ब्लॉक, नई दिल्ली – 110001
Government of India
Ministry of Finance
Department of Economic Affairs
North Block, New Delhi - 110001
Tel. : 23093881, Fax : 23092024
E-mail : am.bajaj@nic.in

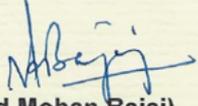
PREFACE

The year 2020 has been a watershed year for the global economy with unprecedented disruptions in business as usual. The challenges have never been bigger, nor has the human spirit and ingenuity to overcome them. As the economy navigates through uncharted territory, the economic fundamentals in India continue to remain strong with progressive reforms in vital sectors such as agriculture, labour and finance in the offering.

Government of India continue to work towards improving investor confidence by strengthening the regulatory framework, increasing coherence in the constantly evolving policy environment and facilitating ease of investing. The past year has witnessed streamlining of rules intended to ease access for foreign investors such as rationalization of foreign investment limits, introduction of Common Application Form for FPIs, opening up of debt markets through FAR and VRR.

Establishment of the International Financial Services Centre Authority (IFSCA) as a unified regulator for the development of the International Financial Centre at the GIFT CITY is a breakthrough initiative. IFSCA will provide world class regulatory architecture and ease of operations for investors from across the globe. Other important initiatives in the pipeline such as direct listing by Indian companies overseas and India's inclusion in global bond indices are expected to be game changers.

The importance of demystifying the policy and regulatory landscape in times of increased uncertainty can not be understated. I would like to laud Deutsche Bank India for their unwavering efforts in providing clarity to professionals investing in our economy by publishing this comprehensive guide. I wish the very best to Namaste India- Edition 2020 and expect it provides valuable perspective to foreign investors looking forward to invest in India.


(Anand Mohan Bajaj)
7 Oct. 2020



G. MAHALINGAM
WHOLE TIME MEMBER

**भारतीय प्रतिभूति
और विनिमय बोर्ड**
**Securities and Exchange
Board of India**

PREFACE

Against a background of global economic uncertainties due to Covid-19 pandemic, India continues to attract foreign investments. India garnered the highest foreign portfolio inflows in the first half of 2020 compared to its emerging market peers. This optimistic foreign investor sentiment continued in July and August buoyed by record capital raising by leading domestic firms and the attractive interest rate differential.

India has been receiving global capital through both Foreign Direct Investment (FDI) and Foreign Portfolio Investments (FPI) routes. Foreign Portfolio Investment (FPI) inflows also rebounded to a 15-month high in June, 2020 and it is highly important for the Indian capital markets to continue to offer a sound and highly evolved framework to support investors with an emphasis on ease of doing business.

One of the important objectives of SEBI has been to make the experience of Foreign Portfolio Investors more assured and efficient. The revamped FPI regulations 2019 and the Common Application Form with digital market entry solution is a significant step in that direction.

Deutsche Bank has been bringing out a detailed guide to the FPI framework in India for the last six years and I gather that it has been received very well by the market. I congratulate the Deutsche Bank in continuing this effort for the seventh year running and I am sure the guide will continue to meet with enthusiastic response from the investor community worldwide.

G MAHALINGAM

WHOLE TIME MEMBER

SECURITIES AND EXCHANGE BOARD OF INDIA (SEBI)

September 28, 2020



भारतीय रिज़र्व बैंक
RESERVE BANK OF INDIA

www.rbi.org.in

कार्यपालक निदेशक
Executive Director

The year 2020 has seen disruptions across the globe on a scale and at levels not seen or imagined previously. The world is grappling with the health and economic impact of Covid-19. The massive shock to the Global economy in the first half of this year however is easing as countries started to unlock in the quarter starting July giving hope that a gradual recovery is underway.

Equity markets have bounced back from their March troughs in the economies with systemically developed financial sectors. In India, market sentiment has been bolstered by the reopening of Indian economy and the easing of COVID-19 related lockdown measures. Fiscal and monetary policy support, in form of government credit guarantees, restructuring of loans, capital and liquidity buffers to support lending have further fueled investor confidence. On the back of buoyant FDI, resurgence of FPI flows and current account surplus, foreign exchange reserves have crossed half a trillion mark in June 2020.

Foreign Direct Investment and Foreign portfolio investments are key sources of capital for the Indian economy and it is important to ensure transparency as well as harmonized investment experience as the investment regulations evolve.

With the variety of asset classes and products now available in the Indian financial markets, to foreign investors, a reference guide like Namaste India can help participants in gaining an insight to the regulatory framework.

I would like to congratulate the efforts of Deutsche Bank team in publishing this seventh edition of the Namaste India guide and hope this proves to be a useful reference for foreign investors.

(M. Rajeshwar Rao)

केन्द्रीय कार्यालय भवन, शहीद भगतसिंह मार्ग, मुम्बई - 400 001. भारत
फोन : (91) 22-2270 4222 फैक्स : (91) 22-2270 4221 ई-मेल : mrajeshwarrao@rbi.org.in

Central Office Building, Shahid Bhagat Singh Marg, Mumbai - 400 001. INDIA
Tel: (91) 22-2270 4222 Fax: (91) 22-2270 4221 E-mail: mrajeshwarrao@rbi.org.in

हिंदी आसान है, इसका प्रयोग बढ़ाइए

目次

序文	17
1. 序文	
1.1. 背景 - FPI	20
1.2. 2020最新情報	21
1.3. 本ガイド全体のナビゲーション	21
1.4. Nmaste India 電子書籍	21
2. インドの証券市場 – 概要	
2.1. 市場:参加者と構成	22
2.2. 法的枠組み	23
2.3. 規制構造:市場規制者	25
2.4. 資本市場概要	27
2.5. 取引ガイドラインの概要	30
2.6. 証券識別	30
2.7. 資産クラス	31
2.7.1. 株式	31
2.7.2. 債券	31
2.7.3. デリバティブ	32
2.7.4. インド預託証券 (IDR)	32
2.7.5. 海外で発行されたインドルピー建て債券(マサラ債)	32
2.8. 商品デリバティブ	33
2.9. 外国為替 (FX)	35
3. インドへの投資ルート	
3.1. 外国投資の手段	36
3.1.1. 外国ポートフォリオ投資家 (FPI)	37
3.1.2. 外国直接投資 (FDI)	39
3.1.3. 外国ベンチャーキャピタル投資 (FVCI)	40
3.1.4. 在外インド人 (NRI)	40
3.2. インド証券への他のアクセスルート	40
3.2.1. 預託証券	40
3.2.2. オフショアデリバティブ商品	41

3.2.3.	オフショアで発行されたインドルピー建て債券	41
3.2.4.	外貨建て転換社債(FCCB)	42
3.3.	複合的部門上限	42
3.4.	外国投資家に許可されている投資	43
4.	外国直接投資(FDI)	
4.1.	外国直接投資を管理する規制枠組み	45
4.2.	FDIのための参入ルート	45
4.2.1.	自動ルート	45
4.2.2.	政府承認ルート	45
4.2.3.	外国ポートフォリオ投資総額	45
4.3.	政府承認手続き	46
4.4.	FDIポリシーの回覧	49
4.5.	FDIが禁止されているセクター	49
4.6.	適格水準	49
4.7.	口座の構造	50
4.8.	投資上限	50
4.9.	投資に関する条件	50
4.10.	FDIスキーマに基づく投資方法	50
4.11.	流入	51
4.12.	取引の規制報告	51
4.13.	売上金額の送金	52
5.	外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)	
5.1.	定義	53
5.2.	市場参入	53
5.2.1.	登録	54
5.2.2.	文書要件	54
5.2.3.	申請のオンライン提出	55
5.2.4.	料金	55
5.2.5.	口座の構造	56
5.2.6.	FPIとしての登録が許可されているFVCI	56
5.3.	投資ガイドライン	56
5.3.1.	許可部門および取引	56
5.3.2.	投資基準	57
5.3.3.	支払方法	57
5.3.4.	送金	57
5.4.	報告要件	58
6.	外国ポートフォリオ投資家(FPI)ー市場参入	
6.1.	序文	59
6.2.	指定預託機関参加者(DDP)	60
6.3.	FPI適格基準	60
6.4.	カテゴリー分類	61
6.5.	FPI登録書類および手数料要件	62
6.5.1.	共通申請様式	62
6.5.2.	登録書類	62
6.5.3.	登録手数料	63
6.5.4.	登録プロセスとタイムライン	63
6.5.5.	登録有効期間と登録の更新	63
6.6.	恒久税務番号(PAN)に関する要件	62

6.7.	その他の適用される規範	64
6.7.1.	名称の変更	64
6.7.2.	自国管轄区域での遵守 – ステータスの変更	65
6.7.3.	重要情報の変更	65
6.7.4.	DDPの変更	65
6.7.5.	マルチ・マネージドFPI事業体	66
6.7.6.	適切に規制され、依頼者に代わって投資することを許可された事業体	66
6.7.7.	登録の取り消し	67
6.7.8.	種類株式の追加	67
6.8.	外国ポートフォリオ投資家に関する一般的義務・責任	67
6.9.	行動規範	68
6.10.	FPI向け口座の構造	69
7.	比較表	
7.1	カテゴリー分類の効果	70
8.	顧客確認(KYC)フレームワーク	
8.1.	FPI向けKYC	73
8.2.	書類の認証	76
8.3.	外国直接投資と外国ベンチャーキャピタル投資家	77
8.4.	定期的KYC	78
8.5.	KYC登録機関(KRA)	78
8.5.1.	KYC情報のアップロード	78
8.5.2.	承諾の仕組み	78
9.	投資ガイドラインおよび所有権の制限	
9.1.	概要	80
9.1.1.	インドでの投資	80
9.1.2.	ガイドライン	81
9.1.3.	同じ投資グループに属するFPIの投資上限の出資	81
9.2.	投資ガイドライン—株式	82
9.2.1.	概要	82
9.2.2.	株式の発行市場投資	82
9.2.2.1.	複数入札に関する制限	83
9.2.3.	株式の流通市場投資	83
9.2.4.	株式における投資上限および上限の監視	84
9.2.4.1.	外国人保有比率の上限	84
9.2.4.2.	上場会社の制限監視の仕組み	84
9.2.5.	他の投資ガイドラインおよび規制報告書の要件	86
9.3.	証券貸借(SLB)	88
9.4.	投資ガイドライン—債券—一般投資ルート	91
9.4.1.	国債	93
9.4.1.1.	一次発行	93
9.4.1.2.	セカンダリー(流通)市場	93
9.4.2.	社債	93
9.4.3.	一次発行	96
9.4.3.1.	G-Secs and SDLs	96
9.4.3.2.	社債—電子入札メカニズムを通じた私募発行	97
9.4.4.	セカンダリー市場	97
9.4.4.1.	国債	97

	9.4.4.2.	社債	97
	9.4.4.3.	見積依頼プラットフォーム	97
9.5.		投資ガイドラインー債券ー自主的な保有ルート(VRR)	99
9.6.		投資ガイドラインー債券ー完全にアクセス可能なルート	101
	9.6.1.	重要語	101
	9.6.2.	投資上限額	102
	9.6.3.	投資手続き	102
	9.6.4.	既存FPI投資のための移行	102
	9.6.5.	債券の投資ルートのための比較表	103
9.7.		投資ガイドラインーデリバティブ	107
	9.7.1.	株式デリバティブ	107
	9.7.2.	金利先物(IRF)	107
	9.7.3.	通貨デリバティブ	108
9.8.		投資ガイドラインーハイブリッドセキュリティー(REITs, InvITsおよびAIFs)	112
	9.8.1.	不動産投資信託(REIT)	112
	9.8.1.1.	ユニットの発行と割当	112
	9.8.1.2.	ユニットの上場と売買	113
	9.8.1.3.	査定	113
	9.8.2.	インフラ投資信託(InvIT)	114
	9.8.2.1.	InvITの重要な特徴	114
	9.8.2.2.	ユニットの発行と割当	115
	9.8.2.3.	ユニットの上場と売買	115
	9.8.2.4.	InvITのユニットでの売買 および決済に関連して取引所が通知した規範	115
	9.8.3.	REITおよびInvITsの優先発行および私募発行	116
	9.8.4.	戦略的投資家REIT/InvIT	117
	9.8.5.	オルタナティブ投資ファンド(AIF)	117
	9.8.5.1.	定義	118
	9.8.5.2.	私募	118
	9.8.5.3.	オルタナティブ投資ファンドの登録	118
	9.8.5.4.	AIFの投資制限および条件	119
	9.8.5.5.	一般的投資条件	120
	9.8.5.6.	査定	120
	9.8.5.7.	上場	121
	9.8.5.8.	適格投資家	121
	9.8.5.9.	資産管理コード	121
	9.8.6.	REIT, InvITs/AIFsの投資の資金調達	121
9.9.		投資ガイドラインーオフショアデリバティブ証券(ODI)	121
	9.9.1.	2019年FPI規制に基づくODI商品の発行条件	121
	9.9.2.	FPIによるODI/参加証書発行の報告	125
9.10.		報告要件	126

10. 清算および決済

10.1.		概要	129
10.2.		持ち分の清算および決済	130
	10.2.1.	現金市場における証拠金	133
10.3.		債券	134
	10.3.1.	国債(G-Sec)、短期国債(T-Bills)および州開発融資(SDL)	134
	10.3.2.	社債投資	140
	10.3.2.1.	OTC社債取引	140
	10.3.2.2.	取引所プラットフォームを通じて執行・決済された社債	142
	10.3.3.	取引所の債券セグメントの証拠金	143
10.4.		デリバティブ	143

10.4.1.	株式デリバティブ	143
10.4.2.	金利先物(IRF)	147
10.4.3.	通貨デリバティブ	148
10.5.	証券貸借	148
10.6.	為替におけるリスク管理	151
10.6.1.	マージン	151
10.6.2.	自己資本比率規制	151
10.6.3.	コア決済保証資金(CSGF)	151
10.6.4.	SPAN (標準ポートフォリオリスク分析)モニタリング	153
10.6.5.	見返預金	153
10.6.6.	段階的監視措置	153
10.7.	取引主体識別コード	154
11. 資産管理サービス		
11.1.	概要	155
11.1.1.	コーポレート・アクションの種類	156
11.1.2.	コーポレート・アクションのハイライト	156
11.2.	ライフサイクル- 必須のコーポレート・アクション	157
11.3.	ライフサイクル- 任意のコーポレート・アクション・イベント	158
11.4.	投票	159
11.4.1.	電子投票	159
11.4.2.	会議の結果の公表	160
12. 銀行取引および為替ヘッジに関するガイドライン		
12.1.	許容される金融機関	161
12.2.	通貨のヘッジング	161
12.3.	FPIの責務	162
12.4.	ポジションのモニタリング	163
13. 税金面		
13.1.	FPI向けのインドでの税制	164
13.1.1.	源泉課税(WHT)	164
13.1.2.	キャピタル・ゲイン課税	165
13.1.3.	有価証券取引税	165
13.1.4.	税率	165
13.1.5.	予納税	167
13.2.	二重課税回避	167
13.3.	最低代替税(MAT)	168
13.4.	一般的租税回避防止規定(GAAR)	168
13.5.	印紙税	168
13.6.	外国口座税務コンプライアンス法(FATCA) / 共通報告基準(CRS)	171
13.6.1.	FATCA	171
13.6.2.	CRS	171
13.6.3.	報告金融機関のための報告要件(RFI)	171
13.7.	物品サービス税	172
13.8.	インドへのファンド管理の国内移転	172
13.9.	間接移転に対する課税	174
14. グジャラート州国際金融テックシティ (GIFT)		
14.1.	背景	175

14.2.	GIFTのポジショニング	.176
14.3.	国際金融サービスセンター (IFSC)	.176
14.4.	GIFT-IFSCに進出するメリット	.176
14.5.	IFSCを管轄する規則	.176
14.6.	規制当局	.176
14.7.	IFSC内での商品/許容証券	.177
14.8.	GIFT IFSCでユニットを開設できる事業体	.177
14.8.1.	銀行セクター – インド準備銀行 (RBI) の規制下	.177
14.8.2.	保険セクター – インド保険規制開発庁 (IRDAI) の規制下	.177
14.8.3.	資本市場 – インド証券取引委員会 (SEBI) の規制下	.177
14.8.4.	外国投資家	.178
14.8.5.	ポートフォリオマネージャー向け許容投資、AIF またはIFSCにおける投資信託運営	.178
14.9.	GIFT-IFSCにおける課税枠組み	.178
14.9.1.	免除取引	.178
14.10.	利用可能通貨	.179
14.11.	IFSCで展開している証券取引所	.179
14.11.1.	インド外国為替INX	.179
14.11.2.	NSE IFSC	.179
14.11.3.	IFSCの証券取引所で現在提供されている商品	.179
14.11.4.	取引と決済	.180
14.12.	名義人分離口座構造	.180
14.13.	重要なリンク	.181
15.	業界見通し	.182
16.	添付	
	添付1:FPI登録用申請書フォーマット	.184
	添付2:FPI登録に必要な書類	.197
	添付3:役立つ参照リンク一覧	.216
	添付4:インドにおける主な連絡先	.217
	添付5:本ガイド内で使用されている略語の一覧	.222

Foreword

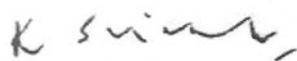
It's that time of the year, when team Deutsche Bank gets ready with its updated version of the annual publication, Namaste India. The Namaste India book this year has been quite unique as the complete book was designed, compiled and put together Working from Home (WFH).

One of the key aspects of 2020 was the launch of "Access India" portal which facilitate, digital market entry for Foreign Portfolio Investors (FPI). This portal facilitates completing the registration digitally and a two way communication between the FPI and DB team.

Five years after the start of the FPI regime, the regulators have further rationalised the access and investment norms, for the foreign investors, with the release of the new FPI regulations, new FEMA Debt and Non-Debt rules, Fully Accessible Route for investment in specified G-Secs without any limits. Launch of Common Application Form (CAF) is a step forward to facilitating end to end digital market entry for the FPIs. The CAF proved to be a boon during the CoVID-19 lockdown restrictions in seeking the access to market.

Apart from the easing of regulatory framework, the Government and the regulators have been providing much needed impetus and stimulus to restart the economy in the last 2 quarters of financial year 2020-21, during the WFH/ lockdown scenario. As the country gets ready for, inclusion into the Bond Index, and few marquee IPOs, we at Deutsche Bank look forward to providing more innovative solutions and products to enhance the client experience.

We would like to thank our clients, partners and intermediaries who have encouraged us and provided us with such valuable feedback. We would also like to thank all our colleagues who have worked tirelessly, despite the current situation, in bringing out the 7th Edition of the book.



Sriram Krishnan
マネージングディレクター
インドおよび亜大陸証券サービス責任者
電子メール：sriram-a.krishnan@db.com



Anand Rengarajan
マネージングディレクター
アジア太平洋地域証券サービス責任者
電子メール：anand.rengarajan@db.com

1 序文

新型コロナウイルス感染症による経済急落の深刻さからの世界経済の回復は、主要経済全体にわたる大規模な財政金融政策の刺激からの強力な後押しに助けられながら、予想よりも目覚ましい速さで進行中です。7月から8月にかけての主要経済国における新型コロナウイルス感染数の新たな急増により、回復の初期の兆候が抑制されています。しかしながら、世界の金融市場は上昇傾向になっており、新興市場へのポートフォリオの流れが再開されています。

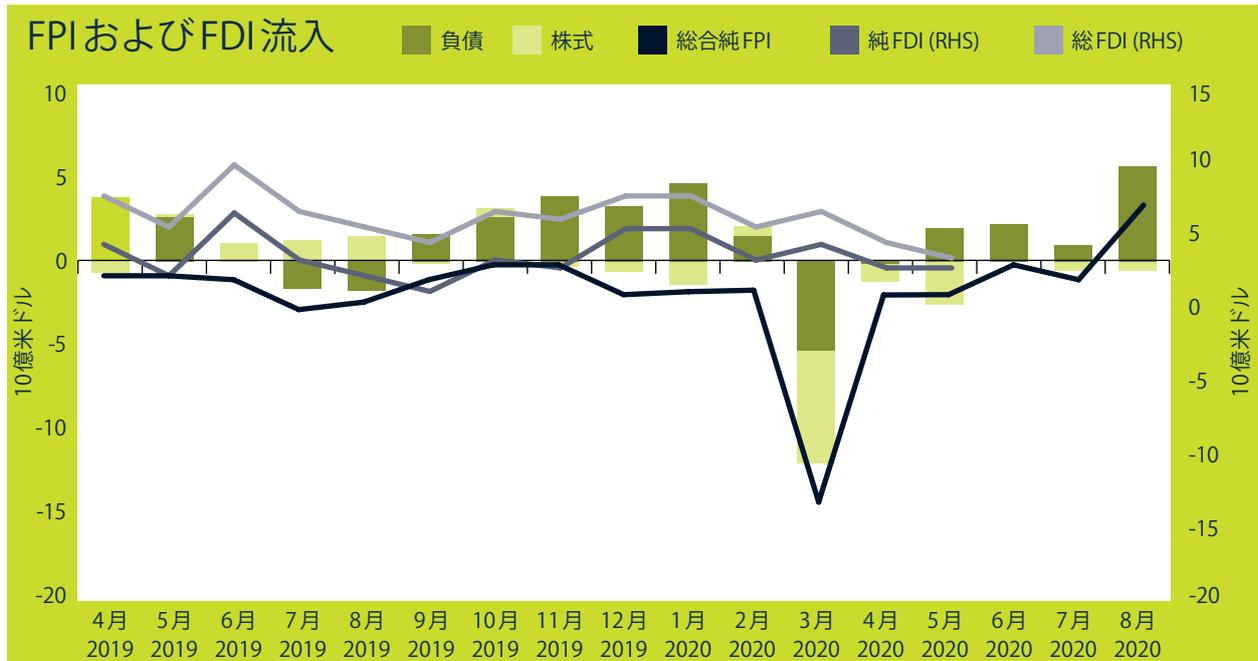
主要な世界経済の中で、インドGDPの23.9%減はわずかに高いです。高い減少率は、4月から6月にインドが強行した最も厳しい都市封鎖に起因しています。その厳しい手段が経済活動を減少させる一方、都市封鎖は、インドが、死亡率を高める広域感染を世界で最も低いものの一つに抑制することができました。

現在、インドは6月四半期から都市封鎖を解除したことをもって、高頻度取引指標が、4月から6月の四半期に経済が打撃を与えたことで生じた前代未聞の底値からの改善を示しているため、最悪の事態は過ぎ去ったように思えます。PMI製造業、主要8業種、電子運送証明書、ハリフ播種、電力消費、鉄道貨物、貨物輸送及び乗用車販売などいくつかの高頻度取引指標における広範囲にわたる復活成長が成長回復の見込みの前兆をよく示しています。小売デジタル支払取引も回復し、4月と5月の都市封鎖後に最高値を更新しました。

農業部門が南東の健全な季節風に支えられた明るく回復力のある場所であり続けているため、地方の需要に目覚ましい復興の兆候があります。

歴史的な高値で持続するFPIとFDI

資金調達面に関して、純海外直接投資 (FDI) は、感染拡大状況では堅調な数字とはいえ、一年前の72億米ドルから2020年4月、5月には44億米ドルに減りました。他方、新興市場の対等国と比較して、2020年上半期において、インドは最も高い海外ポートフォリオ流入を獲得しました。この楽観的な国外投資家心理は、国内大手企業と世界的な低金利による記録的な資金調達に支えられ、7月と8月も続きました。8月には、債券市場における全面売りもまた逆転し、市場の信頼をさらに強化しました



出典：CSDLおよびRBI

企業収益の回復見通しは改善し、インドは引き続き、中長期的な投資家にとって最重要な国であり続けます。規制政策は、国内投資がより魅力あるものになると期待されており、機関投資家にとって事業の取組易さが改善すると見られています。

1.1. 背景 - FPI

2014年1月、インド証券取引委員会 (SEBI) により、2014年海外ポートフォリオ投資家 (FPI) 規制が発表され、2014年6月1日から運用開始されました。外国投資家向けのFPI市場アクセスモデルは、以前のFII/サブ・アカウント/QFIモデルから、統一FPI制度へと進化したもので、現在は9000を超える登録FPIで安定しています。

FPIモデルの導入には、市場参入プロセスに効率をもたらすことを目的に、SEBIがインドの証券保管機関に委託した指定預託機関参加者 (DDP) の役割も含まれています。これは、リスクベースの顧客確認の実施を伴うものです。

FPI制度については、RBIのMr. H.R.の議長のもとでSEBIにより設定された、FPI規則に関する作業部会を通じて徹底的な見直しも経ました。前Dy. Khan, RBI総裁作業部会による多くの勧告が承認され、修正された政策が実施中です。

本ガイドの目的は、投資家、投資専門家、仲介機関、および市場参加者に対し、FPIモデルに関する包括的な参考情報を提供することです。全ての投資ルート (海外直接投資 (FDI) および外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI) を含みます) の概要が、インド証券市場の構造についての概要、資産クラスおよびそれらに関する投資ルールとともに記載されています。

1.2. 2020 最新情報

この版では、2019年8月1日までに通知された全ての規制や手順の変更だけでなく、外国ポートフォリオ投資家に関連する重要な側面について、該当する場合、追加資料または修正資料についてもカバーされています。

本年から、より最新の規制的変更を含めるため、電子書籍としてアクセス可能で、かつ自由にダウンロードすることができるNamaste Indiaのオンライン版が四半期ベースで更新されます。

1.3. 本ガイド全体のナビゲーション

- 本書の第2章と第3章として、インドの証券市場、および普及しているインドへの様々な投資ルートに関する情報部門の概要を共有し、FPIモデルの背景を記載しています。これには、三つの外国投資ルートにわたる投資許可などの重要な側面に関する比較表が含まれます。
- インドへの海外直接投資 (FDI) が着実に増えていることから、FDIルートやFVCIルートについて詳しく説明できるよう、個別に章を用意して第4章および第5章としました。
- 第6章では、FPIの市場参入のプロセスに関する包括的情報を記載しています。
- 第7章では、FPIのカテゴリー分類に関する比較表、それに従った投資制限、および運用モデルを記載しています。
- 第8章では、FPIに適用されるリスクベースのKYCの枠組みや、その他の外国投資ルートに適用されるKYCの枠組みに関する詳細な注釈を記載しています。
- 第9章では、FPIルートに適用される投資ガイドラインが詳細に記載されています。ここでは、債券、株式や、その他の許可された金融商品、投資プラットフォーム、所有制限などに関する情報が含まれます。このセクションには、負債への投資のための様々なルートに関する詳細な注記とそのような投資の比較表が含まれています。証券貸借、デリバティブ、およびREITやInvITなどのその他の複合金融商品を規律する規則についての総合的情報も、この章にてご覧になれます。
- FPIは、インドの証券市場で国内参加者と同じくらい高度に発達しており安定した清算・決済構造を経験することになります。第10章では、インドの証券市場における清算や決済の環境に関する概要を記載しています。このセクションは、重要な側面を伝えるようデザインされた要約情報を提供しています。
- 第11章では、資産管理サービスの環境に関する詳細な注釈を記載しています。
- 第12章では、銀行業務、送金ルール、および通貨のヘッジングに関連したガイドラインが対象となっています。
- 第13章では、適用される税構造について概説しています。記載している情報は目安としてのみ提供しており、実際に適用される税については、様々な要因に応じてケースバイケースで異なります。本章では、課税環境に対する大きな変更に関する最新のアップデートも記載しており、クロスボーダーの条約変化、国際税政などをカバーしています。
- 第14章では、アーメダバードのGIFTシティにおける国際金融サービスセンター (IFSC) について説明しています。
- 第15章では、業界見通しというタイトルにて、インドの金融市場に関して市場の専門家が重要側面について記事を寄稿しています。(これらの記事に表明されている見解は著者の見解であり、ドイツ (Deutsche) 銀行の見解を表すものではありません)。
- 別紙には、FPI市場参入に関連する様式やテンプレートに加えて、有用な参照リンク、主要連絡先が記載されています。

1.4. Namaste India 電子書籍

ナマステインドは電子書籍として入手可能で、オンラインにてアクセスが可能で、かつダウンロードは無料です。電子書籍は、現行版に加え、日本版 (2016年以降の刊行版) および2019年から韓国版を含め、過去のバージョンも入手可能です。

電子書籍は次のアドレスにて閲覧できます <https://www.namasteindia-db.com/>

2 インドの証券市場 – 概要

インドの証券市場では、効率的で堅牢な市場基盤を創造し、新規の商品への投資の機会を拡張し、投資家の利益を保護しながら、およびすべての利害関係者のため市場を安全なものにするのと同時に、改革への取り組みが継続的に為されてきました。

2.1. 市場：参加者と構成

証券市場は、証券の発行者、個人投資家や機関投資家、および仲介機関（ブローカー、値付け業者、商業銀行、証券保管機関など）という参加者から構成されています。ブローカー、商業銀行などの仲介機関は、プラットフォーム／市場に発行者と投資家とを呼び込み易くして、取引を促進します。

証券は、大まかには以下の通りに分類されます：

- 株式、債券、社債(全部、一部が転換可能なもの、および不可能なもの)、法人や企業の市場性証券と類似のその他の市場性証券
- 公債、短期国債、州開発融資
- 証券の権利または持分
- デリバティブ—先物およびオプション

二つのセグメントがあります。即ち、プライマリー市場(新規発行)とセカンダリー市場(プライマリー市場で発行される証券の取引)です。

- **プライマリー市場**：資本リソースの調達を目的とした、証券の初回発行です。企業体は資本証券(普通株、債務証券、債券など)を発行し、政府(中央政府や州政府)は債務証券(償還期日付証券、財務省短期証券)を発行します。プライマリー市場は「公募債」(全てのカテゴリの投資家がアクセスできるもの)と「私募債」または第三者割当(一部の人々や機関に発行されるもの)を特徴としています。
- **セカンダリー市場**：セカンダリー市場は次のもので構成されます：
 - **証券会社店頭(OTC)市場**：相互に証券の交渉が行われ、交渉が成立すれば即時受渡と決済が行われる市場。ただし、SEBIとRBIの規制下にある、事業体による当該OTC取引のすべての報告と決済は、取引所の清算機関を通じて行う必要があります
 - **為替取引市場**：ここでは、規制下にある証券取引所で取引が執行され、清算機関(更改と決済の保証を提供)が清算と決済を行います

インドの株式市場は主に取引所主導型ですが、債券市場については、OTCと上場モデルとの混合です。

インド証券市場には、単一の株式や指数、通貨、金利などに基づいた様々なデリバティブ商品を備えた、活気ある上場デリバティブ市場(先物市場やオプション)も存在します。

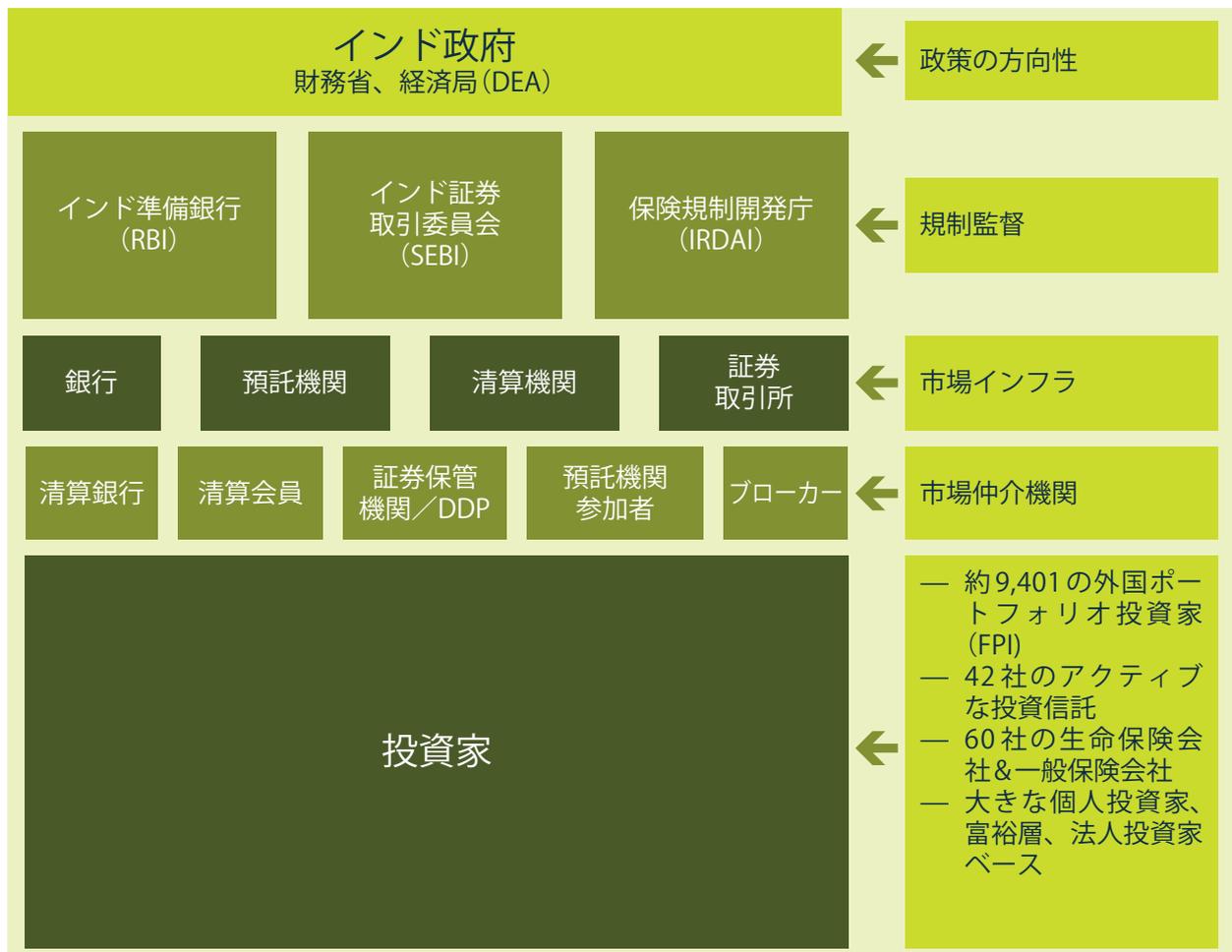
2.2. 法的枠組み

インドの証券市場に適用される重要な法律は次の通りです。

- i. **2013年会社法**：会社の設立、会社の取締役の責任、任命、役割、会社の解散に関する手続き、監査済み財務諸表等の様々な開示に関する規制の枠組みを提供します。加えて、それは、証券の発行、割当、および移転、並びに公募の際に為されるべき開示に関して、会社の行動規範をも明記します。
- ii. **1992年インド証券取引委員会法 (SEBI法)**：SEBIはこの法律に基づき、証券市場を開発かつ規制し、証券への投資家の利益を保護するために設立されました。SEBIは株式取引、預託、清算組織、証券保管機関、ブローカー、特に国内外の機関投資家を規制します。SEBIは、資金調達、証券発行および証券譲渡、企業利益などに関して企業を規制する権限を有します。SEBIは、同法に関連する違反、および同法のもとで審判に付された違反すべてについての問い合わせ、監査、調査を行う権限、および、同法、および同法に基づき制定されたルール、および規則の規定の違反がある場合、違反者を処罰する権限を有しています。
- iii. **1956年証券契約(規制)法(SCRA)**：同法は、有害な取引を防止する為に、証券取引事業の規制を規定しています。これにより、中央政府は、証券取引所において、(a)承認と継続的監督の過程を通じて証券取引所、(b)証券契約および(c)証券上場を規制する権限を取得します。
- iv. **1996年預託機関法**：同法は、証券市場における預託機関の設立について規定するもので、スピード、精度、および安全性と確実性を備えた、証券の準即時的譲渡の確保を目的としています。同法により、証券発行を伴わない(Demat)証券の、電子的な所有権維持・所有権譲渡が確実に行えます。
 - 同法は、証券発行を伴わない代替可能な形式にて、預託機関に保管される全ての証券について規定しています
 - 同法により、預託機関は、発行者の帳簿上に登録される証券所有者となることができます
 - 預託機関が実質所有者の登録簿および索引を維持するものとします
 - 登録された保有者としての預託機関は、預託機関が保有する証券に関して、いかなる議決権その他の権利も保有しません
 - 実質所有者は、預託機関が保有する実質所有者の証券に関して、すべての権利および負債についての権限を有します
- v. **2016年破産倒産法**：同法は、債務超過を解決するための期限付き手続きを提供します。
- vi. **1999年インド外国為替管理法(FEMA)**：同法は、2000年月に成立し、外部の取引および支払いを促進し、インドにおける外国為替市場の開発および維持の為に、外国為替取引を規律しています。同法は、債券セグメント(国債、社債双方)を含むインド証券市場における外国投資家の外貨取引、投資、証券等を扱う外国投資家に対する様々な報告要件を規律しています。
- vii. **2002年資金洗浄対策法(PMLA)**：PMLAは、顧客の特定、取引のモニタリング、マネーロンダリング防止手段、モニタリング要件や報告要件などの基本的な法的枠組みを提供しています。PMLAは、顧客特定、取引のモニタリングや記録、およびそれらの文書化の為に規則およびルールを規定する為、幅広い枠組みを市場の規制者に明示しています。
- viii. **証券取引所、預託機関、清算機関のルール、規則、定款**
- ix. **外国投資家に適用される重要な法令には以下のものも含まれます**
 - 1999年FEMA、および関連する回状や通知には、以下のものが含まれます。
 - 2019年外国為替管理(非債券)規則

- 2019年外国為替管理(債券)規則
- 2019年外国為替管理(非債券の支払および報告の方法)規則
- 2019年SEBI(外国ポートフォリオ投資家)規則
 - 外国ポートフォリオ投資家、指定預託機関参加者および適格外国人投資家のための運用ガイドライン
- 2000年SEBI(外国ベンチャーキャピタル投資家)規則
- 2011年SEBI(株式の大量取得および買収)規則
- 2018年SEBI(資本の発行および開示要件)規則
- 2015年SEBI(インサイダー取引の禁止)規則
- 2003年SEBI(証券市場に関する詐欺的取引及び不公正な取引慣行の禁止)規則

監督枠組み



全ての市場仲介機関の登録と規制のため、ならびに、証券を取り扱う投資家の利益保護、および不公正な取引慣行などの防止のために、SEBIは、SEBI法と預託機関法に基づき、規則を立案しました。これらの法律に基づき、政府とSEBIは、市場参加者が編纂する必要のある通知、ガイドライン、回状を発行します。証券市場の規制は、以下の機関が共同で担当しています。

1. 経済庁 (DEA) 、
2. 企業省 (MCA) 、
3. インド準備銀行 (RBI) および
4. インド証券取引委員会 (SEBI)

2.3. 規制構造：市場規制者

インドには以下の通り、様々な監督機関が存在します。

インド政府 (GoI) 財務省：

財務省は、インド政府の財政の管理を担当する最高省庁です。主要任務は次の通りです。

- 開発活動のためのリソースの調達・動員など、国に影響を与えるあらゆる経済事項および財務事項の管理
- 様々な州のリソースの移転など、中央政府の支出の調整

財務・企業省は以下の庁から構成されています。

- 経済庁
- 歳出庁
- 歳入庁
- 金融業務庁
- 投資・公的資産管理庁 - DIPAM (旧称：政府保有株式売却庁)

経済庁 (DEA) はインド政府の結び目の役割を果たす機関で、インドの銀行、保険、資本市場の機能に関連する政策といったマクロレベルでのインドの経済政策やプログラムの立案や監視を行います。

DEA内の資本市場部門が、証券市場の成長・発展やSEBIの秩序ある機能に関連するあらゆる政策課題を主体的に担当します。

財務省

連絡先	経済庁 北ブロック、ニューデリー
-----	---------------------

ウェブアドレス	http://www.finmin.nic.in
---------	---

インド政府直接税中央委員会 (CBDT)：

財務省の下で歳入庁の一部となっており、所得税庁を含む直接税を管轄しています。諸国との二重課税回避協定の締結、FATCAおよびCRSに基づく情報交換、GAAR実施等の責任も負っています。

インド証券取引委員会 (SEBI)：

SEBIは、証券市場とつながっている様々な仲介機関や機関投資家（ブローカー、投資信託、FPI、証券保管機関、商業銀行など）にとっての規制・登録機関です。1992年インド証券取引委員会法は、議会法により、1992年1月30日に発効されたもので、SEBIに対し、市場仲介機関や投資家を統制す

る様々な規制を発令する権限を与えるものです。投資信託および代替投資ファンドのような国内機関投資家は別として、SEBIは、外国ポートフォリオ投資家および外国ベンチャーキャピタル投資家の為に、インドへの当該投資の規範を規定しつつ、その規制の枠組みをも、規律し、提供しています。

インド証券取引委員会 (SEBI)

連絡先 インド証券取引委員会
SEBIビル、区画番号C4-A、Gブロック、
バンドラ・クララ総合ビル、バンドラ(E)、
ムンバイ - 400 051.
+ 91 22 26449000

ウェブアドレス <http://www.sebi.gov.in>

インド準備銀行 (RBI) :

RBIはインドの中央銀行で、以下のような様々な機能を果たしています。

- 物価の安定性維持、生産性の高いセクターへの十分な信用の流入の確保を目的として、金融政策の策定、実施、モニタリングを行っています
- インドの銀行業務・金融システムが機能する範囲内での銀行業務のオペレーションのパラメータを規定します
- 外国為替準備の証券保管機関となることで、外国投資のインフローとアウトフロー(外国投資家によるインド証券への投資を含みます)を規制します
- プライマリーディーラーを通じて債券市場を規律し、市場参加者に流動性サポートを提供します

インド準備銀行 (RBI)

連絡先 外国為替庁
中央事務所ビル11階
ムンバイ - 400 023
+ 91 22 2260 1000

ウェブアドレス <http://www.rbi.org.in>

インド保険規制開発局 (IRDAI)

インドの保険会社を規制します。1999年IRDA法に基づいて設立されました。

インド保険規制開発局 (IRDAI)

連絡先 インド保険規制 開発局
シリアル番号 115/1, 金融区
Nanakramguda, Gachibowli,
ハイデラバード - 500032
+ 91 22 2260 1000

ウェブアドレス <http://www.irdai.gov.in>

証券取引所の監督

インドの証券取引所は、SEBIの全体的な規制下にあります。取締役会が監督する独自のルール、規制、定款に基づく自主規制機関となっています。継続的な管理とは別に、整然とした、透明性の

高い公正な取引慣行の確保、会員の入会と退会の管理、投資家保護基金の維持、投資家の苦情への対処を行う責任を負っています。

取引が履行される主要取引所は、インド国立証券取引所（NSE）、ボンベイ証券取引所（BSE）、インド・メトロポリタン証券取引所（MSE）です。これらの取引所で上場・売買されている証券を以下に挙げます。

債券	国債(G-Secs)、社債、無担保社債、公営企業(PSU)債券、国債のストリップス債(STRIPS)
株式	普通株式、優先株、ワラント
短期金融市場*	短期国債
デリバティブ	指数先物、オプション、個別株式先物およびオプション、金利デリバティブ、通貨デリバティブ
その他	投資信託ユニット*、上場投資信託(ETF)、インド預託証券(IDR)

*制限が適用されます

インドの証券取引所では、外国の証券を取引することはできません。ただし、SEBIは、外国企業がインドの証券取引所で取引できるよう、IDRを発行することは許可しています。FPIは、IDRへの投資を行う場合、RBIからの特別許可を取得する必要があります。

2.4. 資本市場概要

監督機関	— インド準備銀行(RBI) — インド証券取引委員会(SEBI)
証券取引所 & CCP	— インド国立証券取引所(NSE)およびNSE Clearing Limited (NCL) — ボンベイ証券取引所(BSE)およびIndian Clearing Corporation Limited (ICCL) — インド・メトロポリタン証券取引所(MSEI)およびMetropolitan Clearing Corporation of India Limited (MCCIL)
国債市場	— 取引、報告のための交渉取引システム- オーダーマッチング(NDS-OM) — Clearing Corporation of India Ltd. 清算および決済のための(CCIL)
預託機関	— インド国立証券預託機関(NSDL) — 中央預託サービス(インド)社(CDSL) — インド準備銀行- 国債および短期国債
市場参加者	ブローカー、証券保管機関、指定預託機関参加者、外国ポートフォリオ投資家、国内資産運用会社、保険会社、銀行、金融機関、企業および一般投資家

市場の商品

- 株式、優先株、ワラント
- 国債、州開発融資、短期国債
- 社債、証券化債務証券
- 投資信託/ETF
- デリバティブ
- インド預託証券
- 商業手形
- 定期預金証書

市場の統計

- 時価総額
 - ボンベイ証券取引所：1兆9710億米ドル(2020年7月)
 - インド国立証券取引所：1兆9560億米ドル(2020年7月)

時価総額(単位：10億米ドル)

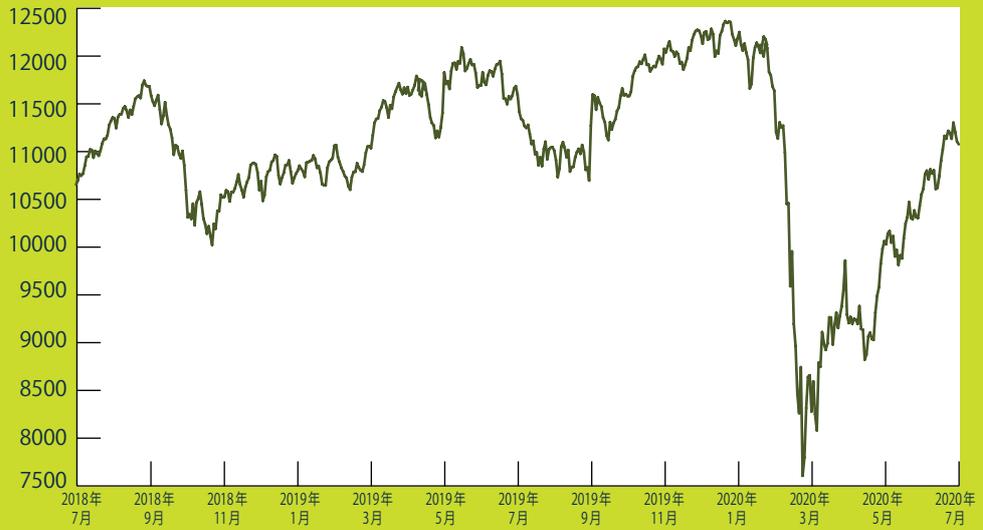


出典：取引所

- 外貨準備高総額：5350億米ドル(2020年7月)
- 外国ポートフォリオ投資家向け債務残高の上限額(2020年10月～2021年3月)
 - 国債：2兆3453億1千万インドルピー(国債および州開発融資)
 - 社債：5兆4148億8千万インドルピー

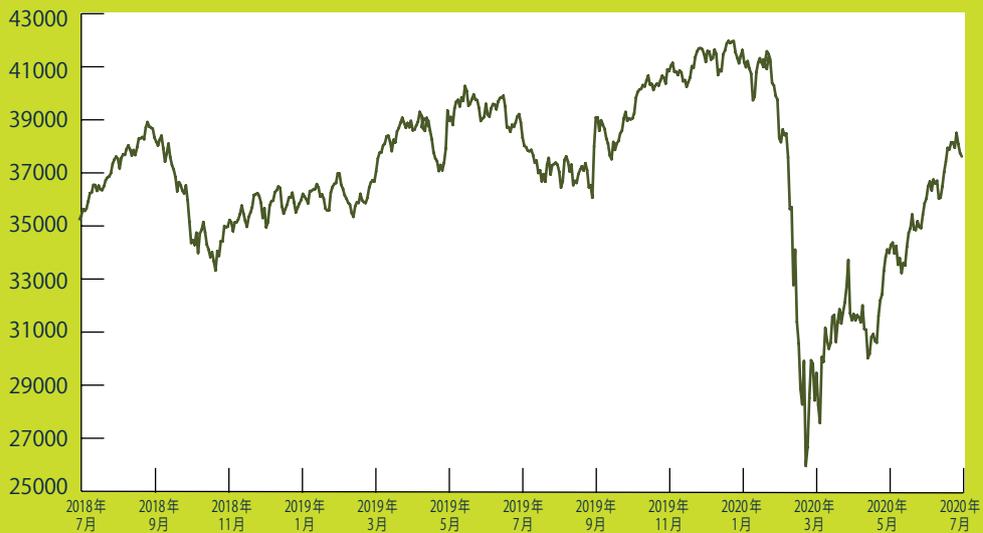
株価指数

NIFTY



出典 - NSE

SENSEX (株価指数)



出典 - NSE

2.5. 取引ガイドラインの概要

決済用通貨	インド・ルピー (INR) - 転換可能(オンショア)
取引時間	<ul style="list-style-type: none"> — 株式市場 - 午前9時15分 - 午後3時30分 (プレオープン・コール・セッション - 午前9時00分~午前9時15分) — 証券貸借セグメント - 午前9時00分~午後5時00分 — 社債の債券セグメント - 午前9時00分~午後3時30分(上場) / 午前9時00分~午後5時00分 (OTC) — デリバティブセグメント(先物およびオプション) - 午前9時15分~午後3時30分 — 通貨デリバティブセグメント - 午前9時00分~午後5時00分 — 国債 (G-Sec) 市場 (NDS-OM) - 午前9時00分~午後5時00分
決済サイクル	<ul style="list-style-type: none"> — 株式 - T+2 — 証券貸借 - T+1 — デリバティブ - T+1 (マーク・トゥ・マーケット証拠金) — 国債 - T+1 / T+2 (全ての確認は T にて完了している必要があります) — 社債 - T+2 (上場) および T+0 から T+2 (OTC)
口座の構造	分離証券、預金勘定および預託勘定
空売り	許可 - 証券貸借セグメントにおける借りポジションに対してのみ許可されています
ロックイン期間	株式の場合はなし。特定の債務証券の場合、ロックインがある場合あり
取引 プリマッチング	利用可
取引の失敗	<ul style="list-style-type: none"> — 株式 - 取引所が強制買収を実行します。違約金が課されます — 社債 - 一方当事者の不履行は取引の不成立をまねき、ファンド / 証券は返却されます
証券貸出	<p>取引所ベースのメカニズムとして利用可</p> <p>外国投資家は証券の貸与ができます。ただし、空売り受渡のみ証券の借入ができます(裸の空売りは許可されていません)</p>

2.6. 証券識別

ISIN (国際証券識別番号) は、預託勘定内の証券を特定する標準コードです。インド国立証券預託機関社 (NSDL) は、証券に ISIN を発行するインドにおける国立付番機関です。インドでの証券取引の実行には、別のコードシステムまたは付番システムが用いられています。

2.7 資産クラス

外国投資家による投資に利用できる資産クラスは以下の通りです：

- 株式
- 債券 – 国債、州開発融資、社債
- デリバティブ
- インド預託証券
- 投資信託ユニット
- AIF、REITおよびInvITユニット

次章以降にて詳述されている投資に適用される、特別なガイドライン／制限があります

2.7.1. 株式

- 普通株式
- 優先株式
- ワラント

全ての株式取引は、証券化されずに預託機関にて決済されます。証券取引所で取引されている上場株式は、T+2のローリング決済サイクルをベースに決済されます。

2.7.2. 債券

債務証券または社債は次のセグメントにクラス分けすることができます：

市場セグメント	発行体	商品
国債	中央政府	短期国債／ゼロクーポン債、クーポン債、国債のSTRIPS
	州政府	クーポン債
	地方自治体	地方債
公共セクター債	法定組織	クーポン債社債
	公共セクターユニット	公共セクターユニット債、クーポン債社債
民間セクター債	企業	インドルピー建て社債、債券、変動利付債、ゼロクーポン債、商業手形、インター・コーポレート・デポジット、外貨建て転換社債 (FCEB)、および外貨建て転換社債 (FCCB)。ただしインド国外にて発行のもの。
	銀行	インドルピー建て債券、社債、預託証書
	金融機関	インドルピー建て社債

様々な債券の主要な特徴は以下の通りです。

国債 (G-secs)

- 国債は、インド政府 (GoI) の為に、国の財政赤字に対して資金提供する目的でインド準備銀行 (RBI) により発行される中・長期証券です
- 無記名形で発行されますが、保有者には、登記を行うという選択肢もあります
- 証券は RBI に振替形式で保有されます
- 預託機関 (NSDL や CDSL) にて電子形式で証券を保有するという選択肢もあります

社債と無担保社債

- 社債は様々な特徴を持った形式で発行されます
- 償還期限が 18 カ月の有担保、無担保の社債の場合、承認された信用格付機関が付与する特定の信用格付を有していることが求められます
- 社債は、預託機関にて無券面化された形式で入手可能です
- 公募の社債は全て取引所に上場されています
- FPI は、残余期間 1 年未満の社債への投資が制限されています
- FPI は、エンドユーザー使用制限を遵守する条件で、非上場債務証券への投資が許可されています

商業手形

- 商業手形 (CP) とは、短期のルピー建ての無担保の譲渡可能な約束手形で、インド企業、プライマリー・ディーラー (PD)、および金融機関 (FI) が発行するものです
- 2001 年 6 月以降、金融機関は、無券面化された形式でのみ、CP の新規発行と保有が許可されました
- FPI は、自主保有ルート (詳細は第 9 章) に基づいてのみ商業手形に投資することが許可されています

2.7.3. デリバティブ

- 先物およびオプション指数
- 個別株の先物およびオプション
- ルピー建て金利デリバティブ - 上場および OTC
- クロスカレンシー先物およびオプションを含む通貨デリバティブ

2.7.4. インド預託証券 (IDR)

外国会社は、IDR の発行を通じて、インド証券市場にアクセスすることにより資本を調達できます。IDR とは、発行会社によるインド証券市場からの資金調達を可能とする為に、国内預託機関 (SEBI に登録している証券の証券保管機関) が発行会社の外国株式を原資産として作成するインド・ルピー建ての預託証券です。

2.7.5. インド国外で発行されたインドルピー建て債券 (マサラ債)

資格を有するインド居住事業体は、金融活動作業部会 (FATF) 準拠の金融センター / インド国外の法域において、簡素なインドルピー建て債券を発行できます。この債券は、投資先国の規則に従い、私募により発行するかまたは証券取引所にて上場することができます。

2.8. 商品デリバティブ

インドの商品デリバティブ市場は、2015年財政法により大きく変化しました。この法律により、商品デリバティブ市場がインドの証券市場監督機関であるSEBIの管轄下に置かれ、商品・証券市場が統一して監督されるようになりました。これにより、商品デリバティブは、1956年証券契約（規制）法のもと、SEBIの規制下となりました。

法的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> — 1956年証券契約（規制）法 — 1957年証券契約（規制）規則
規制機関	<ul style="list-style-type: none"> — インド証券取引委員会（SEBI）
証券取引所	<ul style="list-style-type: none"> — 国立商品・デリバティブ取引機関（NCDEX） — インド・マルチ商品取引所（MCX） — ボンベイ証券取引所 — インド国立証券取引所
清算機関	<ul style="list-style-type: none"> — 国立商品清算機関社（NCCL） — MCX 清算機関社（MCXCCL） — ICCL — NCL
市場参加者	<ul style="list-style-type: none"> — 代替投資ファンド（カテゴリーIII） — 投資信託 — ポートフォリオマネージャー — 有資格外国企業体
取引対象商品	<ul style="list-style-type: none"> — 金塊-金および銀 — 金属-アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、亜鉛、鋼 — エネルギー-原油および天然ガス — 農作物-綿、カルダモン、ヒマ種子、ゴム、グアーガム、香辛料、穀物、豆類など
取引時間	<p>NCDEX</p> <ul style="list-style-type: none"> — 国際取引の対象となっている非農産品関連商品— 午前10時00分～午後9時00分／午後9時30分（11月～3月の間は夏時間調整） — 国際取引の対象となっている農産品関連商品— 午前10時00分～午後9時00分／午後9時30分（SEBIからの通知によります） — 他の農業商品—午前10時00分～午後5時00分 <p>MCX</p> <ul style="list-style-type: none"> — 商品（金塊、金属およびエネルギー）— 午前10時00分～午後11時30分／午後11時55分（11月から3月の冬時間） — 国際取引の対象となっている農産品関連商品— 午前10時00分～午後9時00分／午後9時30分（SEBIからの通知によります） — 他の農業商品—午前10時00分～午後5時00分

決済サイクル

— 現在、すべての取引が商品の終値でマーク・トゥ・マーケットとなっており、マーク・トゥ・マーケット要件はT+1で決済されます

主要指数

NKrisshi

— DhaanyaはNCDEXが算出する農産品指数です。指数は、NCDEXプラットフォームで取引されている10点の農産品先物の価格を使用して算出されます

— Dhaanyaは、大麦、ヒマ種子、チャナ、コリアンダー、綿実、油粕、グアーガム10 MT、ジューラ、マスタードシード、大豆、ターメリックから構成されています

— Dhaanyaの構成銘柄は、3カ月ごとに定期的に見直しを行っています。指数は、最も流動性の高い農産物先物を指数に組み入れられるよう構築されています。

NKrisshi



出典：NCDEX

FPIは現在、直接的にも間接的にも、商品デリバティブに参加することが許可されていません

2.9. 外国為替 (FX)

インドの外国為替市場はインド準備銀行 (RBI) により規律され規制されています。インドルピー (INR) は、国内で他の外貨への転換が可能です。

- FX取引は、RBIの承認取引者を通じて予約することができます
- インドにおける外貨のインフローは、特定の原取引に対して許可されています
- 外国投資家 (ポートフォリオまたは戦略的投資家) が外貨を INR に転換することは、原証券への投資目的の場合のみ許可されます

契約の種類	説明	FX 決済 – 通貨取引
直物	直物 FX は、外国為替取引で最も一般的なものです。直物取引は 2 営業日以内に決済される必要があります	T+2 (T は FX 予約日)
トムネ	トムネ FX は翌日物とも呼ばれています。翌日に決済されます	T+1 (T は FX 予約日)
現金 / 同日	現金 FX は、取引が行われたその日に満期となります	T+0 (T は FX 予約日)
OTC デリバティブ	RBI は外国投資家がヘッジ取引をすることを許可します <ul style="list-style-type: none"> — 株式と債務証券についてエクスポージャーの 100% まで — 2020 年 9 月 1 日から、外国投資家は、予期されるエクスポージャーをヘッジすることができます — 先物契約は、満期日までロールオーバーすることが可能です — 先物契約は、自由にキャンセルし、再予約することが可能です 	先物契約の期間は、裏付け資産の期間を超えてはなりません。
上場デリバティブ	FPI は、通貨の一つとしての INR と共に通貨デリバティブを取り扱うことが許可されています <ul style="list-style-type: none"> — 裏付け資産の存在を確立する必要なく、最大 1 億米ドル — 1 億米ドルまたは相当額を超えて、株式および負債へ裏付け資産が提供されなければなりません <p>FPI は、複数通貨間の一対 (米ドル、ユーロ、英ポンドおよび日本円) を取り扱うことが許可されています</p>	先物契約の期間は、裏付け資産の期間を超えてはなりません

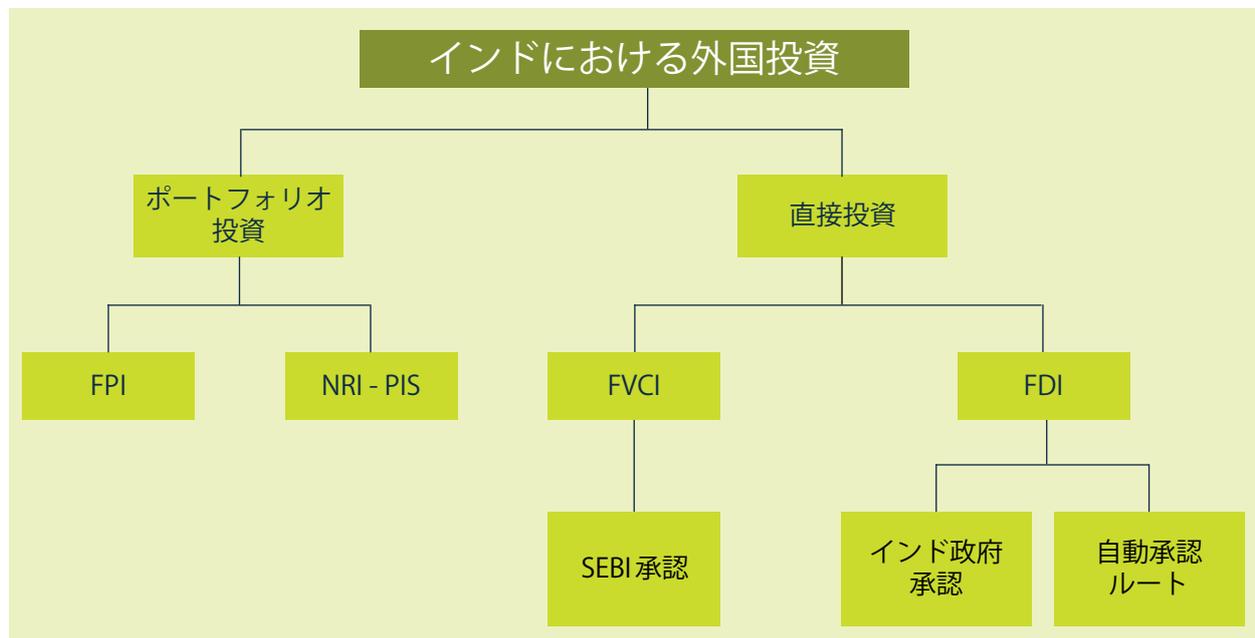
3 インドへの投資ルート

3.1. 外国投資の手段

インド国外で創立または設立された企業体(外国投資家)が、インドに投資する為に、彼らに開かれている様々なルートは、次の通りです：

- 外国ポートフォリオ投資家(FPI)**：ポートフォリオ投資は、インド証券取引所に上場されている証券、債券および非上場の債券につき許可されています。外国人投資家は、FPIの資格取得後このルートにより投資することができます
- 外国直接投資(FDI)(インド企業への戦略的投資)**：投資は、投資を受ける会社のセクターにより、自動的投資ルートまたは政府承認ルートに基づいて為すことが可能です。政府ルートの承認は、インド政府内の各担当部局または省庁により供与されます。
- 外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)**：特定のセクターに該当するベンチャーキャピタル事業体に許可される投資。外国人投資家は、インド証券取引委員会(SEBI)から資格を取得後、このルートにより投資をすることができます
- 非居住インド人/インドの海外市民(NRI/OCI)**：インド国外での雇用、事業運営、仕事のために国外に居住するインド国籍の人物、または、インドを出自とするインド居住者ではない外国籍の人物は、ポートフォリオ投資、およびFDIに基づく戦略的投資の双方に基づいて、インド証券に投資することが許可されています

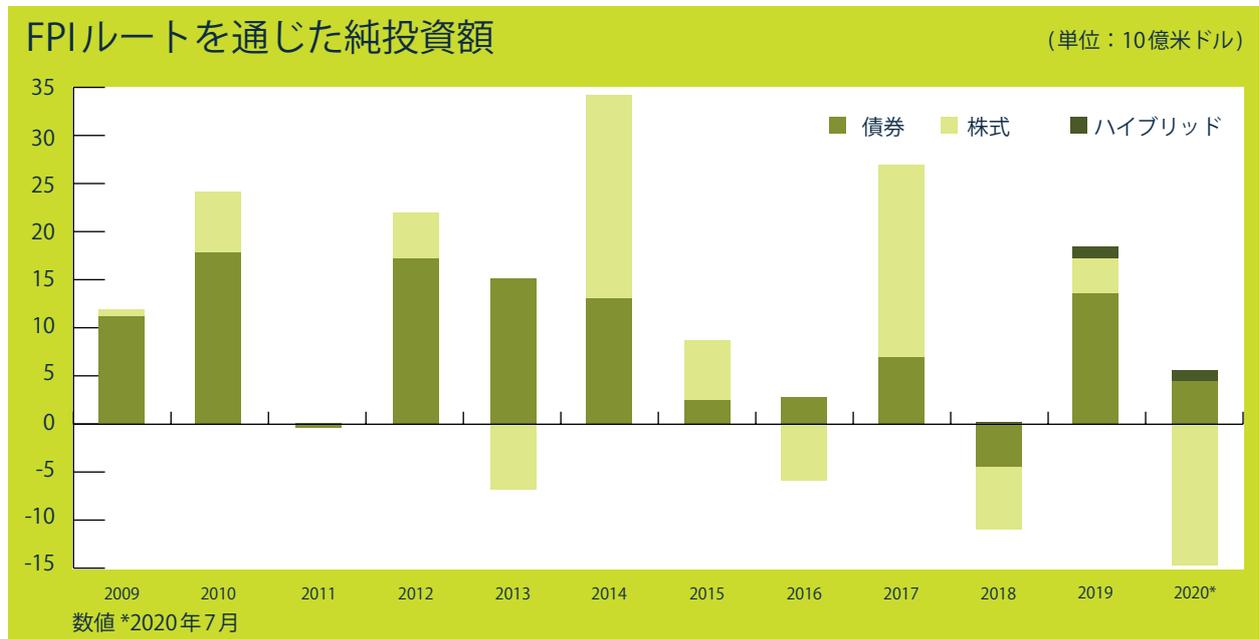
以下は、外国投資家がインドの資本市場にアクセスするうえで利用可能な様々な投資ルートに関する概観です。



3.1.1. 外国ポートフォリオ投資家 (FPI)

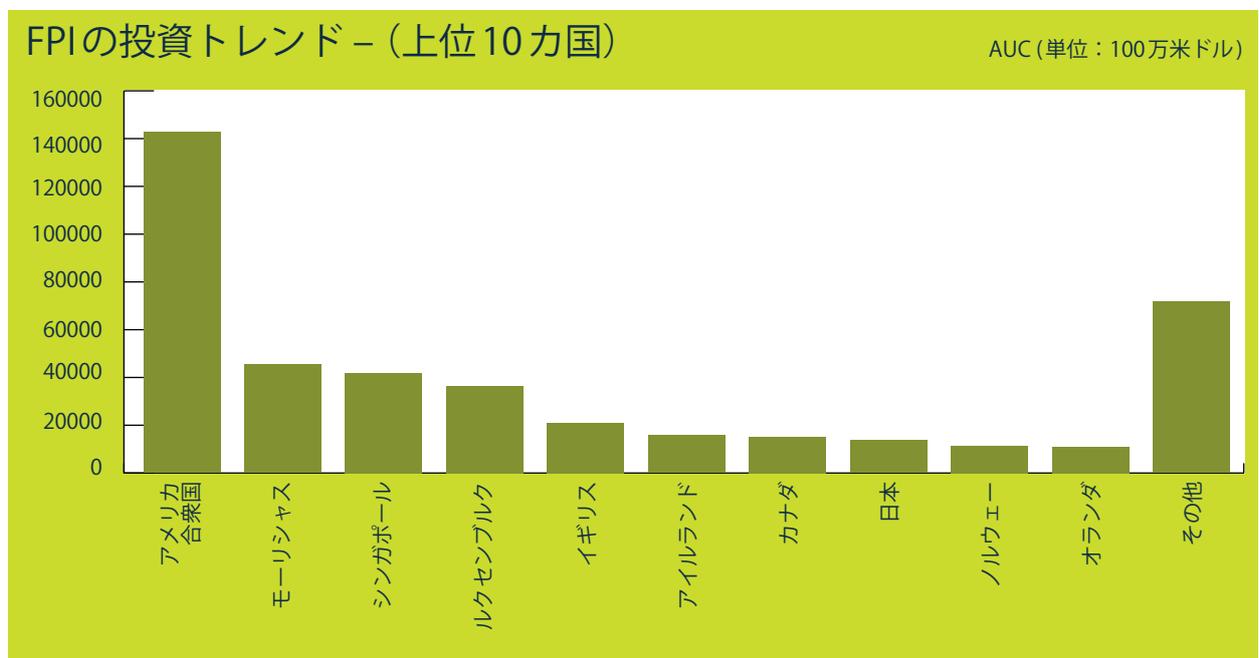
- 2014年6月1日発効の統一されたルートで、外国機関投資家 (FII) および適格外国投資家 (QFI) の2つの既存の投資方法を統合したものです
- このルートに基づく投資は、2019年SEBI (外国ポートフォリオ投資家) 規制およびインド政府およびRBIにより発行された外国為替管理債務規則および非債務証券規則に基づき明記されたガイドラインにより規定されています
- SEBIの代理で市場登録プロセスを実行する指定預託機関参加者 (DDP) を通じた市場参入
- FPIが委託したDDPも、FPIに対する証券保管機関として活動します
- 外国投資家は、登録申請手数料と共に、登録およびKYC書類の提出を要求されます
- 登録は、三年のブロック毎に一度手数料を支払うことおよびKYCの定期的見直しの完了を条件に、期限無く有効です
- 投資は、SEBIおよびRBIからの時宜に応じた通知の通りに証券に対して許可されます。当該投資は個人およびセクターの外国所有制限並びにその他の投資制限により規律されます

FPIの投資統計：
FPIルートを通じた純投資額



出典：NSDLの統計

FPIの投資トレンド – (上位10カ国)



出典：NSDLの統計

3.1.2. 外国直接投資 (FDI) :

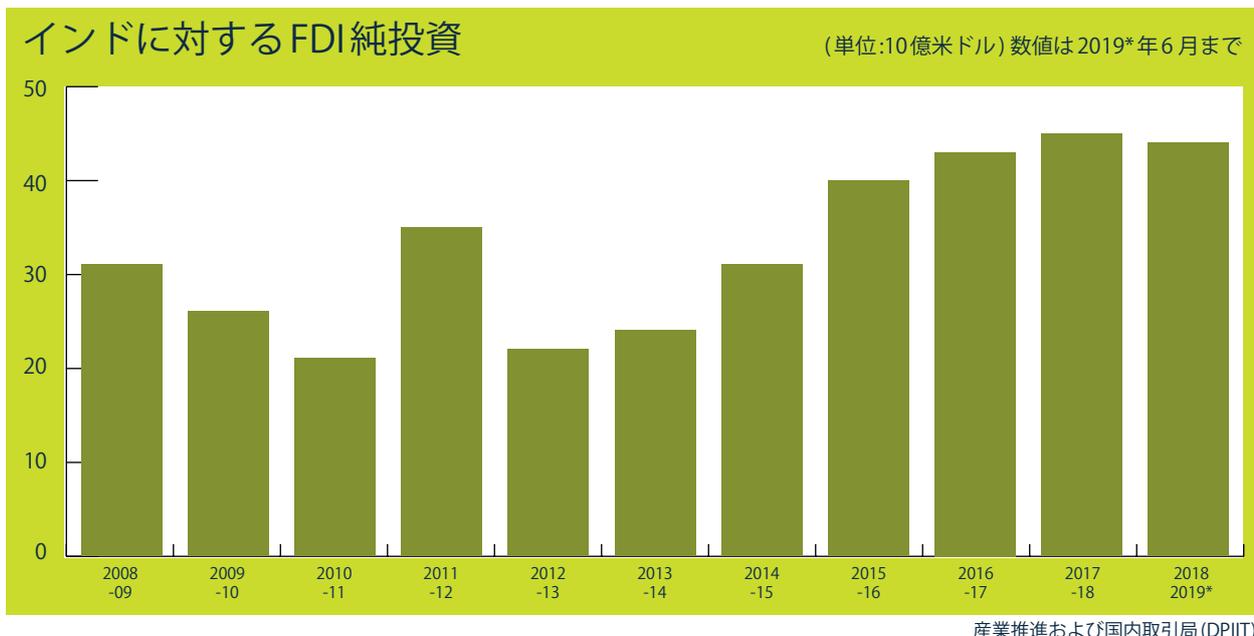
このルートを通じた投資は戦略的投資と見做されます。

- このルートに基づく投資は、インド政府およびRBIにより発行された、非債務証券に関する外国為替管理規則に基づき明記されたガイドラインにより規定されています
- 投資は、部門毎の参加規則に準拠する必要があります—自動または政府承認、価格ガイドライン、その他の部門別限定など
- 投資は、インド企業の株式、強制転換社債、優先株に対して行うことができます
- 政府承認は、外国投資促進ポータルを通じてオンラインで申請することができます

自動ルート：インド政府とインド準備銀行が適宜発行するFDIポリシーに規定されている全ての活動／セクターにおいて、政府またはインド準備銀行の事前承認なしに、自動ルートに基づいた外国投資が許可されています。

政府ルート：自動ルートの対象となっていない活動の外国投資には政府の事前承認が必要です。申請はオンラインにて、産業政策推進局の外国投資促進ポータルで行う必要があります。申請内容の検討は、個々の省庁や局が行っています。

以下のグラフは、2000年以降のインドへのFDIトレンドを示しています



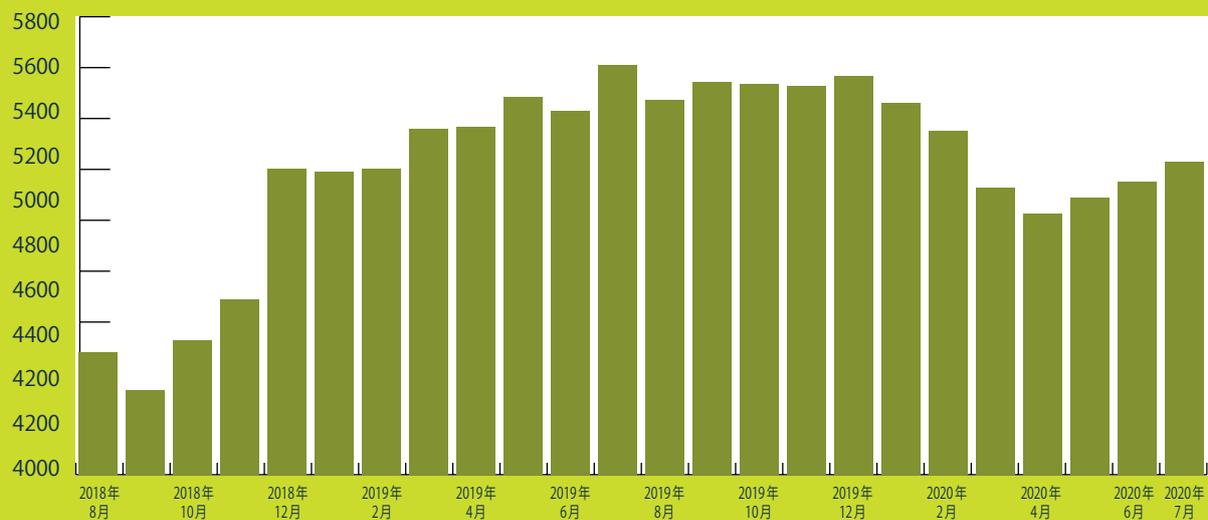
3.1.3. 外国ベンチャーキャピタル投資(FVCI)：

政府により識別された特定のベンチャー／部門における外国投資

- このルートに基づく投資は、SEBIの外国ベンチャーキャピタル規制ならびにインド政府およびRBIにより発行された外国為替管理ガイドラインにより規定されています
- SEBI登録には、登録費用と共に、オンラインポータルを通じて登録申請書およびサポート文書を提出することが必要です
- 証券保管機関および正規取引銀行の指名が必須です
- 投資は10部門および部門の創業に制限されています
- 買手と売手との間で相互に合意した価格設定

FVCI 事業体の運用資産額

(単位：100万米ドル)



出典：NSDLウェブサイト

3.1.4. 在外インド人(NRI)：

ポートフォリオ投資ルート在外インド人(NRI)およびインド海外市民(OCI)

- 証券保管機関の任命は必須ではありません
- 上場株式およびに負債ならびにその他FEMAに基づき許可された証券への投資
- 個々の投資上限額はどんな会社でも払込資本金総額の5%、総合上限額は全体の10%です。この10%という上限額は24%に引き上げ可能です

3.2. インド証券への他のアクセスルート：

上記ルートは別として、非居住投資家は、インド証券を原資産として、次の方法で投資をすることもできます

3.2.1. 預託証券

インド企業は、預託証券、つまり外国投資家(海外在住の機関投資家または個人(NRIを除きます))向けの国際預託証券(GDR)／米国預託証券(ADR)の発行を通じて、資本を調達することが許可されています。預託証券(DR)とは、インド企業の原資産持分株式に対して、外貨建て証書形式での有価証券のことです。DRは、特定の管轄区の国際証券取引所に上場されています。SEBIに規定された許される管轄区および国際証券取引所の現在のリストは、下記に記載されています。証書は、地域の証券保管銀行が保有している、

原資産のインド株式や持分の特定数量に対して、海外の預託銀行を通じて発行するものです。DRは、クロスボーダーの取引および決済を容易にし、取引コストを最低限に抑え、ポテンシャルベース、特に機関投資家のベースを広げてくれます。

- **米国預託証券 (ADR)**：売買可能な米国の有価証券で、非米国企業の株式の所有権を表します。ADRは、米国の証券市場で米ドル建てで値付けされ、取引されます。また、投資家への配当金支払いも米ドル建てで行われます
- **国際預託証券 (GDR)**：全世界での売出しを通じ、二つ以上の市場で発行体が同時に資金調達を可能にするグローバルな金融手段。GDRは、米国内外の公開市場または非公開市場での使用が可能です
- 預託証券ルートを通じた外国投資はFDI (外国直接投資) セグメントの一部とみなされます
- 居住インド人および非居住インド人は、DRに投資することが許されていません

許される管轄区およびDRが上場されている外国為替

許される管轄区	特定の外国為替
アメリカ合衆国	— ナスダック — ニューヨーク証券取引所
日本	— 東京証券取引所
韓国	— 韓国取引所
イギリスの海外領土を除くイギリス	— ロンドン証券取引所
フランス	— ユーロネクスト・パリ
ドイツ	— フランクフルト証券取引所
カナダ	— トロント証券取引所
インドの国際金融サービスセンター (IFSC)	— インド外国為替 — NSE 外国為替

3.2.2. オフショアデリバティブ商品：

オフショアデリバティブ商品 (ODI) は、インド資本市場へのアクセスを求めている他の外国投資家に対して登録FPIにより発行されます。当該証券の発行&報告は、SEBI(FPI)規則のもとで規律されます。ODIの詳細は第9章に記載しています。

3.2.3. オフショアで発行されたインドルピー建て債券

インド国外でインド事業体により発行されるインドルピー建て債券は、RBIの対外商業借入 (ECB) の枠組みにより規律されます。債券は、金融活動作業部会 (FATF) 準拠の金融センターで発行することができます。この債券は、投資先国の規則に従い、私募または公募することができます。

以下の事項は、RBIが発行した次のガイドラインを遵守する必要があります。

- 債券は、一国だけでのみ発行でき、その国の居住者だけが購入することができます：
 - 金融活動作業部会 (FATF) のメンバー、またはFATFスタイルの地域団体のメンバーであること、および
 - 当該国の証券市場規制当局が、証券監督者国際機構 (IOSCO) の多国間覚書 (付録A：加盟国) に参加調印しているか、または、情報共有協定についてインド証券取引委員会 (SEBI) と二国間覚書に参加調印していること、および
 - 当該国の証券市場規制当局が、FATFの公式声明で、反マネーロンダリング政策に関連した不備への対処が不十分で、または十分な進展のない区域として特定した国であってはなりません

- インドが加盟国である多国間の、かつ地域的な金融機関は、これらの債券に投資することが許されています
- かかる債券の全て込みの費用の上限は、対応する満期を持つインド国債の実勢利回りを450ベーシスポイント上回るものとなります
- 最低平均満期は3年です。ただし、RBIは特定のセクターについて異なる最低平均満期を規定することができます
- 最終用途規制—借入金は、以下を除くすべての目的に使用することができます。
 - 不動産活動
 - 資本市場に投資し、利益を国内の株式投資に使用すること
 - 外国株式保有を除く、運転資金目的
 - 外国株式保有を除く、一般企業目的
 - 外国株式保有を除く、ルビーローンの返済
 - 上記の目的のために他の事業体に転貸すること

3.2.4. 外貨建て転換社債 (FCCB)

FCCBは対外商業借入 (ECB) ガイダンスに基づき規律されます。主要要件として、次を含みます。

- 最短の満期5年
- コールオプション&プットオプション (もしあれば) は、5年より前には行使できないものとします
- FCCBの発行にはワラントを付加しないものとします
- 発行関連の費用は発行規模の4%を超えないものとし、私募の場合は、発行規模の2%を超えないものとします

3.3. 複合的部門上限

インド政府は、外国投資を誘致する目的でFDIポリシーを簡略化するため、セクター別総合上限を導入しました。セクター別総合上限はあらゆる種類の直接および間接の外国投資を含むこととなります。これは、投資が、外国直接投資 (FDI)、外国ポートフォリオ投資 (FPI)、外国ベンチャーキャピタル投資 (FVCI)、有限責任組合 (LLP)、預託証券 (DR) に基づくものであるかどうか、また非居住インド人 (NRI) による投資かどうかには関係ありません。

3.4. 外国投資家に許可されている投資

下表は、様々なカテゴリーの投資家が利用できる投資商品の種類についてまとめたものです。

市場セグメント	商品の種類	FPI	FDI	FVCI
株式	上場株式	はい	はい*	はい*
	非上場株式	いいえ	はい	はい
	優先株 (完全、義務的なおよび強制的転換)	はい	はい	はい
	ワラント	はい	はい	はい
	社債－転換 (義務かつ強制)	はい*	はい	はい
	分割払い込み株式	はい	はい	いいえ
債券	長期国債	はい	いいえ	いいえ
	短期国債	はい*	いいえ	いいえ
	地方債	はい	いいえ	いいえ
	商業手形	VRRに基づいてのみ	いいえ	いいえ
	買戻し条件付き証券売却取引	VRR* に基づいてのみ	いいえ	いいえ
	社債 - 転換不可能	はい*	いいえ	はい*
	デフォルト時の社債	はい*	いいえ	いいえ
	非上場社債 - 転換不可能***	はい	いいえ	はい*
	海外インドルピー建て債券 (マサラ債)	はい	いいえ	いいえ
	—規制資本に含める資格を有する銀行が発行した債務証券	はい	いいえ	いいえ
	信用強化債券	はい	いいえ	いいえ
	インフラ債務基金が発行したルピー建ての債券／ユニット	はい	いいえ	いいえ
	証券化債務証券	はい*	いいえ	いいえ
投資信託	投資信託のユニット	はい**	いいえ	いいえ
	上場投資信託 (ETF) (金 ETF を除く)	はい	いいえ	いいえ
デリバティブ契約	指数先物	はい	いいえ	いいえ
	指数オプション	はい	いいえ	いいえ
	株式先物	はい	いいえ	いいえ
	株式オプション	はい	いいえ	いいえ
	金利先物	はい	いいえ	いいえ
	通貨デリバティブ (ETD & OTC)	はい*	いいえ	いいえ
	クロスカレンシーデリバティブ	はい	いいえ	いいえ
	金利スワップ	はい*	いいえ	いいえ

市場セグメント	商品の種類	FPI	FDI	FVCI
証券貸借 (SLB) セグメント	上場株式	はい	いいえ	いいえ
その他	集合投資スキームのユニット	はい	いいえ	いいえ
	ARCが発行した証券証書	はい	いいえ	いいえ
	カテゴリーIのユニットー代替投資ファンド	いいえ	はい	はい
	カテゴリーIIのユニットー代替投資ファンド	いいえ	はい	いいえ
	カテゴリーIIIーオルタナティブ投資ファンド	はい	はい	いいえ
	不動産投資信託のユニット	はい	はい	いいえ
	インフラ投資信託のユニット	はい	はい	いいえ

* 特定の資産クラスや投資ルートでは、追加の制限や条件が適用される場合があります

** 投資信託の短期投資スキームのユニットー FPIは、流動性のある投資信託や短期金融市場投資信託への投資ができません。債券投資信託への投資は、社債上限額に基づいて計算されます。投資信託への投資はVRRルートに従って許可されません

*** 非上場社債はエンドユーザー使用制限遵守条件があります

FPIは、一部払込済債務証書への投資ができません

4 外国直接投資 (FDI)

インドにおける外国直接投資 (FDI) は、1999年インド外国為替管理法 (FEMA) の規定を引き付けるもので、インド政府 (GoI) およびインド準備銀行 (RBI) が発令した規則および指示に従います。

4.1. 外国直接投資を管理する規制枠組み

- 商工省産業国内取引促進局 (DPIIT) により公布された統合 FDI ポリシー
- 1999年外国為替管理法
 - 2019年外国為替管理 (非債券) 規則 (非債券規則)
 - 2019年外国為替管理 (非債券の支払および報告の方法) 規則 (非債券支払および報告規則)

4.2. FDIのための参入ルート

FDIに基づく投資は、部門をベースとして、自動ルートに基づくか、または政府承認ルートに基づいて許可されています

4.2.1. 自動ルート

インド国外居住者による投資には、インド政府または RBI の事前の承認は要求されていません。

4.2.2. 政府承認ルート

特定部門でのインド国外居住者による投資には、インド政府の事前の承認が要求されます。加えて、インドと国境を共有する国に拠点を置く、またはその国の市民である事業体またはその事業体の (直接、間接の) 実質所有者は、インド政府の事前の承認を得るように努めるべきです

承認を得るための申請は、DPIIT の外国投資促進ポータル上のオンラインでなす必要があります、その申請は、省/局毎による見直しと承認がなされます。

4.2.3. 外国ポートフォリオ投資総額

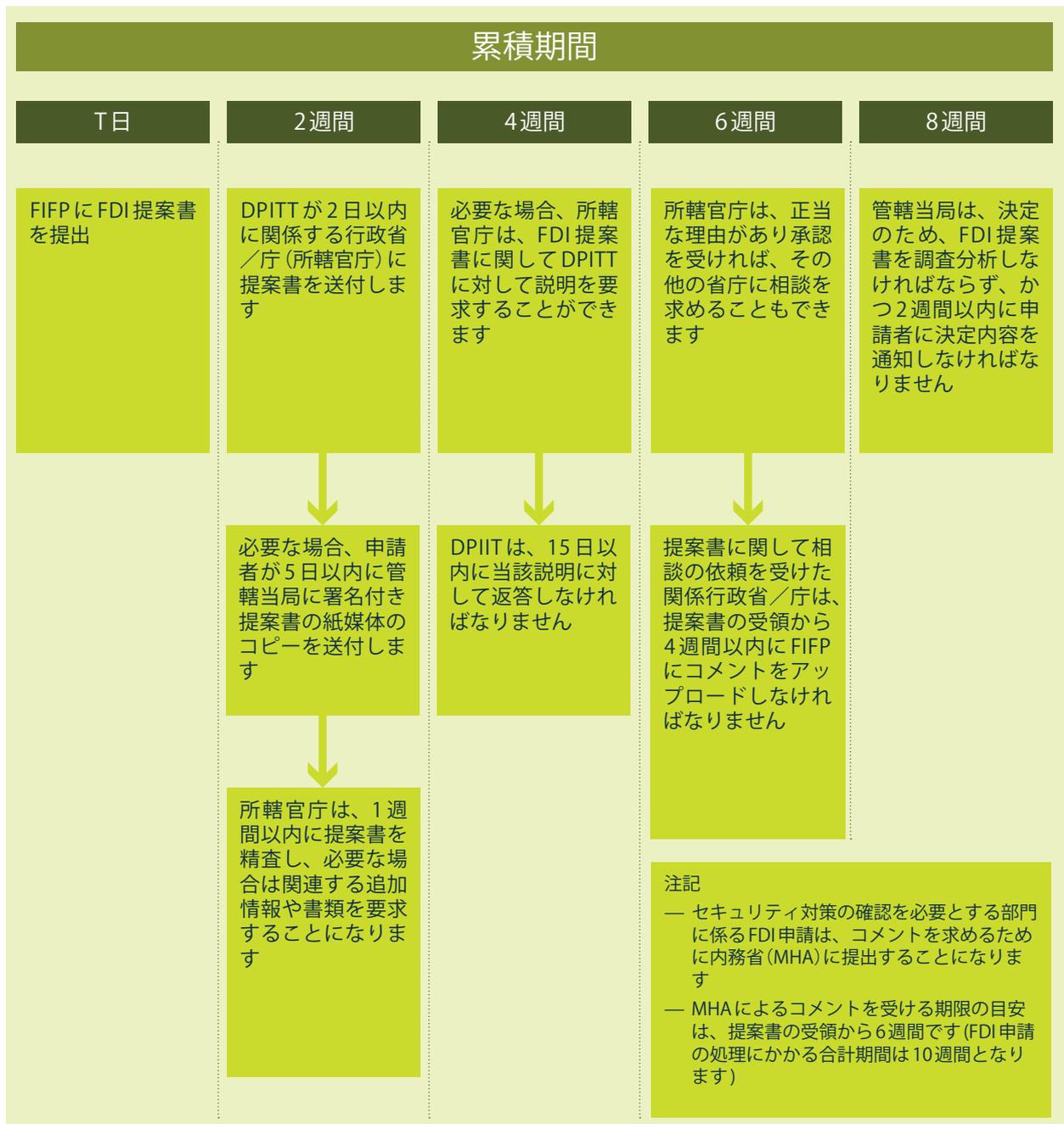
完全希薄化基準または部門/法定上限のいずれか低い方の払込資本金の最大 49% は、当該投資がインド居住市民からインド所在企業の所有権および支配権の譲渡をもたらさず、またはインド国

外の者への所有権もしくは支配権の譲渡をもたらさない場合、場合によっては政府の承認または部門条件の遵守を必要としません。インド国外在住の者によるその他の投資は、政府が承認する際の条件の対象および非債券規則で制定された部門条件の遵守の対象となります。

4.3. 政府承認手続き

- 申請のオンライン提出
 - 申請者は、関連書類と共に、外国投資の提案書をポータルから提出するよう求められます
 - DPIITは、関係する行政省／局を特定し、2日以内に、個別の所轄官庁に提案書を電子転送します
 - 申請書およびがデジタル署名されている場合、紙媒体のコピーを提出する必要はありません。デジタル署名されていない申請書については、紙媒体の提案書に署名の上、そのコピー一部を所轄官庁に送付するよう、オンライン通信を通じて(当該通信の受領から5日以内に) DPIITが申請者に通知します。

申請承認までのタイムライン



部門／活動のための承認付与を行う所轄官庁名リストを以下に示します

行政省／局	部門／活動
鉱物資源省	鉱業
国防省、国防装備品局	国防
内務省	小型武器製造、民間警備会社、パキスタンおよびバングラデシュからの投資
情報放送省	放送、活字メディア
民間航空省	民間航空
宇宙局	サテライト
情報省、通信局	通信
商工省産業国内取引促進局 (DPIIT)	取引(単一ブランド食品と複数ブランド食品の小売)資本財／機械類／設備(中古機械類は除く)の輸入に対する株式の発行 業務展開前に発生した経費／会社設立前に発生した経費(賃料支払等を含む)に対する株式の発行 政府の承認が必要なNRI/EOUによる提案
財務省経済局	承認が必要な金融サービス、コア投資会社／投資会社への外国投資
財務省金融業務局	銀行業(公共および民間)
化学肥料省医薬局	医薬品

- 申請処理の手続きおよび予定は、次の通りです。
- 申請書は、FEMA視点からコメント用で、DPIITによりオンラインでRBIに送付されます。機密情報取扱許可を必要とする部門への外国投資への申請書の場合、さらに内政省にも伝えてコメントを得る必要があります
- 提案書はすべて、外務省(MEA)と歳入庁(DoR)の参考用に転送されます
- 内政省からの機密情報取扱許可が必要になる提案書のカテゴリーは、標準業務手順書(SOP)が提供します
- 総額500億インドルピーを超える外国株式資金流入がからむ提案書は、内閣経済対策委員会の審議を受けることが必要です。内閣経済対策委員会(CCEA)の決定を受けた後、1週間以内に承認レターが発行されるものとします。

SOPの詳細はこちらからご覧いただけます：www.dipp.gov.in

—モニタリングとレビュー：

- 所轄官庁は、未決定の外国投資提案書を、毎月定期的に審査します
- DPIITが招集する共同の四半期審査会は、インド政府の未決の提案書に関して、DPIIT長官とDEA長官を共同議長として開催されます。

4.4. FDIポリシーの回覧

FDIスキームのもとでは、非居住者は、自動ルート、または、政府ルートのいずれかを通じて、インド企業の株式、完全強制転換社債、および完全強制優先株に対して投資を行うことができます

インド政府のFDIポリシーには次のアドレスにてアクセスできます

http://dipp.nic.in/sites/default/files/CFPC_2017_FINAL_RELEASED_28.8.17.pdf

自動ルートに基づく部門

条件に従って自動ルートに基づき容認されている部門は、こちらからご覧いただけます。

https://dipp.gov.in/sites/default/files/Sectors_under_Automatic_Route_with_Conditions_25062019.pdf

政府承認ルートに基づく部門

政府承認を必要とする部門は、こちらからご覧いただけます。

https://dipp.gov.in/sites/default/files/Sectors_where_Government_Approval_is_required_25062019.pdf

4.5. FDIが禁止されている部門

以下の部門ではFDIが禁止されています。

- 宝くじ事業(政府/民間の宝くじ、オンライン宝くじ等を含む)*
- ギャンブルおよび賭博(カジノ等を含む)
- 無尽事業(チットファンド)
- 互助金融(ニディカンパニー)
- 譲渡可能開発権(TDR)の取引業
- 不動産事業または農場の建設
- 葉巻、両切り葉巻きたばこ、シガリロ、たばこ、たばこ代用品の製造業
- 民間部門による投資に開放されていない活動/セクター((I) 原子力、(II) 鉄道輸送など)

* 宝くじ事業とギャンブル・賭博活動の場合、フランチャイズ、商標、商標名、マネージメント契約など、いかなる形式の外国技術協力も禁止されています

4.6. 適格水準

FDIポリシーに従うことを条件として、禁止リストの一部である部門やアクティビティを除き、インド国外居住者はインド法人への投資をすることができます。

インドまたはインドへ投資しようとしている事業体の(直接的または間接的な)実質所有者と国境を共有する国の事業体が当該国にあり、またはその市民である場合にのみインド政府の事前承認を得て投資するものとします

適格投資家は、SEBIおよびRBIが随時定める統一KYCを遵守する必要があります。

4.7. 口座の構造

FDIルートに基づき投資しようとする事業体は、取得証券の保管のために、証券保管機関／預託参加者にて、証券・預託口座を開設することが許可されます。

インドルピー／外貨預金口座の開設は許可されません。全ての資金の流入は通常の銀行チャンネルを通して、またはエスクロー口座を通してのものです。

4.8. 投資上限

インド国外居住者による、居住インド事業体への投資は、FDIポリシーに規定された部門別上限の範囲で許可されます。

4.9. 投資に関する条件

特定のセクターに対する投資には特定の参入条件があります。条件には、次のようなものが挙げられます。

- － 最低資本金の基準
- － ロックイン期間など

外国投資に関する参入条件に加え、投資／投資家には、関連する部門の法律、規制、規則、セキュリティ条件、州／地方レベルの法律／規則のすべてを遵守することが求められます。

4.10. FDIスキームに基づく投資方法

インドに対する外国直接投資は、以下の方法を通じて行うことができます。

- I. 企業による新規株式発行：
 - － インド企業は、FDIスキームに基づき現行のFDIポリシーとFEMA規則を遵守することを条件に、インド国外居住者に対して、新規に資本証券を発行することができます
 - － インド法人は全額払込済普通株式をインド国外居住者に発行することができます
 - － 上場会社の為のSEBIガイドラインに従って計算された価格以上の価格
 - － 国際的に認められた方法に従った当該非上場のインド法人の査定額であって、商業銀行／公認会計士により正当に認定された査定額以上の価格
 - － インド企業は、インドの被投資会社が自動ルート部門に関与する場合、以下に対して、資本証券をインド国外居住者に発行することができます。
 - － 資本証券スワップ
 - － 資本財または機械類もしくは設備（中古機械類は除く）の輸入
 - － 業務展開前に、または会社設立前に発生した経費（賃料支払等を含む）
 - － FEMA法または特定の規則もしくは指示に基づき、資金の送金が許可されるという条件で、インド国外に居住する者へ支払われる資金に対して
 - － 資本証券は、送金受領日後180日以内に発行されなければなりません。発行されない場合、対価の金額は払い戻さなければなりません
- II. インド国内外の居住者による既存株式の移転を通じた取得：
 - － インド国外居住者（であって、NRI／OCIでない者）は、インド法人の資本証券、または同人が保有する持ち分を、売却または贈与の方法により、他のインド国外居住者に購入／移転することができます
 - － インド国外居住者からインド国内居住者への移転は、次のものを超えないものとします。
 - － 上場会社の為のSEBIガイドラインに従って計算された価格
 - － 国際的に合意された方法に従った非上場のインド法人の査定額であって、商業銀行／公認会計士により正当に認定された査定額

- 資本証券のスワップ(インド法人が自動ルート部門に關与している場合)
- インド国外居住者は、下記の場合、インド内の証券取引所にて上場されているインド法人の資本証券を購入することができます：
 - 投資をしているインド国外居住者が、2011年SEBI(実質的株式取得および買収)規則に従って、当該会社を既に支配しており、且つ支配し続けている場合
 - 通常の銀行業務チャネルから、または特定の条件のもとでインドの投資先会社により支払われるべき配当から、国内送金として対価が支払われる場合

4.11. 資金流入

FDIスキームに基づきインド企業の株式を取得するためにインド国外に在住している人物により支払われた額は、次のものによることができます。

- 通常の銀行業チャネルを通じた被仕向送金
- 外国為替管理(預金)規則に基づき、ADカテゴリーI銀行にて開設されている、NRE/FCNR/エスクロ口座への入金

4.12. 取引の規制報告

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
FDI：報告要件				
流入の報告	RBI	対価受領から30日以内	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたインドの企業	外国法人のFIRCおよびKYCレポートのコピーも提供します
株式発行(様式FC-GPR)	RBI	株式発行から30日以内に記入	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたインドの企業	
居住者と非居住者間の株式譲渡(様式FC-TRS)	RBI	対価受領日から60日以内に記入	ADカテゴリーI銀行を通じた譲渡者/譲受者	居住投資者の提出義務

FDIに關連する取引の報告を容易にするため、RBIは、当該報告の申請をオンライン化しました。報告は、RBIが提供するポータル経由で提出する必要があります。

<https://firms.rbi.org.in/>、特別の取引のために適切な正規取扱銀行によって承認される必要があります。

4.13. 売上金額の送金

- インド国外に居住する株式の売主への証券売却代金 (該当する税の控除後の) の送金が許可されています。ただし、次を条件とします：
 - その証券が、本国送還ベースで保有されてきたこと
 - その証券売却が、規定のガイドラインに従って行われたこと、および
 - NOC / 納税完了通知証明書が作成され、必要な税金が支払われていること
- 破産手続きに基づいた、インド企業の収益を清算中の送金は許可されています。ただし、申請者は、次のものを提出します。
 - 送金および適用税が支払われたことに対する異議なき証明書または納税証明書。インドでのすべての債務が支払われている、または、支払う資金が十分であることを確認する監査人の証明書
 - 清算は会社法の規定に従っている旨の監査人の証明書
 - 清算手続き中の申請者または企業に対して、インド国内の裁判所に係属中の法的手続きは存在せず、また送金を許可するうえでの法的障害もない旨の監査人の証明書
- 配当金は、源泉徴収税規定の対象となり、(あれば) 適用税の支払に応じて本国へ還流させることができます
- 完全、強制的 & 強制転換型社債に対する利子はまた、源泉徴収税規定の対象となり、適用税の支払に応じて本国へ還流させることができます。

5 外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI)

ベンチャーキャピタル投資は、イノベーション、企業、科学技術と知識ベースのアイデアの商業生産への転換を促進する重要なチャンネルとみなされています。知識ベースの産業の成長を促進するうえでのベンチャーキャピタルファンドの大きな可能性は、情報技術、バイオテクノロジー、医薬品、農業、食品加工、通信、サービスなどのいくつかの分野に関連があります。

5.1. 定義

ベンチャーキャピタルファンドとは、1996年SEBI (ベンチャーキャピタルファンド)規則、または、2012年SEBI (オルタナティブ投資ファンド)規則に基づき、当局に、カテゴリーIオルタナティブ投資ファンドの「ベンチャーキャピタルファンド」のサブカテゴリーに登録したファンドを意味します。

ベンチャーキャピタル事業とは、以下に該当する国内企業を指します。

- 投資実行時点で、インドの公認の証券取引所に上場されていないこと
- サービスの提供や物品の製造を行うビジネスに従事しており、以下の活動や部門が含まれないこと：
 - 銀行業以外を事業とする金融サービス機関 (RBIに登録済みで機器のリース会社または購入選択権付きリース契約の取扱い会社を除く)
 - ゴールドファイナンス (ただし、ジュエリー向けのゴールドファイナンスを事業とする企業を除く)
 - インド政府の産業政策で許可されていない活動
 - SEBIが指定する可能性のあるその他のあらゆる活動

投資先企業とは、オルタナティブ投資ファンドが投資を行っているすべての企業、特別目的事業体、もしくはリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、もしくは法人、または、不動産投資信託、もしくはインフラ投資信託を意味します。

投資可能資金とは、事務管理費用と資金の管理費用控除後の、インドへの投資にコミットされた資金を意味します。

5.2. 市場参入

ベンチャーキャピタルによる方法でインドの企業への投資を希望するインド国内外の居住者は、FVCIとして、SEBIへの登録が必要です。

5.2.1. 登録

登録を行う場合、申請者は、2000年SEBI (外国ベンチャーキャピタル投資家) 規則に従い、SEBIに、申請手数料とともに様式Aを提出しなければなりません。

適格基準	<ul style="list-style-type: none"> — 申請者は、インド国外で法人化された投資会社、投資信託、投資パートナーシップ、年金、投資信託、資産運用会社、投資会社、投資運用会社、またはその他の投資事業体とします — 申請者は、その法域内で、FVCIまたはオルタナティブ投資ファンドとして、ベンチャーキャピタルファンド、または進行中の生産活動に投資を行う認定を受けています — 専門的能力、財務健全性、経験、公平性に関する一般的な評判、整合性 — 申請者は、該当する外国規制当局の規制下にある者、または、所得税納税者です。または、申請者が、規制下にある事業体でも所得税納税者でもない場合は、申請者または発起人の銀行から証書または実績を提出します — 申請者が適格者であるかを判断するうえで、SEBIは、申請者、主たる役員、取締役、発起人、および経営に関わる主要人物に関連して、以下の基準を含め、適切と思われるあらゆる考慮事項を考慮する可能性があります <ul style="list-style-type: none"> — 整合性、評判および性格 — 有罪判決や禁止命令がないこと — 財務流動性や純資産などの財務能力 — 故意の債務不履行者に分類されていないこと
提供すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> — 投資戦略、投資家からのコミットメントレター、ファンドのライフサイクルなど関連する情報や説明
証書の条件	<ul style="list-style-type: none"> — 条件に従い、外国ベンチャーキャピタルに証書が付与されます — 法律および以下の規則の条項に従います — 証券を安全に保管するため、証券保管機関に登録されたSEBIを指名します — 非居住者ルピーと外国通貨の取扱口座を開設する必要があります

5.2.2. 文書要件

SEBIに登録予定のFVCIは、FVCI登録のための申請書(様式A)とともに、以下の書類や申告書を提出する必要があります。

- 申請書
- 以下の控え：
 - 自国当局での登録証明書、または
 - 自国で申告した所得税申告書、または
 - 申請者の公正取引実績に関する銀行証明書
- 氏名、住所、連絡先電話番号、EメールIDを記載した、連絡先人物の詳細
- 氏名、住所、連絡先電話番号、EメールIDを記載した、取締役全員の詳細
- 申請者の覚書および定款/設立文書の控え。主要目的が申請者にベンチャーキャピタル活動を継続することを許可することを保証するようにしてください
- 申請者の組織図
- 申請者または申請者の取締役のいずれかが、SEBIにより証明書を拒否されていないかどうかを述

べます

- 申請者がSEBIまたはインドにおけるその他の規制当局に登録されているかどうか、または、SEBIへの登録を申告したかどうかを述べます
- FVCIの取締役／役員に関する詳述。詳述には、学歴、職務経験などを記載する必要があります。
- 2000年SEBI(外国ベンチャーキャピタル投資家)規則の規則11(a)で求められる投資戦略の開示。ファンドのライフサイクルの期間を記載した投資戦略
- 2000年SEBI(外国ベンチャーキャピタル投資家)規則4A、および、2008年インド証券取引委員会(仲介機関)規則の附則IIIに記載されている基準に従う「適当かつ適切な人物」基準に関する宣言
- 申請者または発起人の最新の財務諸表の控え
- 証券保管機関に登録されたSEBIと締結した証券保管機関契約書の控え
- 申請者が登録されている海外の規制当局が発行した営業免許(ある場合)の謄本
- 申請者がインドで指定銀行を任命したことの確認
- 申請者からの「確約レター」に、特定期間内に「x」の金額(インドルピー換算)を投資することを明記すること。また、記載された金額は確定した金額でなければならず、「おおよそ、または、暫定」の金額とはできないことに注意してください
- 最低100万米ドルの拠出に関する申請者である投資家からの確約レター
- この申請が行われている期間の前の会計年度に関して、確約レターを提出した申請者である投資家の財務諸表の控え
- 確約レターを提出している申請者である投資家全員の氏名、住所、連絡先電話番号、メールアドレス

5.2.3. 申請のオンライン提出

- FVCI登録のための新規申請はすべて、SEBI仲介ポータルを通じてのみオンラインで受理されます
- 登録されたすべてのFVCIは、FVCI規則に基づくあらゆるリクエストについて、オンラインシステムからコンプライアンスレポートを提出し、申請を送信することが求められています。FVCIに登録されたSEBIには、オンラインアカウントをアクティベートすることが求められます
- FVCIは証券保管機関に登録されたSEBIを任命する必要があります、特別の非居住者インドルピー口座および／または外貨口座を開設する目的で、指定銀行との手続に入る必要があります。FVCI、または、FVCIの代理で活動するグローバル・証券保管機関は、任命された証券保管機関との契約を締結します
- 完了していない申請内容は、SEBIが却下するものとします。このような申請却下が行われる前に、記載された異議内容の解決期間として、申請者には、連絡を受領した日から三十日間が与えられています。この期間はSEBIの裁量によってさらに延長することができますが、九十日間を超えることはできません

5.2.4. 手数料

手数料の種類	金額(米ドル)	支払時期
申請手数料	2,500	申請時
登録手数料	10,000	原則、承認の付与時

手数料は、NEFT／RTGS／IMPSを通じた銀行経由への振込、または、ムンバイの「インド証券取引委員会」宛て銀行手形で支払を行います。RBIが許可しているその他のあらゆる方法も受け付けています。

5.2.5. 口座の構造

- SEBIからの承認の受領後に、FVCIとして取引を実行する場合、当該事業体は口座開設が認められます
 - 証券保管機関の証券預託口座
 - 承認取引銀行の特別非居住者ルピー口座および口座利息の発生しない外国通貨口座

5.2.6. FPIとしての登録が許可されているFVCI

以下に挙げるものを条件に、FVCIとしての登録を保持している申請者に対し、指定預託機関参加者(DDP)がFPIとしての登録を付与することが許可されています。

- 2019年SEBI(FPI)規則に規定されている適格基準を遵守する申請者で、FPI規則で定義されている不透明な構造ではないもの
- 調達、割当、投資された資金が、FPIおよびFVCIとして明確に分離されていること
- 申請者は、FPIおよびFVCIとして活動するうえで同じ証券保管機関を指名すること
- 分離口座は、取引執行用の証券保管機関で維持するだけでなく、FVCIとFPI登録で保持している証券でも維持すること
- 取引の報告は、特定の登録に基づき適用される条件に従って別々に行わなければいけません
- それぞれの登録内容に基づいて事業体に適用される条件全てが、特定の登録に関する分離資金と活動のレベルで準拠されていること
- 全額において、企業の払込資本金の10%未満という投資限度額が、共同拠出のFPIとFVCI投資全体を通じて適用されることを含め、FPIに適用される投資制限は、FVCI申請者にも適用されることとします

5.3. 投資ガイドライン

5.3.1. 許可部門および取引

2000年インド証券取引委員会(FVCI)規則に基づき登録を受けたFVCIは、以下への投資を行うことができます。

- 以下の部門で事業を行うインドの企業の証券(発行時点で公認の証券取引所に上場されていないこと)
 - バイオテクノロジー
 - ハードウェアおよびソフトウェアの開発関連のIT
 - ナノテクノロジー
 - 種子の研究開発
 - 医薬品部門の新しい化学物質の研究開発
 - 乳業
 - 養鶏業
 - バイオ燃料の生産
 - 三千人以上の座席数を持つホテル兼コンベンションセンター
 - インフラストラクチャー(これには、適宜修正される現行のFEMA規則に基づき通知される、対外商業借入ガイドライン/ポリシーに基づくインフラの定義の範囲に含まれる活動が含まれます)
- インドのスタートアップ企業(従事している部門は問わない)が発行した証券

スタートアップ企業とは、五年前までにインドで設立または登記された、前年度の売上高が2億5,000万インドルピーを超えない、テクノロジーや知的財産が促進する新製品、プロセスまたはサービスのイノベーション、開発、展開に向けて取り組んでおり、規則で定められた一定の条件を満たしている事業体(非公開有限責任会社または登録パートナーシップ会社またはリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)を指します
- (2012年SEBI(AIF)規則に基づき登録された)ベンチャーキャピタルファンド(VCF)もしくはカテ

- グローバルオルタナティブ投資ファンド(カテゴリー-I AIF)のユニット、または、スキームもしくはVCFもしくはカテゴリー-I AIFが設定したファンドのユニット
- FVCIが保有する証券/商品をインド国内外の居住者に譲渡することについては制限はありません
- FVCIは、証券/金融商品の発行者または証券/金融商品を保有する個人から、許可された当該証券/金融商品を購入することができます
- FVCIは、買手と売手/発行者が双方合意した価格で投資することが認められており、証券を取得または譲渡することができます
- FVCIによる資本証券でのインド企業への投資は、報告義務、部門別上限、参入ルートおよび付随条件の対象となります

5.3.2. 投資基準

FVCIが行う投資は全て、以下の条件を遵守する必要があります。

- FVCI投資はSEBIに届け出た投資戦略に従って行うこと
- 資金全額を一つのベンチャーキャピタルファンドまたはAIFにコミットできること
- FVCIは、2000年SEBI FVCI規則のネガティブリストに分類された活動に従事している企業への投資はできません。ネガティブリストに含まれる事項
 - 銀行業以外を事業とする金融サービス機関(RBIに登録済みで機器のリース会社または購入選択権付きリース契約の取扱い会社を除く)
 - ゴールドファイナンス(ただし、ジュエリー向けのゴールドファイナンスを事業とする企業を除く)
 - インド政府の産業政策で許可されていない活動
 - SEBIが指定する可能性のあるその他のあらゆる活動
- FVCIはファンドのライフサイクルをSEBIに開示することが求められます
- FVCI投資では、以下の制約が課せられます。
 - 投資可能資金の66.67%以上を、ベンチャーキャピタル事業または投資先企業の非上場株式または株式連動商品に投資すること。株式連動商品には、株式または株式ワラントに転換可能な商品、優先株式、株式に強制転換できる社債、株式に任意転換できる社債が含まれます
 - 投資可能資金の最高33.33%まで、以下の事項を通じて投資することができます。
 - 株式を上場予定のベンチャーキャピタル事業または上で定義された投資先企業の新規株式公開
 - 外国ベンチャーキャピタル投資家が既に株式の形式で投資を行っているベンチャーキャピタル事業または上で定義された投資先企業の債券もしくは債務証券
 - 1年間のロックイン期間を条件とする、上場企業の株式の優先割当
 - 2000年SEBI FVCI規則に基づき投資の促進または奨励を目的として作られた特別目的事業体

5.3.3. 支払方法

銀行経由もしくは外国通貨口座および特別非居住者ルピー (SNRR) 口座またはそのいずれかに預託されているファンドを介して外国からの被仕向送金として支払われた対価

5.3.4. 送金

証券の売却/満期受取高(税引き後)はインド国外へ送金するか、FVCIの外国通貨口座または特別非居住者ルピー口座へ預金することができます

5.4. 報告要件

- 登録されたすべてのFVCIは、オンラインシステムからコンプライアンスレポートを提出することが求められています。ポータルにはこちら (<https://siportal.sebi.gov.in/intermediary/index.html>) からアクセスできます。
- FVCIには、各暦四半期ごとにベンチャーキャピタル活動(株式、債券またはVCFという投資カテゴリー別、および、業種別)についてSEBIにオンラインポータルを通じて報告することが求められています
- FVCIには、ベンチャーキャピタル活動について、RBIが指定した形式で指定した承認取引者カテゴリー銀行を通じて適宜毎月報告を行うことが求められています

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
所定のフォーマットでの外国為替の流入・流出の報告	RBI	月次	承認取引者カテゴリー銀行を通じたFVCI	前月の翌月の10日以内
許可された部門への投資詳細は、所定のフォーマットに従います	RBI	月次	承認取引者カテゴリー銀行を通じたFVCI	前月の翌月の10日以内
許可された部門への投資詳細に関するオンライン記入	SEBI	毎四半期	FVCI	前四半期末から3営業日以内

6.2. 指定預託参加者 (DDP)

指定預託機関参加者 (DDP) とは、インド証券取引委員会 (SEBI) の承認を受けた仲介機関で、SEBI に登録されている証券の証券保管機関であり、RBI と預託機関参加者が承認した承認取引者カテゴリー-I の銀行のことで、DDP の役割は、FPI の規則に従って、FPI から受け取った申請書類および補足書類に対して精査を行い、インド市場へのポートフォリオ投資の登録を許可することにあります。市場への登録は従来、SEBI によって行われていましたが、2014年にDDPに移管されました。DDPは申請者に記入済み申請書類、補足文書、適用される手数料の受領日から30日以内に登録を認める必要があります。

また、FPIは、これらのFPI規則に従って投資を行う前に証券の保管機関として活動するため、それぞれのDDPと契約を締結する必要があります。

6.3. FPI適格基準

下記の参入基準は、FPIルートを通じたインドの資本市場へのアクセスに関心を持つ事業者向けに規定されたものです。

- 申請者はインド在住ではありません
- 申請者は在外インド人 (NRI) またはインドの海外市民 (OCI) ではありません。
- 在外インド人、インド海外市民または居住者インド人は、次の条件を満たす場合、FPIの構成員とすることができます：
 - NRI/OCI/居住者インド人 (RI)、更にNRI/OCI/RIが管理する投資運用会社も含めたこれらの拠出額は以下のとおりです。
 - 一人のNRI/OCI/RIからは、FPIの元本の25%未満、また、
 - 総額でFPIの元本の50%未満
 - 許可されている在住インド人による拠出で認められているものは、インドエクスポージャーが50%未満であるグローバルファンドのインド準備銀行により承認された自由化送金スキーム (LRS) を通じてなされるものです
 - NRI/OCI/RIはFPIを管理することができません。ただし、以下の条件を満たす場合、NRI/OCI/RIが所有し、管理する投資運用会社がFPIを管理することができます。
 - 投資運用会社事業者が本国で適切な規制下にあり、SEBIに自ら非投資FPIとして登録されている、または
 - 投資運用会社はインド法に基づき設立・創設され、SEBIに適切に登録されている事業者、または
 - 1996年SEBI (投資信託) 規則上の無異議証明書がSEBIより提出されているオフショアファンドであるFPIです
- 申請者は、居住国の証券市場規制当局が証券監督者国際機構 (IOSCO) の多国間覚書 (MMoU) (付録A：加盟国) に参加調印している、または、居住国がSEBIと二国間覚書 (MoU) に参加調印している国の人物とします。
 - IOSCO加盟国ではない政府または政府関連事業者の場合、インド政府が承認した国の居住者であればFPI登録を行う資格があります。こういった事業者については、申請はSEBIとインド政府との協議によって処理されます。

許容されているIOSCO法域の現在のリストはこちら：

<https://www.iosco.org/about/?subSection=mmou&subSection1=signatories>

SEBIと二国間覚書を締結した国のリストはこちらで利用可能です。

http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/internationalAffr/IA_BilMoU.html

- 申請者が銀行の場合、申請者は、居住国の中央銀行が国際決済銀行 (BIS) のメンバーである国の人物とします。中央銀行が申請者である場合、中央銀行は、インド政府から特別の承認を得ていればBISのメンバーである必要はありません

中央銀行がBISのメンバーである国のリストはこちら：

http://www.bis.org/about/member_cb.htm

- 中央銀行がBISのメンバーではない、自国管轄内での金融部門規制者による規制を受けた銀行は、
 カテゴリーIIに基づく登録を求めることが許可されています
- 拠出金の25%以上を拠出する、または支配に基づいて同定されるFPIまたはFPIの原資産の投資家は、
 国際連合安全保障理事会またはTAFTの声明書に明記された法域によって以下のように公示される
 制裁リストに記載されてはなりません。
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロ資金調達撲滅 (CFT) に対する対抗策の適用が不足し
 ている法域、または、
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するためのFATFとの行
 動計画に取り組んでいない法域

FATF発行の声明書に記載されている国のリストはこちら：

<http://www.fatf-gafi.org/topics/high-riskandnon-cooperativejurisdictions>

- 申請者が、2008年インド証券取引委員会(仲介機関)規則の附則IIに記載されている基準に基づく適
 当かつ適切な人物であること。
- SEBIが適宜指定するその他のあらゆる基準。
 「FATF加盟国出身」とは、FATF加盟国内に主たる事業所を有する事業体を意味し、および規制を受
 けている場合はFATF加盟国で適切な規制下にある事業体を意味します

6.4. カテゴリー分類

海外投資家は、以下の二つのカテゴリーのいずれかに従って、FPIとしての登録を目論むものとします

シリアル 番号	投資家の分類	カテゴリー
1	中央銀行、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際組織もしくは機関または多国 籍組織もしくは機関といった政府および政府関連の投資家	I
2	当該政府および政府関連投資家により支配され、または直接的もしくは間接的 に少なくとも75%を所有された事業体	
3	年金基金や大学基金	
4	保険事業体、再保険事業体、銀行、資産運用会社、投資顧問会社、ポートフォ リオマネージャー、証券ブローカー・ディーラー、スワップ・ディーラーといっ た、適切な規制下にある事業体	
5	金融活動作業部会メンバー国の、または命令もしくは条約／契約により、この 目的のためにインド政府によって特定された管轄内の事業体 a. 適切な規制下にある基金 b. 投資マネージャーが適切に規制され、かつFPI*カテゴリーIとして登録され ている、規制下でない基金 c. 5年超存在している大学の大学関連基金	
6	投資マネージャーが金融活動作業部会メンバー国出身であり、当該投資マネー ジャーがFPI*カテゴリーIとして登録されている事業体	
7	上記(3)-(5)に基づく適格ある他の事業体によって、直接または間接に少なくと も75%所有されている事業体で、かつ当該適格ある事業体が金融活動作業部会 メンバー国である	

シリアル番号	投資家の分類	カテゴリー
8	カテゴリー I の FPI として適格ではない、適切な規制下にあるファンド	II
9	寄付および基金	
10	慈善団体	
11	法人	
12	ファミリーオフィス	
13	個人	
14	規定された条件に従い、顧客を代理して投資をしている適切な規制下にある事業体	
15	リミテッド・パートナーシップおよび信託形式で規制されていないファンド	

* 投資マネージャー／適格事業体は、規制を受けていないファンド／適格 FPI 事業体のすべての作為または不作為の責任を引受けます

カテゴリー分類表に関する注記

- 適切な規制下にあること – インドにおける投資を提案する場合と同じ行為能力で、母国その他の地域の証券市場監督機関または銀行監督機関により規制を受けている事業体
- 政府機関 – 保有比率の 75% 以上を保有するまたは外国政府の管理下にある事業体
- 投資マネージャーとは、投資運用、または受託を含むあらゆる同等の役割を行う事業体を含むものとします

6.5. FPI 登録書類および手数料要件

6.5.1. 共通申請様式

申請手続きは、共通申請様式 (CAF) の導入によって FPI のために簡素化されています。「CAF の添付」と併せて CAF は、次のものための包括的様式として機能します。

- SEBI と共に FPI の登録
- 収入税務課による恒久税務番号 (PAN) の割当および
- 開設している銀行口座および預金口座 (KYC 登録機関へのアップロードのための顧客確認 (KYC) 関連情報を含みます)

FPI は、SEBI 登録および PAN 発行に必要な関連資料および該当料金と併せ、CAF および CAF の添付を通じて単一の申請様式を提出しなければなりません。CAF は NSDL ウェブサイト上で利用可能で、ウェブベースの申請書としてアクセスすることが可能です。FPI に取り組んでいるその他の仲介機関は、KYC の目的で、CAF の情報に依拠することができます。FPI 登録証明書の作成後、(CAF の一部となる) PAN 割当の申請は、指定預託機関参加者 (DDP) の正式署名書の署名を通じて、規定様式 49AA にて収入税務当局へ転送されます。

6.5.2. 登録書類

FPI としての登録に必要な書類は以下の通りです。

- 共通申請様式
- CAF の添付
- KYC 書類その他の登録関連書類 (付録を参照のこと)

6.5.3. 登録手数料

登録手数料体系を以下に要約しています。

カテゴリー	事業体	登録有効期間
I	3,000*米ドル	3年
II	300米ドル	3年

注意—実質所有者が、世界銀行その他の機関など、中央政府から税金の支払いについて特権および免除が付与された援助を提供する目的でインド国外で設立された国際機関または多国籍機関である場合、手数料は免除されます

適用される登録手数料をFPIから受け取るDDPは、責任を持って、資金をSEBIの指定銀行口座に送金します。カテゴリーIIからカテゴリーIへのカテゴリーの変更を希望するFPIは、必須情報、書類および該当する手数料の支払いと共に、DDPに要求することができます。

FPI申請者はまた、申請時に、DDPへ、登録料と併せてPAN申請のための料金を支払うことが要求されています

6.5.4. 登録プロセスとタイムライン

FPI申請の処理手続における遅延を最低限に抑え、透明性を高めるため、DDPは、完成書類受領後にFPIに対して通知を発行します。DDPは、質問があれば、登録手続時の精査後に、申請者のコンプライアンス責任者に照会を行うことができます。

—FPIの登録の完了または否決の何れかを行うためにDDPに与えられている期間は、記入完成後の書類と手数料やその他情報(または提起された質問)の受領から30日間です。

—2回の通知/リマインダーを送付後、申請者からの返答が全くなかった場合や記入完成済み書類と手数料を受け取らなかった場合、DDPは10日間という合計期間内に申請の終了/返送を検討することができます。

6.5.5. 登録有効期間と登録の更新

FPIとしての登録は、最初の登録日から3年間の期間にわたって有効です。登録を継続するために、FPIは、手数料を添えて継続申請書を提出し、該当するものがあれば、スムーズな継続手続きを促進するために、現在の有効な登録に先立ち、少なくとも15日以前に変更情報を告知する必要があります。情報に変更がない場合、FPIは、以前に提出した情報に変更がない旨の宣言をする必要があります。

継続料が未払いの場合、FPI登録は、最後の登録料がFPIにより期日通りに支払われた日の後に、無効となるものとします。登録失効後に許可される継続申請はなく、FPIは、インド証券のすべての保有を清算して、以前のFPI登録を放棄した後に、新規申請をする必要があります

FPIは、インドで証券またはデリバティブを保有する限り、有効な登録を有する必要があります。有効な登録を有せず証券を保有しているいかなるFPIもSEBIに通報されます。

DDPが有効期限前に登録手数料を受領し、KYCレビューを含む精査が有効期限までに完了しなかった場合、DDPは、登録継続の手続をすることができます。しかしながら、精査が完了するまでの追加購入は制限されます

6.6. 恒久税務番号 (PAN) に関する要件

インドでFPIとして登録されている各事業体には、インドの市場での投資を開始する前に、納税登録番号であるPANを取得することが求められています。また、PANは現金および預金口座の開設に必須の要件です。納税登録は、税務当局とのあらゆる連絡の際に記載する必要があります。

a. PANカード取得手順：

共通申請様式の導入に合わせて、登録手続には、所得税当局によるPANの発行が付加されます。NSDLポータル上でのDDPによるFPI登録完了後、CAFの一部としてFPIにより提出された関連情報および書類は、関連する税務当局へ転送されます。

新しいプロセスでは、PANは有効なオンライン申請から一日以内に割り当てられます。

b. PANに必要な情報および書類：

以下の内容は、申請者が企業／信託／パートナーシップ (外国の個人以外など) などの法的事業体である場合に、PANの申請に際して提供が必要な情報の全体的な概要です。

シリアル番号	共通申請様式の一部としてPANに必要な詳細
1	名称(フルネーム)
2	設立日(日/月/年)
3	登録番号
4	オフィスのフルネームと所在地(州名、国名、郵便番号も含めます)
5	署名権者の氏名、役職、メールアドレス
6	電話番号／携帯電話番号 (ISDコードとSTD/局番も含めます)
7	法人設立国での申請者の法的ステータス
8	収入源に関する詳細 (収入源は必須) a. 事業／職業から得ている収入 b. キャピタルゲインからの収入 c. その他の収入源から得ている収入
9	所定の顧客確認 (KYC) 要件

証券保管機関は、PANカードの発行に対し、所得税当局ウェブサイト上のFPIのPAN情報を確認する必要があります。更に、所得税局は、現物のPANカードと同等と見なされる電子版のE-PANカードを導入しています。E-PANは申請時に提出した登録済みEメールアドレスのIDに送信されます。

6.7. その他の適用される規範：

6.7.1. 名称の変更

FPIが名称を変更した場合、新名称の更新／取込リクエストは、名称の変更を証明する書類を添えたうえで、FPIがDDPに提出する必要があります。名称変更に関連する書類は以下の通りです。

- ウェブサイト上で利用可能な母国規制機関の情報
- 名称の変更を示す自国の監督機関からの書類の謄本
- 名称の変更を示す会社登記官 (または同等の機関) (該当する場合) からの書類の謄本

- 上記が適用されない場合、名称の変更を承認する取締役会の決議またはそれに相当する決議
- 単に名称の変更だけであり、実質所有者、カテゴリーまたは構成に変更はないことを記したFPIによる約束宣言書

リクエストレター原本および名称変更を示す関連文書受領後、DDPは、規制機関システムにおける当該変更を有効なものとし、かつ新規登録証明書と共に、当該FPIへ、レターを発行するものとします。

FPIからDDPに名称変更の通知が6ヵ月以上遅れて行われた場合、FPIはそのような遅れの理由を説明することが求められます。この遅れは、FPI規則の違反として取り扱われ、SEBIに通知され、適切とみなされる場合、SEBIにより刑罰措置が適用されます。

また、名称変更を行うFPIは、新名称でのPANカードも取得する必要があります。新名称のPANカードはKRAのKYCを完成させるうえで必要になり、預金および銀行記録上の名称を修正するものとします。

6.7.2. 本国法域での遵守 – ステータスの変更

- FPI登録付与時点でSEBI (FPI) 規則を遵守していた法域が非遵守となった場合 (つまり、IOSCO/BISのメンバーではなくなった、または、関与している法域がFATFの声明書により「高リスク」で「協力的でない」法域であるとしてリストアップされた)、関与しているDDPは、該当する法域に属しているそのFPIが、その法域がSEBI (FPI) 規則を遵守するようになるまで、新しく購入を行うことを許可してはならないものとします。ただし、FPIは、既に自身が購入した証券を引き続き保有するか、市場で売却することができるものとします。
- DDPはSEBIへ遵守していない法域を出身とするFPIについて通達することとします

6.7.3. 重要情報の変更

- 規則に基づき、DDPおよびSEBIまたはそのいずれかに対してFPIが以前に提供した情報 (証書に関係があるもの) に重要な変更がある場合、当該情報の変更について直ちにDDPおよびSEBIまたはそのいずれかに通知を行わなければならないものとします
当該の重要な変更には、次が含まれます：
 - その構成または所有もしくは支配に直接的または間接的な変更
 - 規制状態の変更
 - 合併、分割または再編
 - カテゴリー／サブ・カテゴリー／構成／管轄／FPIまたは実質所有者の名称の変更
- DDPは、こういった重要な変更について全て精査し、FPIの適格性について再評価するものとします
- FPIからDDPに重要な変更の通知が六ヵ月以上遅れて行われた場合、DDPは、直ちに全てのケースをSEBIに通知し、適切な措置を請うものとします

6.7.4. DDPの変更

FPIまたはそのグローバル・カストディアン (GC) が国内のカストディアン (証券保管機関) /DDPへと変更を希望する場合、かかる変更の手数料については以下の通りとなります。

- GCが明白に、FPI事業体によるかかる変更手順を取ることを承認されている場合、FPIまたはそのGCにより提出されます。GCから変更の依頼を受けた場合、新しいまたは譲渡人である証券保管機関/DDPは、国内の証券保管機関/DDPの変更について、FPIのコンプライアンス責任者に通知する必要があります
- 現行の/譲渡人の証券保管機関/DDPからの異議がない旨の書面を受領したことを受け、新しい/譲受人の証券保管機関/DDPにより承諾されます
- 新しい/譲受人の証券保管機関/DDPは、現行の/譲渡人の証券保管機関/DDPが行った精査に依拠することができます
- 新しい/譲受人の証券保管機関/DDPは、FPIが継続的に登録を継続する申請を行う時点で、十分な精査を行うことが求められます

- FPIはDDP／証券保管機関の変更がそのような承認を受けてから30日以内に実施されることを確認します
- 新旧の証券保管機関／DDPが正式に署名した共同確認レターが完了後にSEBIに提出されます。

6.7.5. マルチ・マネージドFPI事業体

事業体が複数の投資運用会社 (MIM 構造) とやり取りを行っている場合、かかるFPI事業体は、各投資運用会社についてSEBIと複数の登録を取得することが許可されています

- かかるFPIは、各登録について異なる国内の証券保管機関／DDPを任命することができます
- MIM 構造および当該申請者が、各申請のために異なるDDPを指名することができる場合、社外投資マネージャーを置くべきです
- かかる複数の登録に基づいて行われた投資は、投資上限額のモニタリングに使用されます
- マルチ・マネージドFPIのPANが同じ場合、かかるマルチ・マネージドFPI登録間の資産移転は許可されています
- FPIとしての登録時に、すでに登録情報の詳細をDDPに提供している事業体は、以前DDPに提供した登録情報の詳細に何らかの変更がない限り、MIM 構造に基づき、各新FPI登録のために登録情報の詳細を提供するよう求められることはありません。
 - FPIは、新しく登録を求める時に、以前の申請で提供した当該情報が更新され、有効であることの確認と共に、投資マネージャーの名称を提供することが必要です
 - MIM 構造に基づき登録されたFPIは、同様のPANを有する者として扱われます

6.7.6. 依頼者に代わって適切に規制され、投資することを許可された事業体

下記にリスト化した会社など、適切な規制下にある事業体は、カテゴリー I のFPIとして個別の登録をすることによって適切な投資を引受けることに加えて、カテゴリー II のFPIとして顧客を代理して投資を引受けることが許容されます。これらには、次のものが含まれます：

- プライベートバンクを含む銀行および商業銀行
- 資産運用会社、投資マネージャー、投資アドバイザー、ポートフォリオマネージャー
- 保険・再保険事業体
- ブローカー、ディーラーおよびスワップディーラー

カテゴリー II の登録が許可されたことに基づく条件

- FPIの顧客は、個人およびファミリーオフィスのみです
- FPIの顧客は、FPIとして登録の資格があり、第三者を代理して取引をしません
- FPIが金融活動作業部会 (FATF) 加盟国出身である場合、FPI顧客のKYCは、FPIの母国の管轄要件に従って、FPIによりなされる必要があります
- 非FATF加盟国出身であるFPIは、インドのKYC要件に従ってその顧客のKYCを履行する必要があります
- FPIは、顧客に関する投資家の完全な詳細を、四半期ベースで指定フォーマットにてDDPに報告しなければなりません
- (FPIとして)直接的、および／または投資家グループを通じてのいずれかで各顧客がなした投資は、上述で言及した適切な規制下にあるFPIを通じて当該顧客 (FPIで50%超保有する) によりなされる投資と共に出資するものとして扱われます

四半期報告のためのフォーマット

FPIの名称：

FPI登録番号：

私たちは、顧客の投資家詳細をこれにより提出します—

顧客の詳細

シリアル番号	名前	国	所在地	種類(個人/ファミリーオフィス)

6.7.7. 登録の取り消し

登録証書の取り消しを実行するFPIは、DDPに申請を行うことができます。DDPは、以下の事項を確認後、登録の取り消しを受諾するものとします。

- 申請者がSEBIに支払うべき未払残高が存在しないこと。
- FPI口座に証券/現金の預託がなく、デリバティブ市場でのポジションを有していないこと。発行済みの持株/ポジションがある場合、FPIは登録の放棄の前に処分する必要があります。
- SEBIは拒否することができません

取り消しとみなされます

FPIが、明記された支払期限内に登録継続のために必要な料金の支払いを怠り、当該FPIがインドに何らの現金または証券もしくはデリバティブポジションも有していない場合、FPIはその登録の取り消しがなされたものとみなされます。DDPはSEBIからの承認を得た後にこの取り消しの手続きをします

6.7.8. 種類株式の追加

分離ポートフォリオが維持されている場合の新種類株式の追加は、当該新ファンド/サブファンド/種類株式/同等の構成を通じたインドでの投資前に、DDPに提出される新種類株式のBO情報を必要とします。

分離ポートフォリオを有する既存のFPIは、次のBO詳細を提供することが要求されます。登録継続時に、または規制の通知日から6ヶ月以内のいずれか遅い方で、インドにて投資をする各ファンド/サブファンド/種類株式/同等の構成。

6.8. 外国ポートフォリオ投資家に関する一般的義務・責任

外国ポートフォリオ投資家は、以下の事項に従うものとします。

- 適用される範囲のFPI規則の条項、それに基づき発行された回状、SEBIが適宜指定したその他すべての規約を遵守すること
- 以前にSEBIまたはDDPに対して提出した情報について、重要な点において間違い、または誤解を招くとみなした情報が見つかった場合、直ちに書面にてSEBIおよびDDPに通知すること
- 以前にSEBIまたはDDPに対して提供した情報(構成または所有もしくは支配における直接的または間接的な変更を含みます)について、重大な変更があった場合、直ちに書面にてSEBIおよびDDPに通知すること
- SEBIまたはその他の政府機関が必要とする場合、FPIとしての活動に関連するあらゆる情報、記録、書類を提出すること
- 罰則、係争中の訴訟または訴訟手続き、海外の規制当局によって措置がすでに取りられた、または

- 取られている最中である調査や捜査がある場合、直ちにSEBIおよびDDPに通知すること
- 投資を行っていないFPIを含め、所得税部門からPANを取得すること(すべてのFPIがPANを取得する必要があります)
- FPIとしての活動に関連して、常に、現行のインドの法律、規則、規制、適宜発行される回状に従い、DDPに対してこの趣旨を約束することを表明すること
- DDPまたはSEBIもしくは他の実施官庁が要求する付加的情報または書類(顧客の実質所有者詳細を含みます)を提出して、2002年マネーロンダリング防止法、ならびにそれに従って規定される規則および規制、金融活動作業部会基準およびSEBIが適宜発行する回状を必ず遵守すること
- 2008年SEBI(仲介機関)規則附則IIにある適合した適切な人物を遵守すること。設立国にて適用されるルールに従って、株主/投資家に関する必要なKYCを引受けること
- FPIが保有する証券がすべての法的負担を負っていないことを保証すること

6.9. 行動規範：

FPIは、常に、FPI規則の附則三に規定されている行動規範に従うこと

- FPIとその主要人物は、インドの証券市場におけるあらゆる取引について、高水準の公正さ、誠実性、プロフェッショナリズムを以て、仲介機関、規制当局、およびその他の政府機関と接すること。
- FPIは、常に高水準のサービスを提供し、精査および独立したプロとしての判断を執行すること。
- FPIは、自身やクライアントの代理として行う取引に関し、機密性を保証・維持すること。
- FPIは、以下の事項を保証するものとします。
 - 自身の資金/証券とクライアントの資金/証券を明確に区別すること。
 - ファンド運用/投資事業とその他事業との対等な関係を維持すること。
- FPIは、適切なレベルの知識と競争力を維持し、実行する活動に該当し、関連がある法律、規則、ならびにこれらに基づき発行された回状およびガイドラインの条項を遵守すること。外国ポートフォリオ投資家は各自、オンブズマンの裁定および2003年インド証券取引委員会(オンブズマン)規則の決定事項も遵守すること
- FPIは、DDPおよび/またはSEBIに提供するいかなる書類、報告書、情報においても、真実でない記述または重要事実の隠蔽を行ってはならない
- FPIは、優れた企業ポリシーとコーポレートガバナンスに従っていることを保証すること
- FPIは、インドの証券取引所に上場されている証券の取引において、詐欺取引および操作取引に従事してはならないことを保証すること
- FPIまたはその取締役もしくは経営者は、自身の口座または関係者もしくは家族、親戚、友人の口座を通じて、いかなるインサイダー取引も行ってはなりません
- FPIは、以下に挙げる事項に関して、当事者となったり、支援を行ったりしてはなりません。
 - インドの証券取引所に上場されている、または上場予定である証券において、虚偽の市場を作り出すこと；
 - インドの証券取引所に上場されている、または、上場予定の証券の価格つり上げや価格操作を行うこと；
 - 価格に敏感な情報を、証券市場に属する人物や仲介機関に伝達すること。

6.10. 外国ポータルフォリオ投資家向け口座構造

インドは分離市場であるため、口座を各FPIレベルで開設する必要があります。オムニバス構造は許可されていません。

投資家カテゴリー	預金口座／証券口座	現金口座
FPI	分離預金口座および証券口座	分離現金口座

7 比較表

7.1. カテゴリー分類の効果：

下表は、FPIに適用されるカテゴリー分類モデルの違いをハイライトしたものです。

シリアル番号	詳細	FPIカテゴリーI	FPIカテゴリーII (その他—個人、ファミリーオフィスおよび法人)	FPIカテゴリーII (個人、ファミリーオフィスおよび法人)
1	手数料 (登録と更新)	3000*米ドル	300米ドル	300米ドル
2	顧客確認	簡略化された書類 カテゴリーIIのFPIと比較して必要とされる文書が少ない。	KYC要件の厳格化	KYC要件の厳格化
3	適格機関投資家 (QIB)	はい	はい	QIBステータスなし

シリアル番号	詳細	FPIカテゴリーI	FPIカテゴリーII (その他—個人、ファミリーオフィスおよび法人)	FPIカテゴリーIII (個人、ファミリーオフィスおよび法人)
4	オフショアデリバティブ商品 (ODI) の発行およびサブスクリプション	許可されている FPIはデリバティブに言及するODIの発行を禁じています。 個別のFPIアカウントを使用する場合を除き、ODIはODIの作成日に現物株式を参照して発行することができ、その後、単一株式デリバティブに対する、(または) 株価指数デリバティブの場合のMWPLの5%のポジション上限額に従い、10億インドルピーまたは5%の建玉のいずれか高い方で、デリバティブポジションに移行することができます。	許可されていません	許可されていません
5	株式取引に対する証拠金	取引日には証拠金は適用されません。早期払込が行われない限り、取引日の一日後に証拠金が適用されます。	取引日には証拠金は適用されません。早期払込が行われない限り、取引日の一日後に証拠金が適用されます。	取引日における前払証拠金が適用されます。
6	通貨デリバティブ部門のポジション上限額	カテゴリーIのFPIはより高いポジション上限額を有しています：全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の15%、または、各通貨ペアに対して指定されている最高限度額のいずれか高い方を超えてはならない	カテゴリーIIのFPIはより高いポジション上限額を有しています：全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の15%、または、各通貨ペアに対して指定されている最高限度額のいずれか高い方を超えてはならない	カテゴリーIIIのFPIはより低いポジション上限額を有しています：全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の6%、または、各通貨ペアに対して指定されている最高限度額のいずれか高い方を超えてはならない
7	株式デリバティブ—オプション先物とオプション	ポジション上限額—50億インドルピー、または、それぞれの契約者の市場の建玉残高合計の15%のいずれか高い方**	ポジション上限額—30億インドルピー、または、それぞれの契約者の市場の建玉残高合計の10%のいずれか高い方	ポジション上限額—10億インドルピー、または、それぞれの契約者の市場の建玉残高合計の5%のいずれか高い方
8	エクイティデリバティブ—個別証券 (個別株)	ポジション上限額—該当する市場全体のポジション上限額 (MWPL) の20%	ポジション上限額—該当するMWPLの10%	ポジション上限額—該当するMWPLの5%

シリアル番号	詳細	FPIカテゴリーI	FPIカテゴリーII (その他—個人、ファミリーオフィスおよび法人)	FPIカテゴリーII (個人、ファミリーオフィスおよび法人)
9	金利先物	取引会員レベルでのポジション上限額 8-11年の残存期間ごと—建玉の10%または120億インドルピーのいずれか高い方 4-8および11-15年の残存期間ごと—建玉の10%または60億インドルピーのいずれか高い方	取引会員レベルでのポジション上限額 8-11年の残存期間ごと—建玉の10%または120億インドルピーのいずれか高い方 4-8および11-15年の残存期間ごと—建玉の10%または60億インドルピーのいずれか高い方	顧客レベルのポジション上限額 8-11年の残存期間ごと—建玉の3%または40億インドルピーのいずれか高い方 4-8および11-15年の残存期間ごと—建玉の3%または20億インドルピーのいずれか高い方

* 特定の事業体に付与された免除：

世界銀行その他の機関など、中央政府から税金の支払いについて特権および免除が付与された援助を提供する目的でインド国外で設立された国際機関または多国籍機関

** カテゴリーIのFPIに適用される指数デリバティブへの追加上限額は以下のとおりです：

- 株式を保有しているFPIカテゴリーIを超過しない(想定元本における)指数デリバティブにおけるショートポジション(ショート先物、ショートコールおよびロングプット)
- FPIが保持する現金、国債、短期国債および類似証券を超過しない(想定元本における)指数デリバティブにおけるロングポジション(ロング先物、ロングコールおよびショートプット)

8 顧客確認 (KYC) 枠組み

カテゴリ分類モデルの導入により、SEBIとRBIが規定するリスクベースのKYCの採用が容易になりました。カテゴリ分類では、FPIのカテゴリによって、書類要件は異なります。下図に見られるように、網羅的な書類要件がカテゴリIIのために明記されているのに対して、当該書類要件は、カテゴリIの申請者に対して最小限です。申請者は、SEBIが発行した標準KYC様式に記載する必要があり、カテゴリに応じて下記一覧表で言及された必須の関連資料を提供する必要があります。証券保管機関/DDPは、DDPによる登録プロセスが完了すると、以下の書類をKRAポータルにアップロードして、他の市場仲介機関がKYC要件にアクセスして完了できるようにします。下記のKYCの要件とは別に、各仲介機関は、内部ポリシーに従って強化された精査を実施するための追加の書類要件を実施している場合があります。

すべての市場仲介機関が登録および口座開設要件としてFATCA/CRS自己申告証明を要求しています。各仲介機関は新しいクライアントのオンボーディング前に自己申告証明様式を要求する場合があります。

8.1. FPI向けKYC

書類の種類	KYC書類の詳細	カテゴリI	カテゴリII
申請者のレベル	設立関連文書 (MoA、COI、趣意書など)	必要	必要
	住所証明 ¹	必要	必要
	恒久税務番号	必要	必要
	当局決議 ²	不要	必要
	FATCA/CRS様式	必要	必要
	様式/KYC様式	必要	必要
上級管理職	取締役のリスト	KYC様式の一部	KYC様式の一部
正式署名	署名リスト ²	必要	必要
最終的実質所有者 (UBO)	仲介BO ³ の詳細を含むUBOリスト	必要	必要
	身元証明	不要	必要

¹ 証券保管機関に提供した住所を有する委任状 (POA) は、住所証明として受け入れられます。

² グローバル証券保管機関/現地証券保管機関に付与された委任状は、当局の決議 (BR) の代わりとして受け入れられます。SWIFTが指示の手段として用いられる場合、BRおよび正式署名書リスト (ASL) は、必要とされません。

³UBOは政府および関連事業体を必要としません。カテゴリ II には、政府が発行したUBOのID番号が必要となります。

上記で触れたKYC要件は、SEBIからの通知に基づきます。FPIのためのKYC要件に関するRBIの通知書は、規則発行日に準備されます。上記要件は、RBIがKYC要件を告知するたびに、修正を受けます。

表への注記：

- i. 監督機関／法執行機関の要求に応じて、免除／関連文書が仲介機関に提出されることを誓約するFPI
- ii. 高リスク管轄区域(規則5(a)(i)に基づき登録されたもの以外)に由来するFPIカテゴリ I のため、FPIカテゴリ II に相当するKYC書類が適用されるものとします
- iii. 規則5(b)(i)に基づき登録されたFPIカテゴリ II は、FPIカテゴリ I に相当するKYC書類を提供するものとします。しかしながら、BOの詳細が指定のフォーマットにて提供される必要があります
- iv. KYC書類(KYC様式を含む)に関連した非PANのため、地方証券保管機関は、規制されている、FATF加盟国(母国の管轄基準に従ってKYCが実施された)出身の同じ金融グループ(グローバル証券保管機関や投資マネージャーのような)の他の事業体により遂行されたKYCを信頼することができます。この信頼が置かれた場合、当該事業体／FPIは、規制機関／法執行機関／政府部門／税当局などにより要求された場合、関連するKYC書類がDDP／地方証券保管機関に提出されたという旨の宣誓書を提出するものとします。しかしながら、証券保管機関／現地仲介機関は、FPIの設立文書および宣誓書関連のBOを受取ることが要求され(該当する場合はいつでも)、またKRAに依拠するKYCの証拠を更新することが要求されます
- v. 公式の定款の代わりとして、目論見書や情報メモも受け付けられています
- vi. 口座開設の際、有効なFATCA／CRS書類を提出することが必要となります
- vii. 仲介機関は、所得税当局により承認されたウェブサイトからFPIオンラインでPANを確認することができます。FPIから求められるPAN書類の認証が不要であることを明確にします。代わりに、CBDTが発行するe-PANが、何らの証明書を求められることなくKYCコンプライアンスのためにFPIにより作成されます。ブローカーがKRAに依拠している当該状況において、PANを確認するものとし、及びKRAからの利用可能な書類をダウンロードするものとします。PANは、UBO、上級管理職およびFPIの正式署名者に必須ではありません
- viii. PANは、インドでの税金の支払いが免除され／還付を充たすUN事業体／多国籍企業には必須ではありません
- ix. 現地ブローカーおよびFATF加盟国で規制された投資マネージャーであるFPIまたはその権限ある代表者間での署名された物質的な書類／契約書のやりとりが不要な場合、当局の決議および正式署名者リスト(ASL)もまた、必須ではありません
- x. FPIに適用されるKYC要件に基づく既存のリスクもまた、FDI、FVCI／DRおよびFCCBアカウント／事業体の証券アカウントに適用されます(同様の事業体がFPIとして登録されている場合)
- xi. KYC様式(パート I および II)で要求されているすべての情報は、その様式自体に規定されています。分離KYC様式(パート I および II)の提出は必須ではありません

実質所有者の特定と認証

- 実質所有者(BO)とは、FPIを最終的に所有またはコントロールする自然人であり、2005年マネーロンダリング防止(記録の維持)規則(以下、「PMLA規則」)の規則9に従って特定される必要があります
- ジェネラル・パートナー／リミテッド・パートナーシップの構造を持つFPIのBOは、所有権または受権資格と支配基準に基づいて識別されるものとします
- 規則5(a)(i)に基づき登録されたカテゴリ I のFPIは、BOの詳細の提供を免除されます
- 持分権(または所有権／権利)のコントロールに基づいてFPIのBOを特定するうえでの重要性基準値は、以下に記載するPMLA規則に規定されているものと同じである必要があります

- 企業の場合は25%および
- パートナシップ企業、信託および非法人団体の場合は15%
- 「高リスク国」のFPIについては、BOの特定のために10%という通常よりも低い重要性基準値を適用することができ、また、KYC書類がカテゴリーIIのFPIに該当していることを確実なものとしなければなりません。
- 実質所有者を特定するための重要性基準は、まずFPIレベルで適用する必要がある、次に仲介株式会社保有者／保有事業体の実質所有者を特定するため、ルック・スルー・ベースが適用される必要があります。
 - FPIの重要性基準値以上の持分がある実質所有者のみ、ルック・スルー原則を通じて特定する必要があります
 - 中間の重要な株主／所有事業体、名称、国および保有率もまた添付Eに従って開示されるものとします
 - 中間株主／所有事業体が規則5(a)(i)に基づきカテゴリーIのFPIとして登録するのに適合している場合、実質所有者のさらなる識別および認証が要求されることはありません
 - 重要性基準値を使用してFPI内に重要な株主／所有者の実体が特定されなかった場合、BOがFPIの最高幹部となります
- BOは、以下のような、国連安全保障理事会の制裁措置リストにある人物、または金融活動作業部会(FATF)の公表書類で特定されている法域からの人物であってははいけません
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対抗策の適用が不足している法域
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない法域。
- カテゴリーIIおよびIIIのFPIについて、上記の基準に従って特定されたBOは、規定のフォーマットに従って詳細を提供する必要があります。
 - リストには、リストにて引用されているBO以外のBOが存在しないことを記載したうえで、FPIの認証を受けている必要があります

UBOのデータポイントを提供するためのフォーマット

シリアル番号	実質所有者(自然人)の氏名および住所	生年月日	税務管轄地	国籍	単独で活動しているか、または一人以上の自然人がグループとして一緒に活動しているかどうかと、その名称と住所を記載してください	FPIにおけるBOグループの株式保有／資本／利益所有の割合	BOの税務地域番号／社会保険番号／BOのパスポート番号(いずれかを提供してください)
1							
2							

中間の重要な株主／所有事業体、名称、国および保有率(添付E)を開示するためのフォーマット

所有ベース

介在する重要な株主の情報／所有ベースの名前	直接／間接の出資	FPIの株式を間接的に保有している事業体の名称	申請者が保有する出資比率	国／国籍	個人／非個人

支配ベース

名称	支配の方法(もしあれば支配が行われる仲介構造の名称の詳細を記入してください)	申請者に対する支配の割合(妥当する場合)	国／国籍	個人／非個人

FPIのBOとしての在外インド人／インド海外市民／インド居住者

- 在外インド人(NRI)／インド海外市民(OCI)／インド居住者(RI)はFPIのBOにはなれません。
- NRI/OCI/RIの保有比率は、単体での保有の場合はFPIの元本の25%未満、また、総額の場合はFPIの元本の50%未満とする必要があります
- NRI/OCI/RIはFPIを管理することができません
- NRI/OCIが奨励するFPIは、FPIがその他FPIのカテゴリ-II (Cat II)の投資運用会社であり、非投資型のFPIとして登録されているか、インドの法律の下に設立され、SEBIに登録されている場合に認められています
- 上記の条件はFPIが投信信託に独占的に投資している場合は適用されません
- 上記要件を充たさない申請者または既存のFPIは、登録日から、または2020年12月31日までのいずれか遅い方の2年間を遵守しなければなりません。2020年12月31日後に、上記投資制限に一時的に違反した場合、FPIは、その違反から九十日以内に適格条件を遵守しなければなりません

8.2. 書類の認証

- 公証人、指定商業銀行／協同組合銀行、または多国籍外国銀行のマネージャー(控えに名前、役職、押印が必要です)
- 在外インド人(NRI)の場合、インドに登録されている指定商業銀行の海外支店の承認済担当官、顧客が所在している当地の公証人、治安判事、判事、インド大使館／領事館を使用して、書類の立証を行うことが許可されています
- グローバル・証券保管機関銀行

8.3. 外国直接投資と外国ベンチャーキャピタル投資家

書類の種類	書類	企業	パートナーシップ 企業	信託
事業体レベル	制定文書	必要－覚書および定款および設立証明書の写し	必要－パートナーシップ証書の写し 登録証書(登録済みの場合)	信託証書の写し 登録済み信託向けの登録証書
	住所証明	必要	必要	必要
	PANカード	必要	必要	必要
	財務書類	(毎年提出される)直近の会計年度2年分の貸借対照表の写し	(毎年提出される)直近の会計年度2年分の貸借対照表の写し	(毎年提出される)直近の会計年度2年分の貸借対照表の写し
	SEBI登録証明書	FVCI投資家に求められるSEBI登録		
	当局／パートナー／メンバーの決議、または証券市場への投資を許可するその他の同等の書類	必要	必要	必要
	FATCA／CRS様式	必要	必要	必要
	KYC様式-様式11	必要	必要	必要
経営陣(常勤取締役／パートナー／受託者など)	リスト	必要	必要	必要
	身元証明	必要	必要	必要
	住所証明	必要	必要	必要
	写真	必要	必要	必要
正式署名者	リストおよび署名	必要	必要	必要
	身元証明1	必要	必要	必要
	写真	必要	必要	必要
最終的実質所有者(UBO)／株式保有パターン	リスト	必要－最終的実質所有者まで	必要－最終的実質所有者まで	必要－最終的実質所有者まで
	身元証明	保有割合が特定されたUBOの場合必要	保有割合が特定されたUBOの場合必要	保有割合が特定されたUBOの場合必要
	住所証明	必要	必要	必要

8.4. 定期的KYC

KYC詳細事項は更新後も、適宜、監督機関からの規定に応じて、定期的な見直しプロセスの対象となります。KYCの見直し(BOの変更/保有割合の変更を含む)は、FPIのリスク分類に基づいて行われなければいけません

管轄	FPIカテゴリーI	FPIカテゴリーII
高リスク	— 規則5(a)(i)に基づく登録 — 登録継続中 — その他—毎年	毎年
非高リスク	登録継続中	登録済み事業体— 登録継続中(例:3年毎) — その他—毎年

- KYCレビューの該当期日にKYC書類を提出しなかった場合、DDP/現地証券保管機関/仲介機関は、KYC要件の迅速な完了を告げる通知書をFPIに送ることができ、如何なる状況においても、KYCのレビュー期日の90日後、当該顧客への追加購入取引を許可することはありません。
- 関係書類の自己申告はもはや不要です。提出すべき顧客：
 - 認証のためのすべての書類のコピーと共に原本、または
 - 書類を証明する権限を付与された事業体により適切に提出されたコピー

8.5. KYC登録機関(KRA)

8.5.1. KYC情報のアップロード

- 顧客は、SEBIが規定するKYC要件に従う必要があり、FPIとしての申請を行った時点でKYCデータをKYC登録機関(KRA)システムにアップロードしなければいけません
- 顧客と契約上の合意を行っているブローカーなどの証券保管機関や仲介機関は、FPIの代理としてKRAポータルに最新版のKYC情報の全てをアップロードする必要があります
- 書類のアップロードは口座の開設日または訂正の受領から10日以内に完了する必要があります
- KYC書類を提出しなかった場合、提出しなかった投資家には、取引が許可されません
- 信頼できる公開情報源から得られる情報(監督機関、取引所、自主規制機関、登記局ウェブサイトなど)に依拠することは許容されます。ただし、かかる書類の控えを適格外国投資家/FPIに送付し、情報の有効性を確認しなければいけません。これらの書類は、(a)書類の出所、および(b)それに署名を明記し、ならびに8.2項に記載されている通りに立証したうえで、仲介機関の正式承認を受けた担当官が立証する必要があります。

8.5.2. 承諾の仕組み

最高幹部(SMO)、実質所有者、外国ポートフォリオ投資家(FPI)に関する提供された個人情報ロックするため、KRAは同意を基本とする仕組み(CBM)を導入しています。

- システムには、仲介機関によるKYCの情報のダウンロードに対する同意の要否を記録する同意フラグがあり、フラグは初期設定で「Yes」になっています
- FPIは、同意なくKYCの情報のダウンロードができるよう、フラグを「No」に設定できるようになっています

- FPIは正式代表者(最低1人、最大で3人)の氏名および連絡先情報を提供することが求められます
- 同意フラグにおいて「Yes」にチェックが入っている場合、仲介機関がKYC情報のダウンロードを試みる際は必ず、同意を依頼したFPIの正式代表者にメールが送信されます
- 正式代表者からの同意の受領をもって、KRAはKYCの詳細と補足書類のダウンロードを該当者に直ちに許可します
- 顧客のKYC情報が修正された時、KRAのシステムによりダウンロードしたKYC情報が、該当の顧客のアップロード済み、ダウンロード済み、修正済のKYC情報のいずれかを有する全ての仲介機関に送信されます
- FPIと顧客の関係が終了する時はいつでも、それぞれのFPIまたは仲介機関はKRAにKYCのリンクを解除するよう通知します

9 投資ガイドラインおよびオーナーシップの限度

9.1. 概要

9.1.1. インドでの投資

FPIは、以下における商品に投資を行うことを許可されています。

株式	債券市場*	デリバティブ	ハイブリッド
<ul style="list-style-type: none"> — 上場株式または上場予定株式* — 優先株式 — ワラント — ユニットスキーム／株式に50%超を投資している国内投資信託が発行したETF — 集合投資スキームのユニット — インド預託証券 	<ul style="list-style-type: none"> — 日付つき国債(G-Sec)、州開発融資(SDL)および短期国債(T-Bills)* — 法人発行の上場および非上場**社債 — 非転換社債(NCD)／デフォルトになっている債券 — インドルピー建て信用強化債券 — 資産運営会社が発行した証券証券 — 規制資本に含める資格を有する銀行が発行した債務証券(銀行のティアIや上位ティアII証券) — 商業手形* — 地方債 — ユニットスキーム／株式に50%以下を投資している国内投資信託が発行したETF 	<ul style="list-style-type: none"> — 指数先物 — 指数オプション — 株式先物 — 株式オプション — 金利先物 — 通貨デリバティブ 	<ul style="list-style-type: none"> — 不動産投資信託のユニット — インフラ投資信託のユニット — カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンドが発行したユニット

注記-

- * 残余期間1年未満の長期国債と短期国債は、国債のポートフォリオ合計の20%未満に制限されています(詳細は後述)
- ** 非上場社債／債券へのFPI投資はエンドユーザー使用制限遵守条件があります

9.1.2. ガイドライン

- 株式の譲渡は、電子化された形式でのみ可能です
- FPI投資は、FDIポリシーおよび1999年外国為替管理法 (FEMA) に定義されている個々の投資上限額やセクター上限など、様々な制限により規律されます
- FPIは、登録済みブローカーを通じ、プライマリー発行およびセカンダリー市場を通して購入することができます
- FPIは、決済債務を満たすために決済日より前に十分な資金をインドルピー口座に維持している必要があります
- FOP資産振替は、FPIがマルチ投資運用会社構造として登録され、同じPANを持っている場合にのみ許可されます
- 複数のFPIが同一の投資家グループに属する場合、そのようなFPIすべての上限額は、単一のFPIに適用される上限額と合算されます

9.1.3. 同一投資グループに帰属するFPIの投資限度の出資

- FPIの50%超の共通実質所有権または共同支配権を有する場合、複数のFPIは同一の投資家グループに属するとみなされます。

支配権には、個別に、または共同で行為する者によって直接的または間接的に行使することができる、取締役の過半数を任命する権利、または、株式保有や経営権や株主契約や議決権その他を通じて、経営または方針の決定を支配する権利が含まれます。

I. 共同支配権に基づく出資の例外

- 適切な規制下にある公的リテール・ファンドであるFPI、または
- ルック・スルー・ベースで適切な規制下にある公的リテールファンドが過半数を所有する公的リテールファンドであるFPI、もしくは
- 公的リテール・ファンドのFPIであり、かつ、かかるFPIの投資運用会社が適切な規制下にある
- 公的リテール・ファンドとは、次のような意味を持ちます。
 - 個人投資家が申込することができ、特定の投資家の種類（認定投資家など）の要件がない投資信託またはユニット信託
 - 単一投資家との一対一の相互関係を伴う分離ポートフォリオが維持されていない保険会社
 - 年金基金

II. 外国政府および関連事業体

- 外国政府またはその関連事業体を含む二名以上のFPIが直接的または間接的に50%超の共同所有権または共同支配権を有する場合、かかるFPIは、1つの投資家グループの一部として扱われ、かかる事業体すべての投資上限額は、単一のFPIに適用される投資上限額と合算されます
- 外国の政府機関による投資は、それが投資家グループの一部である場合、単一の会社に対するFPI投資の10%の上限額の計算を目的として、各外国政府またはその関連事業体による投資資金に合算されます
- 当該外国事業体が異なる所有権および支配権を有する場合、外国政府またはその郡の関連事業体や連邦制の国の政府による投資は合算されません
- インド政府が、特定の事業体を区別され分離されていると明確に認識する他の主権政府と協定または条約を締結している場合または命令により中央政府がそれらを別の事業体として認識する場合、当該事業体の投資金は、出資されません
- IBRP、IDA、MIGA、IFCといった世界銀行のグループ企業による投資に関するインド政府の扱いは、2016年1月6日付の参照レター (Letter No. 10/06/2010/ECB) により、単一企業へのFPI投資に

対する10%の上限の適用という目的のため、これらの事業体に対する投資限度の合算は免除されました

9.2. 投資ガイドライン - 株式

9.2.1. 概要

- 一社の株式に対するFPIポートフォリオ投資合計額上限は払込済み資本金合計の24%となっており、部門別上限まで引き上げることができます
- 個々のFPIまたは同じ投資家グループに属しているFPIは、上場企業または上場予定企業の完全希薄化後ベースの10%を下回る発行済株式に投資することができます
 - 株式のセカンダリー市場での取引はすべて、取引所のフロアにある登録済み株式ブローカーを通じて行う必要があります
- かつてのFIIルートに基づいて購入した非上場企業への投資で、発行体企業の新規株式公開(IPO) / 上場後にFPIが引き続き保有している既存の投資は、政府の既存のFDIポリシーに基づき、該当する株式のFDI保有分に適用される同一の期間のロックインを条件とします
- FPIは、証券貸借取引(SLB)を行うことが許可されており、上限額を条件とします。(SLBの項を参照)
- FPIは、裸売りはできません。FPIは、SEBIの証券貸借スキームに基づいて証券を借り、決済日に株式を清算機関に受け渡すという条件で、証券の空売りを行うことができます。さらに、FPIは、空売りに受け渡しを行うことだけのために証券を借りることが許可されています

9.2.2. 株式へのプライマリー市場投資

- **新規株式公開(IPO)**：新規株式公開(IPO)は、発行体である企業が初めて公に株式を提供することです。発行体企業は、SEBIや証券取引所が規定する上場基準を満たしている必要があります。IPOの主要な特徴は以下の通りです。
 - ブック・ビルディング方式、固定価格方式、または、両方を組み合わせたもののいずれかに従うこと。
 - FPIを含むすべての投資家に開放されており、適格機関投資家(QIB)に割り当てられる一定割合があります
 - ASBA* ルートを通じた場合は、100%の証拠金の支払がブロックされます
 - FPIは、証券保管機関/ブローカーを通じてIPOに参加することが許可されており、以下の通り応募することができます。
 - カテゴリー(Cat) IおよびカテゴリーIIのFPI(個人、会社およびファミリーオフィスを除きます)は、適格機関投資家(QIB)として
 - カテゴリーIIのFPI(個人、会社およびファミリーオフィス)は、非機関カテゴリーとして
 - 一旦行なった入札は、発行終了日後の取り消しはできません
 - 入札終了日より前の入札の修正は可能です
 - 入札を引き上げる場合、修正された入札の送付時に、増加分の証拠金を支払い、ASBAに基づきブロックされる必要があります
 - 入札を引き下げる場合、既に支払った超過分の証拠金は、株式の割り当て後にのみ返金されます
 - 公募の割り当ておよび上場の期間は、公開の終了日から6営業日です
- **追加株式公募(FPO)**：追加株式公募(FPO)は、既存の上場企業が、公に発行した株式に追加的に、または続いて公募を行うことです
 - FPIを含むすべての投資家(2)証券保管機関やブローカーを通じて申し込みができるFPIを含む)に開放されています
 - 一旦入札してから取り消しを行ったり、入札額を引き下げたりすることはできません
 - 入札を引き上げる場合、修正とともに、増加分の証拠金を支払う必要があります

- 優先発行／私募：投資信託、保険会社、FPIなど機関投資家の特定のカテゴリーに発行される株式上場または非上場株式が発行できます
- 適格機関設置 (QIP)：上場企業が適格機関投資家 (QIB) から資金を調達するための別の方法です。個人、会社およびファミリーオフィスを除くすべてのFPIは、このルートを通じて参加することができます
- 発行権：SEBIは、すべての権利資格は保有者のデマット口座（物理形式での保有株式を含め）に認められるべきことを義務付けています。REは、発行開設日前にデマット口座に認められます。これらREは証券取引所で取引することができます
- 売り出し(OFS)：透明な手段で企業の発起人や発起人グループの事業体が保有する株式の売却を促進する目的で取引所が提供する別の手段。
 - 売出发行への参加は、FPIを含むすべての投資家に開放されています
 - 売出发行期間中の注文は、FPIを含む機関投資家がブローカーを通じて次のいずれかの方法で実行できます。
 - 100%の前払いの証拠金を支払う。この場合、売出期間の取引時間中にいつでも注文の修正やキャンセルができます

または

- 前払証拠金の支払いなし。この場合、投資家やブローカーによる注文のキャンセルや変更はできません。価格や数量の引き上げは許可されています。

* **ブロックされた量でサポートされているアプリケーション (ASBA)** とは、自己認定シンジケート銀行に対して銀行口座にある申請資金をブロックすることについての承認に加え、公募や株主割当発行増資の購入申し込みを行うことを指します。

9.2.2.1. 複数入札に関する制限

- 申請者は、一つの申請様式のみを提出する必要があります。単一申請者による複数入札は許可されていません。しかし、申請者は、発行者が許可していることを条件として、複数入札をすることができます
 - 複数申請はPANに基づいて特定され、当該複数申請は、却下される可能性があります
 - 同じPANですが異なる受益者番号を有する提出済みの次の入札（つまり、顧客IDおよびDP IDは複数入札として扱われないものとします）。
 - 投資信託
 - 下のFPI：
 - 複数投資マネージャー構造を使用するFPI
 - ODIおよび所有デリバティブ商品のために個別FPI登録を入手するオフショア・デリバティブ商品(ODI)
 - 個別FPI登録を取得する分離ポートフォリオを持つサブファンドまたは個別クラス投資家
 - 識別可能な違いを持ち、かつ単一投資マネージャーにより管理され、または複数の種類株式を有する集団投資スキーム(CIS)またはファンドが、複数の投資戦略／サブファンドを有する場合の投資戦略レベル／サブファンドレベルに付与されたFPI登録
 - FPIとして登録された外国銀行の異なる管轄での複数支部
 - 政府およびカテゴリーIのFPIとして登録された政府関連投資家
- 注記：上記FPI／FPI構造に属し、同じPANを持つ入札は、発行者毎に並べられ、入札手続きにおいて単独の入札として識別されます。入札に割り当てられた株式は、申請者のFPI（同じPANを有する）に比例して分配されます
- アンカー投資家割当およびQIBカテゴリーに基づくアンカー投資家による入札

9.2.3. 株式へのセカンダリー市場投資

投資家にとって、セカンダリー市場は、プライマリー市場で発行された証券取引の効率的なプラットフォームを提供しています。セカンダリー市場における取引は、取引所プラットフォームまたは

店頭(OTC)で行うことができます。

セカンダリー市場におけるFPIによるすべての株式取引は、公認の証券取引所プラットフォームで行われ、清算機関を通じて決済される必要があります。

9.2.4. 株式への投資上限の限度額のモニタリング

9.2.4.1. 外国人保有比率の上限

インドの公認証券取引所に上場されている企業の株式に対してFPIが投資を行う場合、以下に挙げる外国人保有比率の上限が存在します。

- 上場企業の株式における個々の制限 - 各FPI (または同じ投資家グループに属しているFPI) の保有分は、常に、上場企業の完全希薄化後ベースの払込済み資本金合計の10%を下回っている必要があります。10%の制限は、以下を通じて、同じ上場企業への投資全般に適用されます。
 - ADR/GDR (原資産の株式に転換後)、
 - FVCI
 - 参加証書/オフショアデリバティブ商品
- FPIによる上場企業の株式への投資総額上限額 - すべてのFPIを合わせた場合に、上場企業一社の株式に対して許容されている投資上限は、2020年3月31日前に払込済資本金の上限が低く設定されるか、部門上限まで設定されない限り、株主の承認を条件として、部門上限までとなっています。
 - 当該企業は、取締役会および総会の承認を得て、上限額を49%もしくは74%または部門別制限もしくは法定上限に引き上げることができます
 - 企業がより高い基準に上限額を引き上げた場合、当該企業は、その制限を引き下げることができません
- 特定部門のための特別要件；
 - 民間部門の銀行 - 外国であれ国内であれ、投資家の持分が5%を上回った場合、インド準備銀行(RBI)からの事前承認が必要になります
 - 信用情報会社 - FPIが1%を上回る持分を取得した場合、RBIに報告する必要があります
 - 証券取引所または清算機関 - FPIは、公認の証券取引所または清算機関における払込済み株式資本の5%まで、取得または保有ができます
 - FDIが禁じられる部門では、総上限額は、24になります
- 公認の証券取引所または清算機関における払込済み株式資本の2%を上回る取得についてはすべて、かかる取得から15日以内に承認のためSEBIに報告する必要があります。この報告は、各証券取引所または清算機関を通じて特定のフォーマットで行わなければならない。

9.2.4.2. 上場企業の上限額モニタリングのメカニズム

- FPIがプライマリー市場を通じて適用される場合、登録・振替機関(RTA)は、配分のベースを決定する前に、投資家グループに関連する詳細を預託機関とともに検証し、単一のFPIまたは投資家グループの一部として、10%の投資限度に違反していないことを確認する必要があります
- セカンダリー市場投資の上限額モニタリングは、預託機関によってモニターされています。預託機関は、FPIに対する部門上限および総額レベルでの外国所有制限をモニターします。また、同一の投資家グループに属するFPIに関連する個々の投資上限額もモニターします
 1. 同一の投資家グループに属するFPIの上限の追跡：これは、証券保管機関による預託機関への報告に基づきます
 - 登録時点での、またはかかる詳細をFPIから/証券保管機関による精査から受領した時点での投資家グループの詳細
 - T+1 (T=取引日) にFPIが行った取引

- この後、預託機関は、同一の投資家グループに属しているFPIの投資上限額を追跡し、完全希薄化ベースで、常に、上場企業の発行後払込済資本金の10%未満に留まるようにします。

プライマリー市場での割当の場合には、RTAは必ず上限額を遵守するために株式の割り当て前に預託機関で詳細を検証する必要があります。

II. FPIによる投資総額および部門上限の追跡

- 外国投資上限額のモニタリングは、完全希薄化ベースで、会社の払込済資本金に基づきます
- 証券保管機関は、確認したFPI顧客の取引をT+1ベースで預託機関に報告します
- 外国投資がFPI限度額合計または部門別上限の3%以内または3%未満の場合、警告が有効になります
 - 預託機関および取引所は、利用可能な株式に関して、警告が有効化されているすべての会社について、利用可能な投資の余裕分を表示します
 - 利用可能な投資の余裕分のデータは、警告が有効になっている限り、一日の終わりベースで更新されます
 - このデータは、預託機関および証券取引所のウェブサイトに掲載されています

III. 上限額の違反：

i. 総上限額

- 以下の機関に対し、取引所は、ウェブサイトで公示を発行し、以下の機関によるそれ以降の購入を中止します。
 - FPI上限額合計に違反した場合のFPI
 - 部門別上限額に違反した場合、FPIを含むすべての外国投資家
- 外国投資家は、国内投資家にのみ株式を売却することにより、取引の決済日から5取引日以内に超過保有分を売却する必要があります
- 投資売却方法 – 上場企業に対する外国投資を許容限度額内に抑えるため、超過した株式の投資については比例投資売却方法が採用されます（下記の計算を参照してください）
- 違反された限度額に応じて、違反された数量の投資売却は、違反があった日にその特定の証券に対して買い越しとなっているFPIを含むすべての外国投資家に一様に分散されるものとします
- このように特定された投資家は、投資を売却するのに必要な超過分が通知されます。上限額を超過した保有額の投資を売却するよう特定されたFPIの場合、預託機関は、超過した保有額の投資を売却するため、これらのFPIの証券保管機関に必要な指示を出します
- 投資上限額への違反は（証券保管の確認データに基づいて）T+1日（Tを取引日とします）の終わりに検出され、違反に関連する発表はT+1日の終わりに行われるため、T+1日の取引時間内に株式を購入した外国投資家にも、当該取引の決済日から5取引日の期間が与えられ、前述の株式の購入から発生した保有を売却します
- 他のFPIによる売却が原因で、投資売却期間中に会社の外国投資家による株式保有が許容上限額内に収まった場合、元のFPI（投資の売却を勧告されたもの）は、それでも投資売却期間中に投資を売却する必要があります。これは投資売却期間の投資余裕分が新たに利用可能となることとは無関係です
- 証券取引所の取引プラットフォーム上で執行され、部門別上限額またはFPI上限総額に違反している取引の無効化はありません
- 投資売却期間内に投資売却を怠った場合、SEBIから必要な措置が取られます。

違反があった場合に売却される株式の計算

項目	株式数
利用可能な余裕分上限	600株
違反のあった日に実行されたFPIを含む外国投資家*による購入	1000
5営業日以内に売却される超過分の株式	400 (違反があった日に実行された購入の40%)

* FPIに適用される上限額違反の場合のFPI、NRIに上限額が適用される場合のNRI、および、上限額または部門別上限額に違反する場合はその両方

購入の時間	投資家	購入株式	累計購入	売却予定	保有株式
1000時間	A	100	100	40	60
1100時間	B	150	250	60	90
1200時間	C	250	500	100	150
1300時間	D	180	680	72	108
1400時間	E	80	760	32	48
1430時間	F	240	1000	96	144
合計		1000		400	600

ii. 個人の上限額(出資が適用される投資家グループを含みます)

上限額に違反があった場合、FPIは次の選択肢を持つものとします：

- 違反の原因となった取引の決済日から持株を5取引日以内に売却すること。
- FPIが売却しないことを選択した場合、当該FPIおよびその投資家グループによる当該企業における全体の投資は、FDIならびにFPIおよびその投資家グループが当該企業で追加ポートフォリオ投資をしなかったことに基づいた投資とみなされるものとします

FPIは、証券保管機関を通じて、違反の原因となった取引の決済日から持株を7取引日以内に記録に必要な変更をするために、預託機関およびその関連企業の通知に同様のものを挙げるものとします。規定された時間内での買収およびFDIへの売却または転換間の期間中、買収アカウント上の上記総上限額または部門別制限違反は、これらのルールへの違反とはみなされないものとします。

9.2.5. 他の投資ガイドラインおよび規制報告書要件

I. 議決権株式の公開買付

- SEBI (公開買付) 規則に基づく、買付側の株式の公開オファーの発動制限は、ある企業の議決権付株式の25%となっています
- ある企業の25%以上の株式または議決権を保有する買付側は、公開オファーを行うという要件を発動させずに、会計年度毎に最高5%までの買付を行うことができます。これは、この買付の結果、買付側は、許可されている最高の非公開株式保有の違反につながらないことを条件とします
- 支配権の取得 - 対象会社の株式もしくは議決権の買収または保有にかかわらず、買収側は、買収側が対象会社の株式取得のための公開買付を行うという公表を行わない限り、SAST規則に従って、この対象会社の支配権を、直接的または間接的に取得することはないものとします

II. SEBI (SAST) 規制に基づく公開買付

- 買付側が行う公開買付で調達する株式の最低金額は、ある企業の議決権付株式の26%となっています
- 買付側が行う、株式取得を目的とした公開買付は、対象会社の株式合計の最低26%で、買付期間終了から十営業日目時点とします。買付期間とは、株主が、公開買付を受諾して株式を買付できる期間のことです

III. 2011年SEBI (SAST) 規制に基づく報告

- 2011年SEBI (SAST) 規則に基づき、株式や議決権とともに対象会社の株式や議決権の買収を行う者は、対象会社に対してその株式の5%以上を総計で保有する者と共同する場合、株式の割当情報受領、または、株式や議決権の取得から2営業日以内に、株式保有や議決権の総計を、以下に対して開示しなければいけません。
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所、および
 - 登記先事務所での対象会社。
- 株式や議決権とともに対象会社の株式や議決権の買収を行う者は、対象会社に対してその株式の5%以上を総計で保有する者と共同する場合、対象企業の株式や議決権の2%以上を売却する度に、株式の割当情報受領、または、株式や議決権の取得から二営業日以内に、株式保有や議決権の総計を、以下に対して開示しなければいけません
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所、および
 - 登記先事務所での対象会社
- 抵当権等の負担を通じて得た株式は買収として扱われるべきであり、抵当権等の負担の解放は売却として扱われることになっています
- 継続的開示：対象企業に対する25%以上の議決権を行使する権利を与える株式や議決権を保有している各事業体は、3月31日時点の対象企業に対する株式保有と議決権の総計を、各会計年度末から七営業日以内に、以下に対して開示しなければいけません。
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所、および
 - 登記先事務所での対象会社。

IV. 2015年SEBI (インサイダー取引の禁止) 規則

規則の主要ハイライトは以下の通りです

- 価格に影響を与える未公開情報を持っている、または、かかる情報にアクセスできる人物は、かかる情報の入手またはアクセスの方法に関係なく、「インサイダー」としてみなされることとなります
- 「価格に影響を与える未公開情報 (USPI)」とは、一般的に入手不可能な情報で、証券の価格に影響を与える可能性がある情報として定義されるものです
- 「インサイダー」の定義は、USPIにアクセスできる契約上、信用上、雇用上の関係をベースに基づきながら持っている人が含まれます。インサイダーには、USPIを持っている、または、USPIにアクセスできる人物も含まれます。反論する権利を持つ直近の親族が、関連当事者と考えられます
- 各投資家の証券市場に対する関心を考えれば、取引の最低二日前に、価格に影響を与える未公開情報を前もって開示することが、価格に影響を与える未公開情報の伝達が許可されている場合に必須となっています
- 価格に影響を与える未公開情報 (USPI) の伝達に関する明確な禁止は、合法的な目的、義務の履行、法的義務の解放を除き、明示されています
- その他法域でもよくあるとおり、市場の情報非対称性を排除するため、取引前に公有財産となっているUSPIを開示するのが必須となっています
- 「公平な開示に関する規範」と「行動規範」に従います

—一部の場において、無実を証明するためにインサイダーが提示できる特定状況が示されています。

9.3. 証券貸借 (SLB)

インドにおいて、証券貸借は取引所プラットフォームで提供されます。FPIは、SLB市場への参加を許可されており、取引所が提供するSLBメカニズムを通じて証券貸借を行うことができます。インドの証券市場では裸売りは許可されておらず、投資家は、決済時点で証券の受渡を行うという義務を果たすことが強制されています。これに従い、証券貸借のためのスキームが導入されました。

FPIは、証券貸借 (SLB) またはその他の委員会により決定された枠組みにより許可されている場合を除いて、インド市場で空売りをすることは許可されていません。さらに、FPIのため、公開購入に対する売却は許可されておらず、FPIは決済後にのみ当該証券を売却することができます。

インドにおけるSLBメカニズムは、完全に取引所主導型で、OTCモデルは許可されていません。すべてのSLB取引が、取引所の清算機関 (即ち、NCLおよびICCL) を通じて捜し出されます。NSCCCLとICCLだけが、SLB取引に対する承認済仲介機関 (AI) となっています。

借手と貸手は、ブローカー/清算会員メンバーなどのSLB参加者を通じてAIのプラットフォーム上で取引を執行します。投資家によるSLB取引の清算と決済は、機関投資家の指定証券保管機関を通じて行われます。

SLBの目立った特徴の例：

- AIが提供したオンラインプラットフォーム上での自動売買
- 各取引について清算機関がカウンターパーティーとして行動し、決済が保証されている
- 1日から12カ月間の契約
- すべてのデリバティブ株と少数の追加スクリプトについて利用可能
- 枠のリコールと返済が可能
- コーポレート・アクションは、貸手がすべての利益を必ず得られるよう調整されます。配当や株式分割、AGM/EGM以外のコーポレート・アクションがあった場合、清算機関が抵当権を実行します。AGM/EGMの場合、SLB商品は抵当権の有無に関係なく契約を実行するためのオプションを提供します
- 借用取引に対する空売りは、デリバティブ商品が提供されている証券で許可されています。RBIの外国資本の所有禁止リストや警戒リストにある株式の空売りはできません
- FPIは、SLB返済義務を果たす目的で、RBIからの事前承認なく、購入している企業の株式が、SLB取引執行時点の外国資本の所有制限 (警戒または禁止) に基づかないという条件で、外国資本の所有禁止リスト/警戒リストにある企業の株式を購入することができます
- すべての取引は、証券保管機関のレベルで機関投資家向けに総計され、機関には、総額ベースで義務を果たすことが求められます。デイトレーディング (即ち日中に完了させる取引) は許可されていません
- 取引所の清算機関が担保を回収し、中央決済機関として活動するスクリーンベースの取引所売買型のシステムが、SLBで実施されています。このため、その他の市場とは異なり、OTC SLB取引は許可されていません
- FPIが株式を借りるのは、空売りの受渡をする目的の場合のみとします。機関投資家は、空売りを発注する前に、前金で空売りをを行うという意図を開示することが求められます。ブローカーは、空売りに対するスクリップ・ワイズの詳細を収集して取りまとめ、翌日に取引が開始される前に取引所にアップロードすることが求められます。
- SLB契約は、最長12カ月までの期間までの保有条件が認められています。承認済仲介機関、つまり清算機関には、最長12カ月間という条件で、契約の保有条件を決定する柔軟性があります

—証拠金／担保は現金の形式でFPIのみが維持します。かかる証拠金／担保に関し、FPIには利子は支払われません

NSEとBSEは、既存の借りまたは貸しのポジションを延長したいと考える貸手や借手の便宜を図る目的で、証券貸借スキーム(SLBS)におけるロールオーバーを許可しています。ポジションのロールオーバーの条件は以下の通りです：

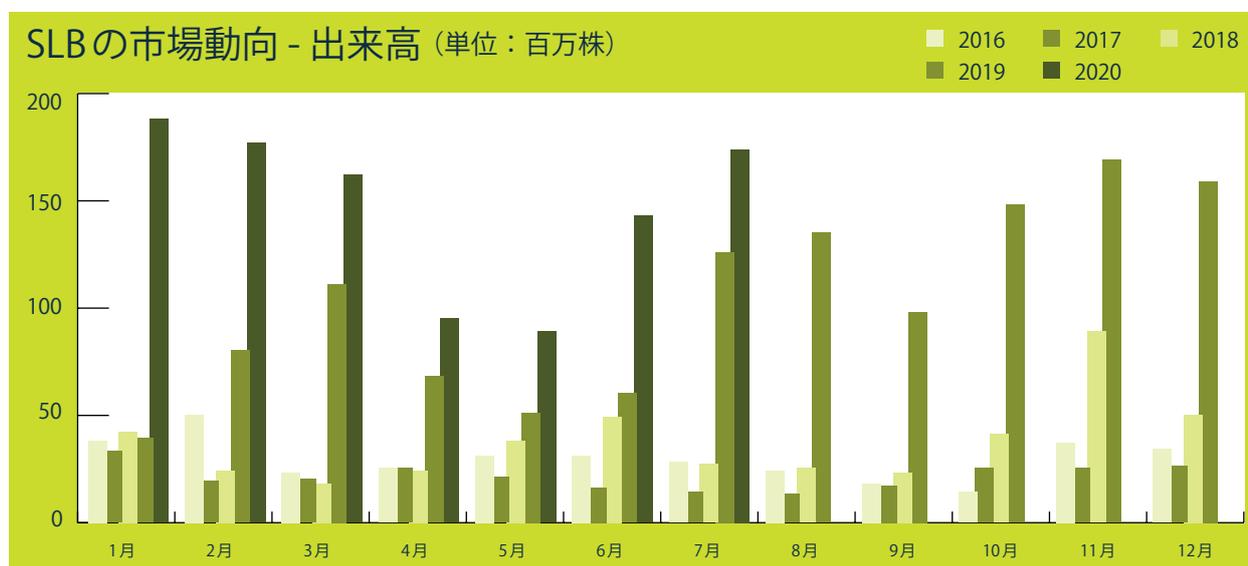
- ロールオーバーを考慮した後の契約の合計期間は、当初の契約日から12か月を超えないものとします
- ロールオーバー契約の最終取引日は、決済がない休祝日を除き、個々の期近物の満期の4営業日前とします
- 証券が抵当権実行となってしまうコーポレート・アクションの場合、証券が抵当権実行になった時点からロールオーバーはできなくなります

ポジション上限額

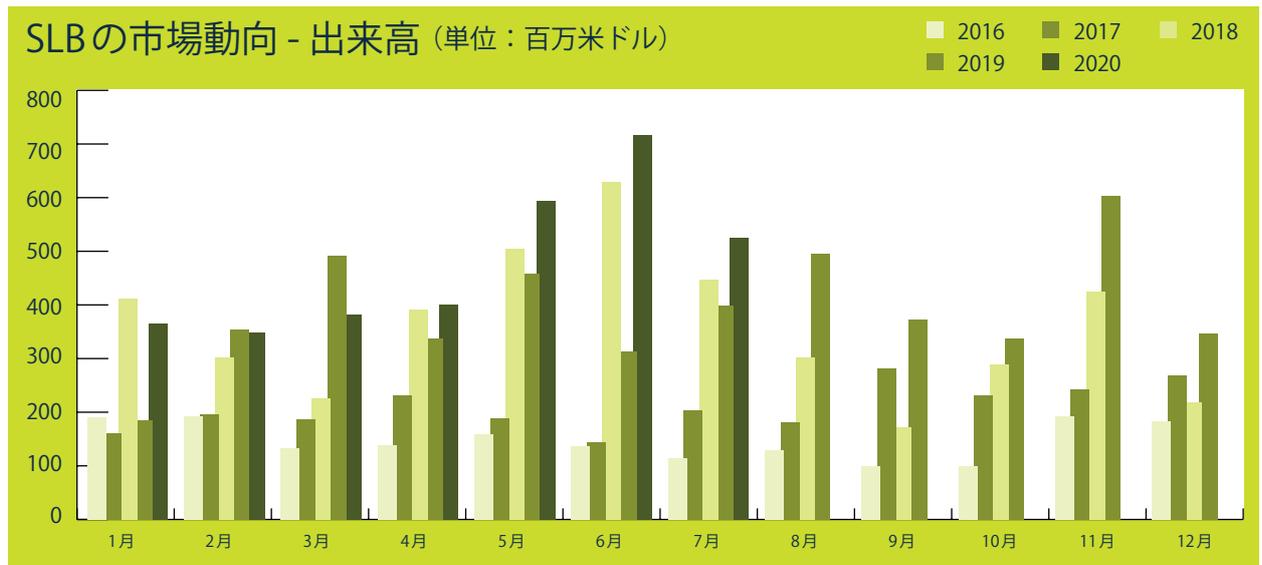
SLB取引には以下のポジション上限額が適用されます

レベル	ポジション上限額	情報源
市場全体の上限額	会社の浮動資本金の10% (株式数の観点で)	市場全体の上限額については、月末にNCL/ICCLが公表します。
清算会員／参加者	建玉は、市場全体の上限額の10%に制限されています	清算会員／参加者が計算します。
FPI	建玉は、市場全体の上限額の10%に制限されています	FPIレベルでこの上限額が適用されます。

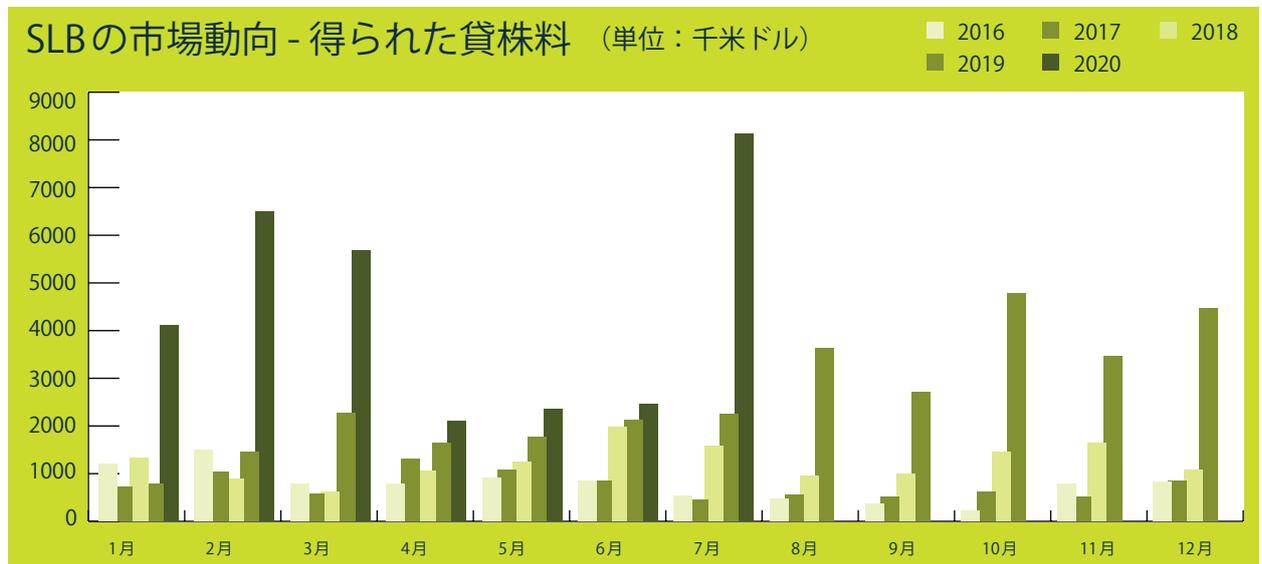
以下は、インドのSLB市場の出来高、利回り、投資家などが得る貸出手数料に関する重要な統計です。



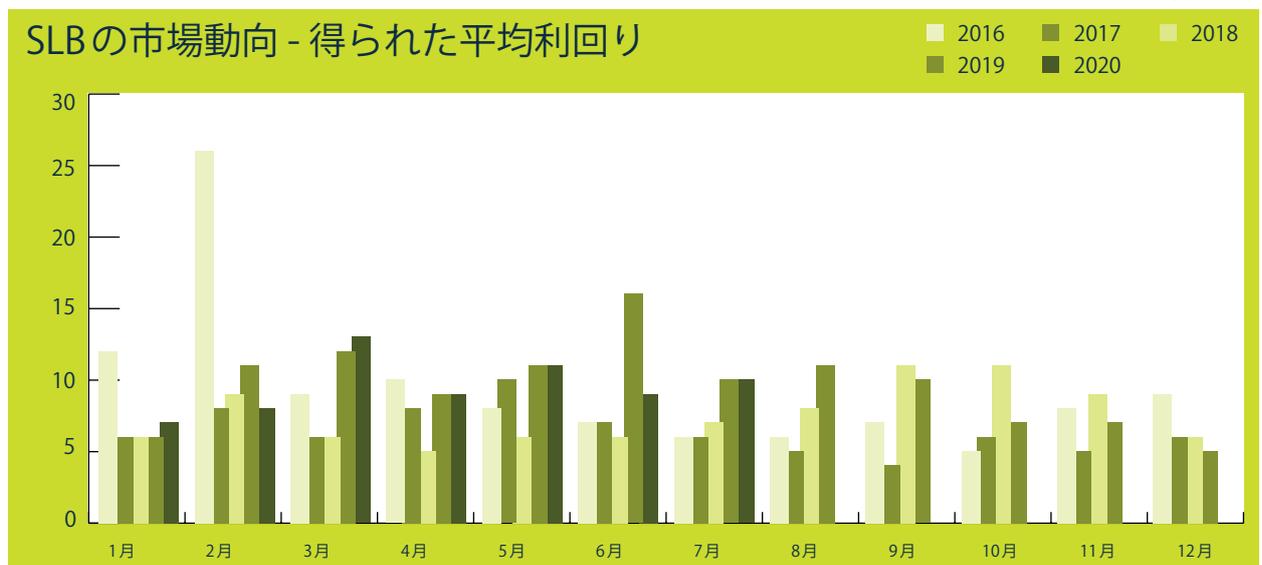
出典 - NSE



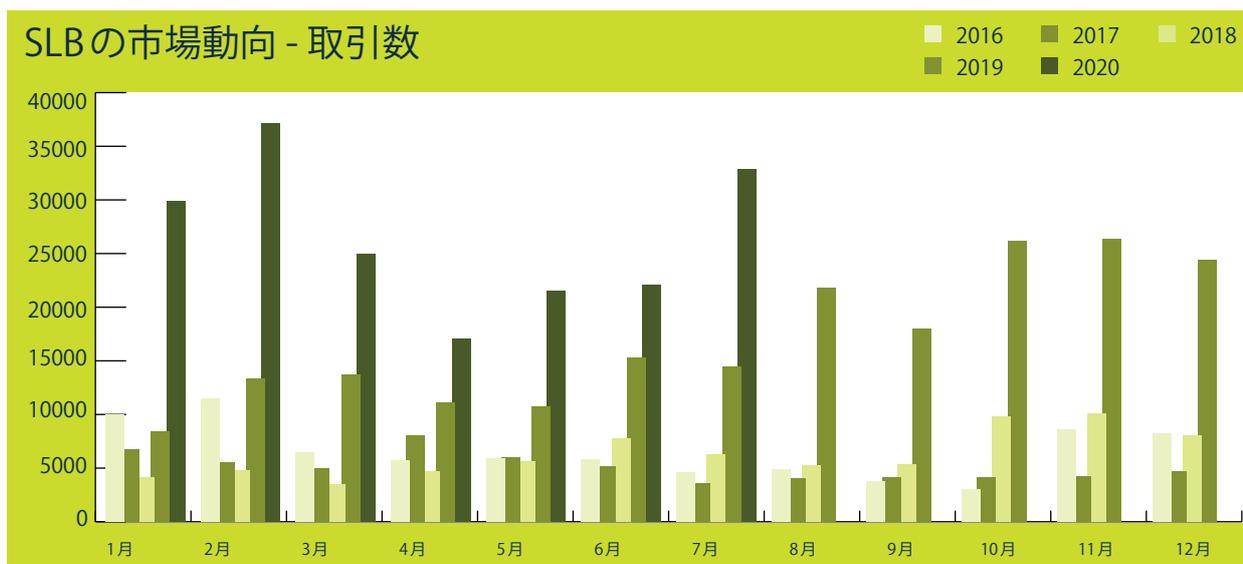
出典 - NSE



出典 - NSE



出典 - NSE



出典 - NSE

9.4. 投資ガイドライン-債券 – 一般投資ルート

外国ポートフォリオ投資家(FPI)は、FEMAおよびFPI規則に基づき、債券(国債、州開発融資、社債)へ投資することが許可されています。債券への投資は、インド準備銀行(RBI)およびインド証券取引委員会(SEBI)から随時通知される特定の投資上限額および条件に従うものとします。

一般投資ルートに基づく全体上限額の概要は以下の通りです。

- 国債：国債に対するFPI投資の上限額は、未償還証券の6%です
- SDL：定数項の上限は、RBIが規定します
- 社債：この上限額は社債の発行済分の15%に固定されています。
- 金利先物：金利先物の買いポジションを取る場合、上限額は500億インドルピーに設定されています

FPIによる国債および社債に対する投資の全体上限額は以下の通りです。

セキュリティ・カテゴリー	投資家カテゴリー	上限額 2020年10月～2021年3月(10億インドルピー)
国債	全てのカテゴリー	2,345.31
	長期FPI	1,035.31
州開発融資	全てのカテゴリー	676.3
	長期FPI	71
社債	全てのカテゴリー	5414.88
金利先物	全てのカテゴリー	50

債券の上限額モニタリングのメカニズム

— CCILは、国債と州開発融資上限額の利用分をモニタリングし、これらは以下のウェブサイトでご覧いただけます

<https://www.ccilindia.com/FPIHome.aspx>

— 預託機関、NSDL、CDSLは、以下で社債上限額の利用分をモニタリングし、これらは以下のウェブサイトでご覧いただけます

<https://www.fpi.nsdl.co.in/web/Reports/ReportDetail.aspx?RepID=1>

<https://www.cdslindia.com/publications/FIIs.aspx>

I. 二次限度額

i. 集中上限額

- 各投資カテゴリー（国債、州開発融資、社債）への（関連するFPIによる投資を含む）FPIによる投資には、以下の集中上限額が適用されます。
 - 長期FPIのそのカテゴリーについて一般的な投資上限額の15%
 - その他FPIのそのカテゴリーについて一般的な投資上限額の10%
- FPIが2018年5月2日（集中上限額が有効になった日）に集中上限額を上回る投資を行った場合、それが緩和された後、全体的なカテゴリー上限額が一回限りの措置として利用できることを条件として許可されます。
 - FPIの投資が集中上限額を上回っている場合、いずれかの時点で、ポートフォリオの金額が、現在の投資額+発効日のカテゴリーの投資上限額の2.5%を上回らないように追加投資を行うことができます
 - FPIの投資が集中上限額内に収まっているものの、7.5%（または長期FPIの場合は12.5%）を上回っている場合、いずれかの時点で、ポートフォリオの金額が、現在の投資額+発効日のカテゴリーの投資上限額の2.5%を上回らないように追加投資を行うことができます
 - その他すべてのFPIは、適用可能な集中上限額まで投資できます。

ii. 国債および州開発融資の投資ガイドライン

FPIは、指定された条件および適用される上限額の下で国債および州開発融資に投資することを許可されており、詳細は以下の通りです。

- （関連するFPIによる投資を含む）FPIによる投資は、RBIおよびSEBIが適宜規定している集中上限額の対象となります
- FPIは、以下の条件の下での短期（残余満期1年未満）国債商品への投資は許可されていません。
 - 残余満期の短い（残余満期1年未満の）国債および州開発融資を保有するFPIは、その特定カテゴリー（国債または州開発融資）へのFPI総投資額の30%を超えないようにする必要があります。FPIは、この30%の上限額の範囲内で短期間に短期国債への投資を行うことを許可されています
 - 30%の上限額は、一日の終わりに計算されます。一日の終わりに、残余満期一年未満のすべての投資について、30%の上限額の計算を行います
 - 短期投資が完全に2018年4月27日以前に行われた投資である場合、短期投資は20%の上限額を上回っても構いません
- 各国債に対する上限額の総計は、その証券の発行済株式の30%となっています。
 - FPI投資総計額が発行済資本の30%に達した証券はネガティブリストに入れられ、FPIの保有分が発行済み資本の30%を下回るようになるまで、これらの証券に新しく投資を行うことは許可されません
 - 30%という上限額に非常に近い証券の場合、一日の開始時点でネガティブリストに記載されていなかった証券が、NDS-OMに報告されたその他のFPIによる購入取引が原因で、同日中にネガティブリストに記載されてしまう可能性が出てきます。取引が執行されてすぐに顧客に取引指示を送信することが推奨されます
 - これらの上限額は、CCILのウェブサイト上の「FPI Debt (G-Sec) utilisation Status」タブの下にある「Security wise Holding」および「Negative Investment List」で報告されています
- <https://www.ccilindia.com/FPIHome.aspx>
- FPIによる国債のクーポン再投資は、国債の上限額内とみなされています。定期的な上限額の再設定時には、クーポン投資が利用分に加算されます
- FPIは、一部払込済商品への投資が許可されていません
- 上限額の利用分のモニタリングと国債や州開発融資への証券別のモニタリングは、相対取引システム-オーダー・マッチング(NDS-OM)上で、CCILがリアルタイムで行います
- FPIによる地方債への投資は、SDL上限額内とみなされます

II. 上限額利用の条件

i. 国債への再投資上限額

- FPIは、既存の投資の売却または満期、および投資で得たクーポンの結果として、公開された限度の範囲内で国債または州開発融資に追加で再投資することが許可されています
- 国債に対するFPIによるその他すべての既存の条件は、この追加枠の場合も変更はありません

ii. 既存の投資の売却／満期：

- クーポン受取から取得された国債の売却／償還から得られた代金は、2営業日という再投資期間の資格を満たします

iii. クーポンの再投資：

- FPIは、上限額をすべて使ってしまった場合でも、国債に対する既存の投資で得られたクーポンを再投資することが許可されています
- FPIによる、国債に対するこれらの投資は、利用済み上限額で考慮される場合、上限額の次の再設定まで、適用される上限額外に保たれます
- FPIには、クーポン受取日から2営業日以内という投資期間が与えられます。

iv. カテゴリー再分類により長期FPIとなった、または、その逆の場合のFPIによる国債上限額の活用

- 現在保有している国債（つまり、FPIにカテゴリー再分類される前から）については再分類されません。
- FPIのカテゴリー再分類に基づき、今後の国債投資はすべて、適切な債券上限額に対して適用されます
- FPIには、初回投資時点から適用される再投資期間が適用されることになります。

9.4.1. 国債

9.4.1.1. プライマリー（一次）発行 93

- 国債は、プライマリー市場オークションを通じてRBIが発行しており、様々な国内投資家とは別にFPIが申し込みをすることができます。
- プライマリー市場オークションへの参加を意図する投資家は、遅くともオークション日の正午までに入札プラットフォーム（RBIのE-Kuberシステム）に提出されるよう、自らの指示を証券保管機関またはプライマリー取引者に提供する必要があります
- オークション結果は、決済のためにT+1ベースで同日に発表されます。結果時期に関連する詳細には、以下のリンクをクリックするとアクセスできます。

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Notification/PDFs/NT514A8AD94C80C24369B18B25D0183C02AC.PDF>

9.4.1.2. セカンダリー（流通）市場

- セカンダリー市場における取引は、店頭（OTC）で、またはNDS-OM ウェブベース・モジュールを通じて行うことができます。OTC市場で実行される国債取引は、インド準備銀行のNDS-OMプラットフォーム上で必ず報告され、清算機関（CCIL）を通じて決済される必要があります

9.4.2. 社債

社債（インドの企業がオンショアで発行したインドルピー建ての債券）：

FPIは、指定された条件および適用される上限額の下で、社債に投資することを許可されています。条件と上限額の詳細は以下の通りです。

- 社債に対するFPI投資の全体の上限額は、社債の発行済分の15%に固定されています
- FPIは、社債取引において株式仲買人を必要としません
- インドの企業がオンショアで発行したインドルピー建て債券や無担保社債、証券証書、信用強化債券、債券型投資信託に対するすべての投資は、社債上限額に基づき計算されます

- FPIは、全体的な利用上限額が95%に達するまで、社債に自由に投資することが認められています。この基準値を超えると、社債上限額に対してオークションが実施されます
- (関連するFPIによる投資を含む) FPIによる投資は、集中上限額 ((i)集中上限額に基づく9.4 (I)にて上記に記載)の対象となります
- FPIは、単一の発行の申し込みや購入など、エクスポージャー基準によって管理されています
- FPIの投資限度額 (全体ベース) および投資家グループレベルでは、証券保管機関担当者が一日の終わりに報告した取引に基づいて預託機関 (NSDL/CDSL) によって追跡されます
- FPIは、一部払込済商品への投資が許可されていません
- FPIの投資上限額のステータスは、NSDLおよびCDSLのウェブサイトに公開されています。
<https://www.fpi.nsdl.co.in/web/Reports/ReportDetail.aspx?ReplD=1>
<https://www.cdslindia.com/publications/FIIs.aspx>

i. 残余期間

- FPIは、残余満期1年以上の社債へ投資することが許可されています。
- 社債への短期投資 (残余満期1年未満の証券) のFPIによる保有は、以下によって管理されます。
 - FPIは、残余満期の短い (残余満期1年未満) 証券への投資において、社債の保有額が社債へのFPI総投資額の30%を超えないようにする必要があります
 - 30%の上限額は、一日の終わりに計算されます。一日の終わりに、残余満期1年未満のすべての投資について、30%の上限額の計算を行います

下の証券は、残余期間要件から除外されます。

- 証券証書 (SR)
 - 資産運営会社が発行した債務証書
 - 2016年破産倒産法に基づく会社法審判所により承認された解決計画に従って会社倒産処理手続に基づき事業体により発行された債務証書
- 上記証券は、「適用除外証券」と証します

ii. エクスポージャー基準

- 関連FPIによる投資を含む、いかなるFPIによる投資も、社債の単一の銘柄の50%を上回ることはできません。
- 関連FPIを含むFPIが単一の銘柄の50%超に投資した場合、この規定が満たされるまでその銘柄に追加投資を行うことはできません
- 社債のISINレベルで単一銘柄が検討されます

iii. デフォルト時の社債

RBIは、FPIに対して、以下の条件に従うことを前提に、デフォルトになっている社債に投資することを許可しています。

- 減債債券の場合、FPIは、全部または一部がデフォルトになっている非転換社債 (NCD) / 債券について、満期の元本返済または元本割賦で取得することができます (この件についてFPIはRBIが指示する減債に従うものとします)
- かかるNCD / 債券の改定満期期間は、発行元のインド企業との交渉に基づき、1年以上に再設定されます
- かかるNCD / 債券の取得を提案するFPIは、無担保社債の受託者に対し、既存の無担保社債保有者 / 取得先である受益者に対する公募の条件を開示しなければいけません
- かかる投資は適宜、社債に規定されている全体上限額内に収めます

iv. 非上場の非転換無担保社債 / 社債

FPIは、以下を遵守することを条件に、インド企業が発行した非上場の非転換無担保社債 / 社債に投資を行うことが認められています。

- インド政府の企業省が発行したガイドライン
- 残余満期1年以上
- 無券面化された形式で保有すること
- 不動産事業への投資、資本市場への投資、土地の購入に関するエンドユーザー使用制限遵守条件。FPIの証券保管機関銀行は、この条件への遵守を保証します

不動産業の定義：利益を上げることが目的として土地や不動産物件の取引を行うこと。市町村の開発、居住用商業施設の建設、道路や橋梁の建設、教育施設の建設、娯楽施設の建設、都市および地域レベルのインフラ、町区は含まれません。さらに、譲渡せずに物件を貸し出すことで賃貸収入を得ることは、不動産事業とはみなされません。

FPIは、非上場の債務証券に適用される最終用途制限なしで、「上場される」社債証券に投資する資格を有しています。しかしながら、上場が30日以内になされない、または債券が最終用途制限を充たさない場合、FPIはただちに国内投資家または発行者に当該投資を処分するものとします

v. 証券化債務証券

- FPIは、以下を含む証券化債務証券に投資を行うことが許可されています。
 - 銀行、金融機関 (FI)、またはノン・バンク金融会社 (NBFC) をオリジネーターとして資産の証券化を目的として設立された特別目的事業体 (SPV) によって発行された株券または証券

vi. 信用強化債券への投資

信用強化とは、企業がその債券や信用度を改善するために採る手法を指しています。信用強化を通じて、借手は追加の担保、保険、または第三者保証を通じて債務を履行するという約束が貸手に与えられることとなります。信用強化は、負債のクレジットリスクやデフォルトリスクを低減することで、全体的な信用度を高め、利子率を引き下げます。

vii. 証券証書

FPIおよび長期FPI(ソブリン・ウェルス・ファンド、多国籍機関、寄付基金、保険基金、年金基金、外国の中央銀行)は、証券化会社が発行した証券証書への投資を許可されています。

FPIによる証券化された債務証券への投資は、1年以上の残余満期要件の対象とはなりません

viii. 社債上限額のオークションメカニズム

国債についてはオークションメカニズムは廃止されましたが、社債上限額には引き続き適用されます。

- 利用された債券上限額が利用可能上限額総額の95%に達すると、オークションメカニズムが発動します
- 上限額利用分が92%を超えるまで、市場は引き続きオークションメカニズムに基づいて機能します
- 債券上限額利用分が92%を下回った場合、オークションメカニズムが停止され、投資に際して再度上限額まで利用できるようになります
- 売却/償還時の再投資枠は終了され、利用分が再び95%を上回った場合、同じ上限額で利用することはできません

社債に対する全体のFPI投資が95%を上回る場合は、以下の手順に従う必要があります。

- 預託機関であるNational Securities and Depository Limited (NSDL) とCentral Depository Services (India) Limited (CDSL) が、証券保管機関に指示し、FPIの社債購入すべてを停止させます
- 預託機関が、取引所であるインド国立証券取引所 (NSE) とボンベイ証券取引所 (BSE) に対し、利用されていない債券上限額についてオークションを実施するよう伝えます。預託機関から情報を受領次第、取引所 (BSEから先に開始します) は、預託機関からの情報を受け取った日から取引日2日目に、利用されていない債券上限額の割り当てを行うためのオークシヨ

ンを実施します。その後、オークションはNSEとBSEの交代制で実施されます
 —オークションは、利用可能上限額が10億インドルピー以上の場合のみ開催されます。15取引日にわたって連続して利用可能上限額が10億インドルピーを下回る場合は、取引日16日目にオークションを実施し、利用可能上限額の割り当てを行います

社債上限額を得るオークションメカニズムの要約

題目	社債
入札期限	入札は午後3時30分から午後5時30分の2時間にわたって行われます。
プラットフォームへのアクセス	取引会員または証券保管機関
最低入札額	1,000万インドルピー
最高入札額	オークションされている利用可能限度額の10分の1
呼値の単位	1,000万インドルピー
割当方法	価格優先及び時間優先
入札の価格設定	1,000インドルピーの最低一律費用、または、入札価格のいずれか高い方
オークションのプラットフォーム	BSEとNSEを交互に
最高上限額	単一のFPI/FPIグループで、オークションされている上限額の10%以上を入札することはできません
オークション発動要因	上限額利用分が95%を超えた場合
オークション終了	上限額利用分が92%を下回った場合
オークションで利用可能な最高利用可能上限額	利用可能上限額が10億インドルピー以上。ただし、15取引日にわたって連続して利用可能上限額が10億インドルピーを下回る場合は、取引日16日目にオークションを実施します
利用期間	割り当てられた上限額を使用した債券への投資期間は10取引日間です。10取引日間以内に使用されなかった上限額は、利用可能上限額のプールに戻るようになります
売却／買戻しの場合の再投資期間	債券の売却または買戻し時点で、FPIは、2取引日という再投資期間を持つことになります。2取引日以内に再投資が行われなかった場合、限度額は、利用可能限度額のプールに戻るようになります
その後のオークション	その後のオークションは、利用可能上限額が10億インドルピー以上であるという条件下で、前回のオークションの日から12取引日間開催されます

9.4.3. プライマリー(一次)発行

9.4.3.1. 国債および州開発融資

- 国債は、プライマリー市場オークションを通じてRBIが発行しており、様々な国内投資家とは別にFPIが申し込みをすることができます。
- プライマリー市場オークションへの参加を意図する投資家は、遅くともオークション日の正午までに入札プラットフォーム(RBIのE-Kuberシステム)に提出されるよう、自らの指示を証券保管機関またはプライマリー取引者に提供する必要があります。
- オークション結果は、決済のためにT+1ベースで同日に発表されます。結果時期に関連する詳細には、以下のリンクをクリックするとアクセスできます。

<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Notification/PDFs/NT514A8AD94C80C24369B18B25D0183C02AC.PDF>

9.4.3.2. 社債 – 電子入札メカニズムを通じた私募：

SEBIは、私募発行ルートを通じた社債発行について、電子入札プラットフォーム (EBP) を導入しました。

I. EBPでの発行資格がある証券

- 義務：法人が発行した債務証券および償還不可能型転換優先株 (NCRPS) のすべての私募は、政府が発行した商品、証券証書および証券化債券商品を除き、以下に該当する場合にEBPプラットフォームを通じて行われる必要があります。
 - 20億インドルピー以上の、グリーンシュエーションを含む単一発行
 - 会計年度において累計20億インドルピー以上に達する複数のトランシェから構成される一括発行
 - 総計で、会計年度における発行体による以前の発行すべてになる後続発行または20億インドルピーを超える後続発行
- 任意：発行体は、発行額にかかわらず、必要に応じて、以下の私募についてEBPプラットフォームにアクセスすることを選択できます。
 - 地方自治体または地方公共団体が発行した債券
 - 商業手形
 - 譲渡性預金

II. プラットフォーム提供者

- 証券取引所
- 預託機関

III. 枠組み

- 発行体は、金額、入札の開始および終了日/時、最低ロット、入札方法、割り当ておよび決済、決済サイクルの詳細とともにPPM/IMを開示する必要があります
- 参加者は、必要なKYC書類に記入することにより、入札に参入する前にEBPへの加入を求められます
- 入札は、発行体が指定した入札期間中に行なうことができます。入札期間終了時点で、EBPは匿名ベースで、利回り、オーバー・サブスクリプションなどの金額、受け取った入札合計数、レーティング、投資家のカテゴリーなどの集計データを開示し、一切の憶測を避けられるようにします
- EBPは、ウェブサイト上に割当データをアップロードし、一般公衆に対して公開します。

9.4.4. セカンダリー (流通) 市場

9.4.4.1. 国債

- セカンダリー市場における取引は、店頭 (OTC) で、またはNDS-OM ウェブベース・モジュールを通じて行うことができます。OTC市場で実行される国債取引は、インド準備銀行のNDS-OMプラットフォーム上で必ず報告され、清算機関 (CCIL) を通じて決済される必要があります

9.4.4.2. 社債

- 債券/社債によるすべての債券取引は、証券取引所とOTCで実行することができます。OTC取引は、取引所報告プラットフォーム上で必ず報告され、清算機関を通じて決済される必要があります。社債は、証券取引所の債券取引プラットフォームから購入することも可能です

9.4.4.3. 見積り依頼プラットフォーム

- RFQは、適格債務セグメントにおいて、取引実行のために証券取引所により提供される電子取引メカニズムです。
- そのメカニズムは、「利回り」、「価格」または「両方」を使用して見積りを開始する柔軟性を提供しています。
- 入札 (購入) / 売出し (売却) 両方の可能な見積りは、ディーラーを開始することで入力することができます

- 下は、当該メカニズムの重要な特徴です。
- 入札発起人は、匿名を維持するか、身元を開示するか、どちらか一方の選択肢を有しています
- 発起人は、取引完了前に随時見積りを消去することができます
- 発起人はまた、市場に見積りを表示するか、選んだ参加者に非公開で見積りを送信するか
の選択肢を有します
- 対応するディーラーは、その取引を受け入れることで対応することができ、代わりの見積
りを提供することで発起人と交渉することができます
- 売手参加者は、買手が受け入れる必要がある価格を入力し、システムは累積利子および総
対価を計算します
- 入力されたすべての見積りは、その日の取引セッションの終わりに自動で期限切れとなり
ます

I. 適格証券

適格証券は次を含みます。

- 社債
- 証券化債務
- 地方債
- 国債
- 州開発融資
- 短期国債
- 商業手形(CP) (FPIは、VRRを通じてのみCPで投資することができます)
- 譲渡性預金証書(CD) (FPIはCDに投資することを許可されていません)

II. 適格参加者

以下は参加資格があるものとみなされます。

- 規制された事業体
- 上場企業
- 2018年SEBI(株式発行および公開要件)規則(ICDR規則)で定義される機関投資家：
 - 適格機関投資家(QIB)
 - SEBIに登録され、および最新の監査済財務諸表に従って50億インドルピーを超える純資産
を有するファミリー信託または仲介機関
- インドのすべての金融機関

III. 決済サイクル

国債、州開発融資および短期国債は、T+1の決済手段でのみ利用可能です

IV. 就労時間

RFQは、下記のタイミングのとおり、月曜日から金曜日で運営されます。

証券の種類	市場時間
T+0 決済(国債、州開発融資および短期国債を除くすべての適格証券)	午前9時00分から午後4時00分まで
T+1 決済(すべての適格証券)	午前9時00分から午後5時00分まで

— 決済のための取引をフローする中断時間は、次のようになります。

- T+0 決済：午前9時00分から午後4時15分まで
- T+1 決済：午前9時00分から午後5時15分まで

V. 運営ガイドライン

- 見積りは、特定のRFQ変数に基づいて参加者間双方で交渉されます
- 参加者による見積りの受諾は、成立した取引のための相互の合意とみなされます

9.5. 投資ガイドライン–債券–任意保有ルート (VRR)

RBIは、FPIがインドの債券市場に長期的に投資することを奨励するための新たなスキームを導入しました。これにより、一般投資ルートに適用される規制が緩和され、より柔軟な運用が可能になります。

VRRは次の通り分類されます。

- VRR-Corpとは、社債商品へのFPI投資のためのVRRを指します
- VRR-Govtとは、国債へFPI投資のためのVRRを指します
- VRR-Combinedとは、VRR-CorpおよびVRR-Govtの下で許可されている商品へのFPI投資のためのVRRを指します

I. VRRの主要な特徴は以下の通りです。

- このルートを通じた投資は別個のものであり、上限額は一般投資上限額に追加されます。
- 別個の投資上限額は、一つまたは複数の分割発行証券においてRBIによって公開され、「随時利用可能」または「オークション入札」プロセスを通じて、割り当てに開放されます。割り当て方法および最短保有期間は、割り当てに先立ちRBIが公表します：現在の分割発行証券のための発行上限：
 - VRRに対する許容可能投資の最高上限は、追加9063億インドルピーを割当に利用することを可能とした2020年1月24日から1兆5,000億インドルピーに上っています
 - 総額の分割発行証券は、FPIにとって、2020年1月24日からすべて割り当てられるまで「随時利用可能」な状態で利用可能です
 - 最短保有期間は、3年です
- 割り当てられる投資上限額を Committed Portfolio Size (コミットされたポートフォリオ金額：CPS)と呼びます
- 要求の合計がオファー金額の100%を上回る場合、各FPI (関連FPIを含む)は、各分割発行証券についてのオファー金額の最大50%を割り当てられます。(現在、CCILシステムは、最大50%に制限しており、要求が100%未満の場合、FPIは入札を複数に分けなければなりません)
- CPSの最低保有期間は、3年間またはRBIが適宜規定する通りです
- 投資された金額は、額面価額で計算されます

II. 投資金額割り当てのプロセス

- 随時利用可能 – FPIは、CCILプラットフォームでの入札処理のために証券保管機関に入札を提出する必要があります
 - 提供すべき詳細は、口座番号、入札金額および入札の種類、ならびに保有期間 (RBIが規定する最低期間と異なる場合) です
 - 複数のオークション・プロセスを同時に実行する場合、通知されたオークション番号も指示の中に含めます
 - 割り当ては先着順です

オークション・プロセス

- FPIは、単一入札または複数入札として入札するものとします
 - 投資を提案する金額
 - かかる投資の保有期間 (これは当該オークションに適用される最低保有期間未満であってはなりません)
- 投資金額の割り当て：
 - 割り当ての基準は保有期間です
 - 受付金額がオークション金額と同額になるまで、入札は、高入れ先出しで保有期間の降順で受け付けられます
 - 最低受付保有期間での入札金額 (限界ビッド) が割り当てに利用可能な金額を上回る場合
 - 受付金額合計がオークション金額と同額になるよう、最低入札は部分的に割り当てられるものとします

- この保有期間で限界ビッドが複数ある場合、割り当ては、当該入札の最高金額の入札に対して行われた後、受付金額合計がオークション金額と同額になるまで入札金額の降順で行われます
- 同額での限界ビッドが複数ある場合、割り当ては均等に行われます

III. 適格な商品／証券

- i. VRR-Govtの下では、以下の証券を投資に利用可能です。
 - 国債
 - 短期国債
 - 州開発融資
- ii. VRR-Corpの下では、以下の証券を投資に利用可能です。
 - インド企業が発行した非転換社債／社債
 - インド企業が発行した商業手形
 - 債務証券にのみ投資する上場投資信託
 - 資産運営会社が発行した証券証書 (SR)
 - 規制資本に対する資格を有する銀行が発行した債務証書
 - インフラ債務基金が発行したルピー建ての債券／ユニット
 - 信用強化債券
 - インド企業の吸収合併もしくは分割または新設合併の場合に発行される上場非転換／償還優先株または社債 (2019年外国為替管理 (債務証書) 規則6 (債務規則))
 - 銀行、金融機関、またはNBFCをオリジネーターとして資産の証券化を目的として設立された特別目的事業体 (SPV) によって発行された株券または証券を含む証券化された債務証書
 - 地方債
- iii. レポ取引 (買戻し条件付き証券売却取引) および逆レポ取引
- iv. VRR-Combinedの下では、上記すべての商品／証券が許可されています。

IV. 投資条件：

- FPIは、上限額の割り当て日から3カ月以内にCPSの75%を投資する必要があります。
- 保有期間の開始は、投資上限額の割り当て (CPS) の日から開始します
- 以下に挙げる緩和を条件として、FPIは、保有期間中は常に、割り当ての範囲において、関連の債券投資への投資を続けるものとします：
 - 保有期間中の最小投資は、CPSの75%とします
 - 必要投資額であるCPSの75%は、一日の終わりに遵守されるものとします
 - VRRに使用されるFPIの現金口座にあるインドルピーは、75%の保有期間の計算に含まれません
 - FPIは、その自由裁量において、一般投資制限に基づきなされた自身の投資を、(もしあれば) VRRスキームへ移転することができます
- VRRの下の投資は、残余満期、集中上限額の対象にはなりません
- 一般投資上限額の下での社債への投資に適用される単一／グループ投資家に関する上限額は、VRRの下では適用されません。ただし、FPIが一般投資ルートの下でISINに50%投資した場合、RBIがケースバイケースで特に許可した場合のみ、VRRの下で同一ISINに投資することを許可されます
- VRRを通じた投資からの収入 (利子+利益) は再投資することができ、これはCPSを上回っても構いません。ただし、投資のモニタリングは常にCPSで行われ、収入からの再投資は、一日の終わりの上限額75%の遵守とみなされることがあります
- 非上場債券商品への投資には、エンドユーザー使用制限が適用されます
- 一般投資に適用される国債、州開発融資および短期国債の単一ISINに30%投資すること
- レポ取引およびリバースレポ取引 - 借入金額または貸出金額は、VRRの下のCPSの10%に制限されています

- ヘッジ-VRRに投資しているFPIは、OTCまたは取引所で取引されている通貨デリバティブおよび金利デリバティブに参加することにより、通貨および利率リスクを管理またはヘッジすることを許可されています

V. その他運用上の側面

- 上限額の利用およびVRRのその他要件の遵守は、FPIとその証券保管機関の両者の責任です
- FPIは、VRRを通じた投資用に一つ以上の特別非居住者ルビー (SNRR) 口座を別途開設し、VRRに関するすべての資金フローは、この口座に反映されるものとします
- さらに、FPIは、このルートの下での債務証券を保有するための証券口座も別途開設するものとします
- 証券保管機関は、VRRの下での規則を自らが遵守していることを確認する、FPIとの適法な書類を備えているものとします。
- FPIの現金口座からの本国送金取引により、FPIの資産が保有期間中にCPSの規定最低レベル75%を下回る場合、証券保管機関は、かかる本国送金を許可してはなりません

9.6. 投資ガイドライン—債券—完全にアクセス可能なルート

2020年2月1日、2020年～2021年の会計年度向けの予算教書において財務大臣は、国債の特定カテゴリーは、国内投資家も利用可能であるのは別として、非居住投資家向けに完全に開かれると発表しました。

その発表を効果あるものとするために、RBIは、2020年4月1日から発効する、特定の国債に投資するための追加ルート、つまり、すべての適格非居住者が利用可能な「完全にアクセス可能なルート (FAR)」を告知しました。証券は、満期までFARに基づき引き続き適格なものとなります。

会計年度2020年～2021年から5年、10年および30年の満期の国債新規発行は、「特定証券」としてFARに基づく投資適格があります。準備銀行は、新満期を追加することができ、または「特定証券」として指定された新規証券の満期を変更することができます

9.6.1. 重要語

1. 非居住者

FEMAのセクション2(w)で定義された「インド国外居住者」。セクション2(w)は、インドに居住していない者だと述べています。

FEMAのセクション2(v)は、「インド居住者」を下記のように定義し、これら以外の者はインド国外居住者だとしています：

—前会計年度中、182日超インドに居住している者。次を含めません：

—一次のいずれかの場合に、インドを出た者またはインド国外に滞在する者：

—インド国外での就業

—インド国外で事業または職業を営む

—無期限の期間、インド国外に滞在する意図を示す状況でのその他の目的

—一次以外の目的でインドに滞在する者：

—インドでの就業

—インドで事業または職業を営む

—無期限の期間、状況がインドに滞在する意図を示す場合のその他の目的

—自然人またはインドで設立された法人

- インド国外居住者が所有し、または支配するインドにある事務所、支店または代理人
- インド居住者が所有し、または支配するインド国外にある事務所、支店または代理人

このことは、債務規則に基づき国債に投資することが認められたFPI、NRI、OCIその他の事業体を含みます

2. 特定証券

FARに基づく投資のためにRBIにより告知された国債。この目的のため、会計年度2020年～2021年からの下記満期でのすべての国債の新規発行は、FARに基づく投資にとって適格です

- 5年満期
- 10年満期
- 30年満期

RBIは、新満期を追加することができ、または「特定証券」として指定された新規証券の満期を変更することができます

一旦指定された「特定証券」は、満期までFARに基づく投資にとって適格のままです。

下記に言及された「特定証券」の一覧は、FARに基づく投資に利用可能です。

シリアル番号	ISIN	証券
1	IN0020190396	6.18% GS 2024
2	IN0020180488	7.32% GS 2024
3	IN0020190362	6.45% GS 2029
4	IN0020180454	7.26% GS 2029
5	IN0020190032	7.72% GS 2049

9.6.2. 投資上限額

適格投資家による特定証券への投資に関して量的制限はないものとします

適格投資家による特定証券へのすべての投資は、2020年4月1日からFARに基づきます

GIL-MTFに基づき適用される以下の上限はFARに基づく投資には適用されません

- 短期投資における30%の上限(つまり、1年未満の満期残間)
- その証券の発行済み株式30%の証券関連の上限
- 集中上限額

9.6.3. 投資手続き

—以下の投資家は、現在の制度を利用してFARに基づき投資することが許可されています：

- FPIs
- NRIs
- OCIs

—このことは、債務規則に基づき国債に投資することが認められたその他の事業体

—上記で言及された以外の適格投資家は、国際証券集中保管期間を通じて投資をすることができません

9.6.4. 既存FPI投資のための移行

—FPIによる特定証券への既存の投資は、FARに基づき計算されるものとします

—特定証券への投資を保持しているFPIは、その条件を遵守してGIL-MTFに基づく投資を再調整するために、FARが発効した日(2020年4月1日)から1年提供されます

9.6.5. 債券の投資ルートのための比較表

下記は、異なるルートの比較表です

対象	一般投資上限額－中期の枠組み(GIL-MTF)	VRR	FAR
投資総額の量的上限	はい。現在の上限額 現在の上限額(2020年10月から) 国債－ 2,345.31 インドルピー(一般) 1兆353億1,000万インドルピー(長期) 州開発融資 6,763億インドルピー(一般) 710億インドルピー(長期) 社債 5兆4,148億8,000万インドルピー	— 総上限額－1兆5,000億インドルピー — 上限額の範囲までが、いつでも、またはオークションで利用可能です — 個々の上限額－上限額の範囲までが入札により取得されず－CPS	数量制限は適用されません。適格外国投資家は特定証券に完全にアクセス可能となります
投資に関するロックイン	投資に関するロックイン条項はありません。完全に返還可能な資金	はい。 CPSの75%は、FPIによる入札に従い、3年の最短保持期間の間またはより長い保持期間の間、返還不能です	完全に返還可能なロックイン条項はありません
適格投資家	FPI	FPI	適格非居住投資家： — FPIs — NRI — OCI — 債務規則に基づき国債に投資することが認められたその他の事業体 — ICSDを通じて投資しているその他の非居住事業体

対象	一般投資上限額－中期の枠組み (GIL-MTF)	VRR	FAR
国債および短期国債への投資	すべての国債は許可されています。ただし、短期満期(1年未満の残余満期)の短期国債およびその他の国債への投資は、国債カテゴリに基づくポートフォリオの30%を超えません	すべての国債は許可されています	下記の特定期債のみ： 一次の満期を有する、2020年4月1日以降に発行された証券： — 5年 — 10年 — 30年 一次の証券： — 6.18% GS 2024 (IN0020190396) — 7.32% GS 2024 (IN0020180488) — 6.45% GS 2029 (IN0020190362) — 7.26% GS 2029 (IN0020180454) — 7.72% GS 2049 (IN0020190032)
州開発融資への投資	はい	はい	いいえ
社債投資	はい	はい	いいえ
商業手形への投資	いいえ	はい	いいえ
投資信託ユニットへの投資	はい	いいえ	いいえ
国債および短期国債の証券関連上限額	証券の発行済株式の30%	証券の発行済株式の30%	そのような上限額はありません

対象	一般投資上限額－中期の枠組み(GIL-MTF)	VRR	FAR
残余満期の条件	<ul style="list-style-type: none"> — 投資は、1年の残余満期超である必要があります。1年未満の残余満期への投資が国債および短期国債へのポートフォリオ総額の30%を超えてはいけない国債および短期国債の除外。 — 継続的な1年未満の投資（つまり、ポートフォリオのロールダウン）は、そのカテゴリのポートフォリオ時価総額の30%を超えてはいけません 	満期に制限はありません	満期に制限はありません
集中上限額	<ul style="list-style-type: none"> — 一般FPI－そのカテゴリでの全体的上限額の10% — 長期FPI－そのカテゴリでの全体的上限額の15% 	該当なし	該当なし
社債の単一投資家関連グループエクスポージャー上限額	単一ISINで唯一50%まで投資することが許可されています（祖父条項下に置かれた2018年4月27日以前の投資）	エクスポージャーに関する当該制限はありません。しかしながら、事業体がGIL-MTFを通してISINに50%を投資している場合、事業体は、VRRを通じて50%の残高を投資することができません	社債への投資は、許可されていません
非上場債券への投資における最終用途制限	不動産事業、資本市場および土地の購入への投資に関する最終用途制限	不動産事業、資本市場および土地の購入への投資に関する最終用途制限	社債への投資は、許可されていません
ルートの使用強制	<p>番号</p> <ul style="list-style-type: none"> — GIL-MTF、VRRのいずれか一方を、当該ルートに基づくヘッドルームの利用状況に応じて使用することができます — このルートは、FAR－特定証券へ投資することには使用することはできません 	<p>番号</p> <ul style="list-style-type: none"> — GIL-MTF、VRRのいずれか一方を、当該ルートに基づくヘッドルームの利用状況に応じて使用することができます — このルートは、FAR－特定証券へ投資することには使用することはできません 	FARを使用する特定証券へ投資する適格投資家にとっては義務です

対象	一般投資上限額—中期の枠組み (GIL-MTF)	VRR	FAR
分離口座	既存 SNRR 現金口座および証券口座は、このルートに基づく投資のために使用することができます	VRRに基づく投資に要求される分離 SNRR 現金口座および証券口座	分離口座は必要ではありません 既存 SNRR 現金口座および GIL-MTF に基づく投資のために使用される証券は、FAR に基づく投資のために使用することができます
ルート間移行	<ul style="list-style-type: none"> — このルートに基づき保有される (FAR 以外の特定された) 証券は、VRR へ移行することが可能です。しかしながら、このルートへの証券の内部移行が他のルートから許可されることはありません — このルートの当初での FAR の特定証券への既存全投資は、自動的に FAR 下に移行するものとします — INR 現金は、VRR 現金口座へ自由に移転することができます、また FAR のために使用することができます 	<ul style="list-style-type: none"> — GIL-MTF に基づき保有された証券は、このルートへ移行することができます。しかしながら、VRR に保有された証券は、GIL-MTF へ移行することはできません — このルートの当初での FAR の特定証券への既存全投資は、自動的に FAR 下に移行するものとします — INR 現金は、CPS 基準上限額の 75% に違反しない場合にのみ、自由に GIL-MTF および FAR 関連現金口座に移転することができます 	<p>このルートの当初での特定証券への既存全投資は、自動的に FAR に基づき計算されるものとします</p> <ul style="list-style-type: none"> — FAR から他のルートへの証券の切り替えは許可されていません — INR 現金は、VRR 口座へ自由に移転することができます、また GIL-MTF に基づく投資のために使用することができます

9.7. 投資ガイドライン—デリバティブおよびハイブリッド証券

FPIは、公認の証券取引所でデリバティブに投資することを許可されています。指数先物およびオプションを含むデリバティブ、個別株式先物およびオプション、金利デリバティブ、通貨デリバティブ

9.7.1. 株式デリバティブ

投資ポジション上限額：

セグメント	カテゴリーI	カテゴリーII	
		個人、ファミリーオフィスおよび法人以外	個人、ファミリーオフィスおよび法人
株式デリバティブ	市場全体のポジション上限額(MWPL)の20%	MWPLの10%	MWPLの5%
先物およびオプション指数*	以下のいずれか高い方： — 50億インドルピー、または — 指数先物市場の総建玉／オプションの15%	以下のいずれか高い方： — 30億インドルピー、または — 指数先物市場の総建玉／オプションの10%	以下のいずれか高い方： — 10億インドルピー、または — 指数先物市場の総建玉／オプションの5%

カテゴリーIのFPIに適用される指数デリバティブへの追加上限額は以下のとおりです：
— 株式を保有しているFPIカテゴリーIを超過しない(想定元本における)指数デリバティブにおけるショートポジション(ショート先物、ショートコールおよびロングプット)
— FPIが保持する現金、国債、短期国債および類似証券を超過しない(想定元本における)指数デリバティブにおけるロングポジション(ロング先物、ロングコールおよびショートプット)

* 株式指数デリバティブで利用可能なポジション上限額は、個別に先物およびオプションで利用することができます。

https://www.nseindia.com/products/content/derivatives/equities/position_limits.htm

9.7.2. 金利先物 (IRF)

FPIは、取引所で取引されている現金決済の金利先物に投資することができます。IRFへの投資を行っているFPIには、別途500億インドルピーの上限額が割り当てられています。FPIが投資できるIRFは次の通りです：

- 91日短期国債
- 6年物インド国債
- 10年物インド国債
- 13年物インド国債

IRFの500億インドルピーの上限額は次のように計算されます：

- 各IRF商品について、ネットの買いポジションを持つFPIのポジションが集計されます。商品のネットの空売りポジションを持つFPIは考慮されません
- どの時点においても、FPIが180億インドルピーを超えるネットの買いポジションを獲得することはできません

I. モニタリングのメカニズム

- 一日の終わりにまとめられたすべてのFPIの上限額の集計が証券取引所のウェブサイト上に毎日公表されます
- 上限額の90%が使用された後は、証券取引所が警告を発し、利用可能な上限額をウェブサイト上に毎日公表するうえで必要なメカニズムを実行します
- 上限額に違反した場合、違反の原因となったFPIの投資は、5取引日以内または契約の満了までのいずれか早い方で、超過分のポジションを帳消しにする必要があります

II. IRF 契約に対するポジション上限額(インド国債)

- カテゴリー I および II の FPI (個人、ファミリーオフィスおよび法人以外) — 取引会員レベルでのポジション上限額
- カテゴリー II の FPI (個人、ファミリーオフィスおよび法人) — 顧客レベルでのポジション上限額
- いかなる時点においても、IRF において各 FPI の空売り (売却済み) ポジション合計が、金利先物における国債の買いポジションを超えてはいけません。

カテゴリー	8-11年の残存期間ごと	4-8年および11-15年の残存期間ごと
取引会員レベル	建玉の10%または120億インドルピーのいずれか高い方	建玉の10%または60億インドルピーのいずれか高い方
顧客レベル	建玉の3%または40億インドルピーのいずれか高い方	建玉の3%または20億インドルピーのいずれか高い方

- すべての FPI について総合した現金市場と IRF 市場における買い (購入済み) ポジション合計が、FPI に許可されている国債投資の許容上限額合計を超えてはいけません。
- 未決済建玉総額にリンクしているポジション上限額は、ポジション開始時点で適用されます。各満期バケット内の IRF 契約における未決済建玉総額が下落した場合、市場参加者による即座のかかるポジションの解消は求められません
- 証券取引所は、市場参加者のポジションが適用される規定時間内に上限額に収まるよう、市場参加者に対してポジションの引き下げを指示します
- 市場参加者は、適用される上限額を遵守するまで、未決済建玉を増やしたり、各満期バケットの IRF で新しいポジションを作ったりすることはできません。

FPI は、上記上限額を必ず遵守することが求められています。

9.7.3. 通貨デリバティブ

FPI は、銀行 / プライマリー取引者との先渡担保の目的で、または取引所の通貨デリバティブセグメントに参加することにより、OTC 市場での通貨エクスポージャーをヘッジすることが許可されています。

第 12 章では、通貨のヘッジングに関連した情報が提供されています。

取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加

- FPI は、取引所で取引されている通貨先物やオプションにアクセスして、債券や株式への投資に対するエクスポージャーの市場価値から生じる通貨リスクをヘッジすることが許可されています。これらの契約は、以下の条件に従うものとします。
- FPI は、インドルピーが関与するすべての通貨ペアで、原資産のエクスポージャーなしに、上限 1 億米ドルまで、ロング (買い) ポジションとショート (売り) ポジションの両方を取り、すべての取引所でまとめて組み合わせることができます
- 取引所は、米ドル以外の通貨で行われた契約のポジション上限額が、500 万米ドル相当以内に収まるよう規定することを許可されています
- FPI は、インドの債券や株式に対する原資産のエクスポージャーと同等のものがあることを条件に、上記の上限額を上回るロングポジションを取ることが許されています
- FPI はインドルピーが関与するすべての通貨ペアで、1 億米ドル (いずれかの時点での、すべての取引所の合算額) を超えるショートポジションを取ることができません。FPI がショートポジション上限額に違反した場合、FPI が要件を満たすようになるまで、証券取引所は、FPI が既存のショートポジションを増やしたり、通貨ペアに新しいショートポジションを作ることを制限します
- オプションのデリバティブは、各通貨ペアの上限額の一部となっています
- エクスポージャーの上限額は、一日の終わりりと日中の両方に適用されます
- これらの上限額のモニタリングは取引所が行い、違反した場合には RBI の金融市場規制部門に報告される可能性があります

I. 取引所ごとの許可された通貨ペアに対するポジション上限額

- i. カテゴリーIおよびカテゴリーIIのFPI（個人、企業およびファミリーオフィスを除きます）のポジション上限額は下記のとおりです：

通貨ペア	ポジション上限額
米ドル－インドルピー	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億米ドルのいずれか高い方を超えないこと
ユーロ－インドルピー	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または5,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと
英ポンド－インドルピー	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または5,000万英ポンドのいずれか高い方を超えないこと
日本円－インドルピー	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または20億円のいずれか高い方を超えないこと。

ii. 個人、企業およびファミリーオフィスであるカテゴリーIIのFPIのポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
米ドル－インドルピー	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万米ドルのいずれか高い方を超えないこと。
ユーロ－インドルピー	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
英ポンド－インドルピー	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万英ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
日本円－インドルピー	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または2億円のいずれか高い方を超えないこと

- 未決済建玉総額にリンクしているポジション上限額は、ポジション開始時点で適用されます。
- 証券取引所で未決済建玉総額が下落した場合、かかるポジションの解消は求められません
- このようなシナリオでは、適格な市場参加者は、適用される上限額を遵守するまで、未決済建玉を増やしたり、通貨ペアで新しいポジションを作ったりすることはできません
- 証券取引所は、市場参加者のポジションが適用されるポジションを遵守する金額内に収まるよう、市場参加者に対して時間制限を定めます
- SEBIおよびRBIが規定する適用規範に従うことを条件に、FPIは、以下の通貨ペアについて、取引所で取引されているクロスカレンシー取引およびオプション契約へのポジションを取ることができます
 - ユーロ－米ドル
 - 英ポンド－米ドル
 - 米ドル－日本円

- iii. 取引所で取引されているクロスカレンシー・デリバティブにおいて各部門別規制当局および承認取引者カテゴリI銀行が許可する、カテゴリIおよびIIのFPI(個人、企業およびファミリーオフィスを除きます)向けポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
ユーロ-米ドル	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
英ポンド-米ドル	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
米ドル-日本円	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億米ドルのいずれか高い方を超えないこと。

- iv. 為替取引された複数通貨間での個人、企業およびファミリーオフィスであるカテゴリIIのFPIのポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
ユーロ-米ドル	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと。
英ポンド-米ドル	すべての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万ポンドのいずれか高い方を超えないこと。
米ドル-日本円	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万米ドルのいずれか高い方を超えないこと。

- v. その他通貨ペアにおける1,000万米ドル相当額の算出方法

- 取引所は、100万米ドルを個々の通貨ペアに換算するための固定比率を提供します。取引所が提供する比率は、市場参加者に対して十分な余裕を持って通知を行った後、四半期ベースで修正されます。
- 例えば、取引所が提供した換算比率が以下の通りである場合、顧客/FPIは、ユーロ-インドルピーで455万ユーロまで、英ポンド-インドルピーで330万ポンドまで、日本円-インドルピーで5億9,550万円までのポジションを取ることができます。
- 100万米ドル = 91万ユーロ
- 100万米ドル = 66万英ポンド
- 100万米ドル = 1億1,910万円

- vi. 顧客のポジションに関する警告

- 顧客の建玉総額が、一日の終わりに前述のポジション上限額を上回った場合、取引所は清算機関または証券保管機関に警告を發します。
- 建玉総額は、そのシンボルにおける前日の取引の建玉残高に基づき、ロングポジション(先物のロング、コールオプションのロング、プットオプションのショート)、または、ショートポジション(先物のショート、コールオプションのショート、プットオプションのロング)の高い方として計算されます。

II. FPIの責務

- 上限額の予約を上回るあらゆる契約について、株式/債券の同等の原資産のエクスポージャーが必ずサポートされるようにするのは、FPIの責務です。
- 契約総額が、いずれかの時点で保有している証券の市場価額を上回る場合、関与しているFPIは、SEBIに規定されるように、刑事的民事訴訟に問われることになり、また、FEMAに基づき、RBIが措

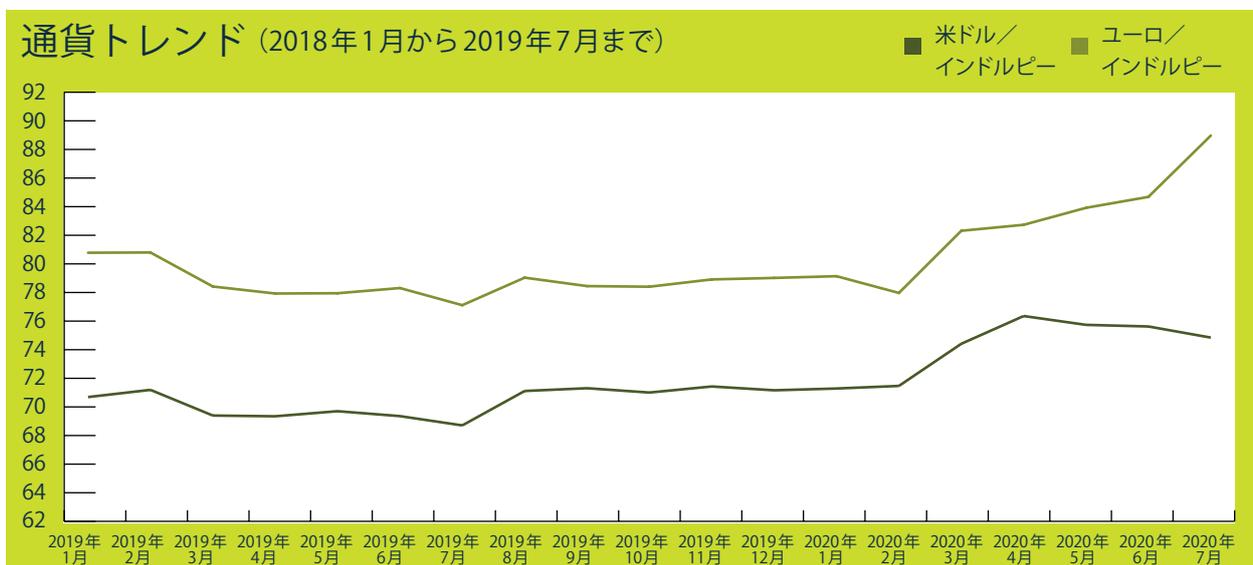
置を講じる可能性があります

III. ポジションのモニタリング

- 取引所／清算機関は、一日の終わり時点での建玉や日中で最高のポジションに関するFPIの情報を、各証券保管機関銀行に提供します。
- 証券保管機関銀行が、証券取引所や同行自身、その他の承認取引者(AD)銀行で予約した店頭(OTC)契約の各FPIのポジションを総計します。
- 指定証券保管機関銀行は、ポジション合計をモニタリングして違反がないか確認し、あった場合はRBI/SEBIに通知します。
- 上限額は、一日の終わり時点のポジションベースでモニタリングされます。3つの通貨ペアのショートポジションと3つの通貨ペアのロングポジションについては、500万米ドルの上限額が別々に検討されます

取引所は、一日の終わり時点の報告書を通じて、FPIがその日に行った日中で最も高いポジションのFPIの証券保管機関にそれとなく知らせます

以下のグラフは、2000年1月以降の通貨のトレンドを表しています。



出典：RBI



出典：RBI

9.8. ハイブリッド証券(REITs, InvITsおよびAIFs)

—FPIは、以下の商品のユニットへの投資が許可されています：

- 不動産投資信託(REIT)
- インフラ投資信託(InvIT)、および
- 商品デリバティブ市場に投資しているものを除く、カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド(AIF)

FPIは、カテゴリーIII AIFに対して最高25%までの持分を保有することが許可されています

REITおよびInvITのいずれもSEBIの規制下にあり、以下に基づき登録する必要があります：

不動産投資信託(REIT)	インフラ投資信託(InvIT)
信託は、REIT規則に基づき不動産信託としてSEBIに登録する必要があります	InvITは、SEBIから登録証明書を取得する必要があります

REITおよびInvIT登録のための新規申請はすべて、SEBI仲介ポータルを通じてのみオンラインで受理されます

9.8.1. 不動産投資信託(REIT)

集合的不動産投資の概念は、2008年に不動産投資信託の形で最初に導入されました。しかしながら、不動産投資信託(REMF)は市場を魅了できませんでした。2014年9月26日、SEBIが、不動産投資信託(REIT)の導入に関する新しい規制を通知しました。REITとREMFは異なるため、SEBIは不動産投資信託の規制もそのまま機能させています。

REITとは何か？

REITとは、かかる信託の投資家にリターンを提供する目的で、集合投資ビークルとして機能するように形成された特別な信託であり、その大部分の資金を不動産に投資することを意図しています。

「REIT資産」には、自由保有権か借地権か、直接か持株会社やSPVを通じたものかに関係なく、財産を含みます

9.8.1.1. ユニットの発行と割当

—REITは公募のみを通じて、ユニットの公開を行うものとします

—以下に該当する場合のみ、公開を行うことができます：

—REITが保有する資産額が50億インドルピー以上である

—公開の一環としてユニットを保有する者の数が200以上となること。スポンサー、スポンサーの関連当事者と関連会社はこの数には含まれません。その数が200未満となる場合、新規公開への購入申し込みはすべて返金されるものとします

—以下に該当する場合を除き、REITがユニットを公開することはできません：

—REIT規則に基づき、REITがSEBIに登録されていること

—REITが保有するすべての資産額が50億インドルピー以上であること

—新規公開を通じて公開される予定のユニットは以下に従うものとします：

—公募価格での公開後資本が160億インドルピー未満の場合、発行済みユニットと公開されるユニットの合計が25%以上であること

—公開後資本が160億インドルピー以上400億インドルピー未満の場合、40億インドルピー以上であること。

—公募価格での公開後資本が400億インドルピー以上の場合、発行済みユニットと公開されるユニットの合計が10%以上であること

—オファー書類に記載された公募額の90%を上回る応募額を調達できなかった場合、REITは申込者全員に資金を返金するものとします

—申込者の最低応募額は20万インドルピーです

—許容される最長募集期間は30日間です

- 割当または返金は、発行の終了日から12営業日以内とします
- ユニットは無券面化形式でのみ発行できます
- REITユニットの価格は、ブックビルディング、または、その他のSEBIが指定したプロセスで決定されます
- ユニットの割当や上場ができなかった場合や、資金の返金ができなかった場合、運用会社は、割当、上場、返金が完了するまで、年率15%の利子を支払う義務があります
- REITの既存ユニットの保有者は、該当するユニットを（オファー書類の提出日までの間に）1年以上保有している場合、公に販売することが許可されています
 - ユニットを受領済みの持株会社および／またはSPVの完全強制転換証券の（かかる証券が完全に払込された日付からの）保有期間は、1年間とみなされます。これは、株式の持ち分またはパートナーシップの持ち分に対する既存の規定に追加で適用されます
 - さらに、販売のオファーの計算に含める目的で保有期間の計算が行われている完全強制転換証券は、オファー書類の提出前に、持株会社またはSPVの株式に転換されるものとして扱われます

9.8.1.2. ユニットの上市と売買：

- 新規公開後は、REITのすべてのユニットを、公開終了日から12営業日以内に全国的な取引ターミナルを持つ公認の証券取引所に上市することが義務付けられています
- REITのユニットの上市は、REITと指定証券取引所との間で締結した上市契約に従って行うものとします
- 証券取引所から上市許可を受けられなかった場合、または、当局が発行した監視レターを撤回した場合、ユニットは上市の資格を満たさなくなり、REITは直ちに個々の割当先に申込金を返金する義務があります
- 公認の証券取引所に上市されたREITのユニットは、関連する証券取引所の規約、および、当局が規定する条件に従って取引、承認、決済されるものとします
- REITのユニットの取引を目的とした取引ロットは10万インドルピーとします
- REITは買戻しまたはユニットの上市廃止時のみ、ユニットを償還します
- REITのユニットは、上市廃止されない限り、指定の証券取引所に上市されたままとなります
- 上市されているREITのユニットに対する最低限の公開保有は、規則に準拠するものとし、取締役会および指定された証券取引所が規定した措置が取られない場合には、ユニットの上市廃止を含む措置が取られる場合があります
- 新規公開前にREITのユニットを保有しているスポンサー以外の者は、SEBIが規定した回状またはガイドラインに従い、ユニットの上市日から一年以上にわたりユニットを保有しなければいけません
- 公認の証券取引所にユニットが上市されているREITは、SEBIの規定するやり方で、債務証券を発行することが許可されています。ただし、かかる債務証券が、公認の証券取引所に上市されることを条件とします

9.8.1.3. 査定

- 査定は、スポンサーまたは運用会社もしくは受託者の関連人物が行ってはならず、不動産の査定経験を5年以上有する鑑定士が行わなければいけません
- 完全な査定には、鑑定士によるすべての物件の目視調査を含め、鑑定士によるすべての資産の詳細な査定が含まれます
- 鑑定士による完全な査定は、会計年度末に当該会計年度末から3カ月以内に、会計年度ごとに一回以上行うものとします
- 鑑定士による半年に一回のREIT資産の査定は、9月30日を期末とする半期末に実施し、過去6カ月間における主要な変更を取り入れます。この半年に一回の査定レポートは、半期の期末日から45日以内に作成します

- 四年以上連続して、同一の物件について同じ鑑定士が査定を行うことはできません
- REIT資産の査定に影響を及ぼす可能性のある重要な開発の場合、運用会社は鑑定士に対し、検討中の物件の完全な査定を行うよう要求し、かかる査定を実行した日から二カ月以内に、査定を実行した旨とその内容を受託者、投資家、および指定証券取引所にかかる査定から15日以内に通知するものとします
- 鑑定士は、かかる買収または処分についてREITに鑑定士が関与した場合を除き、過去12カ月以内に買収または処分に関与したいかなる資産も査定を行ってはならないものとします
- 関連当事者以外の取引が関与している物件の購入または売却取引について、以下に該当する場合、完全な査定とともに、ユニット保有者からの承認が必要となります：
 - 評価額の110%を超える金額で購入された物件
 - 評価額の90%未満の金額で売却された物件

9.8.2. インフラ投資信託 (InvIT)

InvITとは、単一の事業体(信託構造)のもとで、複数のプロジェクトをプールすることで、インフラ資産の開発者がその資産を収益化できるようにするメカニズムです。InvITは投資信託のように機能し、一定期間にわたってキャッシュフローをもたらしインフラ資産のポートフォリオに投資できるよう、多数の投資家から少額の資金をプールするようデザインされています。このキャッシュフローの一部は配当金として投資家に還元されます。InvITの目的は、インフラ部門への投資を促進することです。SEBIはインフラプロジェクト向けにインフラ投資信託 (InvIT) 規則を導入しました。これは、インドの巨大なインフラ需要を念頭に置いたものです。

InvITとは、インフラプロジェクトの株式公開を増やし、インフラ開発会社の負債コストを削減し、投資家が投資先として異なるクラスにアクセスできるようにする、インフラプロジェクトに大部分の資金を投資することを目的とした集合投資ビークルとして機能するよう形成された特別な信託です。

9.8.2.1. InvITの重要な特徴

- InvITが信託として設定されSEBIに登録されます
- InvITは以下の4つの参加者から構成されます
 - スポンサー：InvITを設定し、当局への申請時点でInvITとして指定されている企業またはLLPもしくは法人です
 - 受託者：これらの規制に従って、ユニット保有者の利益のためにInvIT資産を信託として保有する人物を意味します
 - 投資マネージャー：InvITの資産と投資を管理し、規則に規定されたInvITの活動を引き受ける企業またはLLPもしくは法人を意味します
 - プロジェクトマネージャー：プロジェクトの執行を担当
- InvITは証券取引所に上場する必要があります
- InvITはインフラプロジェクトに投資しますが、その手段は、直接、または、SPV経由、もしくは持株会社経由です。ただし、投資が持株会社またはSPVのみを通じて行われる官民パートナーシップ (PPP) プロジェクトの場合を除きます
- InvITは、支配持分およびSPVに対する株式資本または持分の50%超を有するものとします。ただし、規制要件またはコンセッション契約から生じる要件により実行できない場合を除きます。かかる場合、スポンサーは、InvITと契約を締結し、SPVに関する議決権を含め、スポンサーが行う決定のいずれも、InvITやInvITのユニット保有者の利害に反しないようにします
- InvITは、純キャッシュフローの90%を必ず投資家に分配しなければいけません

9.8.2.2. ユニットの発行と割当

- 以下に該当する場合を除き、InvITがユニットを公開することはできません：
 - InvIT規則に基づき、InvITがSEBIに登録されていること
 - InvITが保有するすべての資産額が50億インドルピー以上であること
 - 買付規模が25億インドルピー以上であること

- 資産価値と買付規模の要件は、関連当事者間の拘束力のある契約、オファー書類の開示、ならびにSEBIおよび指定証券取引所への申告の対象となるユニットの割り当て前の任意の時点で満たすことができます。

9.8.2.3. ユニットの相場と売買

- InvITのすべてのユニットを、全国的な取引ターミナルを持つ公認の証券取引所に相場すること義務付けられています。ユニットの相場は、InvITと指定証券取引所との間で締結した相場契約に従って行うものとします。証券取引所から相場許可を受けられなかった場合、または、SEBIが発行した監視レターを撤回した場合、ユニットは相場の資格を満たさなくなり、InvITは、割当日から年率15%の利息で直ちに個々の割当先に申込金を返金する義務があります。
- InvITは、発行されたユニットの相場から10営業日以内に、SEBIに最終募集覚書を提出する必要があります。
- 私募ユニットの相場に関しては、そのユニットは、割当日から三十営業日以内に指定証券取引所に強制的に相場されるものとします。公募ユニットの相場に関しては、そのユニットは、新規公開の終了日から十二営業日以内に指定証券取引所に強制的に相場されるものとします
- スポンサー以外の最低InvITユニット保有者数
 - 私募InvITの場合は最低数は五、それぞれの保有分がInvITのユニットの25%を超えないものとします
 - 公募の一部を構成する部分は二十、それぞれの保有分が、ユニットの相場後いかなる時もInvITのユニットの25%を超えないものとします
- 指定された証券取引所のユニットの取引を目的とした取引ロットは1千万インドルピーとします
- 新規公開前にInvITのユニットを保有しているスポンサー以外の者は、ユニットの相場日から一年以上にわたりユニットを保有しなければいけません
- 当局および指定された証券取引所は、ガイドラインまたは回状を発行し、InvITのユニットの相場および取引に関するその他の要件を規定する場合があります。

9.8.2.4. インフラ投資信託 (InvIT) のユニットでの売買および決済に関連して取引所が通知した規範

題目	詳細
セグメント	資本市場セグメント
適格会員	資本市場 (CM) セグメントで取引する資格がある会員全員が、InvITのユニットを取引することができます
清算会員	CMセグメント内の清算会員全員がInvIT決済の資格があります
市場セッション	ユニットは、寄り付き、ザラ場、大引けの間に取引できます
価格帯	25億インドルピー超のIPOの場合+/- 20%、25億インドルピー未満のIPOの場合+/- 5%
呼値の単位	インドルピー 0.01

題目	詳細
許可されているロットサイズ (市場ロット)	導入時の価格に基づき、最低50万インドルピーに相当するユニット数 BSE：ロットサイズは、6カ月ごと、または、コーポレート・アクションのあった時期のいずれか早い方に変更されます NSE：ロットサイズは、取引所が適宜変更や見直しを行います
通常のウィンドウ向けの単一注文上限額	BSE：1億インドルピーNSEは別個には何も規定していません
オーダー・マッチング	匿名注文控 価格優先及び時間優先の継続的マッチング
証拠金	InvITの証拠金枠組みは、CMセグメントの他の証券に適用されるものとします。
取引手数料	BSE：取引手数料は取引額に課されます。取引手数料は、通常取引、ODDロット取引、オークション取引それぞれについて1,000万あたり275インドルピーです。
シリーズ	NSEのため： — (EQに相当する) IVとしてのシリーズを有するローリング決済 — (BEに相当する) IDとしてのシリーズを有する取引のための取引 — (ILに相当する) IAとしてのシリーズを有する制度的セグメント BSEのため： — 通常/ローリング決済のための「IF」グループ — 取引決済のための取引に対する「IT」グループ
証券の決済	— 取引に対する決済保証があり、決済は無券面化された形式で強制的に行われるものとします。 — InvITで執行された取引はT+2ローリングベースで決済されます。 — 通常/ローリングシリーズで実行された取引は、シリーズ内の純債務ベースで清算・決済されます。 — 取引一件ごとの決済ベースで執行・決済された取引は(グロスベースで)清算・決済されます。取引のネットティングはありません。
証券のオークション	— 通常/ローリングシリーズで取引された証券の場合の決済不足はオークションメカニズムを経由します。 — 取引ベースの取引で取引された証券の場合の決済不足は、直接に閉じられます
ブロック取引	InvITのユニットもブロック取引の取引ウィンドウで利用できます。ブロック取引ウィンドウの注文入力は、適用されるロットサイズの倍数である必要があります

9.8.3. REITおよびInvITsの優先発行および私募発行

制度上の募集は、機関投資家にもみ、上場REIT/InvITによるユニットの優先発行として定義されています

上場REIT/InvITは、下記条件に基づき、ユニットの優先発行または制度上の募集をすることができます：

- ユニットの発行を承認する既存ユニット投資者の決議は、REIT規則の規則22(6)/InvIT規則の規則22(5)に従って可決されます
- 割り当てが提案されているものと同じクラスのユニットは、上記議決のためにユニット投資者の会議を招集する通知をする日の前に、少なくとも6ヶ月の間、証券取引所に上場されている必要があります
- 制度上の募集のため、上場期間は、通知日前の少なくとも12ヶ月です

- REIT/InvITは、原則として、発行を提案されているユニットの上場のために、証券取引所の承認を得ています
- REIT/InvITは、継続的な上場のため、REIT規則/InvIT規則に基づくすべての条件および開示義務を遵守します
- REIT/InvITのスポンサーまたはマネージャーもしくは受託者のプロモーターまたはパートナーもしくは取締役のいずれも、2018年逃亡経済違反者法に基づく逃亡経済違反者ではありません
- REIT/InvITは、以前の制度上の募集日から6ヶ月以内に引き続き制度上の募集をすることはできません。

9.8.4. 戦略的投資家REIT/InvIT：

「戦略的投資家」という用語は、REIT/InvITに合わせ、次のような意味を持ちます：

- NBFCとしてRBIに登録しているインフラ金融会社；
- 指定商業銀行；
- 多国間および/または二国間開発金融機関；
- RBIに登録しているシステム上重要なNBFC；
- FPI

1999年FEMA、およびそれに基づき作成された規則、規制、またはガイドラインの該当する条項がある場合、それを遵守することを条件として、共同または個別で、REITの合計買付規模の5%以上を投資する者、またはSEBIが適宜指定する金額を投資する者。

REITまたはInvITは、以下の条件に従い、戦略的投資家からの募集を招待することができます

- 戦略的投資家は、共同または個別で、合計買付規模の5%以上かつ25%以下に投資すること
- InvIT/REITの投資マネージャー/マネージャーは、戦略的投資家と拘束力のあるユニット募集契約を締結すること。ユニット募集契約は、発行で最低募集要件を回収できなかった場合を除き、解除することはできません
- 戦略的投資家が支払うべきユニットごとの募集価格は、ユニット募集契約に規定されている必要があり、募集価格全額が、公募開始前に特別なエスクロー口座に入金されている必要があります
- 戦略的投資家がユニットを購入することに合意した価格は、公募で決定された発行価格を下回ることはできません
 - 公募で決定された価格が、戦略的投資家に行われた割り当ての価格を上回る場合、戦略的投資家は、公募での価格決定から2営業日以内に、追加の金額を拠出することが求められます
 - 公募で決定された価格が、戦略的投資家に行われた割り当ての価格を下回る場合、戦略的投資家は、ユニット募集契約で決定された価格での割り当てを取得します、つまり、公募で決定された価格を上回る額は返金されないものとします
- 草稿版のオファー書類/オファー書類では、以下のような、ユニット募集契約の詳細を開示する必要があります：
 - 各戦略的投資家の名称
 - 募集が提案されているユニット数/投資額
 - ユニットあたりの提案されている募集価格

ユニット募集契約に基づき戦略的投資家が募集するユニットは、公募での上場日から180日間はロックインされます。

9.8.5. オルタナティブ投資ファンド(AIF)

ベンチャーキャピタル投資の急増により、インドでのオルタナティブ投資ファンド(AIF)に対するニーズが高まりました。2012年、SEBIはインドにおける国内資金のための規制枠組みを全面的に見直し、2012年SEBI(オルタナティブ投資ファンド)規則を導入しました。AIF規則導入の背後にある理由を強調するためにSEBIが引用した主な理由の中には、AIFを別個の資産クラスとして認識することが

ありました。スタートアップやアーリーステージの企業を促進し、セカンダリー市場における投資戦略を可能にし、投資規制への手数料やインセンティブを結びつけるためのものです。

9.8.5.1. 定義

オルタナティブ投資ファンド(AIF)とは、次の形式でインドにて設立または法人化されたあらゆるファンドを意味します：

- 信託もしくは
- 企業もしくは
- リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ(LLP)または
- 法人
- 投資家の利益のために定義された投資方針に従って投資するため、インド人か外国人かにかかわらず、投資家から資金を集める非公開でプールされた投資手段、および
- 1996年SEBI(投資信託)規則、1999年SEBI(集合投資スキーム)規則、または、資金運用活動を規制するその他のあらゆるSEBIの規則ではカバーされていません。

次のものはAIFとはみなされません：

- 1956年会社法に基づき定義された、親族の利益のために設定された家族信託；
- 1999年SEBI(従業員のストックオプションスキームおよび従業員の株式購入スキーム)ガイドラインに基づき設定された、または、1956年会社法で許可されたESOP信託；
- 従業員の利益のために設定された従業員福祉信託または退職金信託；
- 1956年会社法第4条の意味での持株会社；
- 特定の規制枠組みの下で規制されている証券化信託を含むファンドマネージャーが設立していないその他の特別目的事業体；
- 2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保強制執行法第3節に基づき、RBIに登録されている証券化会社や再建会社が運用する資金；
- インドのその他の規制当局が直接規制している資金プール。

9.8.5.2. 私募

AIFは、私募の方法以外では、資金を募ったり受け取ることはできません。

9.8.5.3. オルタナティブ投資ファンドの登録：

事業体または人物は、SEBIから登録証明書を取得してからのみAIFとして行動できます。

オルタナティブ投資ファンドは、以下にあるカテゴリーのいずれか一つへの登録を求めるものとします

カテゴリーI	カテゴリーII	カテゴリーIII
<p>スタートアップ、アーリーステージのベンチャーもしくはソーシャル・ベンチャー、もしくはSME、またはインフラその他のセクターもしくは分野に投資を行うAIFで、政府または規制当局が社会的または経済的に望ましいとみなすもの。これらには、次のものが含まれます：</p> <ul style="list-style-type: none"> — エンジェルファンドを含むベンチャーキャピタルファンド — SMEファンド、 — ソーシャルベンチャーファンド、 — インフラファンド、 — および指定されるその他AIF 	<p>カテゴリーIおよびIIIに該当せず、日次の業務要件を満たす以外のレバレッジまたは借入を行わず、かつ、AIF規則で許可されているAIF</p>	<p>多様または複雑な取引戦略を採用し、上場デリバティブまたは非上場デリバティブへの投資経由を含むレバレッジを活用するAIF。</p>

9.8.5.4. AIFの投資制限および条件

<p>カテゴリーI AIF</p>	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーI AIFは、投資対象企業、または、ベンチャーキャピタル事業、もしくは特別目的事業体、または、LLP、もしくは規則に定められているその他のAIFのユニットに投資するものとします — 特定のサブカテゴリーのカテゴリーI AIFは、カテゴリーI AIFの同じサブカテゴリーのユニットに投資できます。ただし、この投資条件は、カテゴリーI AIFがファンドオブファンズのユニットに投資できないというさらなる制限を条件とします — カテゴリーI AIFは、一時的な資金調達要件を満たす場合を除き、三十日以上、一年に四回以上、投資資金の10%以上を、直接的または間接的に資金を借り入れたり、レバレッジに関与したりすることはできません。これらの投資条件に加えて、AIF規則では、カテゴリーI AIFの各サブカテゴリーに関する一連の投資条件も規定しています
<p>カテゴリーII AIF</p>	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーII AIFは、主として、非上場の投資対象企業、または、目論見書に規定されているその他のAIFのユニットに投資するものとします； — カテゴリーII AIFは、カテゴリーIおよびカテゴリーIIのAIFのユニットに投資することができます。これは、カテゴリーII AIFがファンドオブファンズのユニットに投資できないという制限を条件とします； — カテゴリーII AIFは、一時的な資金調達要件を満たす場合を除き、三十日以上、一年に四回以上、投資資金の10%以上を、直接的または間接的に資金を借り入れたり、レバレッジに関与したりすることはできません； — カテゴリーII AIFは、商業銀行と契約を締結し、発行されたもののうち購入申し込みされていない部分に購入申し込みを行い、またはICDR規則に基づきマーケットメイキングの過程で証券の受領または受渡をすることができます； — カテゴリーII AIFは、SME取引所または取引所のSME部門に上場されている企業への投資に関して、かかる企業の精査に基づき、インサイダー取引規則の第3規則および第3A規則から免除されるものとします。これは、AIFが、投資先企業が上場されている証券取引所に対して2日以内に買収や取引について開示し、かかる投資は投資の日から1年間にわたってロックインされるというさらなる条件に従うことを条件とします。
<p>カテゴリーIII AIF</p>	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーIII AIFは、上場または非上場の投資先企業の証券、もしくはデリバティブ、もしくは複雑な商品、もしくは仕組み商品に投資することができます； — カテゴリーIII AIFは、カテゴリーI、カテゴリーIIおよびカテゴリーIIIのAIFのユニットに投資することができます。カテゴリーIII AIFは、ファンズオブファンドのユニットに投資できません； — ファンドの投資家からの同意を得ることを条件として、SEBIが規定する上限額を限度として、カテゴリーIII AIFは、レバレッジや借入を行うことができます； — カテゴリーIII AIFは、運用基準、ビジネスルールの実施、プルデンシャル要件、償還および利害衝突の制限などの分野に関するSEBIの指示の発行を通じて規制されなければいけません。 — カテゴリーIII AIFは、特定の条件の履行を条件として、「顧客」としての商品デリバティブ取引所への参加が認められています。

9.8.5.5. 一般的投資条件

- オルタナティブ投資ファンドの全てのカテゴリによる投資は、以下の条件に従うものとします：
- AIFは、RBIおよびSEBIが適宜規定または発行する可能性のある条件もしくはガイドラインに基づき、インド国外に設立された企業の証券に投資することができます；
 - 運用会社またはスポンサーによる投資先企業への共同投資は、オルタナティブ投資ファンドに提供されたものより有利な条件とすることはできません；
 - カテゴリIおよびII AIFは、投資先企業1社に対する投資可能資金の25%以上を投資することはできません；
 - カテゴリIII AIFは、投資先企業1社に対する投資可能資金の10%以上を投資することはできません；
 - AIFは、AIFに対する投資価額で測った投資家の75%の承認がある場合を除き、関連会社への投資を行うことはできません；
 - 投資対象ファンドの未投資部分は、投資目的に従い資金が展開されるまで、流動性のある投資信託や銀行預金、短期国債、CBLO、CP、CDなどの質の高いその他の流動資産に投資することができます；
 - カテゴリIおよびカテゴリIIオルタナティブ投資ファンドによる機関取引プラットフォームに上場されている企業の株式への投資は、AIF規則上では、非上場証券への投資とみなされます。
 - カテゴリIII AIFは、商品デリバティブ取引所で取引されているすべての商品デリバティブ商品に「顧客」として参加することができ、SEBIおよび取引所が適宜発行する、顧客に適用される可能性があるすべての規則、規制、指示、およびポジション上限額規範に従うものとします：
 - 原資産の商品一つに対する投資可能資金の10%以上を投資することはできません
 - ファンドの投資家からの同意を得ることを条件として、SEBIが規定する上限額を限度として、レバレッジや借入を行うことができます
 - 商品デリバティブへの投資については、投資家に発行された私募目論見書において開示する必要があります。商品デリバティブへの投資を意図するカテゴリIII AIFは、既存の投資家からの同意を得なければならず、反対する投資家には解約機会を提供しなければいけません
 - 現行の規制に基づき、FPIは、商品デリバティブへの投資はできません。この規制は、商品デリバティブへの投資を行うカテゴリIII AIFへの投資家としてのFPIの参加も制限することになります。カテゴリIIおよびカテゴリIII、AIF、は、資産運営会社 (ARC) が発行した証券証書 (SR) の「適格な買手」として指定されています。許可は、次に挙げる事柄を条件とします
 - ARCに投資を行っているAIFは、そのARCが発行したSRに投資を行うことはできません
 - AIFは、関連会社またはグループ会社のいずれかの原資産のローンに基づき発行されたSRに投資を行うことはできません
 - AIFは、そのAIFの10%超の株式を保有する銀行の不良債権を裏付けとするSRに投資を行うことはできません
 - 国内AIFおよびベンチャーキャピタルファンド (VCF) による海外投資には拡大された上限額である7億5,000万米ドルが通知されています

9.8.5.6. 査定

- オルタナティブ投資ファンドは投資家に対し、査定手順および資産の査定方法論を説明したものを提供する必要があります
- カテゴリIおよびカテゴリII AIFは、6カ月に一回以上、オルタナティブ投資ファンドが任命した独立した査定担当者による投資査定を実施する必要があります：
 - ただし、オルタナティブ投資ファンドへの投資額のうち75%以上の投資家の承認により、この期間を1年に延長することが可能です
 - カテゴリIII AIFは、純資産価額 (NAV) の計算が必ずAIFのファンド運用機能とは独立しているようにしなければならず、かかるNAVを、クローズド・エンド・ファンドについて

は四半期を超えない間隔で、オープン・エンド・ファンドについては一カ月を超えない間隔で投資家に開示しなければいけません。

9.8.5.7. 上場

- AIFのクローズド・エンドのユニットは、最低取引可能ロットが1,000万インドルピーであることを条件に、証券取引所に上場することができます
- オルタナティブ投資ファンドのユニットの上場は、ファンドまたはスキームの最終締切後のみ可能です。

9.8.5.8. 適格投資家

以下に記載されている投資家は、AIFのユニットの取得、購入、保有、売却、または譲渡をすることができます

- AIFは、インド人、外国人、在外インド人にかかわらず、あらゆる投資家から、ユニットの発行を通じて資金を調達することができます
 - (パキスタンまたはバングラデシュの国民、または、これらの国で登記または設立されたその他のあらゆる事業体を除く) インド国外に居住する人物
 - 在外インド人 (NRI)
 - 外国ポートフォリオ投資家
- カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド(AIF)
- FPIは、カテゴリーIII AIFに対して25%超の持ち分を保有することはできません

9.8.5.9. 資産管理コード

SEBIは、国内投資信託およびAIFに対して資産管理コードを義務付けています。資産管理コードは、MFおよびAIF(機関投資家)による、資産管理責任の遂行に関する包括的ポリシーの策定および公開を広範囲に規定しています。当該方針は、定期的に再検討され、かつ更新されなければなりません。資産管理責任を果たすうえでの利害衝突を扱う明確な方針が策定され、かつ公開されなければなりません。

9.8.6. REIT, InvITs/AIFsの投資の資金調達

FPIは、不動産投資信託(REIT)、インフラ投資信託(InvIT)およびオルタナティブ投資ファンド(AIF)のような投資ビークルユニットの購入に対して新たに内向きの送金をする必要があります。特別非居住者ルピー(SNRR)の残高は、当該投資ビークルのユニットへの投資には使用されないものとします。

9.9. 投資ガイドライン-オフショアデリバティブ証券(ODI)

オフショアデリバティブ商品/参加証書(Pノート)は、SEBIに登録されているカテゴリーI、または適切に規制されているカテゴリーIIのFPIによって、インドにおけるFPIライセンスに基づき保有するインド証券に対して、海外で発行されるものです。

9.9.1. 2019年FPI規制に基づくODI商品の発行条件

I. ODIの決定の基準値

内在している非独占インデックス(MSCIワールドまたはMSCI EMアジア)取引の基準値は、20%となります。インドの原資産の実体がインデックスの20%未満である取引は、ODIとはみなされません。しかしながら、ヘッジされたオンショアの場合の基礎となるカスタムバスケット取引は、インドでオンショアをヘッジするインドの構成要素の割合に関係なく、常にODIとみなされます。

II. ODIの発行

- カテゴリーI FPIにより発行することができます
- カテゴリーI FPIの資格がある者のみが発行することができます

III. KYC要件

KYC要件は以下のとおりです

	必須書類
ODI購入者	設立関連文書 住所証明 取締役会決議
ODI購入者の実質所有者 (BO)	リスト 身元証明 住所証明
経営陣 (常勤取締役 / パートナー / 受託者など)	リスト

- 所定のKYC書類は常にODI発行体で管理され、必要に応じてSEBIに提出する必要があります
- FPIを発行するODIは、ODI加盟事業体にてBOを識別し、検証するものとします
- ODI購入者の重要性基準以上を保有するBOおよび中間株主 / 所有事業体を、ルック・スルー・ベースを通じて特定する必要があります。BOのリストは、FPIに適用される場合と同様の方法にて維持されなければなりません。

シリアル番号	実質所有者 (自然人) の氏名および住所	生年月日	税務管轄地	国籍	単独で活動しているか、または一人以上の自然人がグループとして一緒に活動しているかどうかと、その名称と住所を記載してください	FPIにおけるBOグループの株式保有 / 資本 / 利益所有の割合	BOの税務地域番号 / 社会保険番号 / BOのパスポート番号 (いずれかを提供してください)
1							
2							

- FPIを発行するODIはまた、ODI購入者のBOの身元確認資料番号 (パスポート、運転免許証など) を継続して収集するものとします
- 中間の重要な株主 / 所有事業体、名称、国および保有率もまた添付Eに従って開示されるものとします

所有ベース

介在する重要な株主の情報／所有ベースの名前	直接／間接の出資	FPIの株式を間接的に保有している事業体の名称	申請者が保有する出資比率	国／国籍	個人／非個人

支配ベース

名称	支配の方法(もしあれば支配が行われる仲介構造の名称の詳細を記入してください)	申請者に対する支配の割合(妥当する場合)	国／国籍	個人／非個人

- KYCは、定期的に見直されます
 - 高リスクの顧客には毎年
 - その他すべての場合、3年毎
- FPIを発行するODIは、該当する場合、インド金融情報部が発行したODIに関する疑わしい取引報告書をインド金融情報部に提出する必要があります

IV. 「ODI」の投資上限額の出資

- 直接もしくは間接に50%超の共有または共同支配を持つ2名以上のODI購入者は、合わせて単一のODI購入者としてみなされます
- FPIとしてだけでなくODI応募者としても保有するポジションがある事業体は、原資産のインド企業において、投資が集計され、企業の払込済み資本金合計の10%未満という投資限度額が完全希薄化後ベースでモニタリングされます。

V. ODIの譲渡

- ODI発行体は、自らが発行し、または代理発行させるODIの譲渡が規則9.9.1(II)および9.8.1(III)に基づく基準を充たす者に対してのみ実行されるよう確認するものとします
- ODIの譲渡先の人物がFPIによる事前承認を受けている場合を除き、かかる譲渡について、発行するFPIの事前承認を得るものとします

VI. インドの証券取引所に上場されている、または上場予定である証券に関して、FPIは、ODIの契約締結条件および当事者に関する情報をSEBIに完全に開示します

VII. 上記の要件に従っていないODIポジションはすべて、ODI契約の満期まで続行が許可されています。それ以降は、このようなポジションを追加で発行／更新／ロールオーバーすることは許可されていません。

VIII. デリバティブを原資産とするODIの発行の禁止：

- FPIはデリバティブに関連するODIを発行することが許されません。加えて、FPIは、下記を除き、インドでの証券取引所でデリバティブオプション付きODIをヘッジすることが許されません：
 - FPIにより、インドで保有している「株式をヘッジする」のために1対1方式で証券取引所にて取得されるデリバティブポジション
 - FPIが発行するODIは、単独の株式デリバティブにおけるMWPLの5%のポジション上限額に従い、インドの証券取引所でのデリバティブポジション付き株式に関連するODIをヘッ

じすることができます。株式インデックスデリバティブの許容されるポジション上限額は、10億インドルピーまたは5%の建玉のいずれか高い方です
 「持分株式のヘッジング」とは、持分株式と同じ原資産を持つデリバティブに対してのみ対一のポジションを取ることを意味します。

下記の表を参照してください

シリアル番号	ODIリファレンス／原資産	ODIに対するODI発行者のインド内での保有	許容される	除外
1	現物株式／債務証券／FPIによる許容投資(デリバティブを除く)	ODIの有効期間中の、ODIの現物株式／債務証券／FPIによる許容投資(デリバティブを除く)	はい	なし FPIに発行するODIによる独占デリバティブ取引を行うために必要な個別の登録
2	現物株式	ODI作成日の現物株式および以降のデリバティブポジションへの移行。	いいえ	上記5%上限額に従い、個別のFPI登録を通じて許容されます
3	現物株式	ODI作成日のデリバティブまたはそれ以降は上記表(2)で言及されている方法を除きます。	いいえ	なし
4	デリバティブ	デリバティブ	いいえ	FPIが現物株式を保有し、および同じ証券における現物株式に対してショート先物ポジションを正確に有している場合(一対一ベース)、個別のFPI登録を通じて許容されます。 FPIはODIの有効期間中現物株式を保持します
5	デリバティブ	現物株式	いいえ	なし

FPIに発行するODI(インドにおける保有されている証券(デリバティブを除く)への投資によってのみFPIはODIをヘッジします)は、同じFPI登録を通じて独占デリバティブ取引を行うことができません。当該FPIは、FPI個別登録を通じて、ODIおよび独占デリバティブ投資を分離しなければなりません。当該個別登録は、同じPANに基づく下付き文字として「ODI」を有するFPIの名称にて行わなければならないものとします。当該追加が既存FPIに要求された場合、この下付き文字の追加FPIの名称の変更とはみなされないものとし、DDPは、この要求を進めることができ、かつ新しいFPI登録証明書を発行することができます。FPIに発行するODIは、非デリバティブ独占投資および独占デリバティブ投資または逆に同じFPI登録付きのODIヘッジ投資を混合することはできません

IX. 規則に基づき不適合となったODI購入者は、2020年12月31日まで自身の既存ポジションを継続して保有することができます

X. 規制上の手数料

各ODI応募者は、ODIを発行しているFPIに1,000米ドルを送金する必要があります。FPIは、3年に1回SEBIに手数料を入金する必要があります。

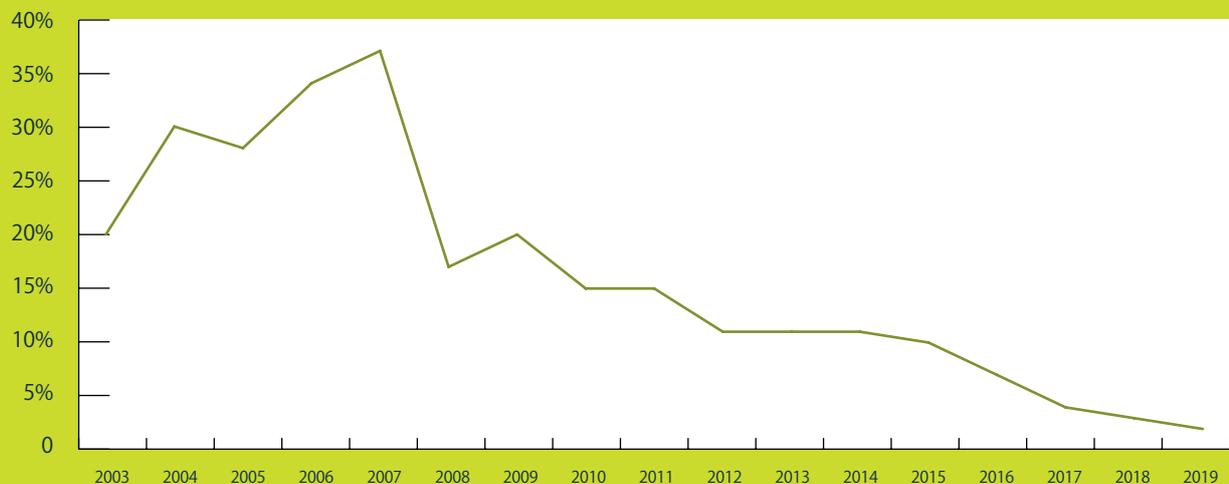
9.9.2. FPIによるODI／参加証書発行の報告

- ODIを発行しているFPIは、指定のフォーマットおよび頻度に従って報告を提出しなければなりません
- 前月の取引に関する月次の概要報告および取引詳細を毎月10日までに提出すること
 - ODI発行体には、SEBIに提出する月次報告書において、当月中のすべての仲介機関による譲渡の詳細を記載することが求められています
 - 報告の重複を避けるため、次にODIを発行する他のFPIに対してODIが発行される場合、両FPIともODI発行を報告する必要があります二番目のFPIの場合、最初のFPIは、仲介機関による譲渡を制限します。二番目のFPIは、それ以降の発行を報告します
 - FPIは、SEBIに対して、ODIの発行を開始した月から初めて、報告を開始するものとします
- 提出方法：報告書を提出するものとします
 - 各FPIのコンプライアンス責任者が送信します
 - パスワードで保護したExcelフォーマットでEメールで次のアドレスに送信します (odireporting@sebi.gov.in)。パスワードは別メールで送信してください。
 - 件名は「ODI/PN Report of [FPI Name and Registration No.] for the month of [...]」とします
- ODIポジションの照合確認：ODI発行体によるポジションの照合確認は年2回の頻度で行われ、報告された月次データからの乖離は、指定のフォーマットでSEBIに通知するものとします
- 定期的業務評価、管理および手順に関する年次証明書は、FPIを発行しているODIの最高経営責任者 (CEO) または同等の役職の者が正式に署名したうえで (毎暦年終了時から1カ月以内に) SEBIに提出する必要があります

FPIフローの割合で見たODIによる投資は、過去数年間で減少しています。2007年6月の高値55.7%から、ODIによる投資は基準の強化により近年下落し、現在は2019年11月時点でFPI流入合計の2%を示しています

FPIに対してODIが占める割合

2019年11月現在のデータ



出典：NSDL

9.10. 報告要件

下表は、FPIに必要な報告要件について要約したものです

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
FPI :				
預かり資産	SEBI	2週間毎、月次	証券保管機関	
株式・債券取引	SEBI、RBI、預託機関 (NSDL、CDSL)	一日当たり	証券保管機関	
取引に関するCSGL報告	RBI	週次	証券保管機関	
債券の発行時満期に関するFPIの保有	SEBI	月次	証券保管機関	
残余期間の報告	SEBI RBI	月次 週次	証券保管機関	
負債限度の報告(社債)	預託機関(NSDL、CDSL)	一日当たり	証券保管機関	FPIの日次負債利用限度額の計算を容易にするため。限度額は、一日の終わりまでに預託機関がウェブサイト上で公開します。
FPIによるGOI証券の保有パターン	RBI	一日当たり	証券保管機関	
使用済-未使用の債券上限額	SEBIおよびRBI	該当する時	証券保管機関	
FPIによる社債およびG-Secの保有	RBI	2週間毎	証券保管機関	各FPIのISINレベルでの購入/売却詳細を記した保有額を報告
顧客ごとの債務保持	預託機関(NSDL、CDSL)	月次	証券保管機関	
外国為替の流入・流出詳細	RBI	日次、週次、月次	承認取引者カテゴリーI銀行	
GDR本国送金の報告	RBI	月次	承認取引者カテゴリーI銀行	
FPI顧客の残高	RBI	週次	承認取引者カテゴリーI銀行	
先渡契約建玉の詳細	RBI	月次	承認取引者カテゴリーI銀行	

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
取引外データ(配当金、利子)	RBI	毎四半期	承認取引者カテゴリーI銀行	
通貨デリバティブ部門の許可されているポジション制限の違反	SEBI/RBI	違反が発生した場合	証券保管機関銀行	
2011年SAST規制に基づく報告	<ul style="list-style-type: none"> — 対象会社の株式が上場されている証券取引所 — 登記先事務所での対象会社。 	以下の所定の閾値に達した場合 — 対象会社の株式の5%以上 — 対象会社の保有ポジションが2%増加または減少した 2営業日以内に報告	FPI/FDI/FVCI	
インサイダー取引規則	企業宛て	法律の規定に従った開示の種類 — 初回開示 — 継続的開示 — その他の関連人物による開示	FPI/FDI/FVCI	
ODIの発行： — 取引の報告(株式、債券およびF&O) — ODIの完全な送金軌跡の報告 — 概要報告(所定のフォーマットに従う)	SEBI	月次	ODIを発行するFPI	

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
— ODIのポジションの再確認	SEBI	年2回	ODIを発行するFPI	例外的報告：報告された月次データから乖離する場合のみ
— 定期的業務評価証明書	SEBI	年次	発行体のCEOまたは同等の役職の者	

10 清算および決済

10.1. 概要

インドの証券市場では、清算と決済メカニズムについていくつかの革新が見られました。これには、以下に挙げるものの利用が含まれます。

- 最新のインフォメーションテクノロジー
- 決済サイクルの短縮
- 証券の電子的移転
- 証券貸借
- 効率的なリスク管理システム
- 取引先リスク管理のための清算機関

インド国立証券取引所(NSE)やボンベイ証券取引所(BSE)およびインド・メトロポリタン証券取引所(MSE)などの証券取引所が、取引会員に対して取引プラットフォームを提供しています。NSE Clearing Limited (NCL)、Indian Clearing Corporation Limited (ICCL)、Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd. (MCCIL)が取引会員の資金/証券の債務を決定し、取引会員が必ず株式の債務を果たせるようにします。国債はClearing Corporation of India Limited (CCIL)を通じて決済されます。清算機関は、会員が債務不履行に陥った場合でも関係なく、全ての決済債務を支払うことが義務付けられています。

以前はインドの証券取引所は、現物市場の取引に会計期間決済のシステムに従いましたが、それ以降は、上場持ち分についてT+2のローリング決済が導入されました。ローリング決済の資金や証券の払込と払出は、取引執行、即ちT+2(Tは取引日)から2営業日後となります。

証書発行を伴わない証券の場合、証券の移転は、取引に関与する二当事者間で殆ど瞬間的なものです。全国証券預託会社(NSDL)および中央預託サービス社(CDSL)は証券の電子的移転を提供します。

決済に関与している主な機能は以下の通りです。

- 取引の記録
- 取引の確認
- 債務の決定
- 資金と証券の払込
- 資金と証券の支払
- リスク管理

10.2. 持ち分の清算および決済

インドの株式市場は、2003年4月から、T+2ローリング決済に移行しました。2019年4月より、株式市場は、株式証券を排除する為に、帳簿上の移転による株式の譲渡に完全に移行しました。株式は、今もなお証券様式にて保有することが可能である一方、証券様式での株式の取引は、株式の移転又は転換の場合を除き、もはや許可されません。株式取引の決済に対する清算参加者が、仲介機関と共に以下の役割を果たします。

- NSE Clearing Ltd. のような清算機関 (NCL)、Indian Clearing Corporation Limited (ICCL) および Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd. (MCCIL) : といった清算機関は、取引所の取引後の活動について責任を負います。取引の清算および決済とリスク管理がこれら機関の中心的機能となっています。
- 取引会員 : 証券取引所での取引を執行し、取引決済の主要な責任を負います。決済のため、機関投資家の証券保管機関清算会員への取引を放棄することができます。
- 清算会員 : は清算機関の決定に従い、取引会員の為に、債務の決済を担当します。清算会員は、決済日に、指定口座に利用できる資金および/または証券がなければいけません
- 証券保管機関 : 清算会員としての証券保管機関は、機関投資家の為に、取引会員が割り当てた取引の決済を行います
- 清算銀行 : 資金の決済は、清算銀行を通して行われます。全ての清算会員は、清算銀行に預金口座を開設する必要があります
- 預託機関 : 預託機関 (NSDL と CDSL) は、証書発行を伴わない証券の決済を助けます
- 専門的な清算会員 : 清算機関が任命した特別カテゴリーの会員は、顧客 (個人、機関など) のために取引の清算と決済を行なうことができます

清算機関の相互運用性

以前は、取引が執行された証券取引所の清算機関を通じてのみ取引は決済される必要がありました。例：NSEに関する取引は、NCLを通じて決済され、BSEに関する取引は、ICCLを通じて取引されます。相互運用性導入以降、清算会員は、取引が行われた取引所に関係なく、全ての取引の決済が行われる清算機関の指定が必要になっています。これにより、複数の取引所に跨ったネットティングや証拠金の横断的活用などにおける運用上の柔軟性が増します。

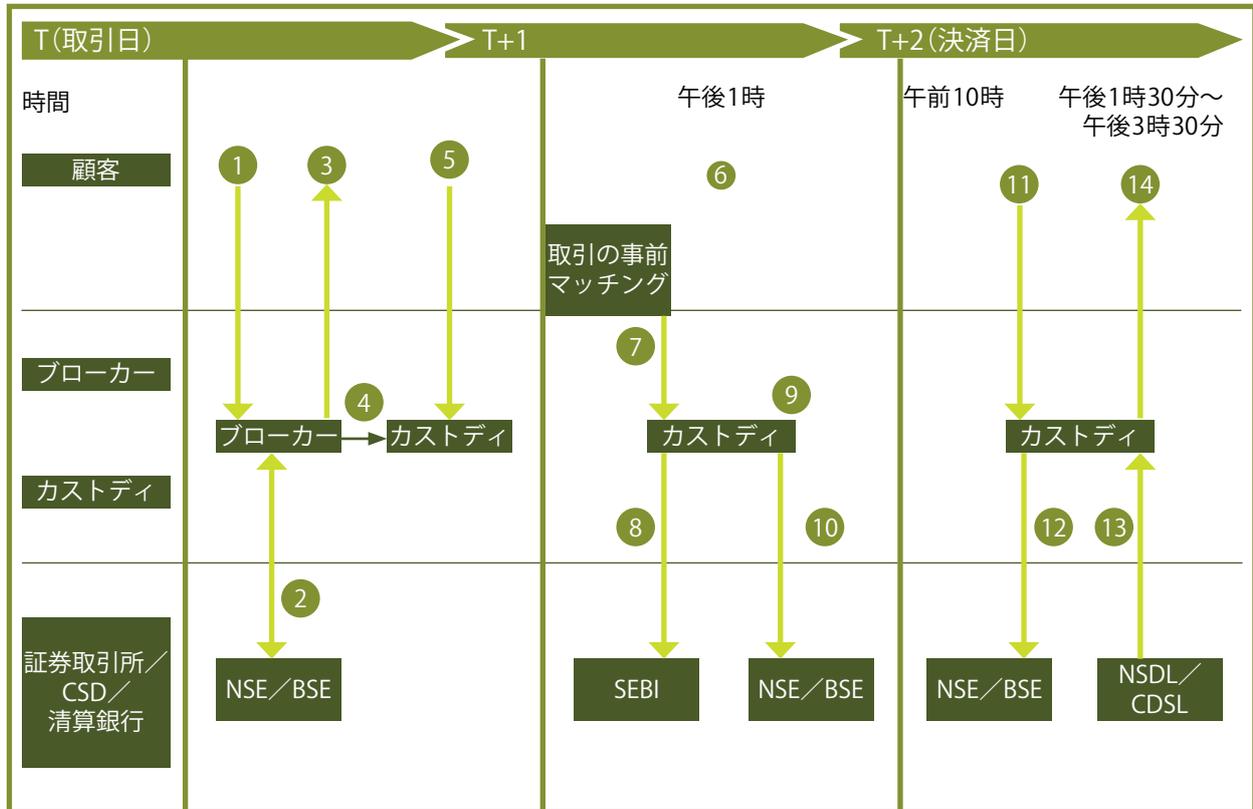
T (取引日) に証券取引所で行われた全ての株取引は、T (取引日) もしくはT+1に確認のため証券保管機関に移されます。証券保管機関は、遅くともT+1の午後1時00分 (インド標準時間) までの決済のため、清算機関に対してその取引の確認を求められます確認された取引は全て、証券保管機関によりT+2に決済されなければなりません。

証券保管機関の承認を得た非機関投資家による取引の場合、証券保管機関の承認は、取引日に完了します。同様のタイムラインは、以下の通りです

- 証券保管機関の承認手続き時間 一午後4時45分から午後7時30分の間まで
- ファンドの早期払込 一午後7時45分
- 証券の早期払込 一午後9時

以下が決済フローの大まかな図解です；

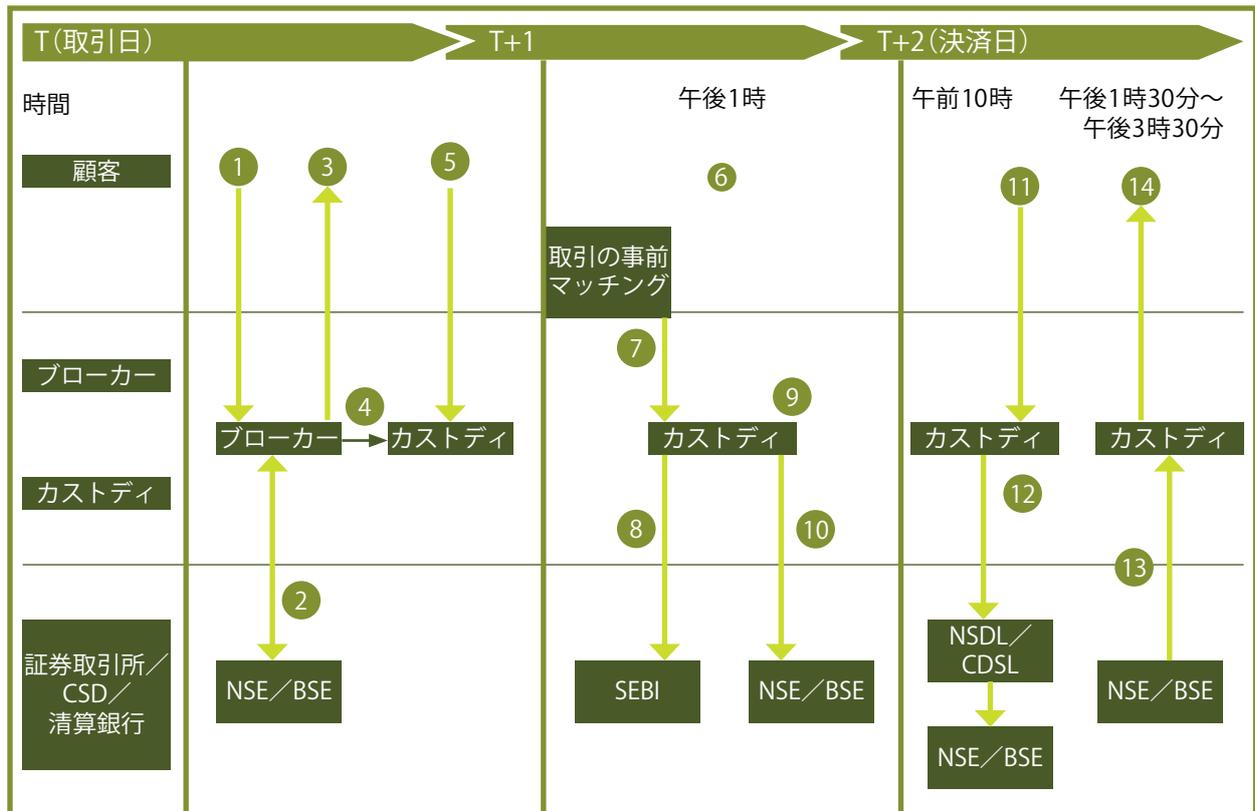
決済フロー - 株式購入取引



説明文

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所でブローカーが取引を執行
3. ブローカーが顧客に取引確認を送信
4. ブローカーがT(日)にSTPゲートウェイを通じて証券保管機関に売買報告書を送信
5. Tの一日の終わりまでに顧客が証券保管機関に決済指示を送信
6. 証拠金/完全決済(早期払込)のため顧客がINR資金をアレンジ
7. 証券保管機関が、T+1の午後1時までに事前マッチング完了と取引確認
8. 取引に関する報告をSEBIに行う
9. 証拠金/早期払込代金のため証券保管機関で維持されている顧客の銀行口座から引き落とし
10. 清算銀行を通じて指定清算機関に証拠金支払/資金の早期払込
11. 証拠金を選択した顧客の場合、T+2の午前10時までに顧客の口座から差金決済金額分を引き落とし
12. 清算銀行を通じて取引所に決済代金を支払
13. 預託機関を通じて証券を払出し、証券保管機関が維持する顧客の証券口座に入金
14. 顧客に決済確認を送付

決済フロー - 株式売却取引



説明文

- 顧客がブローカーに取引指示を送信
- 取引所でブローカーが取引を執行
- ブローカーが顧客に取引確認を送信
- ブローカーがT(日)にSTPゲートウェイを通じて証券保管機関に売買報告書を送信
- Tの一日の終わりまでに顧客が証券保管機関に決済指示を送信
- 証券の早期払込のため、顧客が証拠金代金/指示をアレンジ
- カストディが、T+1の午後1時まで事前マッチング完了と取引確認
- 取引に関する報告をSEBIに行う
- 証拠金を証券保管機関で維持している顧客の銀行口座から引き落とし(顧客が証券の早期払込を選択した場合を除く)
- 証券の証拠金支払/早期払込を指定清算機関に行う
- 証拠金を選択した顧客の場合、T+2の午前10時までに顧客の口座から証券を引き落とし
- 午前10時までに証券を預託機関に払込
- 清算銀行を通じて払出された資金を受領
- 顧客の口座に売却代金を支払い、顧客に決済確認を送付

10.2.1 現金市場における証拠金

以下の証拠金は、T+1ベースで機関投資家の取引に対して請求されます。

- バリュースコア・アット・リスク (VaR) 証拠金
- 極端損失証拠金 (ELM)
- マーク・トゥ・マーケット (MTM)

取引の種類	債務	払い手	方法	決済日
購入／売却	<ul style="list-style-type: none"> — VARおよびELM証拠金：これら証拠金は、証券保管機関に対するT+1日の終了時点で証券取引所が適用します。同様に、証券保管機関は、顧客からこれらの証拠金を回収することが求められています。 — MTM証拠金：T+1の終了時点で適用されるものを支払います。T+2のインド標準時間午前9時30分までに支払います。 	状況により、買手／売手は、	<p>以下で支払可能です</p> <ul style="list-style-type: none"> — 現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物*、または — NSCCLやICCLが指定した承認済み証券、 — 証拠金の支払を避けるために許可された資金／証券の早期払い込み <p>* FPIに対しては、銀行保証や定期預金は適用できません。</p>	<p>VARおよびELMのT+1</p> <p>MTMのT+2 (午前9時30分)</p>

- 決済代金による証拠金のネットティング-証拠金が現金で支払われた場合は、その額を決済から差し引くことができます。従って、T+2に支払われる決済債務は残額のみとなります。
- 早期払込-機関投資家には、証拠金での取引を避けるため、資金や証券を早期に払い込むことが許可されています。早期払込が有効になった取引の場合、上記の証拠金規定の対象とはなりません。
- カテゴリーI、II(法人、個人、ファミリーオフィス)のFPIの取引は、既存の規範に従って取引日+1(T+1)ベースで証拠金が課されます。
- 法人、個人、ファミリーオフィスの形式を取るカテゴリーIIのFPIは、前払いベース(即ちT+0)で証拠金が課されます。即ち、顧客は、T日に市場でポジションを取る前に、課される証拠金を事前に準備する必要があります。
- 機関投資家取引の証拠金は、証券保管機関による承認後T+1日に適用できます。証券保管機関は、T+1日の取引承認後、証拠金の徴収および清算会社への報告が要求されるものとします。ファンド／証券の早期払込を選択している顧客には証拠金は適用されません。
- 非制度的証券保管機関取引の場合、証券保管機関は、取引日における取引の承認後、証拠金の徴収および清算会社への報告が要求されます。
- 証拠金徴収の未報告、顧客からの証拠金の不足徴収または虚偽報告は、懲戒処分／罰則の対象となります。

10.3. 債券

10.3.1. 国債(G-Sec)、短期国債(T-Bills)および州開発融資(SDL)

セカンダリー市場での上記債券取引は、匿名のオーダー・マッチング・プラットフォーム、つまり、相対取引システム-オーダー・マッチング(NDS-OM)もしくはOTC市場において実行されます。OTC取引は全てRBIのNDS-OMを通じてRBI-SGLに報告されます。インド清算機構(CCIL)はこれらの取引の清算機関であり、取引の中央カウンターパーティとして活動して、取引のための決済保証を提供します。取引所でも国債の取引が可能です。

NDS-OMは、RBIが保有する国債のセカンダリー市場取引のための、画面ベースの電子匿名オーダー・マッチング・システムです。現在、システムの会員権は、銀行、プライマリーディーラー、保険会社、ミューチュアル・ファンドなど、RBIとSGL口座を維持している事業体に公開されています。これらはNDSのプライマリーもしくはダイレクト会員(PM)であり、NDS-OM会員となることをRBIに許可されています。

RBIは、銀行やPDなどの特定のPM金融機関が、ギルト口座保有者(GAH)として知られる関係者のためにギルト口座を開設し、維持することを認めています。その口座はCSGLと呼ばれています。CSGL口座保有者も、国債の相対取引を執行します。かかる取引の報告は、CSGLサービスを提供している機関を通じて、NDS-OM報告モジュール上で行われます

取引所における取引

- NSE—交渉取引報告プラットフォームで執行された取引
- BSE—債券市場セグメントまたはリテール債券市場セグメントで執行された取引

従って、これらのセグメントに関する条例、規則、規制、回状が、各取引所で国債の清算や決済に適用されます。NSEとBSE両方のリテール債券市場(RDM)セグメントにおける取引のための取引メカニズムは、株取引に使用されているメカニズムと同じです。NSEとBSEのホールセール債券市場(WDM)セグメントで執行される国債取引は、取引所の清算機関を通じて捜し出されます。

i. 保管所としてのRBI

ムンバイにあるインド準備銀行の公債オフィス(PDO)が、国債の登記所兼中央保管所としての役割を果たしています。

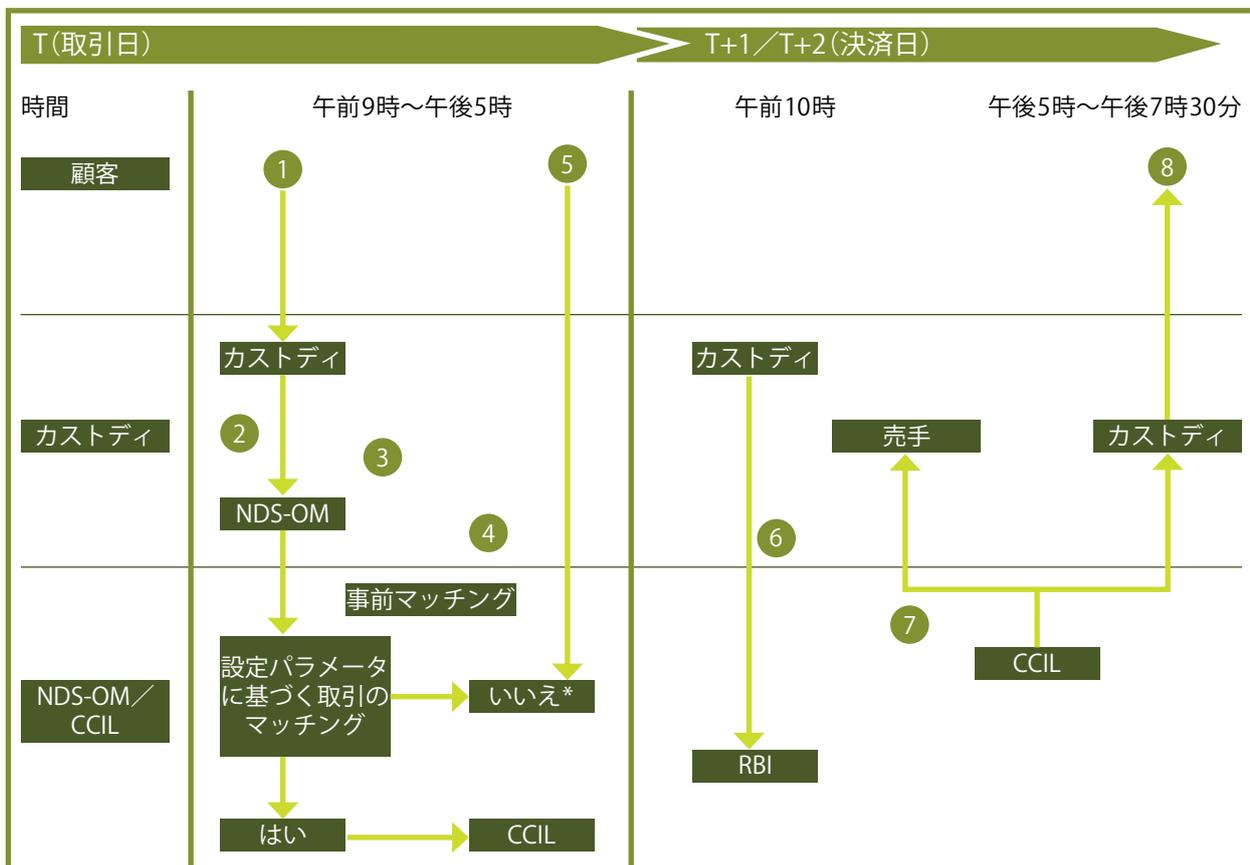
- 無券面化形式：RBIの規制下にある事業体全てが、国債を証券発行を伴わない証券(SGL)の形式で保有・取引することが必須となりました。保有者は、証券を、以下の二つのいずれかの方法で、無券面化された形式で維持することができます。
- SGLアカウント：インド準備銀行はSubsidiary General Ledger (SGL) 口座枠を、インド準備銀行の公債オフィスで維持するSGL口座で証券を維持することができるダイレクト会員（主として銀行、プライマリーディーラー、大手金融機関）に提供します。
- ギルト口座：RBIでSGL口座を開設・維持する資格は制限されているため、投資家には、RBIでConstituents' Subsidiary General Ledger Account (CSGL) と呼ばれる口座を開設する資格を満たす銀行やプライマリーディーラーでギルト口座を開設するという選択肢があります。このアレンジメントでは、銀行またはプライマリーディーラーが、ギルト口座保有者の証券保管機関として、RBIのCSGL口座 (SGL II口座としても知られています) にある構成要素の保有分を維持します。ギルト口座で保有される証券に関するサービス提供が

電子的に行われることで、証券の取引や維持が容易になります。満期受取金や定期的な利息の受取についても今までより早くなります。その理由は、受取金が、インド準備銀行（RBI）における証券保管機関銀行／プライマリーディーラーの当座預金に振り込まれると、証券保管機関（CSGL口座保有者）が直ちにこれをギルト口座保有者（GAH）に振り込むためです。

ii. 清算および決済

国債の全ての確定セカンダリー市場取引の決済はT+1に標準化されています。ただし、FPIが行った取引の決済という例外が一つだけあります。外国ポートフォリオ投資家（FPI）による国債の店頭（OTC）取引は、取引先との相互の同意により、T+1またはT+2ベースのいずれかで決済できます。ただし、こういった取引はすべて、取引日当日にNDS-OM報告プラットフォーム上に報告しなければいけません。決済に関するその他全ての条件は、T+2ベースで決済された取引に引き続き適用されることになります。NDS-OMのウェブ・プラットフォーム上でFPIが行った取引はT+1ベースで決済されます。FPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、国債を直接取引することが許可されています。

決済フロー – 国債購入取引



説明文

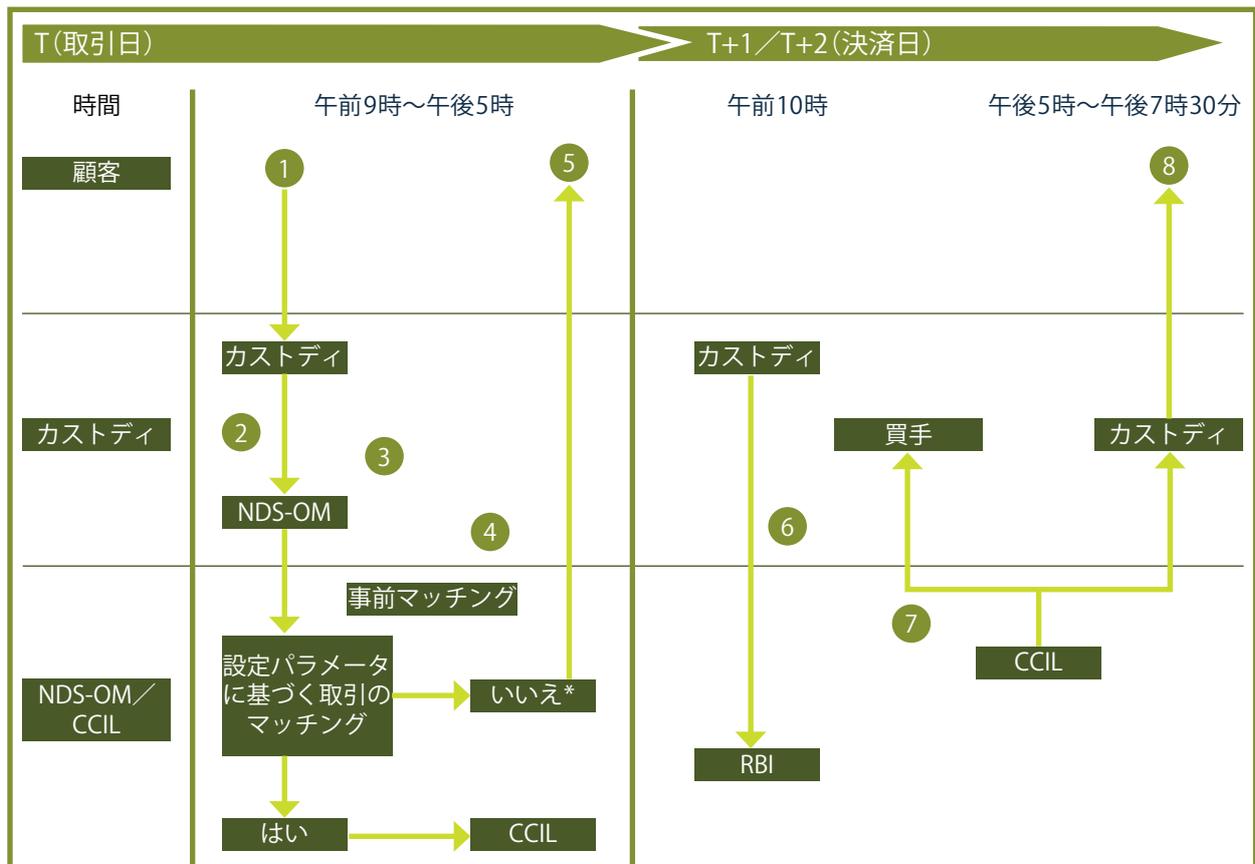
NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform (相対取引システム・オーダー・マッチング・プラットフォーム)

CCIL – Clearing Corporation of India (インド清算機関)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客が証券保管機関に取引指示を送信
2. NDS-OMへの(買手と売手からの)取引報告が取引執行から15分以内に完了

3. T日の午後5時までに国債の購入取引を報告または確認
 4. 設定パラメータに基づき、カウンターパーティとの事前マッチングが完了マッチングされた場合、決済のため取引をCCILに送信
 5. マッチングができなかった場合、顧客に示唆して取引内容を変更
 6. 顧客の口座から決済金額を引き落とし、決済日(T+1またはT+2)の午前10時までにRBIに支払
 7. CCILが売手に資金を、証券保管機関にある買手のCSGL口座に証券を送金
 8. 顧客に決済確認を送信
- *NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

決済フロー – 国債売却取引



説明文

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform (相対取引システム・オーダー・マッチング・プラットフォーム)

CCIL – Clearing Corporation of India (インド清算機関)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客が証券保管機関に取引指示を送信
2. NDS-OMへの(買手と売手からの)取引報告が取引執行から15分以内に完了
3. 国債取引の報告と確認は、Tの午後5時までに行わなければならない
4. 設定パラメータに基づき、カウンターパーティとのプリマッチングが完了マッチングされた場合、決済のため取引をCCILに送信
5. マッチングができなかった場合、顧客に示唆して取引内容を変更
6. 顧客の国債口座から証券を引き落とし

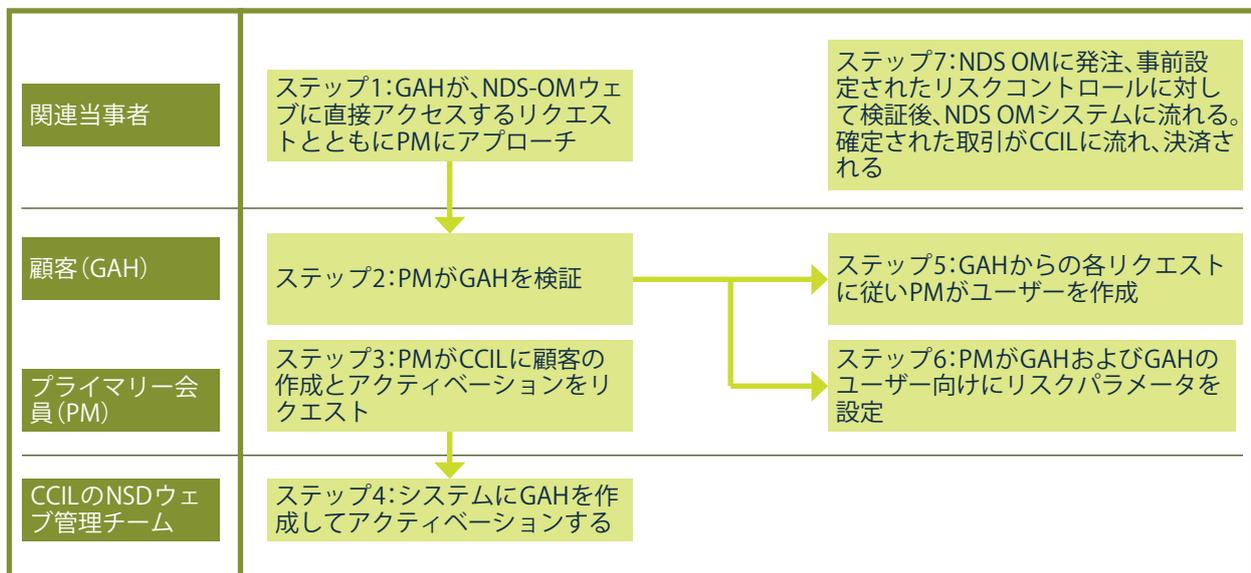
- 7. CCILが売手に資金を、証券保管機関にある買手のCSGL口座に証券を送金
- 8. 顧客の現金口座に送金、顧客に決済確認を送付
*NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

iii. NDS-OM ウェブモジュール

NDS-OMに対するかかるGAHのアクセスを強化するため、このような顧客にインターネットベースのウェブアプリケーションが提供されました。これにより、NDS-OMに直接アクセスできるようになりました。インターネットベースの機能により、GAHはセカンダリー市場で国債を直接取引（購入と売却）することができます。ただし、アクセスするには、GAHがギルト口座と当座預金口座を保有しているそれぞれのプライマリー会員（PM）による管理を条件とします。

GAHの代理で、PMがCCILにアクセス要求様式を提出する必要があります。この要求は正式にRBIに宛てられますが、CCILは、業務上の便宜のため、PMからのアクセス要求様式を直接受領して処理する権限が与えられています。詳細な業務フローを以下に示しています。

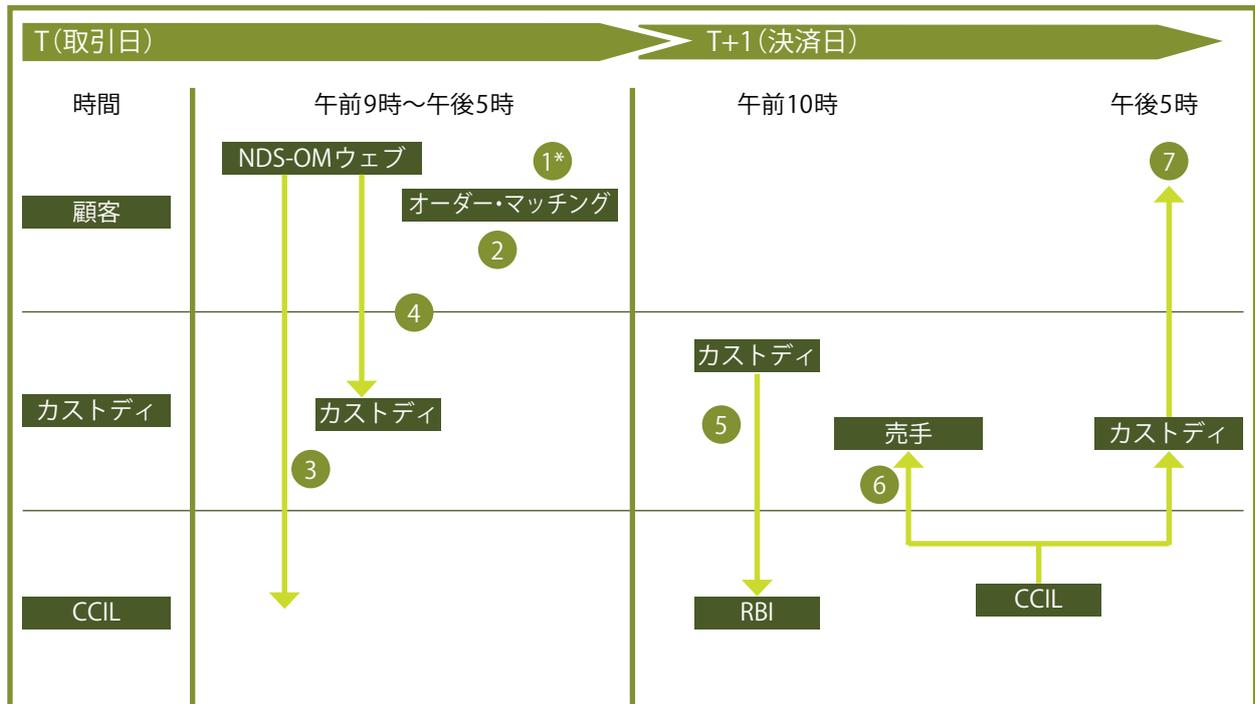
顧客にNDS-OM ウェブアクセスを付与する手順



不正アクセスを防止し、否認不可を確実にするため、RBIは、GAHユーザーごとにデジタル証明書を取得する必要があると規定しています。デジタル証明書は、二段階認証のセキュリティを備えた電子トークンにインストールする必要があります。PMがGAHユーザーを作成する前に、PMは、デジタル証明書および電子トークンが必ずGAHユーザーに用意されているようにしなければいけません。

NDS-OM ウェブモジュールはFPIに提供されています。NDS-OM ウェブモジュールを使用しているFPIによる取引はT+1ベースで決済されます。

決済フロー – NDS-OM ウェブで執行される国債購入



説明文

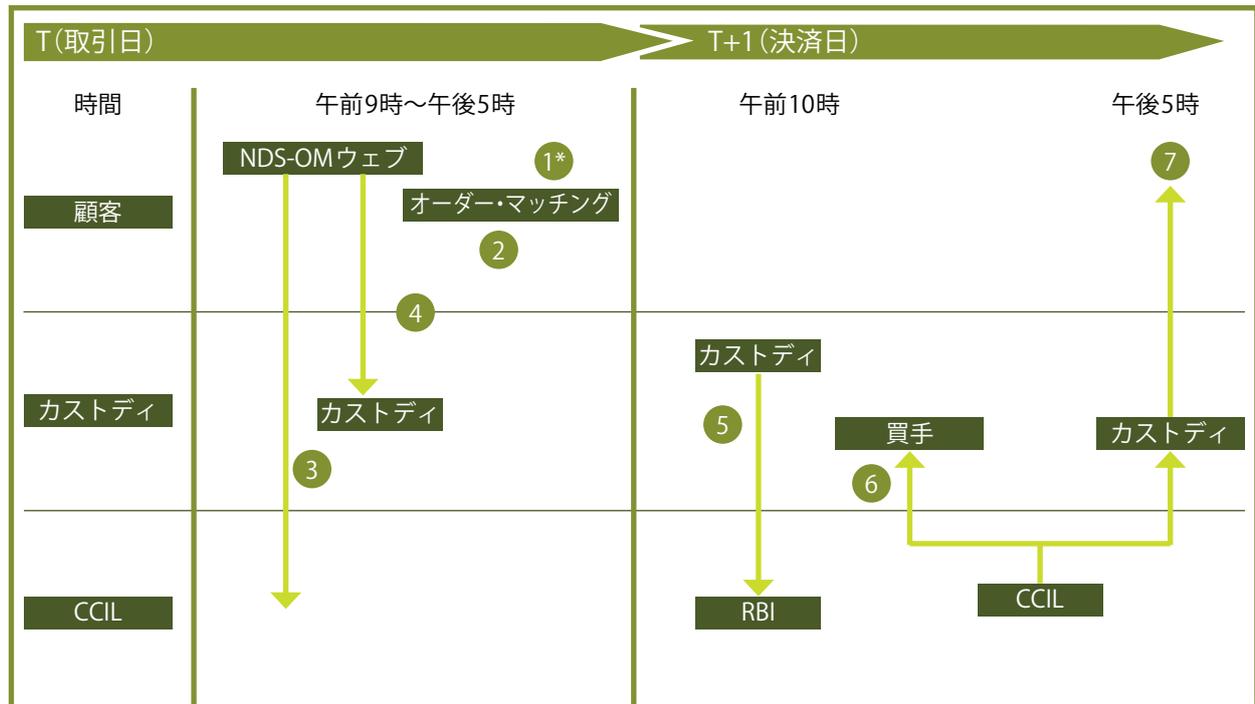
NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform (相対取引システム・オーダー・マッチング・プラットフォーム)

CCIL – Clearing Corporation of India (インド清算機関)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がNDS-OM ウェブで注文を実行
2. 取引注文が、予め定められた基準に従ってシステムによりマッチングが行われ、マッチする取引が形成されます
3. NDS-OMでマッチした取引がシステムにより自動的にCCILに送信され決済手続が行われる
4. マッチした取引に関する指示が証券保管機関に送信され決済手続が行われる
5. 購入取引の場合、顧客の口座から決済金額を引き落とし、午前10時までにRBIに支払い
6. CCILが買手/売手に証券/資金を、証券保管機関にある顧客の現金/CSGL口座に入金
7. 顧客に決済確認を送信

* NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引注文は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

決済フロー – NDS-OM ウェブで執行される国債売却



説明文

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform (相対取引システム・オーダー・マッチング・プラットフォーム)

CCIL – Clearing Corporation of India (インド清算機関)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がNDS-OMウェブで注文を実行
2. 取引注文が、予め定められた基準に従ってシステムによりマッチングが行われ、マッチする取引が形成される
3. NDS-OMでマッチした取引がシステムにより自動的にCCILに送信され決済手続きが行われる
4. マッチした取引に関する指示が証券保管機関に送信され決済手続きが行われる
5. 売却取引の場合、顧客の口座から証券を引き落とし、午前10時までにRBIに送金
6. CCILが売手に資金を、買手の国債口座に証券を送金
7. 顧客に決済確認を送信

* NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引注文は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

FPI投資家にとってのNDS-OMウェブモジュールを使用するメリット

—GAHはプライマリー会員としてNDS-OMと同じオーダーブックにアクセスします。GAHは注文(発注/修正/キャンセル/保留/解除)をコントロールするうえでより優れた立場にあり、市場でのリアルタイムの呼値にアクセスします

—執行された注文の通知や様々なクエリはオンラインでGAHに提供されるため、GAHは自らのポジションを管理するうえで有利な立場にあります

このため、証券保管機関の銀行/PDで既に管理されているギルト口座を活用したウェブベースのインターフェースは、運用上効率的なシステムを提供します

d. 国債市場における証拠金

国債のリスク管理プロセス：決済プロセス中は、清算機関であるCCILが、義務を果たす会員による不履行が原因で生じる可能性がある一定のリスクを想定しています。決済は代金引き換えの

証券渡し(DVP)ベースで、不履行によるリスクは市場リスク(関与している証券の価格の変化)です。CCILのプロセスは、残っている取引に関して、会員から当初証拠金とMTM証拠金(日中と一日の終わりの両方)を回収する証拠金請求プロセスを通じて市場リスクをカバーするようデザインされています。

当初証拠金は、関連の証券の価格の将来的な不利な変動から生じる可能性のあるリスクをカバーする目的で回収されます。MTM証拠金は、会員が既に発生させた名目損失(即ち、現行市場価格と取引がカバーしている証券の契約価格との差)をカバーする目的で回収されます。いずれの証拠金も取引に応じて計算した後、会員に応じて集計されます。市場で通常とは異なる乱高下が生じたときは、CCILは会員から変動証拠金を回収することもあります。

会員には、会員が行う取引について当初証拠金とMTM証拠金の両方の要件を十分カバーできる程度の残高を、決済保証資金(SGF)に維持しておくことが求められます。不足が生じた場合、CCILがマージンコールを行い、当会員は、翌営業日の指定期間より前に不足額を満たすことが求められます。SGFに対する会員の拠出は、資格を満たす国債、短期国債、現金の形式で行い、現金は、いかなる時点でも証拠金総額の10%以上とします。

10.3.2. 社債投資

10.3.2.1. OTC社債取引

証券化債券を含む全ての社債取引は、公認の証券取引所とOTC市場で行うことができます。OTC市場で行われた全ての取引は、証券取引所の清算機関を通じて報告・決済を行うことが必須となっています。

社債市場における取引の大部分は、取引の当事者間で双方向に執行されています。インド証券取引委員会(SEBI)、インド準備銀行(RBI)、インド保険規制開発庁(IRDAI)の規制下にある事業体には、取引所の取引報告プラットフォーム上での社債取引について報告を行い、取引所の清算機関を通じて決済することが求められています。取引所の清算機関とは、NSCCL(インド国立証券取引所の清算機関)とICCL(ボンベイ証券取引所の清算機関)のことです。取引所で報告されたOTC取引、または、清算機関を通じて決済されたOTC取引は、取引所または清算機関による保証がありません。また総額ベースで決済されます。社債取引の決済は、月曜日から金曜日の間に、三つの決済サイクル、即ち、T+0、T+1、T+2で行われるものとします。FPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、社債市場と直接取引するという選択肢があります。

NSEが提供する債券報告プラットフォームは、CBRICS(Corporate Bond Reporting and Integrated Clearing and Settlement:社債報告および統合清算・決済)プラットフォームとして知られています。NSEは、このアプリケーションの安全性をさらに強化するため、債券報告プラットフォームのユーザーに対し、二要素認証(2FA)を導入しました。

BSEは、債券報告プラットフォームとして、新規債券報告・決済プラットフォーム-インド社債市場(ICDM)を使用しています。このプラットフォームは、顧客および決済関連の詳細に加え、取引確認などの決済機能を備えています。

報告プラットフォームは、以下の機能を提供しています。

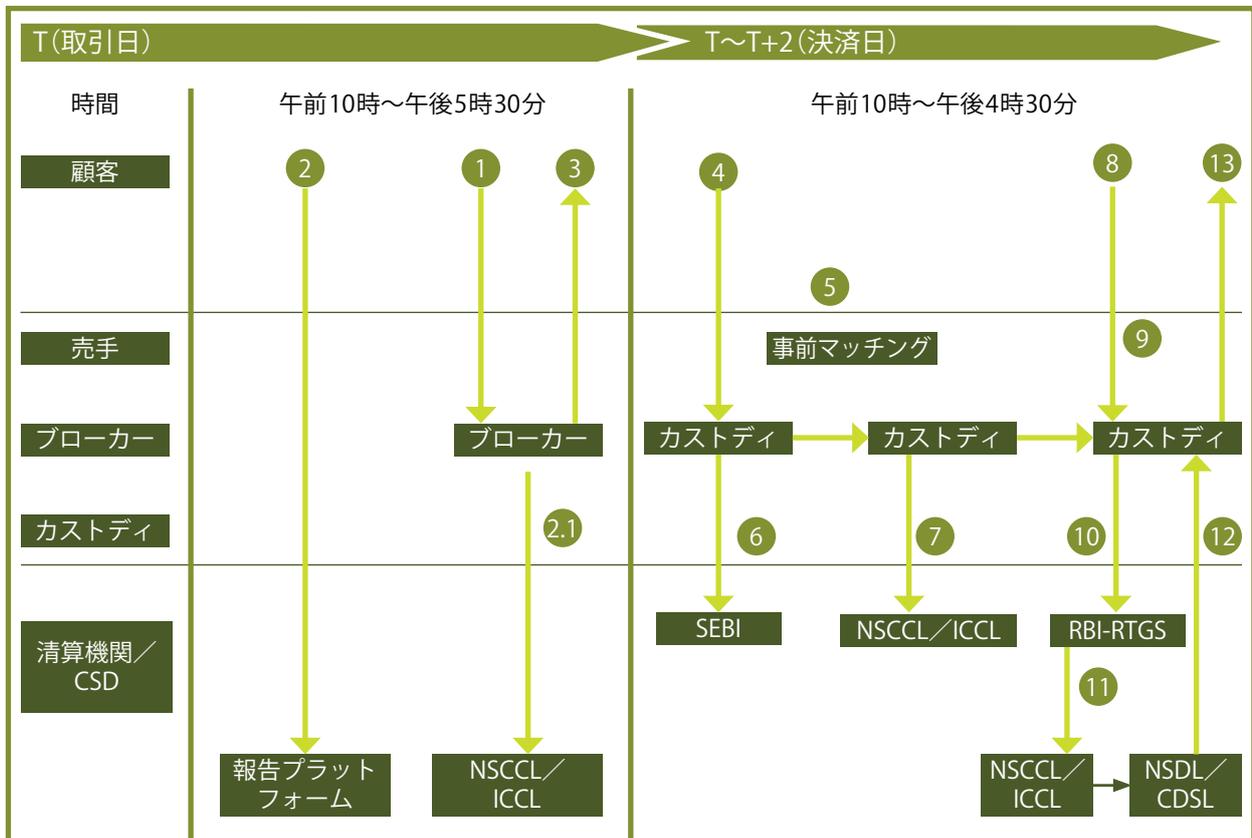
- 報告と決済のための個別システム
- ポートフォリオ作成機能
- 社債、CP、CD、国債報告のための個別オーダーエントリー画面
- 同一のオーダーエントリーウィンドウからの報告と決済
- 取引履歴
- 日次市場分析レポート

取引所の清算機関を通じて報告・決済されるOTC市場で行われた社債取引には、支払うべき証

抛金はありません。

決済フロー - 社債購入取引

説明文

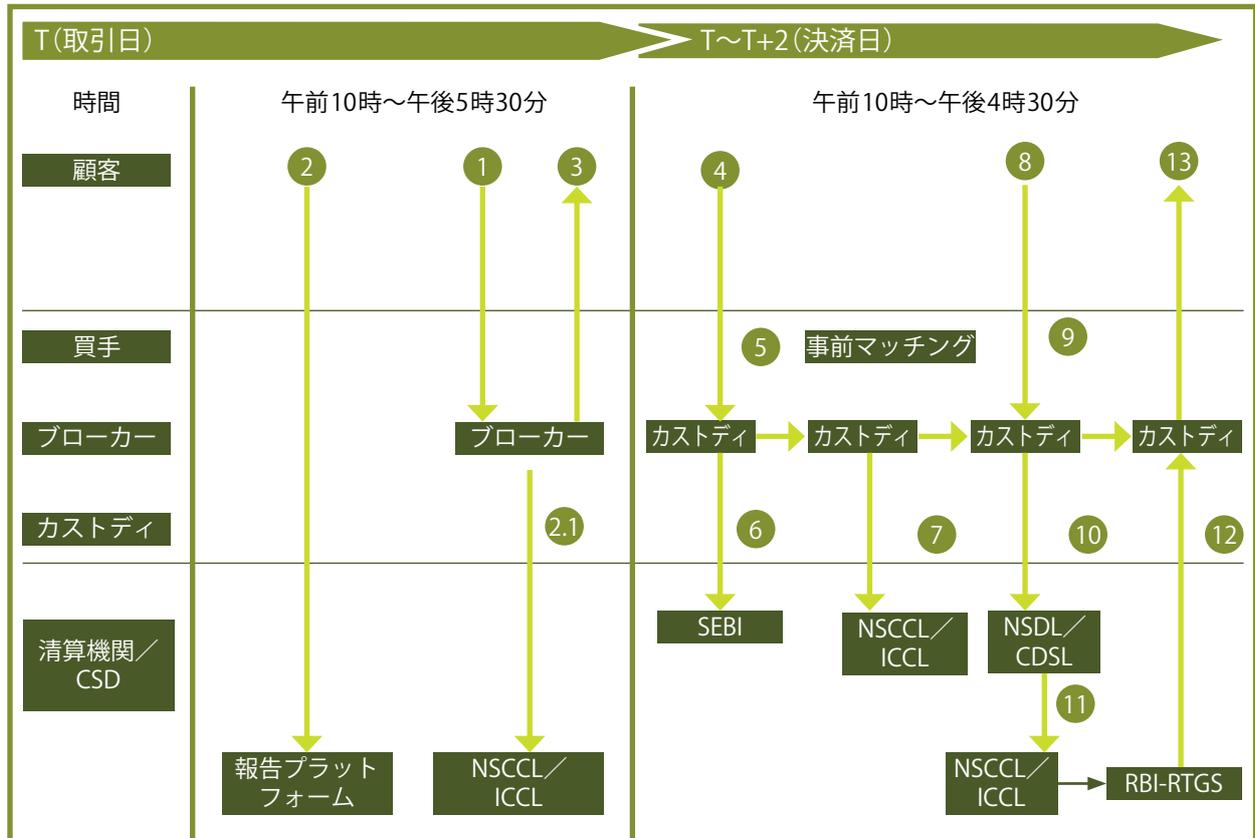


NCL – NSE 清算会社

ICCL – Indian Clearing Corporation Limited

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所の報告プラットフォームに取引が報告される
2.1. ブローカーが取引所に取引を報告
3. 顧客に対して、ブローカーの売買報告書と共に取引確認を送付
4. 合意したタイムラインに従い決済指示
5. 顧客の指示内容と債券報告プラットフォームの入力内容との間での事前マッチング
6. SEBIに取引を報告
7. NSCCLとICCLで取引を確認
8. 口座に資金があるかを顧客が確認
9. 顧客の現金口座から引き落とし
10. RBI-RTGSを通じて清算機関に資金を払出
11. 清算機関を通じて決済
12. 債券の受渡と預託機関を通じた顧客口座への支払い
13. 顧客に決済確認を送信

決済フロー - 社債売却取引



説明文

NCL – NSE 清算会社

ICCL – Indian Clearing Corporation Limited

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所の報告プラットフォームに取引が報告される
2.1. ブローカーが取引所に取引を報告
3. 顧客に対して、ブローカーの売買報告書と共に取引確認を送付
4. 合意したタイムラインに従い決済指示
5. 顧客の指示内容と債券報告プラットフォームの入力内容との間での事前マッチング
6. SEBIに取引を報告
7. NSCCLとICCLで取引を確認
8. 十分な売却可能分があるか顧客が確認
9. 顧客の証券口座から引き落とし、証券を払込
10. 預託機関を通じて証券を払込
11. 清算機関を通じて決済
12. RBI-RTGSを通じて資金を受取
13. 顧客の現金口座に送金、決済確認を送付

10.3.2.2. 取引所プラットフォームを通じて執行・決済された社債

社債取引は、証券取引所の債券市場プラットフォームで行うことも可能です。取引所プラットフォームで行われた取引は、証券保管機関/清算会員の指定清算機関を通じて決済されます。取引所の取引プラットフォームで執行されたかかる取引は、清算機関により保証されています。

- 決済は総債務額ベースで、証券発行を伴わない方法で強制的に行われ、決済保証があります
- このオーダー・マッチング・プラットフォームで行われた取引の決済は、T+1 ローリング決済サイクルに従います。
- 売手が証券の受渡ができなかった場合、公表されたオークションスケジュールに従い、清算機関による株式のオークションが行われます
 - オークションはT+1日に実施され、T+2日に決済されます
 - 預託機関は、午前9時30分までにそれぞれの「清算機関決済プール口座」にこれらの証券の譲渡を行うことを容易にします
 - オークション金額は受渡不足の会員に請求されます
- 債券について決済日に受渡がされない債券の査定価格については、関連当局が適宜規定している場合を除き、T日における債券の終値となります
- オークションで株式を調達できなかった、または、オークション売手がオークションの払込日に株式の一部または全部を受渡できなかった場合、完了となります
 - 金融打ち切りは、T日の最高価格(この価格が取引価格となります) + その取引価格1%のマークアップで行われます。

10.3.3. 取引所の債券セグメントの証拠金

証券取引所でDVP-3ベースで決済された取引におけるリスク管理目的で、清算機関は以下の証拠金を課しています。

- 当初証拠金(IM)：当初証拠金は、一日という期間での99% VaRをカバーできるよう、価格変化に関する様々なシナリオにおいて、各顧客のポートフォリオで最悪の場合の損失に基づいています
 - 最低当初証拠金は、満期期間が三年までのものが2%、満期期間が三年以上五年未満のものが2.5%、満期期間が五年以上のものが3%となっています
 - 証拠金は、クリーン・プライス（即ち、利息を考慮しない場合）で表した債券の取引価格の割合で計算されます
 - 当初証拠金は、総建玉金額を考慮し、会員の流動性資産から前払いで差し引きされます(証拠金のため実行)
- 極端損失証拠金(ELM)：ELMは、当初証拠金で使用されるリスク予想で把握されたものを上回る状況で予想される損失をカバーします。あらゆる債券のELMは、クリーン・プライスで表した取引価格の2%です。会員の流動性資産合計から前払いで差し引きされます

10.4. デリバティブ

FPIは、公認の証券取引所でデリバティブに投資することを許可されています。デリバティブには、指数先物、指数オプション、個別株式先物およびオプション、金利デリバティブ、通貨デリバティブが含まれます。

10.4.1. 株式デリバティブ

i. 清算および決済

取引所の清算機関が、デリバティブ(先物およびオプション)セグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人として行動します。NCLは、NSEのF&Oセグメントでのあらゆる取引に対して、法的取引先として活動し、決済を保証します。ICCLは、BSEのF&Oセグメントでのあらゆる取引に対して、法的取引先として活動し、決済を保証します。市場は個別株式デリバティブの受渡ベース決済(現物決済)の方向に移行しています。

(Standard Portfolio Analysis of Risk) を使用しており、これはポートフォリオをベースとしたシステムです。

清算機関が課す証拠金の種類をより理解できるよう、以下にNSCCLが課す証拠金の詳細を示します。

1. 当初証拠金

当初証拠金要件は、一日という期間での99% VaRに基づきます。(指数または個別株に対する)先物契約の場合、当初証拠金は二日間という期間で計算され、適切な統計式を適用します。VaRの計算手法は規制ガイドラインに従います。会員に求められる当初証拠金は以下の通りです。

—顧客ポジション-各顧客レベルでネット、顧客全員で、取引/清算会員レベルで計上され、顧客間の相殺はありません

—自己勘定ポジション-取引/清算会員レベルでネットされ、顧客ポジションと自己勘定ポジション間の相殺はありません

当初証拠金には、SPAN証拠金、割当証拠金、プレミアム証拠金が含まれます。

2. プレミアム証拠金

プレミアム証拠金は、オプションの買手が支払う顧客のワイズ・プレミアムであり、プレミアムの決済の払込が完了するまで課されます。

3. 割当証拠金

行使決済の払込が完了するまで、指数と個別株のオプション契約の中間行使決済債務と最終行使決済債務について、CMに割り当てられたポジションに課されます。

割当証拠金は、中間行使決済と最終行使決済のための清算会員が支払う決済価額の行使純額で、証拠金に対して利用できる清算会員の有効な預り金から差し引かれます。

4. エクスポージャー証拠金

指数のオプション契約と先物契約のエクスポージャー証拠金は以下の通りです。

—指数オプション契約と指数先物契約の場合：先物契約の名目価値の3%。オプション契約の場合、ショートポジションにのみ課され、金額は建玉の名目価値の3%です

—個別株オプション契約と個別株先物契約の場合：個別株先物の建玉総額および特定の原資産の個別株のオプションにおけるショート建玉総額の名目価値の5%または1.5標準偏差のいずれか高い方。過去六カ月間の現物市場における原資産の株式の価格の日次対数リターンの標準偏差は、各月の終わりにローリングおよび月次ベースで計算されます

ここでは、名目価値とは以下のものを指しています。

—先物契約の場合 - 最終取引価格/終値の契約価額

—オプション契約の場合 - 原資産市場で、最後に利用できる終値に基づくオプション契約で表される同等の株数の価額

先物契約でのカレンダーズプレッドポジションの場合、エクスポージャー証拠金は、期先の先物契約の建玉の価額の3分の1が課されます。カレンダーズプレッドポジションは、期近物の契約の満期までカレンダーズプレッド扱いが付与されます。

5. 追加証拠金の賦課

リスク抑制手段として、関連当局は、清算会員に対し、適宜決定した内容に基づいて追加証拠金を求める場合があります。これは、適宜課される当初証拠金やエクスポージャー証拠金に加えて課されるものです。

iv. 株式デリバティブの現物決済

個別株の先物とオプション契約は、受渡／証券受領／現金による現物決済メカニズムに従います。

1. 決済の手順

- 取引所によって識別された契約に関する以下のポジションは、現物決済されるものとします。
 - 満期日の取引時間終了後の先物の建玉全て
 - 行使され割り当てられたイン・ザ・マネー契約全て
 - 現物決済用に識別された株式について、クローズ・トゥー・マネー (CTM) オプション契約に提供された行使してはならない枠
 - 受渡または受領される数量は、(市場のロット*) × (現物決済される契約数) となります
 - 決済義務額は以下に基づき計算されるものとします
 - 先物 - 決済義務は、個々の契約の先物の最終的な決済価格で計算されるものとします
 - オプション - 決済義務は、オプション契約の個々の行使価格で計算されるものとします
 - 清算会員での最終的な受渡／受取のポジションは、個々の清算会員を通じて清算を行う全てのクライアント／構成員／取引会員の義務をネットリングした後に到達されます
 - 証券の現物決済は、預託機関を通じて無券面化された形式でのみ行われるものとします
 - 現物決済は満期日+2日に発効されます
- 受渡の指示は、午後2時または預託機関が規定した受付終了時間までに完了します

2. 証券の払込と払出

投資家は、資金や証券の早期払込だけでなく、クライアントの受益者口座への証券の直接の払出を活用できます

証券や現金の払込や払出は、デリバティブセグメントにおけるクライアントのプロフェッショナル清算会員を通じて行われます。

3. 不足の対処

- 資金決済：現物決済に対する資金義務の不履行は違反として扱われ、決済義務の不履行に対して現在適用される措置が適用されるものとします。資金義務を履行しなかった当該清算会員が原因の証券の払出は、清算機関が保留することとします
- 証券決済：売手が証券の受渡ができなかった場合、清算機関による株式のオークションが行われます。オークションは、満期日+3日に実施され、満期日+4日に決済されます
 - 証券をオークションで購入することができないことについて清算機関が満足している場合、かかる証券に対する義務は完了したものとみなされます
 - 受渡ができなかった清算会員は、受渡できなかった証券と同額（査定価格での評価額、取引所での現金株式セグメントの証券の終値）が、証券の払込日の直前の取引日に引き落とされるものとします
 - 完了は、資本市場セグメントで決定された証券の価格にて完了されるものとします
 - コーポレート・アクション下にある証券の不足にはオークションは実施されません。こういった不足の場合、直接完了されるものとします
 - 清算機関に対する証券受渡義務を果たすことができない清算会員は、一日あたり0.05%の

罰金が科されます。不足の査定額は、銀行から不足の確認を受領していない場合に資金不足としてみなされ、資金決済に規定されている罰則が適用されます

4. 現物決済に適用される追加証拠金

満期後は、現金株式セグメントに適用される現物決済証拠金 (VAR、極端損失証拠金、マーク・トゥ・マーケット証拠金) に転換されるポジションが受渡証拠金として適用され、課されます。

- VAR および極端損失証拠金：現金株式セグメントで計算される VAR と極端な損失の割合が、クライアントレベルの決済義務に対して適用されます
- マーク・トゥ・マーケット証拠金：一日の終わり時点のマーク・トゥ・マーケット証拠金は、満期日と満期日+1日に計算されます。この理由は、決済義務と資本市場セグメントにおける証券の終値でのポジションの価値が異なるからです。証券におけるマーク・トゥ・マーケット損失は、同一のクライアントのその他証券の利益に対してネッティングされるものとします。
- 清算/取引会員は、受渡証拠金を回収し、既存のクライアント証拠金報告メカニズムを通じて報告を行うことが求められます

NSEは、以下のリスク管理枠組みをお知らせします。

- ブロックされた受渡証拠金は、決済の完了時に免除されるものとします。
- 受渡証拠金は、受渡しを通じて決済されなければならないデリバティブ契約の満了4日前に、次の低いものに基づき賦課されます：
 - 潜在的な受渡可能ポジション、または
 - イン・ザ・マネー ロングオプションポジション
- 顧客レベルの潜在的「イン・ザ・マネー」ロングオプションポジションは、日々計算されます。
- 「イン・ザ・マネー」オプションは、優先する資本市場セグメントの証券の終値に基づき識別されます。
- 優先する終値で評価される証拠金取引可能ポジション
- 顧客レベルでの受渡証拠金は、個別証券の資本市場セグメントに適用される証拠金率毎に計算されます。
- 顧客レベルで賦課され、かつ時差式で清算会員から徴収される受渡証拠金
 - E-4 EOD で計算された受渡証拠金の20%
 - E-3 EOD で計算された受渡証拠金の40%
 - E-2 EOD で計算された受渡証拠金の60%
 - E-1 EOD で計算された受渡証拠金の80%
- 修正ポジション、基礎価格および証拠金率を考慮したEODベースでのみ再計算された受渡証拠金

10.4.2. 金利先物 (IRF)

取引所の清算機関が、IRFに関連する通貨デリバティブセグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人です。取引所の清算機関は、法的取引先としても活動し、決済を保証します。取引所のリスク管理枠組みのもとでこのセグメントに対して請求される証拠金：

- a. 当初証拠金
- b. カレンダー・スプレッド証拠金
- c. 極端損失証拠金
- d. 取引所が適宜決定する追加証拠金

決済メカニズム - IRFに関連するあらゆる取引は、インドルピーで現金決済されます

日次マーク・トゥ・マーケット決済：個別会員の先物契約におけるポジションは、各取引日終了時の先物契約の日次決済価格に対するマーク・トゥ・マーケットが行われます。

最終決済：先物契約の期限失効日時点で、NSE 清算会社は最終決済価格に対するCMの全てのポジションが計算され、算出された利益/損失が現金で決済されます。

最終決済利益／損失額は取引価格間もしくは前日決済価格間の差異として算出され、状況によっては、直近取引日の最終決済価格として算出されます。

先物契約における建玉は、直近取引日／期限失効日後に存在しなくなります。

10.4.3. 通貨デリバティブ

取引所の清算機関が、デリバティブ（先物およびオプション）セグメントで執行された全ての取引の清算・決済代理人として行動します。当初証拠金、極端損失証拠金など、契約上請求される様々な証拠金があります。

決済の仕組み：通貨先物契約とオプション契約はインドルピーで現金決済されます。

日次マーク・トゥ・マーケット決済 - 日次マーク・トゥ・マーケット決済および通貨デリバティブ契約のプレミアム決済はT+1日ベースで現金により行われます。

最終決済：先物契約の期限失効日時時点で最終決済価格に対する清算会員の全てのポジションが計算され、算出された利益／損失が現金で決済されます。

最終決済利益／損失額は取引価格間もしくは前日決済価格間の差異として算出され、状況によっては、その先物契約のRBI参考レーとして算出されます。

T+2日 (T= 直近取引日) に、最終決済利益／損失の引き落とし／支払いが当該関連清算会員の銀行口座に対して行われます。

先物契約における建玉は、直近取引日後に存在しなくなります。

10.5. 証券貸借

ドイツ銀行証券サービス（証券保管チーム）はNSCCLとICCLの登録参加者であり、SLBセグメントでの執行サービス提供を可能にしています。当社がSLBセグメントで提供している貸手商品は「SLB Plus」と呼ばれ、SLB取引の清算や決済に加え、顧客に対して「機会と執行のスポット」サービスを提供しています。

SLBSセグメントのもとで行われる取引は、各種決済の種類に応じ、最初のレグの決済およびリバースレグの決済に対して清算機関により公言済みとして識別されます。全ての債務が総額ベースです。つまり取引のネットティングはありません。最初のレグの債務は取引(T)日に明らかになり、リバースレグの債務はT+1日に通知されます。取引の決済は、最初のレグに対してはT+1日ベースで、全ての適格シリーズに対する撤回要求および早期償還に対しては／取引の撤回取引は総額ベースで行われます。取引の決済は、個々のシリーズのリバースレグ決済日に行われます。

早期撤回および償還取引は、債務ファイル内の個々の決済タイプごとに識別されます

貸手の義務：貸手の義務はT日(取引日)の証券貸出です。貸手には、T+1日の予定された時間までに証券の受渡を行うことが求められます。貸手はまた、証券の早期払込により証拠金の支払いを避けることもできます。

借手の義務：借手の義務は、貸株料の現金支払と、T+1日の貸出価格の現金担保支払(T-1日における原資産証券の終値)です。

早期撤回義務：早期撤回の場合、貸手の義務は早期撤回取引のために取引される貸株料支払で、T+1日支払いです。

早期払戻義務：借手により受渡された証券は、個々の払戻のために自動的に利用されるものとされます。

証券返却手順

借手参加者は、個々のシリーズのリバースレグ決済日に借りた証券の返却が求められます。証券は、シリーズの個々のリバースレグ決済日に清算機関によって証券の貸手に返却されます。借手が証券の返却ができなかった場合、清算機関による株式のオークションが行なわれます。オークションで株式が購入できなかった場合は、その取引は、完了計算式に基づいて完了の処理がなされます。

不足と完了

借手に資金不足が生じた場合、SLBS取引はキャンセルされ、証券は貸株料を支払って貸手に返却されます。

貸手が証券の受渡ができなかった場合、以下の手順に沿ってその取引は完了されます。

以下のいずれか高い方：

T+1日の証券の終値の25%、もしくは
(T~T+1日における最高取引価格) - (T+1日の証券の終値)

借手が証券の返却ができなかった場合、清算機関によるバイ・インオークションが行われます。

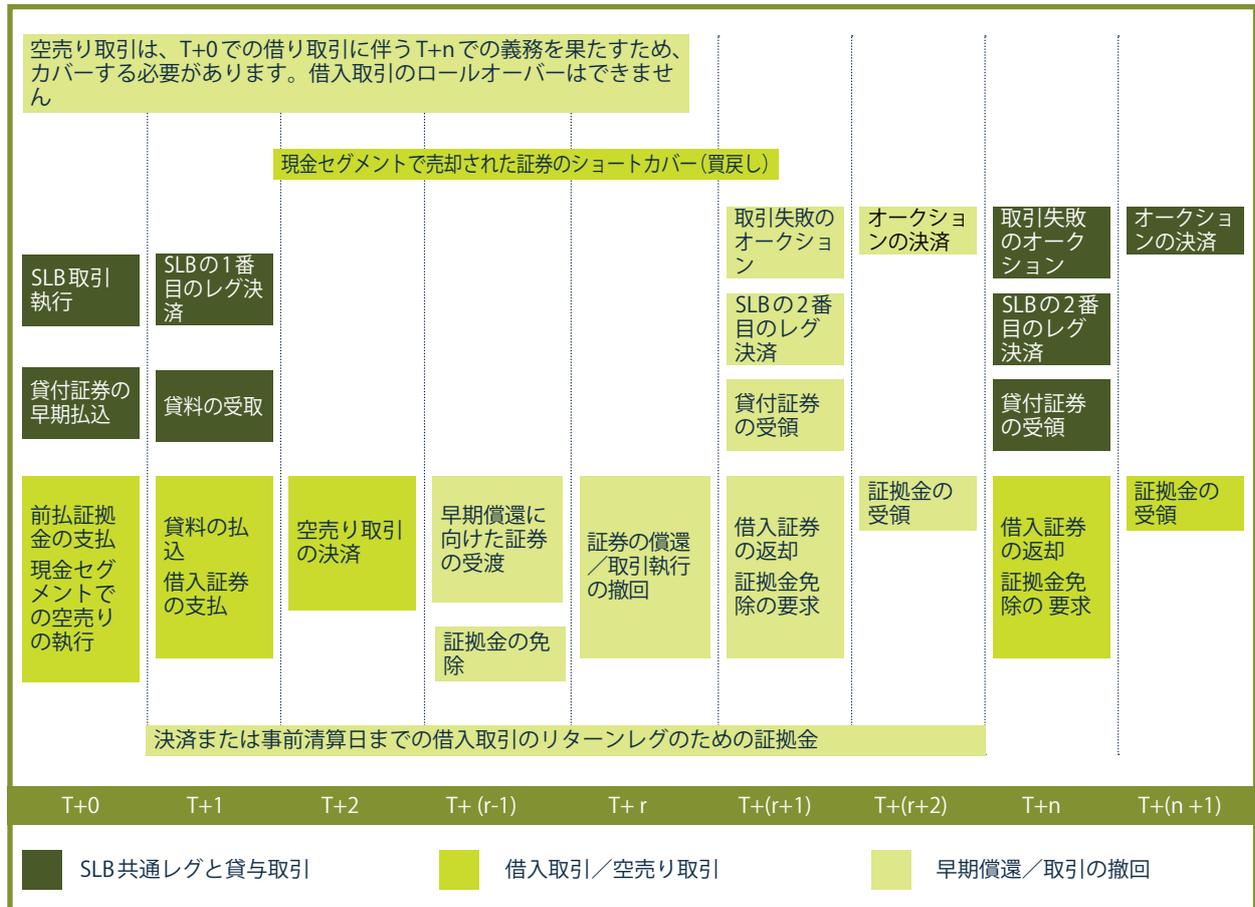
バイ・インオークションで入札がなかった場合／決済日にオークション市場の入札に対する受渡ができなかった場合、以下の手順に従ってその取引は完了されます。

以下のいずれか高い方：

(リバースレグ決済日-1日)~リバースレグ決済日における最高取引価格、もしくは
リバースレグ決済日の証券の終値より25%高い価格

不足が生じた場合は全て、清算機関により公言済みとして、オーダー・マッチング・プラットフォームへのアクセスの撤廃や参加者もしくは他のオークションによる証券／資金の払出の保留など、清算機関により様々な処置が取られます。

a. 運用フロー



b. 契約期間中のコーポレート・アクションの取り扱い

- 配当金、株式分割などのコーポレート・アクションは貸手が利益を必ず得られるよう調整されます
- 配当金の場合、その額が権利確定日+1の日に借手から回収され、貸手に支払われます
- 株式分割の場合、借手のポジションが比例配分調整され、貸手はリバースレグ決済日に修正された株数を受け取ります
- ボーナス／合併／統合／公開買付などのコーポレート・アクション：契約は、Ex-dateに差し押さえられます
- 貸手は、借手から受領した貸株料を比例配分した額の返済が求められます
- 貸株料は担保権決済日に貸手によりもたらされ、借手に譲渡されます
- 年次総会(AGM)／臨時総会(EGM)：Alsは市場参加者に以下のオプションを提供するものとします。
 - 引き続き強制的に担保権が実行される契約
 - AGM／EGMの場合担保権が実行されない契約

全てのコーポレート・アクションの停止期間終了日は、決算開始日、または、コーポレート・アクションの記録日のいずれかとなります。停止期間中は、ロールオーバーを含め、証券の一切の取引ができません。

c. 証拠金

取引の種類	債務	払い手	方法	決済日	開放日
借入取引	— 貸株料	借手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNCLやICCLが指定した証券で支払可能です。ただし、FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります。	T	T+1
借入取引－リバースレダ	— VaR証拠金 — ELM証拠金 — MTM証拠金 — NCL/ICCLが指定する貸付価格	借手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNCLやICCLが指定した証券で支払可能です。ただし、FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります。	T+1	証券返却時点
貸出取引	— MTM証拠金 — NCL/ICCLが指定する貸付価格の固定割合(25%)	貸手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNCLやICCLが指定した証券で支払可能です。ただし、FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります。証拠金の支払を避けるため、証券を早期に払い込むことが許可されています	T	払込

10.6. 為替におけるリスク管理

規制当局/取引所は、会員の資本の充実、十分な証拠金要件、エクスポージャーや出来高に関する上限額、賠償責任保険、オンラインでのポジションのモニタリング、自動無効化などを包含する広範なリスク管理システムを開発しました。また、過度な乱高下を抑制し、価格操作を察知・回避するため、効果の高い監視システムも管理しています。

10.6.1. 証拠金

リスク管理システムの主要部分です。株価の動きの変動が原因ですが、株式市場の証拠金システムでこれに対処することができます。日次証拠金は以下から構成されています。

- バリュエーション・アット・リスク (VaR) 証拠金
- 極端損失証拠金
- マーク・トゥ・マーケット (MTM)

10.6.2. 自己資本比率規制

リスク管理の中心にあるのは、会員が取引所/清算機関に預金した流動性資産です。会員は、様々な証拠金や基本自己資本比率要件最低額を十分にカバーする流動性資産を提供するよう求められます

10.6.3. コア決済保証資金 (CSGF)

SEBIは、清算会員の債務不履行に効率的に対処するための清算機関のリスク管理システムの堅調さを拡大することを意図して、コア決済保証資金(コアSGF)、デフォルト・ウォーターフォール、ストレステストのための規範を規定しました。取引会員による取引が不履行に終わった場合、資金は、

取引所取引の取引先リスクをなくすよう、うまく決済を完了させるために使用されます。

これらの規範は、主に以下の目的を達成することを意図しています。

- エクスポージャーがなく、清算会員が決済債務を守ることができなくなった場合に、清算機関の決済債務を即時かつ無条件に満たすことのできるSGF内でコア資金(コア決済保証資金と呼ばれる)を設定すること
- 金融市場インフラ原則(FMI)(信用リスクのためのストレステスト、流動性リスクのためのストレステスト、頻度やシナリオなどの反対ストレステストのための規範)に清算機関のストレステスト実践を一致させること
- 機関投資家取引での債務不履行の可能性が原因のリスクについてストレステストを行うこと
- 清算機関全体にわたって、デフォルト・ウォーターフォールを統一させること
- 中央決済機関(CCP)に対するエクスポージャーのためのバーゼル自己資本要件の面で債務不履行に陥らない会員の責任を制限すること
- その他セグメントでの債務不履行による清算機関の各セグメント目的を識別した上で隔離すること、および
- 異なる清算機関、特に、会員の債務不履行に関して、ストレステストとリスク管理に統一性をもたらすこと

i. コアSGFに対する拠出

いかなる時点でも、あらゆるセグメントのコアSGFに対する様々な拠出者の拠出額は、SEBIが、その時の市況を検討しながら適宜見直しを行います。最新の拠出額は以下の通りとします:

- 清算機関(CC)拠出: コアSGFに対するCCの拠出は、最低必要資本(MRC)の50%以上とします。CCは、自身の資金からこれを拠出するものとします。コアSGFに対するCCの拠出は、純資産の一部としてみなされるものとします
- 証券取引所の拠出額: コアSGFに対する証券取引所の拠出は、MRCの25%以上とします(これらのガイドラインを考慮して見直されるSECC規則第33規則に従い、証券取引所が利益を譲渡することに対して調整可能です)
- 清算会員プライマリー拠出額: CCが希望する場合、以下に挙げる事項を条件として、セグメントの清算会員(CM)(証券保管の清算会員を含む)からコアSGFに対して、リスクベースの拠出を求めることができます。
 - CMからの総拠出額はMRCの25%を超えない
 - いかなるCMのコアSGF拠出についても、エクスポージャーを利用できない(CCで利用できるエクスポージャーのないCMの担保は、CMのコアSGF拠出とみなされる可能性があります)、および
 - 各CMの必要拠出額が、システムにもたらすリスクに基づくものと比例している
- CCは、CMのプライマリー拠出を収集するうえで、前払いか、期間中の分割か選択できる柔軟性があります。分割拠出の場合、CCが残高を満たすことで、常にコアSGF合計が十分であると保証されなければいけません。かかるCC拠出額は、CMからのさらなる拠出を受け取った場合にCCが引き出しできるような状態になっている必要があります
- CCが課す罰金(SECC規則第34規則による)は、コアSGFコーパスに支払うものとします
- コアSGFに対する現金拠出に関する利息も、コアSGFに生じるものとし、現金拠出額に比例して拠出者に対して比例配分されます
- CCは、コアSGF拠出に現金担保を受け付けるものとします。CCは、銀行FDという形式でのCM拠出も受け付けることができます。CCは、これに関してSEBIが適宜発行する特定のガイダンスに従うものとします

ii. コアSGFへのアクセス

会員が決済の義務を果たせなかった場合、CCはコアSGFを使用することができます。

iii. デフォルト・ウォーターフォール

すべてのセグメントのCCのデフォルト・ウォーターフォールで、通常、以下の順序に従うものとします。

- i. デフォルトを起こした会員の資金(デフォルトを起こした会員のコアSGFに対するプライマリー拠出額やその他セグメントにおける不履行者の過剰資金を含みます)
- ii. 保険(該当する場合)
- iii. CCの資金源(セグメントMRCの5%に相当)
- iv. 以下に挙げる順序のセグメントのコアSGF
 - 罰金
 - セグメントMRCの25%以上のCC拠出
 - 残存コアSGF: CC拠出額、証券取引所の拠出額、債務不履行に陥っていない会員のプライマリー拠出額をコアCGFに対して比例配分ベースで配分します
- v. 残りのCC資金源(その他セグメントのコアSGFに対するCC拠出額と10億インドルピーを除く)の比率は、セグメントMRC対全てのセグメントのMRCの合計に等しいものとします*
- vi. その他セグメントのコアCGFに対するCC/SEの拠出額(これらのセグメントの債務を満たした後)とSEBIが承認した残りのCC資金源
- vii. セグメントのデフォルトしていない会員によるキャッピングされた追加の拠出額**
- viii. 残りの損失は、払出に対する比例配分ベースのヘアカット(債務削減)によって補われます***

注記

*残りのCC資金源(その他セグメントのコアSGFに対するCC拠出額を除く)が10億インドルピーを上回る場合のみ、10億インドルピーが除外されます

**CCは、コアSGFに対する複数の必要なプライマリー拠出への追加拠出に対する、債務不履行に陥っていない会員の責任を制限するものとし、それに関する枠組みも開示されるものとします。債務不履行に陥っていない会員からの評価金額の回収で不足が生じた場合、SEBIの承認により、「6」層に損失を割り当てることができます。

***損失の割当てが払出へのヘアカットによって行なわれた場合、その後の資金の使用はSEBIの事前承認を必要とします。さらに、この層を使用した後にCCが退出する場合は、SEBIが公共の利益について決定した規定に従うものとします。

10.6.4. SPAN (標準ポートフォリオリスク分析) モニタリング

各会員の先物契約やオプション契約からなるポートフォリオの全体的なリスクを特定することを目的とします。当該システムは、先物契約とオプション契約を一律に扱いながら、同時に、非常に不利なアウト・オブ・ザ・マネーのショートポジション、月間リスクやコモディティ間リスクなどのオプションのポートフォリオに関連する特有のエクスポージャーを認識します。

10.6.5. 見返預金

参加者は、現金同等物、即ち、現金、固定預金証書、銀行保証、国債、外債の形式で、担保を預金しておくことができます。参加者が預金した担保は、参加者の証拠金要件に対して使用されます。

10.6.6. 段階的監視措置

証券取引所は、市場の安全を確保し、投資家の利益を守るために、段階的監視措置(GSM)を導入しました。GSMは、収益、帳簿価額、固定資産、純資産、PERなどの財務健全性やファンダメンタルに見合わない異常な価格上昇が見られる証券に導入されます。

GSMの主なハイライトは以下の通りです。

- GSMに基づき識別された証券リストは取引所によって適宜通知され、取引所のウェブサイトでも公開されます。GSMフレームワークは、このリストの公開後一週間以内に実行されます
- かかる特定された証券の取引を行う市場参加者は、取引所として注意を払い、誠実な行動を行う必要があります。SEBIは、以下のようなこれら証券に対して追加の制限を設ける場合があります。

- 取引されている証券を取引カテゴリーに配置／継続します
- 監視預金として追加金の預金を要求します。この追加金は長期間保管されます
- かかる証券の取引を一週間に一回、または、一カ月に一回しか許可しません
- 取引価格の上限額を固定します
- これらの措置は、一定の基準に基づいて発動され、短期間で発効されます

かかる証券を自身の口座または顧客の代理で取引する会員は、取引所による厳重な監視下に置かれます。いかなる不正行為も深刻なものとなされます

取引所は、GSMメカニズムを説明するため、一連のFAQを用意しました。FAQは、下記の添付されたリンクを使用してアクセスすることができます：

https://www.bseindia.com/markets/equity/EQReports/graded_surveil_measure.aspx?expandable=6

https://www1.nseindia.com/invest/content/FAQs_Graded_Surveillance_Measure.pdf

10.7. 取引主体識別コード

LEIコードは、グローバル金融危機後のリスク管理改善のための金融データシステムの質と精度を向上させる手段として考案されました。金融取引の当事者であるあらゆる法人または組織を一意に識別するグローバルレファレンスデータシステムを作成するよう設計されています。LEIは、金融取引の当事者である事業体に割り当てられた20文字の一意的識別コードです。

LEIは、グローバル取引主体識別財団 (GLEIF) が認可したローカルオペレーティングユニット (LOU) から取得できます。GLEIFがLOUのリストを提供しています。リストには以下のリンクからアクセスできます。

<https://www.gleif.org/en/about-lei/get-an-lei-find-lei-issuing-organizations>

インドでは、LEIコードはLegal Entity Identifier India Ltd. (LEIL)から取得することができます。

<https://www.ccilindia-lei.co.in>

RBIは2017年以降段階的にLEIを義務付けています。

RBI、SEBI、インド保険規制開発庁 (IRDAI)、年金基金規制開発機構 (PFRDA)の規制下にある全ての事業体、および、インドルピーの金利デリバティブ、外国為替デリバティブ、インドにおけるクレジットデリバティブのOTC市場に参加している全ての企業は、LEIを持つことが義務付けられています。これは、指定商業銀行(SCB)へのエクスポージャーに基づき、大手の法人の借り手に拡大しています。

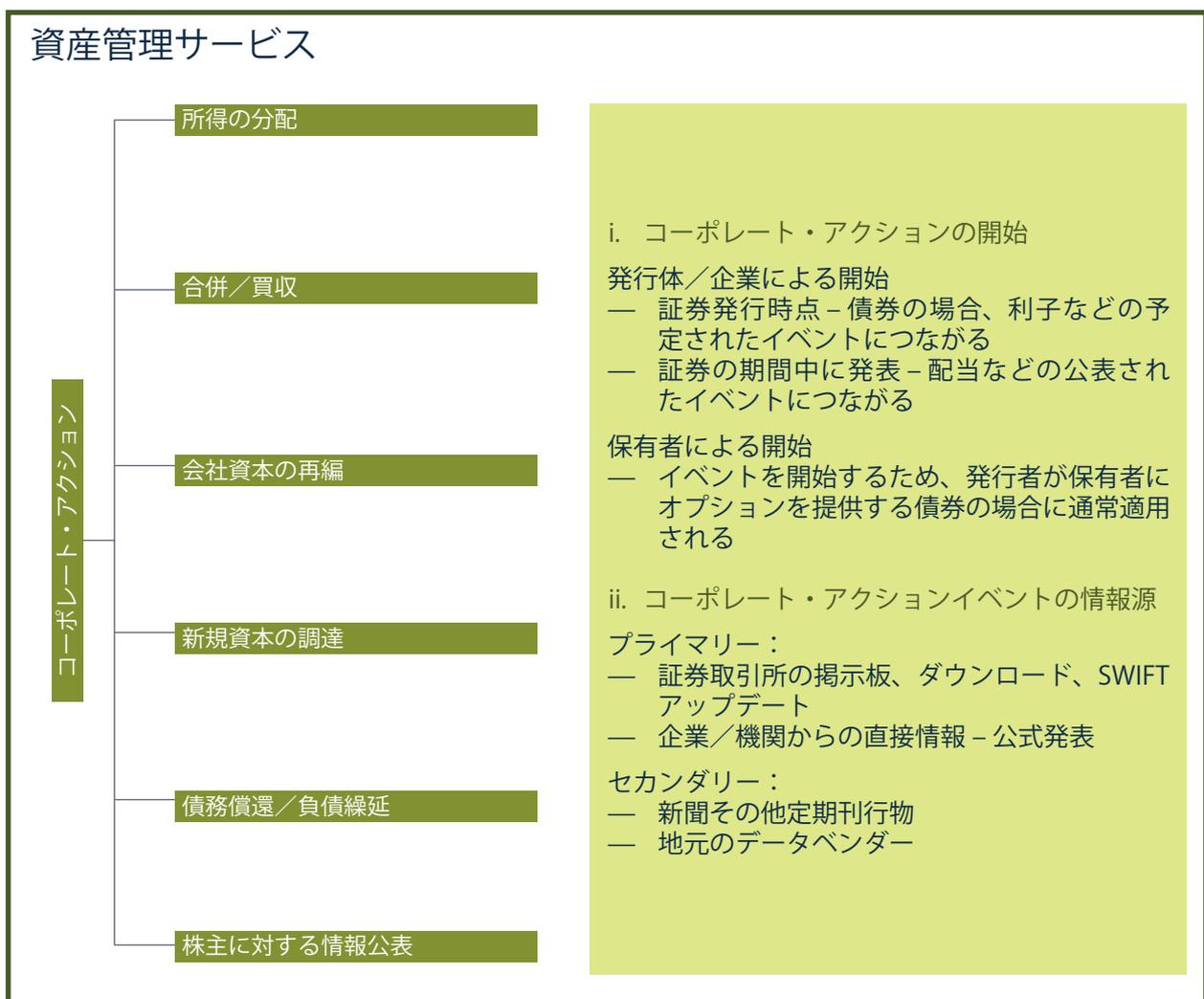
より多くの取引にLEI義務付けを拡大するため、RBIは非デリバティブ市場への参加にもLEIを義務付けています。LEIが義務付けされる取引は以下の通りです。

- 国債市場
- 金融市場(満期1年以下の商品の市場)
- 非デリバティブ外国為替市場(2日後までに決済される取引)

11 資産管理サービス

11.1. 概要

コーポレート・アクションとは、証券の期間のうち、既存の証券の発行者が、株主／社債保有者にメリットを分配するか、または証券の構成を変更して、当該証券の既存の保有に影響を与えるイベントを意味します。コーポレート・アクションの目的を以下に記載します。



11.1.1. コーポレート・アクションの種類

コーポレート・アクションの最も一般的な種類は以下の通りです。

- 配当金／株式の利子／社債
- 株主割当増資
- 無償交付
- 合併／統合
- 株式分割
- 買い戻しおよび株式の転換

11.1.2. コーポレート・アクションのハイライト

コーポレート・アクションのハイライト	
ピーク期間	4月から9月
主要イベント	配当金、株式分割、企業買収、転換、償還、株主割当発行増資、買い戻し、株式公開買付け、無償交付
情報源	一次的情報源 - BSE やNSE のウェブサイト、企業や企業の登録／保管機関からの通知 二次的情報源 - 日刊紙、ブルームバーグ／ロイター、外部の現地のベンダー
権利付与日	権利確定日
権利付与の計算	権利確定日に実行
支払日	支払日という概念はありますが、必須ではありません
コーポレート・アクションの請求	市場には自動的な請求手順は存在しないものの、代理銀行がそれぞれのカウンターパーティに連絡し、顧客の代理でコーポレート・アクションのメリットを受け取ります。

重要な日付

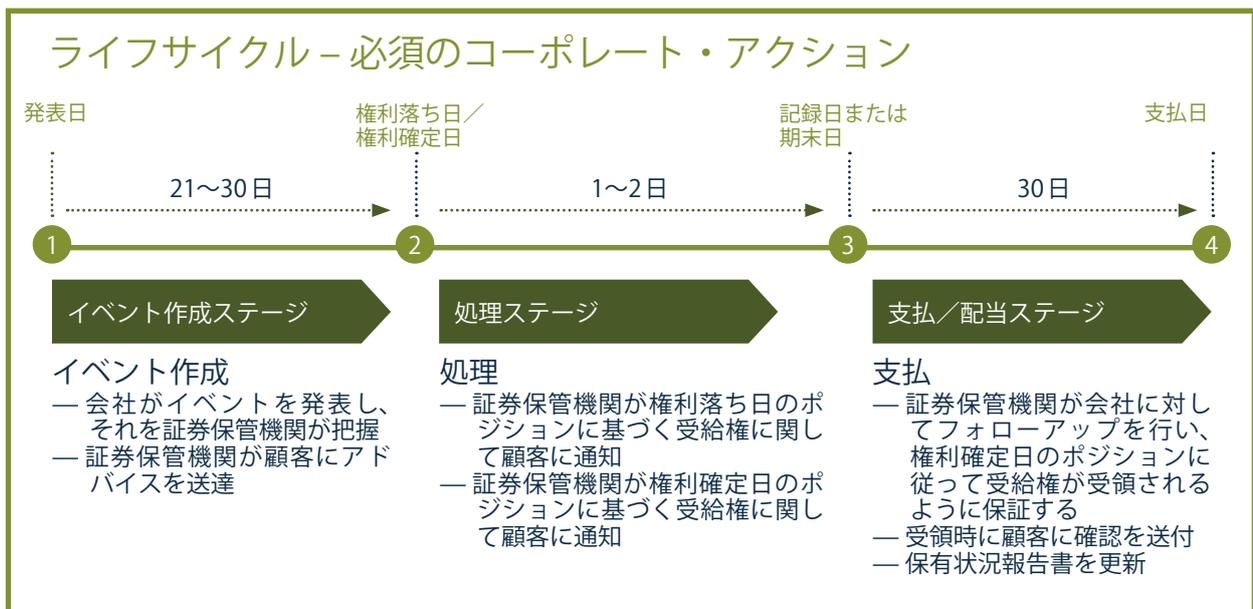
発表日	<ul style="list-style-type: none"> — 企業は、期末日／記録日の21日以上前に、関連する証券取引所に通知しなければいけません。 — 株式やデリバティブを提供する会社、またはデリバティブが利用できる株式が指数構成銘柄である企業は、30日間の通知期間を与える必要があります。
期末日	— 企業が、権利付与の支払について、株主名簿の締め作業を行う日
権利確定日	— 権利確定日とは、コーポレート・アクション交付の対象となる登録会員の数を決定する締切の日です
権利落ち日	<ul style="list-style-type: none"> — 権利落ち日とは、特定の株式が市場で購入された場合、買手が権利付与（配当金／交付）を受け取る資格がある前の日 — かかる取引は「配当付き／交付付き」として知られています。つまり、取引が、これら全ての権利付与／交付を含めて執行されます

支払日	<ul style="list-style-type: none"> — 給付は、宣言日または年次株主総会実施日から30日以内に支払われます。 — 配当金の支払日の宣言について要件が存在しますが、給付を提供する前に、支払日を知るという手順をまだ採用していない企業も存在します。
オファー期間	<ul style="list-style-type: none"> — (条件の有無にかかわらず) 提案されているオファーまたは可能性のあるオファーについての公表がなされてから、締日までの期間。

11.2. ライフサイクル – 必須のコーポレート・アクション：

以下は、必須のコーポレート・アクションのイベントです。

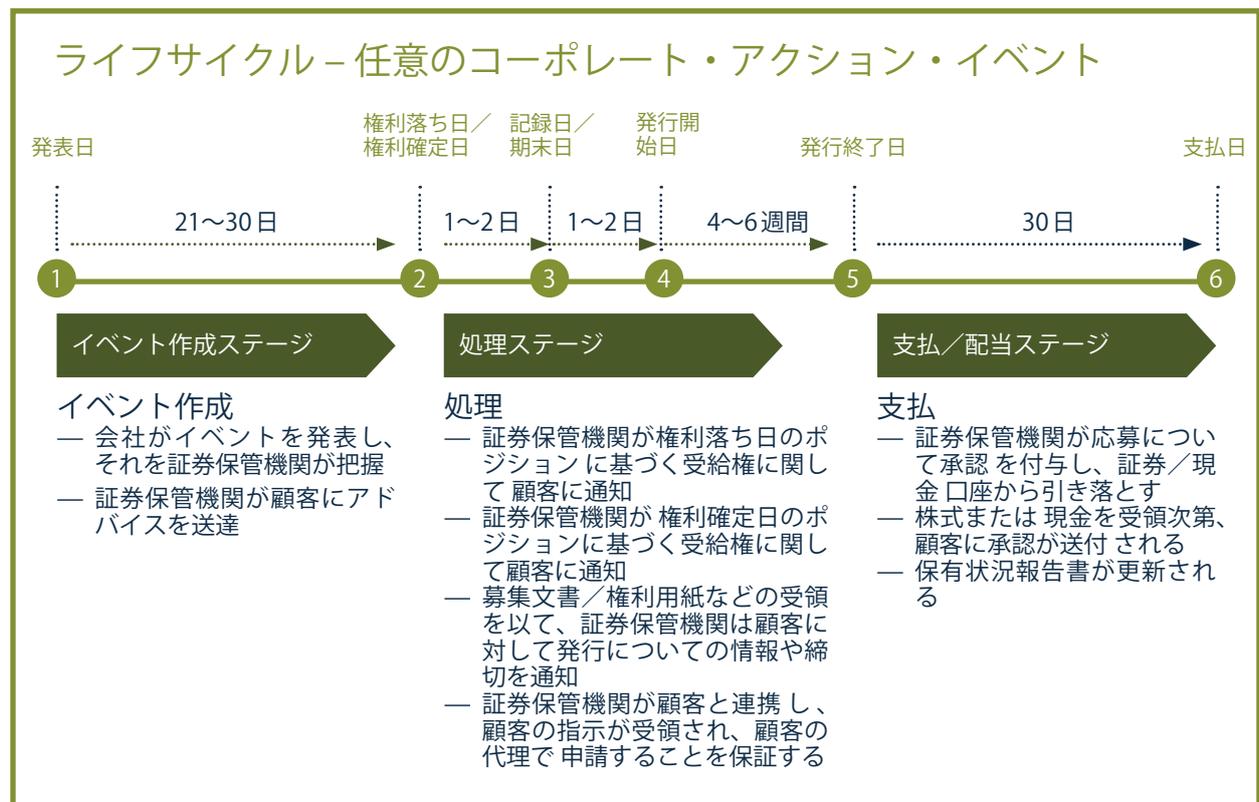
- 合併／買収
- 株式分割／分割／統合
- 無償交付
- 配当金
- 利子
- 償還／一部償還



11.3. ライフサイクル – 任意のコーポレート・アクション・イベント

任意のコーポレート・アクションイベントは以下の通りです

- コールおよびプットオプション
- 株主割当増資
- 公開買付
- 買戻し
- AGM/EGM
- ワラント行使
- コールの支払



11.4. 議決

代理議決のハイライト	
ピーク期間 - AGM	3月から11月
適格証券	株式
通知情報源	一次的情報源 - BSEやNSEのウェブサイト、企業や企業の登録機関からの通知 二次的情報源 - 日刊紙、ブルームバーグ/ロイター、外部の現地のベンダー
通知期間	AGMの21日前
適格日	権利確定日
株式のブロック	いいえ
再登録	該当なし
議決の方法	複数の方法 - 総会に出席、郵送投票、電子投票。
議決権不統一行使	議決が投票によるものの場合のみ許可
会議の結果	議決が挙手の場合は即時。郵送投票/電子投票の場合、投票結果は総会日より48時間以内に発表される

顕著な特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> — 2013年会社法第109条では、総会に出席して投票する資格がある企業のすべてのメンバーは、別の人物を代理人として任命し、代わりに同代理人に出席させ投票させる資格があると述べています — 権利確定日/期末日に会社の記録に登録されている株主全員に投票資格があります — 委任状の場合、発行者への委任状の提出は、総会日の48時間または2営業日(銀行の場合は96時間または4営業日)以上前とします。電子投票の場合は、投票期間は総会日の一日前に終了します — 会社の総会における議決については、挙手にて投票を行うことができます。決議がなされなかったり、投票が要求された場合を除き、議決内容はその時点で決定し、終了します — 代理人は、挙手では議決権の行使ができません — 投票の場合、代理人は、顧客の指示に従って投票を行なうことができます(賛成もしくは反対または棄権) — 投票では、単一のアカウントに対して、分裂した決定があり、様々な指示が存在する場合があります — 投票が、電子投票または郵便投票の場合、委任状では、総会での投票に参加することができません

11.4.1. 電子投票

2013年会社法では、全ての上場企業および1,000名以上の株主を有する企業は、電子的手段にて株主総会の議決方法を提供するよう命じています。

電子投票の主要な特徴は以下の通りです：

- 電子投票期間は、3日間とし、総会日の少なくとも1日前に終了します。

- 株主／メンバーは、直接電子投票をすることができ、または、その電子投票をする為に必要な指示を証券保管機関に提出することができます
- 電子議決設備にアクセスできない株主やメンバーは、議決様式を通じて賛成または反対を伝えることができます
- 企業が電子議決を選択した場合は常に、挙手による議決は廃止されます
- 一旦電子投票を行えば変更することはできません
- 電子議決が顧客のために行われた場合、代理人は、その顧客のために総会で議決に参加することはできません
- 電子議決を執行するメンバー／株主は、総会には参加することができますが、総会では投票することはできません

調査官の役割

- 企業の取締役会は、社外の人物を任命し、電子投票プロセスについて公平かつ透明な手段で行われているか綿密に調査させます
- 調査官は、電子投票終了日から3営業日以内に、会長に対し、賛成または反対の投票報告を送付します
- 調査官は、以下のものを記録するため、マニュアルベースか電子ベースのいずれかで登録簿を保管します
 - 受領した賛成または反対
 - 株主の名前、住所、フォリオ番号または顧客IDの詳細
 - 保有株式数
 - 当該株式の額面価額など
- 電子投票に関連した登録簿やその他全ての書類は、議長が承認するまでは調査官が保管します
- 議長が議事録に署名をした後、登録簿、およびその他の関連書類は、企業に返却されます

11.4.2. 会議の結果の公表

結果は、調査官の報告書とともに発表され、関連するメンバーの総会での決議から2日以内に、企業のウェブサイト上および代理人のウェブサイト上に公開されます

12 銀行取引および為替ヘッジに関するガイドライン

12.1. 許容される金融機関

1999年外国為替管理法(FEMA)は、FPIが、ポートフォリオ投資スキームに基づいて、投資を目的として、指定された承認取引者(AD)カテゴリーI(Cat-1)銀行で、単一の特別非居住者ルピー(SNRR)口座を開設し、外貨建て口座を維持することを許可しています。SNRRと外貨建て口座のいずれも、利息の発生しない口座となっています。ドイツ銀行は、指定されたAD銀行として、INR(インドルピー)建ての現金口座だけでなく、外貨口座を管理しています。RBIが発行したFEMAガイドラインでは、SEBIに登録しているFPIは、以下のことを行うことを許可されています。

- 外国為替口座からの兌換、株式/社債/債券/国債などの売上利益、配当金や受取利息を通じて受領した資金の入金を容易にするために、指定されたAD Cat-I銀行でSNRR口座を開設すること
- SNRR口座は、株式/社債/債券/国債の購入、証券やデリバティブに関わる証券取引所/清算機関への証拠金の支払いや、取引に関連する仲介手数料の支払い、またはREIT、InvITおよびAIFのリストに挙げられ、もしくはリスト化されたユニットの購入の引き落としに利用できます
- また、公認会計士/税理士への手数料が、投資に関する不可欠な部分を占めている場合は、このような手数料の支払いの引き落としにも利用できます
- 市場為替レートで、外貨口座からルピー口座に資金を移動させること
- 市場為替レートで、ルピー口座から外貨口座に資金を移動させること。かかる資金移動は、所得税法に従い、適用税率での納税後に可能です
- 外国投資家は、指定AD銀行とは別に、あらゆるAD Cat-1銀行を通じた外国為替取引(被仕向送金と仕向送金の両方)の予約を行うことを許可されています

12.2. 通貨のヘッジング

FPIは、インドにおける投資関連為替リスクについて、以下の商品を使用して特定の日にヘッジを行うことを許可されています。

- 通貨の一つとしてのルピーとの外国為替デリバティブ契約
- 取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加

I. 外国ポートフォリオ投資家に許容されている枠

- インドにおける投資全額の市場価額について、特定の日に為替リスクのヘッジを行うこと
- 十二カ月以内に受取可能となる債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすること

—インドにおける予期された想定内のエクスポージャーをヘッジすること

II. 外国為替デリバティブ契約

FPIは、以下の条件に従って、AD Cat-I銀行、およびスタンドアロンのプライマリーディーラーと、外国為替デリバティブ契約を締結することが許可されています。

—デリバティブ契約は、ヘッジすることのみを目的としています

—デリバティブ契約の想定元本および期間は、エクスポージャーの価値および期間を超えません

—同様のエクスポージャーは、その他のデリバティブ契約に対してヘッジされるべきではありません

—エクスポージャーが全部または一部消滅した場合、デリバティブ契約は、エクスポージャーの価値を超えないことを保証するために調整されます

—証券売却以外の理由でポートフォリオの減少した市場価値により、ヘッジの一部または全部がネーキッドになった場合、このヘッジは、AD Cat-I銀行の裁量にて、発行時の満期まで続けることが許可されています。

—FPIが予約した先渡契約は、満期またはキャンセルの日まで(当日を含む)ロールオーバーすることが可能です

—FPIが一旦キャンセルして予約をした先物契約は、再度予約することができます

—指定AD銀行以外のAD銀行で行ったヘッジは、通常の銀行チャンネルを通じて指定AD銀行で管理されているSNRR口座経由で決済しなければいけません

—ヘッジ費用は、通常の銀行チャンネル経由で本国へ送金可能な資金および/または被仕向送金からのものである必要があります

—ヘッジに付帯している全ての仕向送金は、適用される税控除後です

—FPIが、PN/ODIを発行したものに対して、それが保有する証券のその部分に関連するエクスポージャーのために先渡契約の締結を希望する場合、そのために、PN/ODI所有者からの指令を得なければいけません。AD Cat-I銀行はかかる指令を確認することが求められる場合、またはこれが困難になる場合、ヘッジ操作の必要性を確立するPN/ODIの性質/構造に関して、またこのような操作が、FPIの最終顧客から得られた特定の指令に対して実行されているという旨のFPIからの宣言書を、当該銀行は取得することができます。

III. 取引所における通貨デリバティブ

—FPIは、インドルピーを含むすべての通貨ペアで、原資産のエクスポージャーの存在を立証することなしに、上限1億米ドルまたは相当額まで、ロングまたはショートポジションを取ることが許され、すべての取引所でまとめて組み合わせられます

—インドルピーを含む通貨ペアにおけるすべての契約にわたる全取引所でのショートポジションは、1億米ドルを超えません

—1億米ドルを超えたロングポジションを取るFPIは、デリバティブ契約の価値の限度まで、原資産のエクスポージャーを有すべきです

—特定のポジション枠は、このセグメントの通貨ペアにわたって取引所により設定されます

12.3. FPIの責務

—上限額の予約を上回るあらゆる契約について、インドでの同等の原資産のエクスポージャーが必ずサポートするようにするのは、FPIの責務です

—契約総額が、いずれかの時点で保有している証券の市場価額を上回る場合、関与しているFPIは、SEBIに規定されるように、刑事的民事訴訟に問われることになり、また、FEMAに基づき、RBIが措置を講じる可能性があります

12.4. ポジションのモニタリング

- 取引所／清算機関は、一日の終わり時点での建玉や日中で最高のポジションに関する FPI の情報を、各証券保管機関銀行に提供します
- 証券保管機関銀行が、証券取引所や同行自身、その他の AD 銀行で予約した店頭 (OTC) 契約の各 FPI のポジションを総計します
- 指定証券保管機関銀行は、ポジション合計をモニタリングして違反がないか確認し、あった場合は RBI / SEBI に通知します
- 上限額は、一日の終わり時点のポジションベースでモニタリングされます
- 取引所は、一日の終わり時点の報告書を通じて、FPI がその日に行った日中で最も高いポジションの FPI の証券保管機関にそれとなく知らせます

13 税金面

13.1. FPI向けのインドでの税制

財務省の管轄下にある歳入庁が、中央政府の直接税と間接税双方の歳入徴収を担当する調整機関となっています。歳入庁が税政策を策定し、直接税中央委員会(CBDT)と間接税中央委員会(CBIC)という二件の法定機関を通じて機能しています。CBDTは、外国投資家の所得の評価のために、別の組織を設立しました。

外国投資家は、該当する税金を支払うか、外国通貨への兌換/送金前に、租税債務を履行する為に必要な資金を預託する必要があります。当該税金は、インドからの送金がない場合は、所得税法に規定されているスケジュールに従って予納税として支払うこともできます。

外国投資家は、租税債務の計算に関して必要な支援を提供する、インドにおける公認会計士/税務コンサルタントを指名するよう求められています。税務コンサルタントは、納税および納税申告書の提出(質問や問い合わせがある場合の税務当局との連絡を含む)を支援します。外国投資家は、恒久税務番号(PAN)を取得する必要があります。PANの申請書は、共通申請様式(CAF)の一部を構成しています。

外国投資家が支払うべき税：

- 源泉課税
- キャピタル・ゲイン課税
- 有価証券取引税(STT)

13.1.1. 源泉課税(WHT)：

源泉課税とは、指定された収入源を基に支払を行う際に支払人に課される、税の源泉徴収という義務のことです。外国投資家は、インド内にて彼らが保有する債券の利息収入についてWHTの対象となります。

I. 利子への課税：

- 外国投資家は、インドで得た利息収入について、現行の税率か、またはインドとFPIの本国との間の二重課税防止条約の規定に従った税の、いずれか少ない方の税金を支払う責任があります
- 利息収入には20%のWHTが適用されます
- FPIの場合、所得税法第194LD条に従い、ルピー建て社債又は国債の利息収入に対し5%の譲許税率が適用されます。譲許税率は2020年6月30日まで有効です
- WHTの引き下げという特典は、インド国外で発行されたインドルピー建て債券(マサラ債)および地方債にも拡大されています

II. 配当金への課税：

— 2020年財政法は、配当税の既存概念を廃止しました。配当金は、現在配当金受領者に対して課税可能です。持ち株会社がその子会社から受領した配当金に認められる控除

13.1.2. キャピタル・ゲイン課税

証券売却益への課税：

— 証券取引からFPIにもたらされた収益は、キャピタル・ゲインとして取り扱われることとなります。即ち、かかる証券取引から生じたFPIが取得した所得は「キャピタル・ゲイン」として課税されます。

— 保有期間が12カ月未満の株式に基づく収入は、短期キャピタル・ゲインとみなされます

— 保有期間が12カ月超の株式に基づく収入は、長期キャピタル・ゲインとみなされます

FPIは、インドでの株式売却で得られた収入について、実勢税率で税金を支払う責任がありますが、該当する場合、インドとFPIの本国との間で署名された二重課税防止条約の規定を利用することができます。

13.1.3. 有価証券取引税

STTは、インドの証券取引所に上場されている証券を購入または売却する度に課税されます。これには、株式、デリバティブ、株式に基づく投資信託ユニットが含まれます。

2020年度～2021年度の有価証券取引税

取引	税率	支払い手
株式の購入／売却(受渡ベース)	0.1%	買手／売手
株式に基づく投資信託ユニットの購入(受渡ベース)	なし	-
株式に基づく投資信託ユニットの売却(受渡ベース)	0.001%	売手
株式、株式に基づく投資信託ユニットの売却(非受渡ベース)	0.025%	売手
証券オプションの売却	0.05%	売手
証券オプションの売却(オプションが行使された場合)	0.125%	買手
証券先物の売却	0.01%	売手
株式指向ファンドユニットの投資信託への売却	0.001%	売手
現物決済の対象となるデリバティブ契約	0.1%	買手／売手
取引所で非物質化モードにて取引されているRE	0.05%	売手

13.1.4. 税率

以下はFPIに適用される参考税率であるため、確定的な税率とみなさないでください。この理由は、事業体の種類や設立国によって、最終的税率は異なる可能性があるからです。FPIは、インドの課税法に関して、それぞれの税務コンサルタントに相談することが求められています。

インドに投資を行うFPIに適用される税率

査定年：2021-2022

前年：2020年4月1日から2021年3月31日まで(適用される加重税と租税を含む)

法人FPIの為の税率

所得の性質	法人FPI		
	純課税所得が1,000万インドルピーを上回らない場合	純課税所得が1,000万インドルピー超、1億インドルピーを上回らない場合	純課税所得が1億インドルピー超の場合
配当金	20.8%	21.216%	21.84%
法律の第194LD条の利子	5.2%	5.304%	5.46%
法律の第194LD条以外の利子	20.8%	21.216%	21.84%
株式に基づくキャピタル・ゲイン、およびSTTが適用される株式を指向するMFのキャピタル・ゲイン			
短期キャピタル・ゲイン	15.60%	15.912%	16.38%
長期キャピタル・ゲイン(注記2を参照)	10.4%	10.608%	10.92%
STTが適用されない証券のキャピタル・ゲイン			
短期キャピタル・ゲイン	31.2%	31.824%	32.76%
長期キャピタル・ゲイン	10.4%	10.608	10.92%

所得の性質	非法人のFPI – 信託など				
	純課税所得が500万インドルピーを上回らない場合	純課税所得が500万インドルピー超且つ1000万インドルピーを上回らない場合	純課税所得が1,000万インドルピー超且つ2,000万インドルピーを上回らない場合	純課税所得が2,000万インドルピー超且つ5,000万インドルピーを上回らない場合	純課税所得が5,000万インドルピー超の場合
配当金	20.8%	22.88%	23.92%	23.92%	23.92%
法律の第194LD条の利子	5.2%	5.72%	5.98%	6.5%	7.124%
法律の第194LD条以外の利子	20.8%	22.88%	23.92%	26.00%	28.496%
株式に基づくキャピタル・ゲイン、およびSTTが適用される株式を指向するMFのキャピタル・ゲイン					
短期キャピタル・ゲイン	15.60%	17.16%	17.94%	17.94%	17.94%
長期キャピタル・ゲイン(注記2を参照)	10.40%	11.44%	11.96%	11.96%	11.96%
STTが適用されない証券のキャピタル・ゲイン					
短期キャピタル・ゲイン	31.2%	34.32%	35.88%	35.88%	35.88%
長期キャピタル・ゲイン	10.4%	11.44%	11.96%	11.96%	11.96%

*1961年所得税法第194LD条

上記の比率は適用される加重税と教育目的税を含めたものです。

注記1：FPI/機関投資家は、インドで適用される法律に従って所得税債務を履行することが求め

られています。顧客は、税金に関連した全ての事柄について、税務コンサルタントの意見を求める必要があります。

注記2：以下に該当する場合、株式の譲渡から生じる長期キャピタル・ゲイン (LTCG) への課税免除が利用できます。

- 株式の譲渡によるLTCGが年間で100,000インドルピーを上回りません
- 取得時点とこれらの株式の譲渡時点でSTTが支払われていました。

指数化なしで100,000インドルピーを上回る税金がLTCGに支払われます

13.1.5. 予納税

会計年度内に資金を本国に送金しない投資家は、キャピタル・ゲインへの納税義務は、会計年度中に予納税という分納形式で履行しなければいけません。その結果、支払われた税金は、それぞれの評価年度の課税合計額に対して調整されます。かかる税金が10,000インドルピー以上の場合、予納税を支払う責任があります。

予納税は、下記のスケジュール(法人企業体および非法人企業体に適用される)に従って支払われる必要があります：

期限	法人事業体と非法人事業体が支払う予納税
6月15日まで	予納税の15%
9月15日まで	予納税の45%
12月15日まで	予納税の75%
3月15日まで	予納税の100%
3月31日まで(3月15日から3月31日までの15日間)	100%所得課税(キャピタル・ゲインおよび配当/利子)

- 税金は取引したポジションをベースに計算されます。上記の期限を含めた日までに執行された全ての取引が計算に含まれることになります。
- 会計年度終了日(3月31日)に、上記スケジュールに従って支払われていない税金は、不足分に対して月率1%の利子が課されることになります。
- 会計年度の所得税申告書提出期限は、法人事業体が10月31日、非法人事業体が翌会計年度の7月31日です。期限までに申告書が提出されなかった場合、未払税金と予納税および源泉徴収税との差額について月率1%の利子が課されます。利子は、関連する会計年度の所得税申告書が提出されるまで課されます。

13.2. 二重課税回避

インド政府は、複数の国と二重課税回避協定(DTAA)を締結しています。この協定は、インドがDTAAを締結した国に所在する事業体が、インドで得た様々な所得(キャピタル・ゲイン、配当収入および利息を含む)の課税について決定するものです。事業体は、DTAAの規定が、所得税の規定に関してよりメリットがあるものについて、そのメリットを利用することができます。

インド政府が締結しているDTAAはこちらからご覧いただけます。

<http://www.incometaxindia.gov.in/Pages/international-taxation/dtaa.aspx>

13.3. 最低代替税(MAT)

外国企業が得た、証券売却から得られたキャピタル・ゲインや、利息収入、ロイヤルティ、技術サービス手数料は、かかる収入に対する通常税率が18.5%未満の場合、MATから除外されることになります。MATの規定は、インドに恒久的施設(PE)／事業所を保有していないFPIに適用されません。

13.4. 一般的租税回避防止規定(GAAR)

一般的租税回避防止規定(GAAR)は、2017年4月1日以降に行われた投資の譲渡、または、2017年4月1日以降に利用可能となるあらゆる税務上の特典について、手配日に関係なく、GAARが施行された時、将来に向かって適用されます。

GAARの施行について明確化するため、直接税中央委員会(CBDT)は、一連のFAQを発行しました。FAQには以下のリンクからアクセスできます。

http://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular7_2017.pdf

13.5. 印紙税

2019年インド印紙(証券取引所、清算会社および預託機関を通じた印紙税の集合)規則(印紙税集合規則)は(これら規則は2020年7月1日に発効しました)、証券取引に基づく印紙税を徴収し、および各州政府にさらに支払うために、証券取引所／清算会社および預託機関を必要とします。India Limitedの清算会社(CCIL)、ならびに発行登録機関および株式譲渡エージェント(RTA)は、徴収エージェントとして行動する目的のために預託機関として指定されました。

以下は、印紙税の重要点を要約した表です。

徴収されます	開始日	賦課イベント	印紙税の値	注意点
証券取引所または清算会社	買手	証券取引所を通じて売却された証券には、以下のものを含みます： — 登録され、共同で負担した取り決めもしくは計画、または第三者の買戻し条件付き証券売却のリスト化されたユニット 注記：非証券化形式で保有された証券の場合、関連預託機関を公表するための証券取引所またはCCP	— 証券取引所へ報告された販売考察 — オプション商品の場合：オプション契約の買手は、各構成取引に基づき自身で、明確に保険料の支払を明らかにしなければならず、およびそのことを徴収エージェントに報告しなければなりません	非証券化形式で保有された証券の場合、関連預託機関を公表するための証券取引所またはCCP オプションには、プレミアムがゼロまたはほぼゼロの商品を含みます
	買付者	証券取引所を通じて実施された株式公開買い付け、買付公開もしくは販売申込みまたは私募、以前の買付けは、正常に完了しています。	買付価格で買取り、または売却した証券の市場価値	

徴収されます	開始日	賦課イベント	印紙税の値	注意点
預託機関	譲渡人	OTC取引を含む、預託機関システムにおける証券移転を含むすべての公開市場外での実施前	<ul style="list-style-type: none"> 受渡指示伝票に明記された対価額および預託機関に報告された対価額 その対価額が部分的に、または1回分支払われた場合、印紙税は、移転が生じた際の売却対価額全額を基礎に預託機関により徴収されるものとして徴収されます 	証券取引所またはCCPに報告されなければならぬ移転に関する証券取引所またはCCPを公表するための預託機関により既に印紙税は徴収されています。証券取引所/CCPは、当該移転に関して印紙税を徴収しないものとしてします。 その対価額が部分的に、または1回分支払われた場合、印紙税は、移転が生じた際の売却対価額全額を基礎に預託機関により徴収されるものとしてします
	質権者	質権行使に基づく証券の移転	証券の市場価値	
	発行体	<p>預託機関システムで取引を実施する前に、新証券を作成し、および証券発行に関する預託機関での登録を変更する場合。含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> コーポレート・アクションの一部としての投資者への新規発行 		除外：株式分割、株式併合、合併および買収のようなコーポレート・アクションまたは受益所有者を担当していない類似のコーポレート・アクション
	買付者	預託機関を通じて実施された株式公開買い付け、買付公開もしくは販売申込みまたは私募、以前の買付けは、正常に完了しています。	買取り、または売却した証券の市場価値に基づく	

証券取引所または清算会社による印紙税の徴収：市場取引に基づく

証券の種類	セグメント	印紙税率	払い手
債券以外の証券の移転－受渡ベース	株式セグメント	1.5 bps	買手
債券の移転	株式および債務セグメント	0.01 bps	買手
社債に関する第三者の買戻し条件付き証券売却	債務セグメント	0.001 bps*	借手 (先物為替取引レグの買手)
社債、証券化債務、商業手形および譲渡性預金証書の移転	報告プラットフォーム #(CBRICS/ICDM)	0.01 bps**	買手
買戻し条件付き証券売却取引	CBRICS/ICDM プラットフォーム	0.001 bps*	借手 (先物為替取引レグの買手)

* 印紙税は、買戻し条件付き証券売却取引のリバースレグに関して借手が支払った利子に基づき賦課されます。

** 印紙税は、対価額に基づき賦課されます。(累積利子を含みます)

- 印紙税は、印紙税が短期受渡会員により支払可能であるリバースレグにおける不足の場合を除き、証券貸借スキーム(SLBS)に適用することができません
- 政府発行証券の取引に関して賦課される印紙税はありません
- 印紙税は、「証券会社」フィールドに規定され、および購入取引のブローカー契約覚書の一部となります。清算会社へのさらなる支払いのため、資金が決済日にブローカーに送金されます。

譲渡人からの預託機関による印紙税の徴収－公開市場外移転：

証券の種類	印紙税率	払い手
債券の移転	0.01 bps	売手／譲渡人／質権者
債券以外の証券の移転－受渡	1.5 bps	売手／譲渡人／質権者

- 印紙税は、顧客から受領した質権行使指示書の場合、公開市場外取引の指示書／呼び出し値に明記された「対価額」に基づき計算されます。
- 理由コード「売却」および「商業手形発行」を有するすべての公開市場外証券移転で、印紙税は、証券保管機関を通じて顧客により預託機関に前納されるべきです。例えば、証券移転のため預託機関のプラットフォーム上での顧客の証券保管機関による売却取引を入力する前です。
- 印紙税は、証券保管機関か支払者の裁量にて直接に支払うことが可能です

印紙税の徴収：プライマリー市場発行

証券の種類	セグメント	印紙税率	払い手
株式公開貸付(買収、買戻し、証券の上場廃止)	株式セグメント	1.5 bps	買付者(売手)
売り出し	株式セグメント	1.5 bps	買付者(売手)
債券の発行	電子書籍プロバイダー	0.5 bps	発行体

13.6. 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) / 共通報告基準 (CRS)

13.6.1. FATCA

2010年、アメリカ合衆国は、アメリカ合衆国の居住者および国民が保有するオフショア金融口座に関する情報を取得することで脱税対策に取り組むことを目的に、「外国口座税務コンプライアンス法」(FATCA)として知られる法律を施行しました。アメリカ合衆国は、インドを含む様々な国々と政府間協定(IGA)を締結しました。インドとアメリカ合衆国との間のIGAは、2015年7月9日に署名調印されました。協定では、インドの金融機関はインドの税務当局に必要情報を提供し、これは定期的にアメリカ合衆国に送付されることになっています。

13.6.2. CRS

オフショア脱税や用途不明の海外資金の問題に対処するため、税務当局間での協力を必要とします。G20とOECD諸国は、連携して、自動情報交換(AEOI)に関するCRSを進展させました。AEOIに関するCRSでは、源泉の法域にある金融機関が、その税務当局に対し、他国に居住している口座保有者に関する情報を収集して報告するよう求めており、かかる情報は年一回自動的に送付される必要があるとしています。交換される情報は、個人に関するものだけでなく、実質所有者ダミー会社や信託、居住国における利子に関するものも含まれています。さらに、銀行、預託機関、集合投資手段、保険会社などの広範な金融機関が、様々な金融商品について報告を行わなければいけません。

インド証券取引委員会(SEBI)は、指定預託機関参加者に対し、SEBI FPI登録を付与する前に、FPI向け自己証明を含む精査を実施するよう指示しています。

13.6.3. 報告金融機関のための報告要件(RFI)

所得税法114G(9)規則に従い、それぞれの要報告口座に関する明細書は、所得税(システム)長官が指定したデータ体系に従い、デジタル署名が為され、RFIが提出する必要があります。RFIには、「電子申告」メニューにある「様式61B」または「無計上ステートメント」を送信することが求められています。

13.7. 物品サービス税

物品税、サービス税、売上税やその他の様々な間接税に代わり、物品サービス税 (GST) 制度が2017年7月1日から始まりました。GSTは中央物品サービス税 (CGST)、州物品サービス税 (SGST)、統合物品サービス税 (IGST) および連邦直轄領物品サービス税 (UTGST) から構成されています。これは、インドが連邦制の統治構造となっていることが原因です。インドでは、物品やサービスのあらゆる州間取引について、中央政府にはCGST、州政府にはSGSTが課されます。州間のあらゆる物品やサービスの取引についてIGSTが課されます。

GST法案の規定やその経済上のメリットについての情報を提供しているFAQ (よくある質問) のリストが政府により公表され、次のリンクを使用することによりアクセスすることができます。

<http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=148240>

13.8. インドへのファンド管理の国内移転

所得税法において、インドでの取引関係を行ううえで、税務上の居住地を決定することは、インド国外からのファンド運用活動を実行するFPIが必要です。これは、インド国内にファンドマネージャーが存在していることが、FPIをインドでの税務上の居住者とするという理解に起因していました。ファンド運用をインドに国内移転できるようにするため、2015年財政法が、所得税法に第9A条を挿入しました。この第9A条はセーフハーバー条項を要約したものです。「適格な投資ファンド (EIF)」のために、インドにおける「適格なファンドマネージャー (EFM)」を通じて実行されたファンド運用活動は、ファンドのインドにおける取引関係とはみなされず、インドにおける税務上のファンド所在にもつながりません。これらの利点は、特定の条件を遵守することを条件として利用可能です。

規定された条件のうち、カテゴリ-FPIは、EIFとしての資格を満たすため、1961年所得税法第9A条で規定されている以下の要件から免除されます。

- ファンドには、直接的または間接的に、関連当事者ではないメンバーが最低25人います
- 関連当事者とともに、ファンドのメンバーは、ファンドへの参加持分が、直接的であれ間接的であれ、10%を上回ってはけません
- 関連当事者とともに、ファンドの10人以下のメンバーのファンドに対する総計参加持分が、直接的であれ間接的であれ、50%未満とします
- 所得税法第9A条第3(b)項により、ファンドは、中央政府によって契約が締結され、または通知された国または特定地域の居住者であることが求められています。以下のリンクを使用することにより、EIFとして居住者ファンドの資格を満たすことができる国や地域のリストにアクセスできます。

<http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2017/177815.pdf>

EIFは、下記で規定された方法で、宥恕規定に基づく利益を享受する資格を有するEFMへ最低料金を支払うことが要求されます。同様のものがEIFの申請時にCBDTにより承認されている場合、下記に規定された額よりも低額の報酬が許容されています。

ファンドの種類	最低報酬額	
カテゴリーI、FPIの特殊型は次です：	<ul style="list-style-type: none"> — 中央銀行、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際組織・機関または多国籍組織・機関（政府および政府関連の投資家により支配され、または直接的もしくは間接的に少なくとも75%所有された事業体を含む）といった政府および政府関連の投資家 — 年金基金や大学基金 — 保険事業体、再保険事業体、銀行、資産運用会社、投資顧問会社、ポートフォリオマネージャー、証券ブローカー・ディーラー、スワップ・ディーラーといった、適切な規制下にある事業体 — 金融活動作業部会 (FATF) 加盟国から、または中央政府により指定されたその他の国から、5年超存続している大学の大学関連基金 	0.10%の運用資産(AUM)
その他のEIF		<ul style="list-style-type: none"> — AUMの0.30%、または — 収入または収益連動型報酬の場合：特定の利回りを超過したファンドから派生した収益の10% — ファンドが、他のファンドマネージャーにファンド管理費を支払った場合：固定費の性質を持つか、ファンドマネージャーに支払われた収入もしくは収益に連動する性質を持つかにかかわらず、流通費を含む運営費によって削減された50%の管理費

13.9. 間接移転に対する課税

インドの所得税法では、インドに所在する資産から実質的に得られた株式または持分の価値について、海外事業体の株式の譲渡により課税されます。インドに所在する資産の価値は、1億インドルピー以上で、インド国外に所在する会社が保有するすべての資産の価値の50%以上に相当する必要があります。この条項は、資産を直接的または間接的に所有するインド国内企業の総議決権／株式資本／持分の5%未満を保有し、かかる企業の経営権または支配権を保有していない投資家を免除します。

- 小規模投資家の為に規定された免除事項の対象となる上記の限度の違反に対して、この規定は適用されません：
 - マスターフィーダーファンド構造
 - ノミニーディストリビューターファンド構造
 - インドにフォーカスしたサブファンドおよび上場ファンド
- 支払人に対する源泉徴収義務など、所得税法におけるその他の規定は個々の法律に従い適用されます
- この規定は、オフショアファンドの合併時、および、かかるファンドの内部再編時に投資家に適用されます
- 1億インドルピーという限度は合理的であるとみなされており、限度を10億インドルピーに増加させる必要はありません
- 当該規定の適用は、所得税法で規定された免除の対象となります。

カテゴリーIのFPI(2019年SEBI(FPI)規制に基づく)は、間接的移転規定から免除されています。インドでの課税対象となるインド内の投資の償還または売却の結果生じたインド国外の株式または持分の償還の場合、間接的移転規定は適用されません。

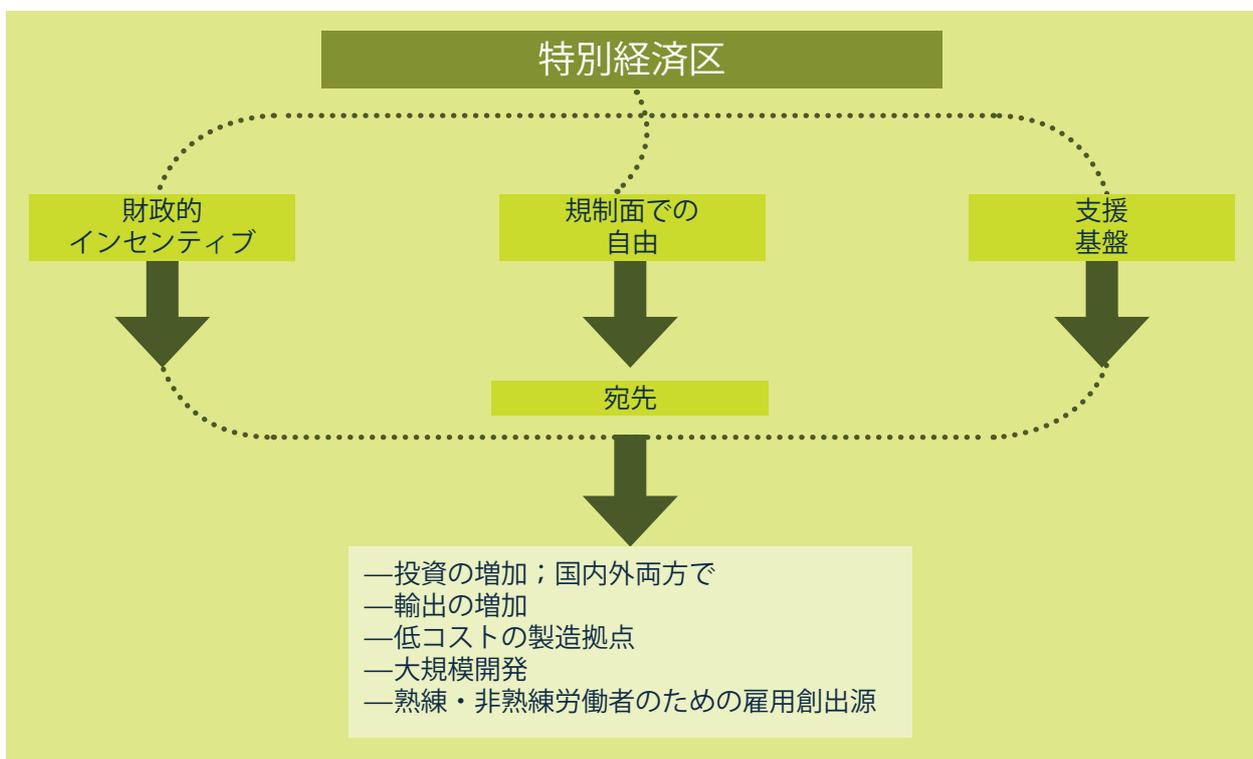
14 グジャラート州国際金融テックシティ (GIFT)

14.1. 背景

GIFTは、国際的にベンチマークとされる金融センターと同等以上になるように設計された、インドで初めての世界的な金融・ITサービスの拠点として開発されました。GIFTシティを設立する目的は、IFSCの開発により、世界的な金融拠点となる世界レベルのスマートシティを開発することです。GIFTシティは、最先端のインフラとインド初の開発の中心となるビジネス拠点です。

プロジェクトを開発し実施するため、Gujarat Urban Development Company Limited (GUDCL) および Infrastructure Leasing & Financial Services Limited (IL&FS) という事業を通じ、グジャラート州政府は、50:50の合弁会社である「Gujarat International Finance Tec-City Company Limited」(GIFTCL) を設立しました

IFSCの事業構造



出典：www.giftgujarat.in

14.2. GIFTのポジショニング

GIFTは、グローバル企業に対して世界レベルのインフラと施設を提供することにより、インドの大規模な金融サービスの可能性に応えることを目指しています。最高品質の生活を提供することで、国内トップの人材を引き付けることを目指しています。

GIFTは50万人の直接雇用、および、576万平方メートルの不動産オフィスと居住空間を必要とする間接雇用と同等のものを提供すると見積もられています

14.3. 国際金融サービスセンター (IFSC)

IFSCは、インドルピー以外の通貨で、現在の規則で許容される範囲で、非居住者および居住者に金融サービスを提供する管轄区域です。

GIFT内のIFSCは、現在、海外の金融機関およびインドの金融機関の海外支店／子会社がインド国外で実施している事業分野を、インド国内に、具体的には、現在の彼らの海外ロケーションと同じエコシステムをもつロケーションとして全ての実用的な目的で指定されたセンター(物理的にはインドの国土上)に誘致することを目指しています。

14.4. GIFT-IFSCに進出するメリット

GIFTのIFSCは、そこに事業拠点を設立している事業体に多くのメリットをもたらすでしょう。メリットの例は以下の通りです。

- 世界の他の金融センターと同等の最先端のインフラ
- 10年間にわたる優遇税制
- 強固な規制および法的環境
- グローバルなベストプラクティス、国際的に認められた法律および規制プロセスに準拠した、完全に透明な事業環境
- 熟練した専門家集団
- 近代的な輸送、通信、インターネットインフラ
- インドで唯一オフショア取引ができる場所

14.5. IFSCを管轄する規則

IFSCの証券市場に関連した金融サービスの促進および規制のための規制枠組みは、以下の規制／ガイドラインおよび法律によって規律されています。

- SEBI – 2015年IFSCガイドライン
- 2015年インド保険規制開発庁(国際金融サービスセンター)規則
- RBI – 2015年外国為替管理(国際金融サービスセンター)規則
- 2005年特別経済区域法

14.6. 規制当局

インド政府は、「完全に発展し、他のオフショア金融センターと競争するための首尾一貫した統合された規制枠組み」を提供する目的で、GIFT内での金融サービスに対する統一された規制当局を設立しました。

IFSC当局は、数ある中でも、議長、RBI、SEBI、IRDAIおよび年金基金規制開発庁(PFRDA)により指名されたメンバーから構成されます。

14.7. IFSC内での商品／許容証券

IFSCで展開している証券取引所は、次の種類の証券および商品を扱います。商品／証券は、外貨で取引されます：

- インド国外に設立された企業の株式
- 預託証券
- 適格発行者が発行し、IFSCに上場されている債券
 - インド外で発行された債券は、かかる債券が、金融活動作業部会 (FATF) の加盟国で、加盟国の居住者により発行されていることを条件として、IFSCの証券取引所に上場することが認められています
 - IFSCでの債券の店頭(OTC)取引が認められています
- 通貨デリバティブおよび金利デリバティブ
 - 為替取引ルピーデリバティブ(外貨で決済)
- 指数ベースデリバティブ
- 商品デリバティブ(FPIは、農産品以外の商品の契約のみ取引を許可されています)
- インド国内で設立された企業の株式のデリバティブ
- SEBIが規定するその他の証券

14.8. GIFT IFSCでユニットを開設できる事業体

- IFSCユニットを開くことが許可された事業体

14.8.1. 銀行セクター—インド準備銀行(RBI)の規制下

- インドの銀行(外国為替の取引を行うことを認可されている、公共部門と民間部門の銀行)
- 自国の規制当局からの必要な規制上の承認があることを条件とする、既にインドに進出している外国銀行

14.8.2. 保険セクター—インド保険規制開発庁(IRDAI)の規制下

- インドの保険会社／再保険会社
 - 外国—保険会社／再保険会社
- 事業体は、元受保険事業または再保険事業で取引を行うために、申請者の支店である国際金融サービスセンター保険事務所(IIO)としてIRDAIでの登録を行う必要があります。
- IIOは元受生命保険事業または元受一般保険事業の取引を行うことを許可されている可能性があります。両方または再保険事業の取引は許可されていません。ただし、IIOは、IRDAIから通知された現行の健康保険規則に基づいて提供される健康保険事業の取引を許可される場合があります

14.8.3. 資本市場—インド証券取引委員会(SEBI)の規制下

- 証券取引所／商品取引所
- 清算機関
- 預託機関
- ブローカー
- 投資顧問
- ポートフォリオマネージャー
- オルタナティブ投資ファンド
- 投資信託

14.8.4. 外国投資家

適格外国投資家 (EFI) と FPI は IFSC での事業展開を許可されています。

- SEBI に登録された FPI で、IFSC での事業展開を希望している者は、追加の書類や事前の承認プロセスを経ることなくこれを行うことができます
- FPI が IFSC に参加する場合、IFSC の公認の証券取引所の取引会員は、インドでの登録手続と口座開設中に、SEBI 登録仲介機関が既に実行した精査プロセスに依拠することができます
- FPI として登録していない EFI が参加する場合、IFSC の公認の証券取引所の取引会員は、EFI の口座開設中に、IFSC での事業展開について RBI が許可している銀行が実行した精査に依拠することができます
- インドの証券市場で現在展開し、IFSC で展開を目指す FPI は、資金と証券の明確な分離を確保することが求められています。FPI は IFSC への参加についてそれぞれの証券保管機関に通知し、証券保管機関は、それぞれの FPI 顧客の本規定遵守をモニタリングします
- 参加は非農業商品のデリバティブ契約に制限されます
- 契約は外国取引所で決定される決済価格につき現金決済されます
- 全ての取引は外国通貨建てで行われます

14.8.5. IFSC で事業展開しているポートフォリオマネージャー、AIF または投資信託は、以下の商品に投資を行うことが許可されています

- IFSC に上場されている証券
- IFSC で設立された企業が発行した証券
インドで設立された企業が発行した証券 (ポートフォリオマネージャー、AIF または投資信託は、FPI ルートを通じてインドに投資するものとします)
- 外国法域に属する企業が発行した証券

14.9. GIFT-IFSC における課税枠組み

- 最低代替税 (MAT) – IFSC ユニットは 9%
- 有価証券取引税 (STT) – なし
- 商品取引税 (STT) – なし
- 配当税 (DDT) – なし
- 長期キャピタルゲイン (LTCG) – なし
- 免税期間 (10 年)
- 社債または海外株式預託証券、インド企業のルピー建て社債、デリバティブは、キャピタル・ゲイン税から免除されます

14.9.1. 免除取引

IFSC の承認済み証券取引所での非居住者による以下の証券の移転は、その対価が外貨による場合は、キャピタルゲイン税から免除されています。

- 債券または国際預託証券
- インド企業のインドルピー建て債券
- デリバティブ
- 外貨建て債券
- 投資信託ユニット
- 事業信託ユニット
- 企業の外貨建て普通株
- オルタナティブ投資ファンドユニット (AIF)

14.10. 利用可能な通貨

IFSCの証券取引所で取引されたすべての契約の決済は全て米ドル建てとなります。

14.11. IFSCで展開している証券取引所

14.11.1. インド外国為替 INX

BSEは、IFSC GIFTシティ・ガンディーナガルに国の最初の国際取引所を設立させました。

この国際取引所は、2016年12月30日にインド証券取引委員会 (SEBI) からの最終承認を得ました。India INXは現在、GIFTシティに設立されたインド初の国際取引所であり、2017年1月9日、ナレンドラ・モディ首相閣下が開始しました。India INXは2017年1月16日から取引を開始しました。

India INXは、海外投資家と在外インド人が世界中のどこからでも取引できるよう、一日22時間稼働しています。

14.11.2. NSE IFSC

NSE IFSCは、グジャラート・インターナショナル・フィナンس・テック (GIFT) シティにあるIFSCでグローバル取引プラットフォームとして開始された証券取引所であるインド国立証券取引所の完全子会社です。

NSE IFSCは、アフマダーバードにあるグジャラート州の企業登録局が発行した2016年11月29日付の設立証明書を取得しました。NSE IFSCは2017年6月6日から取引を開始しました。

14.11.3. IFSCの証券取引所で現在提供されている商品

インドINXとNSE IFSCとの間で、次の商品が現在オファーされています：

- 指数デリバティブ
 - Sensex (BSEのベンチマークインデックス)
 - Nifty (NSEのベンチマークインデックス)
- インドシングル証券デリバティブ
- 債務：
 - 外貨建て債券
 - マサラ債 (オフショアで発行されたインドルピー建て債券)
 - 長期債券
- 商品デリバティブ
 - 貴金属
 - 卑金属
 - エネルギー
- 世界通貨デリバティブ
 - ユーロ / 米ドル
 - 英国ポンド / 米ドル
 - 円 / 米ドル

	指数デリバティブ	株式デリバティブ	商品デリバティブ	通貨デリバティブ
インドINX	✓	✓	✓	✓
NSE IFSC	✓	✓	✓	✓

14.11.4. 取引と決済

INDIA INX および NSE IFSC で執行される取引の清算および決済は、SEBI が発行したガイドラインに従い、また INDIA ICC および INDIA INX の規則、付属定款および規則の規定、並びに、当該事項に関して適宜発行される可能性のあるその他の回状やガイドラインに従って、それぞれの清算組織、即ち INDIA ICC および NSE IFSC CLEARING CORPORATION LIMITED (NICCL) を通じて、清算され決済されるものとして扱われます。

清算と決済は、各清算会員の決済義務に従って多当事者間のネットリングベースで行われるものとします。清算会員は、該当する場合、清算会員として決済を引き受けた者に対して、すべての義務(特に、証拠金の支払、罰金、その他の賦課金ならびに取引会員およびまたそれらの取引会員および証券保管参加者として締結された取引の義務の決済を含みます)に対する責任を負います。

規定プロセスとして、取引会員が行った取引に関するすべての義務は、その取引について清算会員として行動することを引き受けた各清算会員に移転されます。

清算機関による担保の承諾

清算機関は現金および現金同等物(清算機関が適宜決定する主要外貨、定期預金および IFSC にある銀行支店が発行する銀行保証を含む)、外国の預託機関に保管されているインドの証券、流動性のある投資信託や金などの外国の証券は、すべての商品カテゴリーにおいて取引の担保としての資格を満たします。ただし、現金および現金同等物は常に流動資産全体の 50% 以上を占めている必要があります。

14.12. 名義人分離口座構造

名義人分離口座構造は、IFSC において許可されています。外国投資家の注文は、IFSC における証券取引所での取引のために、適格な名義人分離口座プロバイダー(プロバイダー)を通してルーティングできます。

名義人分離口座構造の広範な特徴は以下の通りです。

基準	詳細
名義人分離口座構造をオファーする資格がある企業	次の企業が、プロバイダーとして名義人分離口座構造をオファーするが許可されています： — IFSC にて SEBI に登録されているブローカー — SEBI にカテゴリー I と II に登録されている外国ポートフォリオ投資家 (FPI) — 金融活動作業部会 (FATF) の会員による規制下にある国際証券取引所／清算機関の取引会員／清算会員
プロバイダーの登録	プロバイダーは、最終顧客に名義人分離口座サービスを提供するうえで、IFSC の証券取引所／清算機関に登録している必要があります

基準	詳細
最終顧客の顧客確認 (KYC)	<ul style="list-style-type: none"> — プロバイダーは、名義人分離口座をオファーし顧客を新しく迎える前に、KYCやマネーロンダリング防止 (AML) 遵守など、グローバル基準に従い最終顧客の適切な精査を必ず行うよう求められます — 最終顧客は、単一のプロバイダーにのみ名義人分離口座を開設するものとします。これを厳守し、最終顧客の取引が必ず一社の清算会員を通じてのみ清算され決済されるようにするため、取引主体識別 (LEI) コードを使用することができます — 各最終顧客に、IFSCの証券取引所/清算機関より固有顧客コード (UCC) が割り当てられます
証拠金	<ul style="list-style-type: none"> — 証拠金はプロバイダーの最終顧客レベルで計算されます — 証拠金はプロバイダーで割り戻され、プロバイダーから回収されます
ポジション上限のモニタリング	<p>ポジション上限額は、証券取引所/清算機関が最終顧客レベルでモニタリングを行います</p>
証券取引所の義務	<ul style="list-style-type: none"> — 証券取引所、ブローカーおよびプロバイダーは、要求された場合には、最終顧客のKYCの詳細を含む、プロバイダーによってまたはプロバイダーを通じて提供される、IFSCの証券取引所での取引に関連する情報をSEBIに提供することが求められます — 証券取引所は、2002年マネーロンダリング防止法 (PMLA) および当該法律に基づく規則を、プロバイダーに確実に遵守させるものとします。これには、FPIに適用される限度で中央KYCレジストリ (CKYCR) と共有するKYC情報を把握することが含まれます。

14.13. 重要なリンク

<http://giftgujarat.in/>

<https://www.indiainx.com/>

<https://www.nseifsc.com/>

<http://giftgujarat.in/faq.aspx>

外国投資の促進におけるNSDLの役割

Samar Banwat

外国投資は、インド経済の発展において、中心的な役割を果たしています。1992年の経済自由化に従って、SEBIは、外国機関投資家に対してインドで投資することを許可しました。新興市場であるインドは、経済の解放以来常にFPIの優先目標です。

2014年の外国ポートフォリオ投資家(FPI)制度の開始をもって、NSDLは、FPI制度において重要な役割を果たしてきています。

SEBIはNSDLに、一元化された方法で、FPI登録番号およびFPI認証を生成する権限を付与しました。NSDLは、指定預託参加者(DDP)によるFPIアプリケーション登録のため、一元化されたウェブベースのポータル(FPI Monitor(www.fpi.nsdl.co.in))を開発しました。12000+の日時まで、FPIは、DDPによりNSDL FPIポータルへの登録(現在のアクティブな登録は9820です)が認められています。

2019年SEBI(FPI)規則に基づく改定FPIカテゴリーの導入に従い、NSDLは、約9200FPIを超えるFPIカテゴリーの再カテゴリー化を実施し、そのようなFPIのために改定FPI登録証明を発行しています。

インドでのビジネスのしやすさを向上させるという考えから、SEBIは近年、インド証券取引委員会(SEBI)との外国ポートフォリオ投資家(FPI)登録、所得税部門との恒久税務番号(PAN)、顧客確認(KYC)ならびにインドでの銀行口座およびデマット口座開設に対する申請者用の共通申請様式(CAF)を導入しました。共通申請様式は、FPIとしてインドでの投資を希望する外国人投資家による提出が求められるFPI登録様式A、KYC&銀行口座の口座開設様式およびPAN入手のための様式49AAなどの既存の様々な様式に置き換えられます。政府が通知したように、共通申請様式は、NSDLのウェブサイト上の(FPI Monitor [<https://www.fpi.nsdl.co.in>])で適宜利用可能で、NSDLは、前述の共通申請様式提出のためNSDL ウェブサイト上で、インドの指定預託参加者(DDP)へ申請するFPI申請者のためにオンラインプラットフォームを開発しました。共通申請様式は、FPI申請者が電子的方法で単一様式(インド政府が定めます)に記入をする場所でのシングル・ウィンドウ・クリアランスとしての役割を果たすものとし、所得税部門、KYCならびにインドでの銀行口座およびデマット口座開設からSEBI、PANの登録を得るものとし、NSDLは、NSDL eGovernance Infrastructure Ltd.を通じて所得税部門(ITD)との接続を確立し、NSDL eGovernance Infrastructure Ltd.は、2~3日の期間で、割り当てられるPANをFPIに認めます。

さらに、SEBIによるアドバイスのとおり、NSDLは、DDPを通じてFPIにより提供された出資情報に基づき、同じ投資家グループに属するFPIに関する投資上限（例：10%）を監視しています。NSDLはまた、社債に関する投資上限総額（RBIが定めます）監視し、および債務活用状況は前述のNSDL FPI ウェブサイトに毎日掲載されています。

2018年6月以降、NSDLは、インドの上場会社において、FPI総計、NRI総計および全体の部門上限に関する外国人出資比率上限の監視を開始しました。約2100+の会社が、これらの上限を監視するため、NSDLを指定預託機関として指名しています。FOLの情報は、NSDL FPIウェブサイト毎日掲載されています。そのウェブサイトは、外国人投資家がこれらの上場会社に慎重に投資することを可能にしています。W.E.F.2020年4月1日、FPI上限総額は、部門上限（以前は24%）にまで拡張されており、それ故、インド企業におけるさらなるエクスポージャーを増やしています。

NSDLはまた、SAST開示遵守のみならず、独立FPIに関する投資上限も監視しています。2014年6月1日以降、NSDLは、FPI投資情報をFPIが保有する運用資産(AUC)に沿って、日次およびそれ以外の頻度で公表してきました。

NSDLは、2020年8月31日付で、2000万米ドルの預金口座と共に、2兆6650億米ドル超の資産価値を保有しています。NSDLは、インドにおけるFPI投資の99%の市場占有率を保持しています。

Samar Banwat

エグゼグティブディレクター
インド国立証券預託機関

添 付
1

様式および宣言書

添付 1.1 共通申請様式 (CAF)

(以下にCAFの様式(FPI登録およびPAN発行のためのオンラインデジタル様式)を示します。)

7) Address & Communication Details

a) Registered /Residence Address

Flat/ Room/ Door/ Block No.

Name of Premises/Building/ village

Road/ Street/Lane/ Post Office

Area/ Locality/ Taluka/ Sub-Division

Town/ City/ District

State/Union Territory

Pin Code/ Zip Code Country Name

b) Office Address

Name of Office

Flat/ Room/ Door/ Block No.

Name of Premises/Building/ Village

Road/ Street/Lane/ Post Office

Area/ Locality/ Taluka/ Sub-Division

Town/ City/ District

State/ Union Territory

Pin Code/ Zip Code Country Name

c) Address of Communication/Correspondence Registered/Residence Office (Please tick as applicable)

d) Contact Details:

Sr. No.	Particulars	Registered/Residence			Office		
		Country Code	Area/ STD Code	Number	Country Code	Area/ STD Code	Number
1	Telephone Number:	<input type="text"/>					
2	Mobile Number:	<input type="text"/>					
3	Fax Number:	<input type="text"/>					
4	Email ID:	<input type="text"/>					
5	Website:	<input type="text"/>					

8) Information regarding Ultimate Beneficial Owner (End Natural Person)

- a) Individual Custodian/DDPs may seek additional documentation/ownership details at a lower threshold than prescribed, based on their independent evaluation and risk classification of the respective FPI applicants on the basis of multiple parameters such as home jurisdiction, type of entity, nature of business etc.
- We declare that there is no natural person/individual who are ultimately holding > % beneficial ownership directly/indirectly into the entity as well as on controlling basis for companies, Trust & General Partner / Limited Partnership structure. We therefore provide details of the senior managing official of the FPI as under.
- The list of beneficial owners as per materiality threshold for controlling ownership interest and / or on control basis is provided as under:

Name & Address of the Beneficial Owner (Natural Person)	Date of Birth	Tax Residency Jurisdiction	Nationality	Whether acting alone or together, or through one or more natural person as group with their name & address	BO Group Percentage Shareholding / Capital/Profit Ownership in the FPIs	Tax Residency Number/Social Security Number/Passport Number of BO/ any other Government issued identity document number (example Driving Licence) [Please provide any]
(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

Signature of the Applicant _____

b) Does it have few persons or persons of the same family holding beneficial ownership and control?

Yes No

9) Income details

a) Source of Income: Code for Business / Profession

b) Gross Annual Income (in INR): _____

Net worth (Asset less liabilities) (in INR): _____ as on: _____ (DD/MM/YYYY)

10) Occupation Details:

For Individuals For Non – Individuals

11) Documents submitted as Proof of Identity (POI) and Proof of Address (POA) for KYC

Proof of Identity (POI) Proof of Address (POA)

12) Whether the applicant or the applicant's authorized signatories/ Promoters/ Partners/ Trustees/ Whole Time Directors/Office bearer is

- a) A politically exposed person Yes No
- b) Related to a politically exposed person Yes No

Part B- FPI Registration Information

13) Category of Applicant

Classification of applicant (*please select the most appropriate category. Refer 'Instruction/ guidelines'*)

a) Type of category Name of Sub- Category

b) Investing/ Non- Investing entity (only applicable for Investment Manager)

14) Whether the applicant is seeking registration under Multi Investment Manager(MIM) structure?

Yes No

15) Details of Investment Manager of FPIs which are registered under regulation 5 (a) of SEBI (FPI) Regulations, 2019 (as amended from time to time) or FPI seeking registration under MIM structure

Sr. No.	Name of Investment Manager	SEBI Registration No.

16) Whether the applicant has provided with valid self-certification/ FATCA/ CRS declaration form?

Yes Not Applicable

17) Information pertaining to the compliance officer

Name			
Job Title			
Telephone No.			
E-mail ID	Fax No.		

18) Details of Regulatory authority by which the applicant is regulated (If applicable)

Name			
Country	Web-site		
Registration Number/ Code with Regulator, if any			
Category / Capacity in which the applicant is Regulated			

Signature of the Applicant _____

19) Whether the applicant is coming through Global Custodian? Yes No

If yes, please provide name of Global custodian	
Name of Regulator	
Registration Number/ code with regulator, if any	
Address	

20) Details of the designated depository participant, custodian of securities and designated AD Category I bank appointed

a) Name of the DDP/ Custodian of Securities / Depository Participant

Name	SEBI Registration number
------	--------------------------

b) Details of designated AD category I bank (approved by RBI)

Name of the Bank and Branch	
Address	

21) Disciplinary History

Whether there has been any instance of violation or non-adherence to the securities laws, code of ethics/conduct, code of business rules, for which the applicant or its parent/holding company or associate/or promoter/investment manager may have been subjected to criminal liability or suspended from carrying out its operations or the registration, has been revoked, temporarily or permanently or any regulatory actions that have resulted in temporary or permanent suspension of investment related operations in the applicant's home jurisdiction and has a bearing on obtaining FPI registration for investing in India?

Yes No (If yes, please mention details briefly in below box. For more details, enclose Annexure)

22) Clubbing of Investment Limit

We share common ownership, directly or indirectly, of more than fifty per cent or common control with other FPIs and are not exempt from regulation 22(4). Details of investor group are as below:

Sr. No.	Name of FPI/ ODI subscriber with whom the applicant shares, ownership of more than 50% or common control	If ODI subscriber, please mention the name of dealing FPI	Registration No. of FPI

In case Clubbing of investment limits of FPIs having common control is not being done in case of public retail funds as referred in Regulation 22(4), please provide following details :

Sr.No.	Name of FPI	FPI Registration Number	Name of Common Controlling Person

23) Details of Prior association with Indian securities market

Whether the applicant was anytime associated with Indian securities market as FPI, FII, sub account, QFI or FVCI ? Yes No

Name of the Entity	Registered/ associated as	SEBI Registration No. (if applicable)

Part C- Additional Information for obtaining PAN

24) Whether the applicant already holds PAN If Yes, please mention PAN:_____.

If No, then below mentioned fields will be applicable.

25) Status of Applicant

26) Assessing Officer (AO code)

Area code	AO type	Range code	AO No.

Signature of the Applicant _____

27) **Registration Number (for Company, firms, LLP, etc.) (Not applicable to Individuals)**

28) **Representative or Agent of the Applicant in India**

Full Name (Full expanded name: initial are not permitted)

Please select title, as applicable Shri/Mr. Smt/Mrs. Kumari/Ms. M/s

Last Name/Surname

First Name

Middle Name

Address

Flat/ Room/ Door/ Block No.

Name of Premises/Building/ Village

Road/ Street/Lane/ Post Office

Area/ Locality/ Taluka/ Sub-Division

Town/ City/ District

State/ Union Territory

Pin Code/ Zip Code

29) **In case of a Public company, whether listed on a Stock Exchange**

Yes No If yes, then indicate name of the Stock Exchange: _____

30) **Is the entity involved/ providing any of the following services**

Foreign exchange, Money Changer Services Yes No

Gaming/ Gambling/ Lottery services (Casinos and Betting Syndicates) Yes No

Money Lending, Pawning Yes No

31) **Documents submitted as a proof of Identity (POI) & Proof of Address (POA) for PAN**

I/ We have enclosed as a proof of Identity, as proof of address, & as mandatory certified documents [please refer to the instructions (as specified in Rule 114 of I.T. Rules, 1962) for list of mandatory certified documents to be submitted as applicable]

Part D – Additional Information Applicable Only for Individuals

32) **Gender:**

33) **Marital Status:**

34) **Citizenship Status:**

In case of Foreigner, country of citizenship :

35) **Details of Parents: (Applicable only for individual applicants)**

Whether mother is a single parent and you wish to apply for PAN by furnishing the name of your mother only?

Yes No (please tick as applicable)

If yes, please fill in the mother's name in the appropriate space provide below.

Father's Name (Mandatory except where mother is a single parent and PAN is applied by furnishing the name of mother onl

Last Name/Surname

First Name

Middle Name

Mother's Name (optional except where mother is a single parent and PAN is applied by furnishing the name of mother only)

Last Name/Surname

First Name

Middle Name

Select the name of either father or mother which you may like to be printed on PAN card (Select one only)

Father's Name **Mother's Name (please tick as applicable)**

(In case no option is provided then PAN card will be issued with father's name except where mother is single parent and you wish to apply for pan by furnishing name of the mother only)

Signature of the Applicant _____

36) Spouse Name

--

PART E: Depository & Bank Account Opening**37) Details To Be Obtained For Opening Depository Account****a) Authorisation**

I/We hereby request Depository Participant viz., _____ (Name of the DP) to open Depository account in my/our name as mentioned in the application form.

OR

I/We is/are non-investing FPI and do not wish to open Depository Account.

b) Mode of Operation for Sole/First Holder (in case of joint holdings, all the holders must sign) [applicable to Non-individuals]

<input type="checkbox"/>	Any one single	
<input type="checkbox"/>	Jointly by	
<input type="checkbox"/>	As per resolution	
<input type="checkbox"/>	Others (please specify)	

38) Bank Account Information:

I/We hereby request to open Special Non Resident Rupee Account (SNRA) in my/our name.

OR

I/We is/are non-investing FPI and do not wish to open Bank Account.

PART- F (Declaration & Undertaking)**Declaration and Undertaking**

I/We _____, the applicant, in the capacity of _____ do hereby declare that what is stated in the aforesaid application form (including the enclosed documents/annexures) is complete and true to the best of my/our information and belief. I/we undertake to inform you of any changes therein, immediately. In case any of the above information is found to be false or untrue or misleading or misrepresenting, I am/we are aware that I/we may be held liable for it. I/we hereby apply for registration as Foreign Portfolio Investor ("FPI") in accordance with the Securities and Exchange Board of India (Foreign Portfolio Investors) Regulations, 2019, obtain Permanent Account Number (PAN) from Income Tax Department of India and open Depository Account & Bank Account (if applicable). Further, I/We have read and understood the Securities and Exchange Board of India (Foreign Portfolio Investors) Regulations, 2019, circulars issued thereunder, its operating guidelines, reply to frequently asked questions on FPI regime provided by SEBI and shall abide with any other terms and conditions specified by SEBI from time to time. I/We hereby declare that I/we fulfill the eligibility criteria under the FPI Regulations and I/we am/are eligible to register as a FPI. Further, I/we hereby declare that I/we do not hold PAN issued by Income Tax Department currently and shall be liable for penalty of Rs. 10,000/- as per provision of section 272(B) of Income Tax Act, 1961 for possession of more than one PAN.

Place _____ Date: _____

For and on behalf of applicant

Signature of Authorized Signatory	
Name	
Designation (not applicable to individual persons)	
Date	DD/MM/YYYY

Signature / Left Thumb Impression of Applicant (Inside the box)

Signature of the Applicant _____

FOR OFFICE USE ONLY

Name of Depository Participant			
Address of Depository Participant			
DP ID		Client ID	

Applicant Bank Account Information (To be captured in the depository system)

1)	Bank account type- Others - SNRA _____												
2)	Bank Account Number												
3)	Bank Name												
4)	Branch Address												
		City/town/village					PIN Code						
		State					Country						
5)	MICR Code												

Documents Received Risk Category

IN PERSON VERIFICATION CARRIED OUT BY

Identity Verification: Done Date:

Emp. Name _____ Emp. Code _____

Emp. Designation _____ Emp. Branch _____

Signature

INSTITUTION DETAILS

Name _____
Code _____

(Institution Stamp)

添付1.2. CAFの別紙

I 宣言書および約束事項

1. 私／私たちは、既存のインドの法律、ルール、規則(2019年SEBI(FPI)規則を含みます)、預託機関および預託参加者規則、回状、発行されたガイドラインに従って制定された1999年FEMA法およびルール&規則を読み、かつ理解し、かつ私／私たちは、FPIとしての私／私たちの活動に関連して、SEBI、RBI、預託機関またはその他の規制者が随時定めたその他の条件を常に遵守し、従うものとします。
2. 私／私たちは、2002年マネーロンダリング防止法、ならびにそれに従って規定されるルールおよび規則、FATF基準、上記要件に従ってSEBI、RBIまたはその他の規制機関が適宜発行する回状の遵守を保証するために、お客様により要求された追加情報／書類(SEBIおよびRBIにより免除されたKYC書類を含みます)／宣言書および誓約書／規制者からの要求／法執行機関／遅滞なき交換を提供することを引き受けます
3. 私／私たちは、法律その他の準拠法の規定に基づき、インド証券取引委員会、インド準備銀行、または、その他のすべての規制当局が適宜発行する可能性のある業務上の指示／指令に従うことを誓約します
4. 私／私たちは、「実質所有者および預託機関参加者の権利と義務」という書類の控えを受領したことを認めます
5. 私たちは証券保管機関に対し、代理人(PoA)を通じて当該口座を扱う権限を付与し、自動的に私たちの口座に入金を受けることを了承しません
6. 該当する場合、私たちは、電子様式にて決算報告書を送信する権限を証券保管機関に付与し、私たちは、eメールアカウントのパスワードの機密性を確保します
7. 私たちは、金銭的な企業利益収集、その他私たちを代理して行う類似活動の目的で、預託プラットフォームにおける適切な自己計算取引勘定詳細を維持する権限を証券保管機関に付与します

II 追加情報

1. インドで(カテゴリーIのみに適用される)基礎となるデリバティブを含むODIを防ぐ目的での個別の登録ですか?
 はい いいえ
2. 分離されたポートフォリオが、申請者の各サブファンドまたは種類株式／相当する構成のために維持されている場合、当該サブファンドまたは種類株式／相当する構成の名称は、インドでの投資を意図します。

シリアル番号	サブファンドまたは種類株式／相当する構成の名称は、インドでの投資を意図します。

(インドで投資するファンド／サブファンド／種類株式／相当する構成毎において、BOの宣言が要求されます)

3. 2019年SEBI(FPI)規則(随時改正)5(a)(v)(B)に基づいて登録されたカテゴリーIの適格な事業体の詳細

事業体の名称	国	規制5(a)による事業体の種類

4. 銀行または子会社の銀行宣言

- 私たちは、銀行でも銀行の子会社でもありません
- 私たちは、銀行または銀行の子会社であり、および私たち／グループ会社は支店または代表事務所をインドに有しています

事業体の名称

- 私たちは、銀行または銀行の子会社であり、および私たち／グループ会社は支店または代表事務所をインドに有していません

5. 在外インド人 (NRI)、および／または、インド海外市民 (OCI)、および／または、在住インド人 (RI) 宣言 (規則 5(a)(i) に基づき登録しようとする事業体には適用されません)

セクション A – NRI/OCI/RI – 支配：

1. FPI に対して支配を及ぼす NRI/OCI/RI はいません
または
 NRI/OCI/RI は私たちに支配を及ぼし、私たちは次の通り確認します。即ち、私たちは、登録日より二年以内に、言及されている 適格性条件を満たします。
または
2. 申請者は、NRI/OCI/RI により同様に支配されている投資マネージャーに支配されていません。
または
 NRI/OCI/RI が支配する投資マネージャー (IM) は申請者が支配しており、当該 IM は次の通りです：
 適切に規制され且つ投資していない FPI として SEBI に登録されています。または
 インド法に基づき設立され／創設され、かつ適正に SEBI に登録されています。
または
3. 私たちは非投資 FPI であり、NRI/OCI/RI により、直接的または間接的に完全に所有され、および／または支配されています。
または
4. 私たちは、1996 年 SEBI (投資信託) 規則上の無異議証明書が SEBI より提出されているオフショアファンドです

セクション B – II : NRI/OCI/RI – FPI 受権資格

1. 私たちは、FPI に代理権授与者／投資家である NRI/OCI/RI は存在しないことを確認します
または
2. 私たちは、次の通り確認します。即ち、FPI における投資家としての NRI/OCI/RI* および単独の NRI/OCI/RI の拠出 (NRI/OCI/RI が管理している投資顧問会社のものを含みます) が、FPI の元本の 25% 未満、且つ累計が FPI の元本の 50% 未満であります
*説明：インド準備銀行により承認された自由化送金スキーム (LRS) を通じてなされた、在住インド人の私たちのファンドにおける拠出 (もしあれば)、および私たちのインドエクスポージャーは 50% 未満です。
または
3. FPI における NRI/OCI/RI による投資は、上記条件を満たしておらず、私たちは登録日より、二年以内に条件を満たすことを確認します。

または

4. セクションAおよびBに規定された上記制限／条件のいずれも、私たちに妥当しません。何故なら私たちは、私たちのFPI登録を通じて、インドの投資信託にのみ投資しており、今後も投資するからです。

6. 顧客を代理して投資を引受ける申請者

(規則5(b)(vii)に基づき登録しようとする事業体にのみ適用されます)

- i. 顧客は、個人および／またはファミリーオフィスです
- ii. 顧客は、FPIとして登録の資格があり、第三者を代理して取引はしません
- iii. SEBIにより規定された該当するKYCは、顧客で履行されています。
- iv. 顧客に関する投資家の完全な詳細は以下のとおりで、私たちは、次月末までに四半期ベースでDDPに同様のものを提供するものとします

顧客の詳細				
シリアル番号	名前	国	所在地	種類(個人／ファミリーオフィス)

7. FPIは、代理人がKYC情報をダウンロードすることを許可する前に、KRAが同意を求めることを希望しますか

はい いいえ

はいの場合、下記の情報を教えてください

FPIの正式代表者の名前(任意)	
EメールID 1(必須)	
EメールID 2(任意)	
EメールID 3(任意)	
携帯電話番号(任意)	

8. 様式への正式署名者／FPI申請者の経営陣に関する情報

シリアル番号	名前	申請者との関係(例：取締役、正式署名者など)	恒久納税者番号(該当する場合)	国籍／居住国	生年月日(日／月／年)	居住地住所／登録住所	政府発行に係る本人特定書類番号(例：運転免許証)
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
1.							

コラム#6、7&8は、カテゴリーIIのFPIだけでなく、サブカテゴリー5(b)(i)vizを有するカテゴリーIのFPIにも適用されません。カテゴリーIのFPIとして適格ではない、適切な規制下にあるファンド。

9. 中間の重要な株主／所有者事業体に関する情報
(SEBIが随時発行した回状により受益所有者詳細を決定するため)

a) 所有権または資格をベースとした詳細：

私たちは次のとおり宣言します。即ち、株式／ユニット、経済的利益に参加する等(単一または複数事業体を通じて保有された直接／間接の累積的保有を含みます)を通じて、所有権／資格の \geq %を保有する事業体は存在しません。

または

株式／ユニット、経済的利益に参加する等(単一または複数事業体を通じて保有された直接／間接の累積的保有を含みます)を通じて、所有権／資格の \geq %を保有する事業体の詳細：

実質所有者の名称	直接／間接の出資	FPIの株式等を保有している単一(複数)事業体の名称	設立国／国籍	申請者が保有する出資比率	個人／非個人

b) 支配による実質所有者：

私たちは次のとおり宣言します。即ち、投票権、合意、取決め等のような手段を通じて統制する事業体は存在しません。

または

統制している事業体の詳細は、以下のとおりです：

実質所有者の名称	支配の方法(もしあれば支配が行われる仲介構造の名称の詳細を記入してください)	設立国／国籍	申請者に対する支配の割合(妥当な場合)	個人／非個人

日付：

申請者の名称：

(申請者の署名欄)

権限を付与された人物の署名

III 該当する規制5(a)(iv)(ii)または5(a)(v)(a)に基づく投資マネージャーからの誓約

私たちは()、投資マネージャーであり、()ファンドの投資活動に対して責任を負います。私たちは、次のとおり誓約いたします。即ち、私たちは、(申請者の名称)の全ての作為および不作為についての責任を負い、および2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規制に基づいて、彼らが行ったその他の行為および事柄につき責任を負います。私たちは、2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則に従い、カテゴリーIのFPIに適用される資格要件を今後も満たします。

場所：

日付：

(署名欄)

権限を付与された人物の署名

IV 規則5(a)(v)(b)に基づく適格カテゴリーI事業者からの宣誓

私たちは()、次のとおり誓約いたします。即ち、私たちは、(申請者の名称)の全ての作為および不作為についての責任を負い、および2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規制に基づいて、彼らが行ったその他の行為および事柄につき責任を負います。私たちは、2019年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則に従い、カテゴリーIのFPIに適用される資格要件を今後も満たします。

場所：

日付：

(署名欄)

権限を付与された人物の署名

添付 2

書類およびガイダンス

添付 2.1 FPI登録に必要な書類

FPI登録申請書類		
DDPへの申請 含まれる登録付与用 申請様式	共通申請様式 (CAF) CAFは、NSDLのFPIポータル上オンライン(下記リンク) で管理されたデジタル様式です。 (https://www.fpi.nsdl.co.in/web/HomePage/caf_landing.html)	添付 1.1 を参照
	CAFの添付	添付 1.2 を参照
	CAFポータルのためのユーザー登録	添付 1.3 を参照
ガイダンス・ノート	CAFへのアクセスおよびその提出	添付 2.2 を参照
	CAF : Part A – KYC 情報	添付 2.3 を参照
	CAF : Part B – FPI登録情報	添付 2.4 を参照
	CAF : Part C – PAN入手に必要な追加情報	添付 2.5 を参照
	CAF : Part D – 個人にのみ適用可能な追加情報	添付 2.6 を参照
	CAF : Part E – 預金および銀行口座開設	添付 2.7 を参照
	CAF : Part F – 宣言書および誓約書	添付 2.8 を参照
追加登録書類	これらの書類は、FPI登録申請の一部となっています。	添付 2.9 を参照

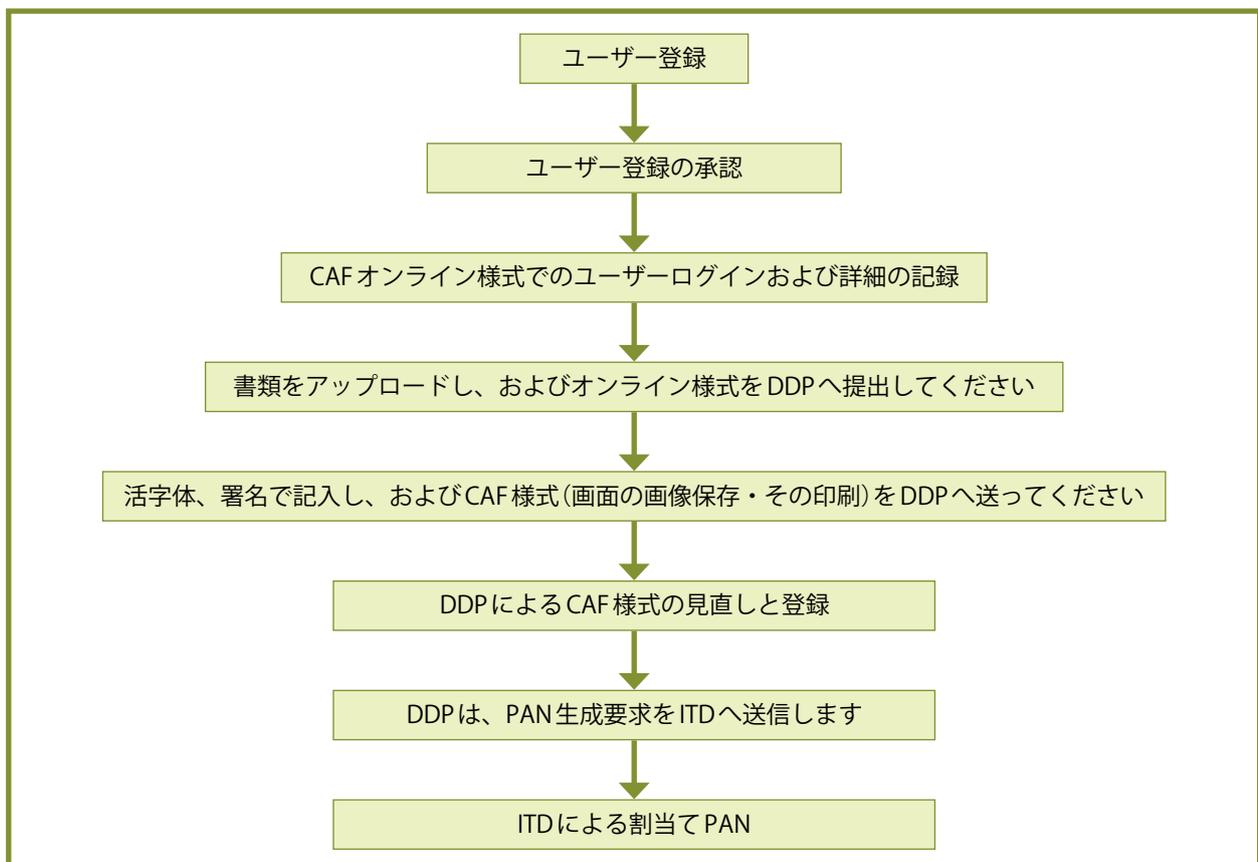
FPI登録の更新		
登録継続	登録を継続するには、FPIは、登録の有効期限が満了する15日前に以下のものを提出しなければいけません <ul style="list-style-type: none"> — FPI登録更新のカバーレター — 手数料(登録しているカテゴリーに従う) — 以前SEBI/DDPに提出された情報に変更がある場合は、宣言書 — 情報に変更が生じた場合、変更に関してお知らせし、該当する場合は、追加情報および関係書類を提出してください 	
監督機関の承認	SEBIの代理でDDPが発行	
KYC書類		
その他KYC書類要件	KYC完了および口座開設のための補足書類	第6章参照

添付 2.2 CAFへのアクセスおよび提出のためのガイダンス・ノート

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
1	ウェブリンク	https://www.fpi.nsdl.co.in/web/HomePage/caf_landing.html
2	ユーザー登録/ログイン	新規ユーザーは、新規登録をする必要があります。既存ユーザーは、ログインするために既存のログイン認証情報を使用することができます
2.1	登録	今すぐ登録をクリックしてください。
2.2	次の者としてユーザー登録	FPI申請者が直接に申請する場合、申請者は、FPI申請者として登録されることを選択します。Global Custodian (GC)がFPI申請者の代理人として申請をする場合、ユーザーは、Global Custodianとして登録されます。
2.3	住所およびコミュニケーション詳細	住所およびコミュニケーション詳細を提供するために、ユーザーとして登録しようとしているFPI申請者/GC 赤いアスタリスク(*)マーク欄は必須事項です。 <ul style="list-style-type: none"> — ユーザーの住所 — 居住する市 — 州(該当する場合) — 郵便番号(または住所に相当する郵便番号) — 国 — 国別コード-国のISD呼び出しコード — 地域/STDコード-国別コード内の地域呼び出しコード(該当する場合) — 携帯電話(ハンドフォン)/電話番号
2.4	ログイン認証情報	<ul style="list-style-type: none"> — 電子メールID-ユーザーIDとして扱われます — パスワード-ログインするための希望パスワード — キャプチャ(画像認証などの自動生成テスト)

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
2.5	情報見直し	保存をクリック後、次にポップアップが現れます 閉じる つまり、(x)をクリックする その後、情報を見直します 保存をクリックして次へ。
2.5	電子メールID確認	— 確認コードが当該電子メールIDへ送られてきます (ユーザー認証セクションに入力) — 確認IDを入力して、確認コードをクリックします
2.6	DDPの選択	— 一旦正しいコードが入力されると、当該ポータルは、指定の預託機関参加者を選択するよう促します — DDPを選択してください — ポップアップが、DDPとして選択されたDDPと共に、ユーザー設定の確認を求めます
2.7	DDP承認	— DDPを選択してください — ポップアップが、DDPとして選択されたDDPと共に、ユーザー設定の確認を求めます。ユーザーは、自身が選択したDDPによる承認に従って設定されます — 一旦DDPにより承認されると、ユーザーは、FPI申請を提出するために当該ポータルへログインすることができます

FPI申請流れ図



添付 2.3 共通申請様式のためのガイダンス・ノート

このガイダンス・ノートは、Deutsche Bank Indiaが作成したもので、共通申請様式(CAF。これは全ての新規FPI登録に適用されます)に、外国投資家が分かりやすく記載できることを目的としたものです。

共通申請様式の欄のガイダンス・ノート：

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
Part A	KYC 情報	
1.	申請者の名称	申請者は、設立書類に記載されているのと同じ名称を記入する必要があります。(母国で登録されているとおりに) 詳細はPOAに合致していなければなりません。 個人は提供された立場に従って詳細を記入します。 非個人は、最初の行(姓)から始まる名前を記入することができ、後続の行に連続して記入することができます。つまり、三つの行を単一の連続する行として扱います。「プライベート限定」のような言葉の省略様式は使用すべきではありません
2.	名前の省略(PANカードに記入するための)	申請者は、最大75文字でPANカードに表示されるより好ましい名前を記入する必要があります。
3.	かつて別の名前で知られていましたか？	申請が「はい」を選択した場合、以前の名前の詳細を提供することが必須です。この欄は、特殊文字や数字を受け付けませんので、顧客はそれに応じて名前を記入します。
4a.	生年月日／設立日／創業日／成立日	申請者は、申請者が法人化または設立された日付を知らせる必要があります。 日／月／年の形式で日付を記載します
4b.	事業開始日	申請者は、事業が、法人設立後に開始された日付を知らせる必要があります。 日／月／年の形式で日付を記載します
5.	出生／設立／創業／成立の国および地域 外国個人申請者の場合、申請者の国籍とパスポート番号を記載してください	申請者は、申請者が設立または創設された場所を提供する必要があります。およびその国をドロップ・ダウン・リストから選択する必要があります。 個人の申請者は、国籍とパスポート番号を記載する必要があります。法人顧客は「N.A.」と記載して構いません。
6a.	取引主体識別者	申請者は、グローバル取引主体識別財団(GLEIF)が認可したローカルオペレーティングユニット(LOU)により発行された取引主体識別者コードを提供する必要があります。取引主体識別者はインド市場での国債取引、金融市場および外国為替市場においては必須です。
6b	税務居住者証明番号	FPI申請者は税務居住者証明番号を提供し、ドロップ・ダウン・リストから税務居住国を選択します

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
7	KYC情報(住所およびコミュニケーション詳細)	
7a, 7b および 7c	申請者の住所	申請者は、登録した住所と事務所所在地を記入する必要があります(登録住所と異なる場合)。各欄には25文字の文字制限があります。国は、備え付けドロップ・ダウン・リストから選択されます。 申請者はまた、適切なチェックボックスにチェックを入れることによって、コミュニケーションに用いる住所を表示する必要があります 詳細はPOAに合致していなければなりません。
7d.	電話番号	— 申請者は、登録住所/所在地および事務所所在地の電話番号を提供します — 国別コード—国のISD呼び出しコード 例：インドは、+91 — 地域/STDコード—国別コード内の地域呼び出しコード(該当する場合)例：ムンバイは22 — 電話番号 — 携帯電話(ハンドフォン)—非個人顧客は任意 — ファックス番号
7d.	EメールID	申請者は、電子メールIDを提供する必要があります。電子メールID欄には40文字の文字制限があります。
7d.	ウェブサイト	申請者は、申請用に保守されているウェブサイトのURLを提供します(利用できる場合)。
8	最終的実質所有者に関する情報(最終の自然人)	
8a.	経済的所有または管理に基づきBOを特定する	FPIにより特定された受益的所有者このことは、次に基きます： — PMLA規則の規則9に基づき定義された重要性基準または「高リスク管轄」の重要性基準が10%より低い場合 — 支配 重要性基準/支配で特定される受益的所有者がいない場合、申請者は、関連するチェックボックスにチェックを入れることで上級管理職の詳細を提供します。重要性基準は、ドロップ・ダウンから選択することで表示され適用されます
8a.	所有権または資格をベースとした詳細	上記で特定された受益的所有者の詳細。この表のすべての情報は必須です。 コラム番号8で要求される詳細は、サブカテゴリー(5)(b)(i)を持つカテゴリーIIの申請者だけでなく、カテゴリーIの申請者にも免除されます—適切に規制されたファンドはカテゴリーIのFPIとして適格ではありません
8b.	家族持ち株	申請者は、同じ家族の複数構成員が申請者の受益的所有権または支配を保有しているかを表示します

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
9.	収入詳細	
9a.	収入源	申請者の収入源はドロップ・ダウンから選択してください。申請者は、複数選択肢を選択することができます(該当する場合)。収入源は、次のものである可能性があります <ul style="list-style-type: none"> — 給料 — 資本利得 — 事業／専門職からの収入 — 収入なし — その他の収入源からの収入 — 家の資産からの収入
9a.	事業／専門職のコード	収入が事業および専門職からのものであると明言されている場合に記入します。 申請者の事業／専門職のコードはドロップダウンメニューから選択してください。 下記(このガイダンス・ノードの最後に)に記載されたコードおよび事業／専門職の表
9b.	年間総収入	申請者は、INR支払いで年間総収入を提供します
9b.	最新の利用可能なINRの純資産 申請日から一年を経過することはできません；日時を教えてください	申請者は、申請者の純資産および純資産が記載されている日付を提供する必要があります。純資産は申請日から一年を経過することはできません
10.	職業詳細	提供される申請者の職業ドロップ・ダウンリストから選択します。当該リストは、このガイダンス・ノートの最後で下に掲載されます 個人申請者および非個人申請者のために提供された別のメニュー適切なリストから選択する申請者
11.	書類	
11.	提出済み身元証明書	申請者は、ドロップ・ダウンリストから提出される身元証明書を選択します。 リストは、このガイダンス・ノートの最後で下に掲載されます
11.	提出済み住所の証明	申請者は、ドロップ・ダウンリストから提出される身元証明書を選択します。 当該リストは、このガイダンス・ノートの最後の下に掲載されます

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
12	重要な公的地位を有する者	
12	申請者または申請者の正式署名者／後援者／パートナー／財産管理人／常勤取締役／役員が次の者であるかどうか <ul style="list-style-type: none"> — 重要な公的地位を有する者 — 重要な公的地位を有する者と親戚関係にある 	申請者は、申請者の正式署名者／後援者／パートナー／財産管理人／常勤取締役／役員が重要な公的地位を有するものであるか、重要な公的地位を有する者と親戚関係にあるかを示す必要があります

事業および専門職のコードリスト

コード	事業／専門職	コード	事業／専門職
01	医療従事者および医療事業	11	映画、テレビおよびその他の娯楽
02	エンジニアリング	12	インフォメーションテクノロジー (IT)
03	建築	13	工事施工者および開発者
04	会計士／経理	14	証券取引所の会員、株式仲介者および下請け仲介者
05	室内装飾	15	演劇の上演および聖地巡礼の旅の遂行
06	技術コンサルタント	16	船、ホバークラフト、飛行機またはヘリコプターの操縦
07	会社秘書	17	タクシー、大型トラック、トラック、バスその他の商業用乗り物の定期運行
08	法廷弁護士および事務弁護士	18	馬の所有者または騎手
09	政府請負業者	19	映画館その他の劇場
10	保険代理人	20	その他

職業詳細リスト

個人	非個人
サービス－私的部門	非公開会社 (R)
サービス－公的部門	公開会社 (U)
サービス－政府サービス	法人 (D)
事業	金融機関 (S)
専門職	非政府組織 (N)
農業専門家	慈善団体 (C)
退職者	
主婦	
学生	
その他	

身元証明書リスト

個人	非個人
A-パスポート番号(明記されたパスポートの有効期限)	設立／成立証明書
B-投票者IDカード	登録証明書
C-写真付きPANカード	社団の定款の覚書／組合規約証書／信託証書／設立趣意書／基本合意所の提供またはそれらに相当する文書
D-運転免許証番号(明記された有効期限)	
F-NREGA ジョブカード	
その他	

身元証明書リスト

個人	非個人
パスポート番号	設立／成立証明書
運転免許証	登録証明書
投票者IDカード	住所を記載した、FPIによる証券保管機関への代理権(公証された／付箋証明または公印確認)
NREGA ジョブカード	過去2ヶ月以内の公共料金料(固定電話／電気)
その他	過去3ヶ月以内の銀行口座明細書

添付 2.4 Part B – FPI登録情報

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
13.	申請者のカテゴリー	
13a.	カテゴリーの種類(I/II) およびサブカテゴリー	申請者は、最も当てはまるカテゴリーおよびサブカテゴリーをドロップ・ダウンリストから選んでください。 <ul style="list-style-type: none"> — カテゴリー：カテゴリーIまたはカテゴリーII — サブカテゴリー：政府系ファンド、保険、会社など カテゴリー分類の決定は重要で、その後の書類要件や下流部門の業務規則に影響を与えます。申請者には、選択したカテゴリーに申請を行う前に、十分検討を行うことが求められます。申請者は、カテゴリーを指定する欄に、関連する事業体の種類を選択する必要があります。例えば、政府系ファンドとして事業を展開している申請者の場合、「カテゴリーI」欄に「政府系ファンド」と記載します。
13b.	投資事業体／非投資事業体	事業体が投資事業体か非投資事業体かを選択する申請者 非投資事業体は、投資マネージャーのサブカテゴリーに基づくFPIの許可を求める申請者にのみ適用されます。

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
14.	申請者が、マルチ投資マネージャー(MIM)構造に基づく登録を試みていますか？	申請者がマルチ管理構造を有する場合、本セクションでは、「はい」を選択してください 独立の申請者の場合、「いいえ」を選択してください。
15.	該当する場合、またはFPIがMIM構造に基づき登録を試みている場合、2019年、SEBI(FPI)規制(随時改正)5(a)に基づき登録されているFPI投資マネージャーに関する詳細	カテゴリー1投資マネージャーを支援する申請者が登録を求めると、投資マネージャーの詳細を提供するFPI申請者は、カテゴリー1として登録されます。 マルチマネージャー構造に基づき登録を求めると、申請者には同様のものが適用されます。たとえば、2.3で「はい」を選択した場合
16.	自己申告の/FATCAの/CRSの宣誓書様式？	
16.	申請者が有効な自己申告の/FATCAの/CRSの宣誓書様式を提供していますか？	有効な自己申告の/FATCAの/CRSの宣誓書が提出されているかを表示する申請者。デマット口座を開設することは外国人投資家の義務です。
17.	コンプライアンス責任者	
17.	コンプライアンス責任者に関する情報	申請者は、電話番号および電子メールIDを含む、申請者の規制遵守に責任を持つ人物の完全な詳細を記載する必要があります。 コンプライアンス・責任者とは、現地の規制当局および/またはDDPからの公式な連絡のための主要連絡先のことです。
18	申請者の規制当局の詳細	
	名前および国	申請者は、自身に適用される国および規制機関のウェブサイトに沿って、規制当局の名称を記載する必要があります。ここでは、適切な規制当局とは、証券市場規制機関、または中央銀行(銀行が申請する場合)のいずれかとなります。
	登録番号/コード(もしあれば)	申請者は、監督機関との登録番号を記入する必要があります。
	カテゴリー/申請者を規制する能力	申請者は、地方の規制当局により規制される能力/カテゴリーを記載する必要があります

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
19.	グローバル・カストディアン (GC)	
	申請者がグローバル・カストディアンを経由しているかどうか	申請者は、申請者がGCを経由しているかを表示します。
	GCの詳細	申請者がGCを経由している場合、GCの次の詳細を提供してください： <ul style="list-style-type: none"> — GCの名称 — GCの監督機関 — 監督機関とのGCの登録番号 — GCの所在地
20.	国内の証券保管機関および銀行業者	
	証券保管機関	申請者は、証券保管機関のSEBI登録番号と共に、指定された国内の証券保管機関／DDPの詳細を提供します
	正規取扱者カテゴリー-I (AD Cat-I) 銀行	FPIは、RBIにより認定されたAD Cat-I銀行と共に、外貨口座および特別非居住者ルピー口座を開設することが許可されています。申請者は、銀行およびその支店名ならびにその所在地を提供します
21.	懲戒履歴	
	証券法、倫理規範、行動規範、事業規則コードの違反もしくは不遵守を理由として、申請者、申請者の親会社／持株会社や関連会社が、経済的責任もしくは刑事責任を負い、またはその事業運営や登録を一時的に停止されたこと、或いは登録が一時的か恒久的に取り消された事例の有無。 (あり／なし)	「あり」の場合、添付書類に詳細をご記入ください。 申請者は、該当する場合に「はい」または「いいえ」にチェックを入れてください

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
22.	投資上限の出資	
	投資上限の出資は、50%超の共同支配または共有に起因して適用することができません	FPIは、そのグループの一部として、またFPIとして申請書を登録または提出したグループの一部として、50%を超える普通株式保有/受益的所有権/共同支配/受益権を保有(直接的または間接的を問いません)する事業体全てに関する詳細な情報を提供しなければいけません。 <ul style="list-style-type: none"> — 共通の受益的所有者は、次に基づき特定されるものとします — 株式保有 — 投票権 FPI全体で、50%超過の、その他の方式の支配(ある場合) 以下の表—申請者が公共小売りファンドであり、共同で支配している場合、彼らは、出資から適切な詳細を提供し、および出資からの免除を求めることができます。
23.	インドの証券市場との関わりに関する詳細	
	申請者が過去の何れかの時に、FPI、FII、サブ・アカウント、QFIまたはFVCIとして、インド証券市場と関係していた事実の有無(あり/なし)	「あり」の場合、提供されている表に詳細を記載してください 適切なものとして「はい」または「いいえ」を選択してください。 「はい」の場合、以下の情報を提供してください <ul style="list-style-type: none"> — SEBIに以前に登録された事業体の名称 — FPI、FII、サブ・アカウント、QFIまたはFVCIのいずれかとして登録された — 以前に登録された事業体のSEBI登録番号

添付 2.5 Part C – PAN入手に必要な追加情報

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
	現在のPANの状況	
24.	申請者が既にPANを保有しているかどうか	申請者は、ドロップ・ダウンリストから適切な対応を選んでください。 「はい」の場合、提供されたスペースに番号を記載してください。当該場合、残存するPart Cは記入する必要はありません。 「いいえ」の場合、Part Cの残りに記入する必要があります
	新規PANの申請者—顧客の税務代理人と相談して完了してください。	
25.	申請者の状況	申請者は、次の選択肢の中で、ドロップ・ダウンリストから選択します： <ul style="list-style-type: none"> — 個人 — 会社 — LLPを含むパートナーシップ会社 — 政府 — 信託 — 個々人の組織 — 地方自治体 — 法人 — 多数人の結合体 — 有限責任事業組合

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
26.	査定官	顧客は、現地の税務担当者と協議して、適切なアクセスコードに言及します。
27	登録番号	会社のような法人格のある事業体に適用することができ、その事業体は、居住国の政府当局（例：法人登記官）に登録する必要があります
28.	インドの申請者の代表者または代理人	1961年インド所得税法の160節は、査定人が代表の被査定人を通じて代表することを許可しています。 提供される代表の被査定人の詳細（例：FPI申請者により指定される税務代理人） 身元証明および住所証明もまた代表の被査定人のために必要となります。
29.	上場の状況	申請者は、事業体が証券取引所で上場されているか否かを表示してください。上場されている場合、証券取引所の名称を提供してください
30.	次のサービスを含む／提供する事業体ですか — 外国為替、両替サービス — ゲーム／ギャンブル／宝くじサービス（カジノおよび賭博シンジケート） — 貸金業、質屋	申請者は、適切なチェックボックスを選択してください。
31.	書類	当該書類のために提供された下記リストを参照してください。申請者は、PANの目的で身元証明および住所証明として提出された当該書類を表示してください

個人およびHUFによる身元および住所証明

身元証明	住所証明
パスポートの写	パスポートの写
インド系移民(PIO)カードの写	インド系移民(PIO)カードの写
インド永住権(OCI)カードの写	インド永住権(OCI)カードの写

身元証明	住所証明
「アポステイーユ」(1961年ハーグ条約に署名している国に関する限り)により、または申請者が所在し、もしくは申請者がインドで登録された指定銀行の海外支店の公認職員である国のインド大使館もしくは高等弁務官もしくは領事館により、正式に証明された他の国民もしくは市民権識別番号または納税者識別番号の写。	「アポステイーユ」(1961年ハーグ条約に署名している国に関する限り)により、または申請者が所在し、もしくは申請者がインドで登録された指定銀行の海外支店の公認職員である国のインド大使館もしくは高等弁務官もしくは領事館により、正式に証明された他の国民もしくは市民権識別番号または納税者識別番号の写。
	居住国の銀行口座明細書の写
	インドにおける非居住者の外部(NRE)銀行口座明細書の写
	州の警察当局により発行されたインド居住証明書または居住許可書の写
	インドの住所を表示する外国人登録事務所により発行された登録証明書の写
	付与されたビザの写ならびにインドの会社からの採用通知書または契約書の写および雇用主により発行されたインドの住所証明書(原本)。

非個人による身元および住所証明

身元証明	住所証明
「アポステイーユ」(1961年ハーグ条約に署名している国に関する限り)により、または申請者が所在し、もしくは申請者がインドで登録された指定銀行の海外支店の公認職員である国のインド大使館もしくは高等弁務官もしくは領事館により、正式に証明された他の国民もしくは市民権識別番号または納税者識別番号の写。	「アポステイーユ」(1961年ハーグ条約に署名している国に関する限り)により、または申請者が所在し、もしくは申請者がインドで登録された指定銀行の海外支店の公認職員である国のインド大使館もしくは高等弁務官もしくは領事館により、正式に証明された他の国民もしくは市民権識別番号または納税者識別番号の写。
インドで発行された登録証明書またはインド当局によりインドで事務所を設立するために授与された認可書の写	インドで発行された登録証明書またはインド当局によりインドで事務所を設立するために授与された認可書の写

添付 2.6 Part D – 個人にのみ適用可能な追加情報

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
	個人に関する情報	
32.	性	申請者は、ドロップ・ダウンリストから適切な性を選んでください： — 男性 — 女性 — トランスジェンダー
33.	配偶者の有無	申請者は、ドロップ・ダウンリストから適切な状況を選んでください： — 独身 — 既婚者 — 離婚 — 寡婦／寡夫
34.	市民権の状況	申請者は、ドロップ・ダウンリストから適切な状況を選んでください： — 外国人 — インド系移民 (PIO) — インド永住権保持者 FPI申請者の場合、外国人が適用されます 外国人は市民権を持つ国を述べる必要があります
35.	家族情報	
	母親が一人親であるかおよび母親だけの名前を伝えて PAN の申し込みを希望するか	申請者の母親が一人親である場合、申請者は母親の名前を使用して PAN の申し込みをすることができます 申請者は、適切な対応を選んでください
	父親の名前	申請者は、2.1 で母親の名前を用いて PAN の申し込みをすることを選択しない限り、父親の名前を記載してください
	母親の名前	申請者は、2.1 の選択肢で「はい」を選択した場合、母親の名前を記載してください。その他の場合、これは任意です
	PAN カードに印刷したい父親か母親の名前のどちらかを選択してください	PAN には親の名前を記載します。申請者は、親の名前を母親の名前にするのか父親の名前にするのかを、適切なチェックボックスをチェックして選択してください。 選択しなかった場合、2.1 の選択肢で「はい」を選択した場合を除き、父親の名前が初期値として印刷されます
36.	配偶者の名前	申請者は、該当する場合は配偶者の名前を記載してください

添付 2.7 Part E：預金および銀行口座開設

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
37.	預金口座の詳細	
37a.	口座認証	投資をするFPI申請者、デマット口座の開設を承認するチェックボックスにチェックを入れ、口座を開設するために預託機関参加者の名称を表示してください 投資をしないFPIは、デマット口座の開設を望まないことを表示することができます
37b.	動作形態	申請者は、その他のチェックボックスを選択し、DB POAに言及してください。
38.	銀行口座情報	
	口座認証	投資をするFPI申請者は、特別非居住者ルピー口座の開設を認証するチェックボックスにチェックを入れてください 投資をしないFPIは、銀行口座の開設を望まないことを表示することができます

添付 2.8 Part F – 宣言書および誓約書

参照セクション	宣言書および誓約書	ガイダンス用コメント
	宣言書および誓約書	申請者、署名者の名前および署名欄の近くに役職を書いてください、 正式署名者は、当該書類に、名前と日付とともに、署名する必要があります。 CAFの各ページ下部への申請者の省略をしない(個々に/共同で)署名が必要です。

添付 2.9 様式へ添付するためのガイダンス・ノート

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
1.	基礎となるデリバティブを含むODI口座	
	インドで(カテゴリーIのみに適用される)基礎となるデリバティブを含むODIを防ぐ目的での個別の登録ですか？	FPI申請者は、基礎となるデリバティブを含むODIのリスクを回避するための別個の口座が必要かどうかを表示してください。(詳細はODIセクションの第9章参照)
2.	分裏されたポートフォリオ	

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
	分離されたポートフォリオが、申請者の各サブファンドまたは種類株式／相当する構成のために維持されている場合、当該サブファンドまたは種類株式／相当する構成の名称は、インドでの投資を意図します。	申請者は、FPI登録に基づきインド市場での投資を意図する各サブファンドまたは種類株式その他の相当する構成の名称を提供してください(各サブファンド／種類株式または相当する構成が分離されたポートフォリオを保持する場合) ファンド／サブファンド／種類株式／相当する構成毎において、BOの宣言が要求されます
3.	カテゴリーI FPI (FPI規則5(a)(v)(B))の75%の所有権によって取得したカテゴリーI	
	2019年SEBI (FPI) 規則5(a)(v)(B)に基づいて登録されたカテゴリーIの適格な事業体の詳細	規則5(a)(v)(B)は、FPIがカテゴリーIとして登録されることを許可します。ただし、当該FPIの75%の所有権が、規則5の(a)条(ii)、(iii)および(iv)項に基づきカテゴリーIとして分類するFPIにより保有されることを条件とします。 申請者は、登録された事業体の詳細を提供します。 — 事業体の名称 — 国 — 規制5(a)による事業体の種類
4.	銀行または銀行の子会社の宣言	
	銀行または銀行の子会社の宣言	FPI申請者は、銀行か銀行の子会社であるかを表示します。 インドで直接に、またはグループ会社を通じて支店／代表事務所を持つ申請者は、そのように表示しないといけません。
5.	在外インド人 (NRI)、および／または、インド海外市民(OCI)、および／または、在住インド人(RI) 宣言—支配	
セクション A-1	FPIの支配	申請者は、NRI/OCI/RIによって支配されてはいけません。NRI/OCI/RIによって支配されているか否かを示す申請者 申請者がNRI/OCI/RIによって支配されている場合、彼らは、登録の付与から2年以内に、規制条件を遵守することを確認する必要があります。
	申請者FPIを支配する投資マネージャーの支配	投資マネージャーが、本国で適切に規制されているか、インド法に基づき設立されている場合、およびSEBIに登録されている場合を除き、申請者は、NRI/OCI/RIによって支配された投資マネージャーに支配されてはなりません 申請者は、NRI/OCI/RIによって同様に支配されている投資マネージャーに支配されているか否かを示してください。当該投資マネージャーに支配されている場合、投資マネージャーは許容される例外に基づき適格とされるか否かを示す必要があります

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
	非投資FPIによる宣言	非投資FPIは、NRI/OCI/RIによって支配されることがあります 非投資FPIであるNRI/OCI/RIによって支配されている申請者は、次のことを示します
	インド投資信託のオフショアファンドによる宣言	1996年SEBI(投資信託)規制に基づき、SEBIにより「無異議証明書」を付与されたオフショアファンドは免除されます 1996年SEBI(投資信託)規制に従って「無異議証明書」を得たオフショアファンドは、次のことを示します
5.	在外インド人(NRI)、および/または、インド海外市民(OCI)、および/または、在住インド人(RI)宣言—FPI資格	
セクション B-II	NRI/OCI/RIによる投資がない場合の宣言	申請者FPIがNRI/OCI/RI投資家を有しない場合、申請者は次のことを示します
	投資が許容限度内である場合の宣言	申請者FPIがNRI/OCI/RIを有するが、投資が下記の場合は、 — 個々に、元金の25%未満、および — 総計で、元金の50%未満
	投資が規程制限を超える場合の宣言	申請者FPIがNRI/OCI/RIを有し、以下の条件のいずれかを履行することができなかった場合、登録から2年以内に当該条件を満たしていることを確認する必要があります — 個々に、元金の25%未満、および — 総計で、元金の50%未満
	制限が適用されない場合の宣言	申請者FPIが、インドでの投資信託により売り出されたスキーマのユニットにおいてのみ投資をしている場合、セクションA(NRI/OCI/RIによる支配)またはセクションB(NRI/OCI/RIによる投資)の条件を免除されます 当該FPI申請者は次のことを示す必要があります。
6.	顧客を代理して投資を引受ける申請者	
	顧客を代理して投資をする申請者	申請者は、顧客に代わって、提供されたフォーマットに申請者が投資する予定である顧客の詳細を提供し、次の条件が着実に実行されることを確実にする必要があります。 — 顧客は、個人および/またはファミリーオフィスです — 顧客は、FPIとして登録の資格があり、第三者を代理して取引はしません — SEBIにより規定された該当するKYCは、顧客で履行されています。 この情報は、四半期ベースでDDPに提出されます。

参照セクション	様式での必須情報	ガイダンス用コメント
7.	KYC同意	
	FPIは、代理人がKYC情報をダウンロードすることを許可する前に、KRAが同意を求めることを希望しますか	<p>データを保護する手段として、FPIのKYCデータへのアクセスに関して、承諾の仕組みが導入されています。アクティベートされた場合、市場仲介者がKYCデータへアクセスするためには、FPIからの権限のある人物の事前の承諾が必要とされます。</p> <p>申請者は、KYCデータに関する承諾の仕組みをアクティベートするよう求めるか否かを示す必要があります。</p> <p>申請者がその仕組みをアクティベートすることを選択する場合、申請者は、権限のある人物の電子メールIDを提供する必要があります。最低1つの電子メールIDは必須で、3つの電子メールIDまで提供することが可能です。</p> <p>同意を求める電子メールは、権限のある電子メールIDに送信されます。当該欄には40文字の字数制限があります。</p> <p>注記：承諾を得ることに存する障害およびKYC手続の遅延を防ぐため、申請者は、次の電子メールIDからの電子メールがスパム/ジャンク/フィッシングメールとして扱われないように保証する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> — NDML KRAへは：info.kra@nsdl.co.in — CVL KRAへは：gogreencvl@cdslindia.com
8.	様式への正式署名者/経営陣	
	FPI申請者の正式署名者/経営陣に関する情報	<p>申請者は、提供されたフォーマットにおいて、正式署名者/経営陣の詳細を提供する必要があります。</p> <p>コラム3 Pan番号：個人がPANに適合しない場合、上記コラムに「該当なし」と記載します</p> <p>コラム6-8：適切に規制されていないカテゴリーII申請者のためにのみ必要な情報(規制5(b)(i)に基づくカテゴリーIおよびカテゴリーIIは除きます)</p>
9.	中間の主要株主に関する報	
9a.	所有権または資格	提供された最低基準に基づいて身元確認済みの中間所有者/資格保有者当該保有者が特定されない場合、申請者はそれに応じて示す必要があります
9b.	支配	提供された支配に基づいて身元確認済みの中間所有者当該所有者が特定されない場合、申請者はそれに応じて示す必要があります
	正式署名者の署名	
	正式署名者の署名	名前、役職および日付(日/月/年)と共に書類に署名した顧客の正式な署名者申請者のレターヘッドに印刷されたCAFへの添付および全ページに添えられた署名者の頭文字

添付 2.10 追加登録書類

シリアル番号	書類	署名権限
1.	基本定款および付属定款またはその他の同等の設立関連書類	— 公証人による認証、または外国多国籍銀行により認証される必要があります (証書には名称、日付、役職および銀行印が記載されている必要があります)
2.	SEBI登録手数料	Cat I – 3000米ドル + 20米ドル (Pan申請者用) Cat II – 300米ドル + 20米ドル (Pan申請者用)

添 付
3

役立つ参照リンク一覧

インド準備銀行 (RBI)	https://www.rbi.org.in
インド国立証券取引所 (NSE)	http://www.nseindia.com
インド証券取引委員会 (SEBI)	http://www.sebi.com
ボンベイ証券取引所 (BSE)	http://www.bseindia.com
Indian Clearing Corporation Limited (ICCL)	https://www.icclindia.com/
NSE Clearing Limited (NCL)	http://www.nscclindia.com/
National Securities Depository Limited (NSDL)	https://www.nsdl.co.in
Central Depository Services Limited (CDSL)	https://www.cdslindia.com
報道情報局	http://pib.nic.in
財務省	http://finmin.nic.in
産業政策推進局	http://dipp.nic.in
CDSL Ventures Limited (CVL)	https://www.cvlkra.com
NSDL Database Management Limited (NDML)	https://kra.ndml.in
証券監督者国際機構 (IOSCO)	http://www.iosco.org
国際決済銀行	http://www.bis.org
金融活動作業部会	http://www.fatf-gafi.org

添付
4

インドの主要連絡先

ボンベイ証券取引所 (BSE)

氏名 : Mr. Neeraj Kulshrestha
 役職 : BSE 最高事業責任者
 Email : neeraj.kulshrestha@bseindia.com
 Phone : +91-22-22728484

Indian Clearing
 Corporation Limited (ICCL)

氏名 : Ms. Devika Shah
 役職 : マネージング・ディレクター& CEO
 Email : devika.shah@bseindia.com
 電話 : +91-22-22728040

氏名 : Mr. Piyush Chourasia
 役職 : 最高リスク管理責任者
 & ストラテジー長
 Email : piyush.chourasia@icclindia.com
 電話 : +91-22-22728008

Central Depository
 Services Ltd (CDSL)

氏名 : Ms. Nayana Ovalekar
 役職 : 最高執行責任者
 Email : nayana@cDSLindia.com
 電話 : +91-22-66341855

CDSLベンチャー社 (CVL)

氏名 : Mr. Sunil Alvares
 役職 : 最高執行責任者
 Email ID : sunila@cDSLindia.com
 電話 : +91-22-22728627

Multi Commodity
 Exchange of India Ltd. (MCX)

氏名 : Mr. Rishi Nathany
 役職 : 部長 - 事業開発
 & Marketing
 Email : Rishi.Nathany@mcxindia.com
 電話 : +91-22-6731 8888

氏名 : Girish Dev
 役職 : 最高規制責任者
 Email : Girish.Dev@mcxindia.com
 電話 : +91-22-6731 9299

Metropolitan Clearing
Corporation of India Ltd.

氏名 : Mr. Balu Nair
役職 : マネージング・ディレクター
Email : Balu.Nair@mclear.in
電話 : +91-22-6112 9000 / +919930267674

National Securities
Depository Limited (NSDL)

氏名 : Mr. Samar Banvat
役職 : 上級副社長
Email : samarb@nsdl.co.in
電話 : +91-22-24994590

氏名 : Mr. Prashant Vagal
役職 : 上級副社長
Email : prashantv@nsdl.co.in
電話 : +91-22-24994481

インド国立証券取引所 (NSE)

氏名 : Mr. Ravi Varanasi
役職 : 最高事業開発責任者
Email : raviv@nse.co.in
電話 : +91-22 26598225

氏名 : Mr. K. Hari
役職 : 最高事業責任者 -
Equity & Equity Derivatives
Email: harik@nse.co.in
Phone: +91-22-26598452

NSE Clearing Limited (NCL)

氏名 : Mr. Vikram Kothari
役職 : マネージング・ディレクター
Email : vkothari@nscl.co.in
電話 : +91-22-26598424

National Commodity and Derivatives
Exchange Limited (NCDEX)

氏名 : Kavita Jha
役職 : 副社長補佐、
事業開発
Email : Kavita.Jha@ncdex.com
電話 : +91-22-66406849/ +919930267919

NSDL データベース
Management Limited (NDML)

氏名 : Sameer Gupte
役職 : 上級副社長
Email : sameerg@nsdl.co.in
電話 : +91-22-49142505

税務代理人／コンサルタント：

BDO	氏名： Manoj Purohit 役職： リーダー- FS Tax Tax & Regulatory Services Email： manojpurohit@bdo.in 電話： +91 98330 91298
Deloitte, Haskins & Sells LLP	氏名： Rajesh H Gandhi 役職： パートナー Email： rajegandhi@deloitte.com 電話： +91-22-61854380/ +91 98195 90172
Ernst & Young LLP	氏名： Tejas Desai 役職： パートナー Email： tejas.desai@in.ey.com 電話： +91-22-61920710 / +91 9820 410278
KPMG	氏名： Sunil Badala 役職： パートナー&ヘッド BFSI – Tax Email： sunilbadala@kpmg.com 電話： +91-22-30902100/ +91 98926 00615
Manohar Chowdhry & Associates	氏名： Ameet Patel 役職： パートナー Email： ameen.patel@mca.co.in 電話： +91-22-24445064
Minesh Shah & Co	氏名： Malav Shah 役職： パートナー Email： malav@mineshshah.com 電話： +91-22-40044600/4603/ +91 98209 09359
PricewaterhouseCoopers	氏名： Suresh Swamy 役職： パートナー、財務サービス Email： suresh.v.swamy@pwc.com 電話： +91-22-61198053 / +91-9930148175
SKP & Co	氏名： Maulik Doshi 役職： パートナー Email： maulik.doshi@skpgroup.com 電話： +91 22 6617 8100
Grant Thornton India LLP	氏名： Raja Lahiri 役職： パートナー Email： Fiigtax@in.gt.com 電話： +91 22 6626 2600

法務関係連絡先

ARA Law

氏名 : Rajesh N. Begur
役職 : Founder & Managing パートナー
Email : rajesh@aralaw.com
電話 : +91 22 6619 9800

AZB & Partners, Advocates & Solicitors

氏名 : Rushabh Maniar
役職 : パートナー
Email : rushabh.maniar@azbpartners.com
電話 : + 91 22 6639 6880

Finsec Law Advisors

氏名 : Sandeep Parekh
役職 : マネージング・パートナー
Email : sandeep.parekh@finseclaw.com
電話 : +91 22 62363181

Indus Law

氏名 : Nishant Singh
役職 : パートナー
Email : nishant.singh@induslaw.com
電話 : +91 - 22- 49207215/
+91 - 22 - 61496215

J. Sagar Associates,
Advocates & Solicitors

氏名 : Aashit Shah
役職 : パートナー
Email : aashit@jsalaw.com
電話 : +91-22- 43418536

Khaitan & Co

氏名 : Siddharth Shah
役職 : パートナー
Email : Siddharth.Shah@khaitanco.com
電話 : +91-22-66365000

Nishith Desai Associates

氏名 : Pratibha Jain
役職 : パートナー、ファンド設立
& 規制実施
Email : pratibha.jain@nishithdesai.com
電話 : +91 9910122443

Platinum Partners

氏名 : Ankit Majmudar
役職 : パートナー
Email : ankit.majmudar@platinumpartners.co.in
電話 : +91-22-61111900

Shardul Amarchand Mangaldas

氏名 : Jay Gandhi
役職 : パートナー
Email : jay.gandhi@AMSShardul.com
電話 : +91-22-4933 5555 / +91 982005 4821

Trilegal

氏名 : Ameya Khandge
役職 : パートナー
Email : Ameya.Khandge@trilegal.com
電話 : +91 22 4079 1000/ +91 22 4079 1006

Wadia Ghandy & Co.
Advocates, Solicitors and Notaries

氏名 : Shabnum Kajiji
役職 : パートナー
Email : shabnum.kajiji@wadiaghandy.com
電話 : +91 (22) 40735652

L&L Partners

氏名 : Mohit Saraf
役職 : 上級パートナー
Email : MSaraf@LUTHRA.COM
電話 : +91 11 4121 5100 / +919810266448

添付
5

本ガイド内で使用されている 略語の一覧

略語	全語
AD	承認取引者
ADR	米国預託証券
AGM	年次株主総会
AI	承認済仲介機関
AIF	オルタナティブ投資ファンド
ARC	資産運営会社
ASBA	ブロックされた金額でサポートされているアプリケーション
BIS	国際決済銀行
BSE	ボンベイ証券取引所
CBDT	直接税中央委員会
CBEC	物品税関税中央局
CBRICS	社債報告および統合清算制度
CC	清算機関
CCD	強制転換社債
CCDL	社債総合限度額
CCIL	Clearing Corporation of India Ltd.
CCP	セントラル・カウンターパーティー
CD	定期預金
CDSL	中央預託サービス(インド)社

略語	全語
CFT	テロ資金供与対策
CIS	集合投資スキーム
CM	清算会員
CP	商業手形
CPI	消費者物価指数
CRS	共通報告基準
CSGF	コア決済保証資金
CSGL	関係者の子会社一般元帳勘定
CTT	商品取引税
DDP	指定預託機関参加者
DEA	経済庁
DII	国内機関投資家
DoR	歳入庁
DP	預託機関参加者
DPIIT	産業推進および国内取引局
DR	預託証券
DSC	デジタル署名証明書
DTAA	二重課税回避協定

略語	全語
ECB	対外商業借入
ECM	為替管理マニュアル
EFI	資格を満たす外国投資家
EGM	臨時株主総会
ELM	極端損失証拠金
EBP	電子書籍プロバイダー
ETCD	上場通貨デリバティブ
ETF	上場投資信託
F&O	先物&オプション
FAQ	よくある質問
FATCA	外国口座税務コンプライアンス法
FATF	金融活動作業部会
FCCB	外貨建て転換社債
FCEB	外貨建て他社株転換社債
FD	定期預金
FDI	外国直接投資
FEMA	外国為替管理法
FI	金融機関
FIFO	先入れ先出し法
FIFP	外国投資促進ポータル
FIPB	外国投資促進委員会
FMC	先物市場委員会
FMI	金融市場インフラ
FMP	固定満期計画
FPI	外国ポートフォリオ投資家
FPO	追加株式公開
FRB	変動利付債券
FVCI	外国ベンチャーキャピタル投資家

略語	全語
FX	外国為替
GAAR	一般的租税回避防止規定
GAH	ギルト口座保有者
GC	グローバル・証券保管機関
GDP	国内総生産
GDR	国際預託証券
GIFT City	グジャラート州国際金融テックシティ
Gol	インド政府
G-Sec	国債
Holdco	持株会社
ICCL	Indian Clearing Corporation Limited
ICDM	インド社債市場
ICDR	資本の発行および開示要件
IDFI	インド開発金融公社
IDR	インド預託証券
IFSC	国際金融サービスセンター
IGA	政府間協定
INR	インドルピー
InvITs	インフラ投資信託
IOSCO	証券監督者国際機構
IPO	新規株式公開
IPP	機関発行プログラム
IRF	金利先物
ISIN	国際証券識別番号
ITP	機関取引プラットフォーム
IVCU	インドのベンチャーキャピタル事業
KMP	主要経営責任者
KYC	顧客確認

略語	全語
LLP	リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ
MAT	最低代替税
MCA	企業省
MCCIL	Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd
MCX	インド・マルチ商品取引所
MF	投資信託ユニット
MIM	複数投資顧問会社
MMOU	多国間覚書
MoF	財務省
MRC	最低必要資本
MSEI	インド・メトロポリタン証券取引所
MTM	マーク・トゥ・マーケット
NAV	純資産額
NCD	非転換社債
NCDEX	国立商品&デリバティブ取引機関
NDS-OM	相対取引システムーオーダー・マッチング
NEFT	国内電子送金
NOC	異議なし証明書
NRI	在外インド人
NCL	NSE清算会社
NSDL	インド国立証券預託機関
NSE	インド国立証券取引所
OCI	インド海外市民
OCB	海外企業体
ODI	オフショアデリバティブ商品
OFS	売り出し
OTC	店頭
PAN	恒久税務番号

略語	全語
PD	プライマリーディーラー
PDO	公債オフィス
PE	恒久的施設
PIO	インド系 移民
PIS	ポートフォリオ投資スキーム
PM	プライマリー会員
PMLA	マネーロンダリング防止法
PPP	官民パートナーシップ
PSU	公営企業
PTC	パス・スルー証書
QFI	適格外国投資家
QIB	適格機関投資家
QIP	適格機関向け発行
RBI	インド準備銀行
RDM	リテール債券市場
REIT	不動産投資信託
RFQ	見積問合わせ
RTGS	即時グロス決済
SAST	株式の大量取得および買収
SAT	証券上訴法廷
SCRA	1956年証券契約(規制)法
SDR	戦略的債務再編
SEBI	インド証券取引委員会
SGF	決済保証資金
SGL	子会社一般元帳勘定
SLB	証券貸借
SLBS	証券貸借スキーム
SLR	法定流動性比率
SME	中小企業

略語	全語
SPAN	リスクの標準ポートフォリオリスク分析
SPV	特別目的事業体
STT	有価証券取引税
TAN	税額控除および徴税口座番号
T-Bill	短期国債
TC	税務コンサルタント
TDR	開発権移転
UPSI	未公開の価格感応情報
VaR	バリュー・アット・リスク
VC	ベンチャーキャピタル
VCF	ベンチャーキャピタルファンド
WHT	源泉課税
ZCB	ゼロクーポン債

Securities Services, India Corporate Bank Deutsche Bank AG, India

連絡先

Sriram Krishnan

インド Global Transaction Banking 共同経営者

インド&亜大陸証券サービス責任者

法人銀行

ドイツ銀行 AG

電話番号：+91-22-7180-3579

Eメール：sriram-a.krishnan@db.com

This document has been prepared exclusively for the benefit and internal use of customers of Deutsche Bank AG and its subsidiaries and/or affiliates (Deutsche Bank). The information should not be further distributed or duplicated in whole or in part by any means without the prior written consent of Deutsche Bank. The information contained herein has been prepared on the basis of information which is either publicly available or obtained from a source which Deutsche Bank believes to be reliable at the time of publication. Information provided herein may be a summary or translation. The content of the material contained herein is subject to change without notice, and such changes could affect its validity. Deutsche Bank is not obligated to update the material in light of future events. Furthermore, Deutsche Bank does not warrant, expressly or implicitly, its veracity, accuracy or completeness. Deutsche Bank accepts no liability whatsoever for any use of this communication or any action taken based on or arising from the material contained herein. Additional information may be available upon request. The material in this communication is for information purposes only. Therefore, this communication should not be interpreted as investment, tax or legal advice by Deutsche Bank or any of its officers, directors, employees or agents and customers should consult with appropriate professional advisers for these specific matters. Contents and structure of the document are copyright protected. Reproduction of information or data content, in particular the use of text (whether in full or in part), pictures or graphics, requires the prior approval of Deutsche Bank AG.

